忠義公史料 下來四郎編 市來四郎編

国

(紙数八一枚)」の記載あり 扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料

## 柴山景綱事歴

田屋事件之事

ス、時ニ薬丸半左衛門・門松市兵衛・岩切八兵衛・大高人ヲ以テ一組トシ、什長一人・伍長二人ヲ以テ統御

ヲ命セラル、龍五郎ノ喜ヒ知ルベキナリ、我薩藩ノ制拾 テ以テ什長薬丸半左衛門テスト剝術師範象 ノ伍長トシテ随行

迫喜右衛門 潰・鳥丸六左衛門・貴島平八・小野郷右衛

上ノ機馬場・平山龍助≧隆・中村矢之助ト同時ニ、久光公畿方 レ、王事ニ勤ムルカ為メ、上下一千余人ノ麾下ヲ率ヰ、 奈良原喜八郎竇・森岡清左衛門音編を・大野四郎助 文久元年辛酉ノ冬、 同二年壬戌三月、久光公ハ齊彬公ノ御遺志ヲ継カセラ ノ御先定供ヲ命セラレ、 柴山龍五郎景綱・ 俱ニ御他出毎ニ之レヲ勤ム、 松方正作形元・

> 要務ヲ命セラルヽト雖モ、今般久光公ノ出府ハ将ニ三(命ヲ蒙ル、龍五郎熱ラ考フルニ今御留守定供ノ脱カ)野四郎助・中村矢之助ト四人、忠義公ノ御留守定供ノ ヒサルノ誠意ヲ訴フ、帯刀其精神ノ厚キヲ感シ、上聞シ ニ賛成シ共ニ国老心得小松帯刀麻ニ迫リ、其留国ニ忍 以テ尽ス可シト、之レヲ大野四郎助ニ謀ル、四郎助大 ヤ、若シ随行ノ命ヲ拝スル能ハスンハ、須ク亡命シテ ク、今此機ヲ失ハ、、又何ノ日カ宿志ヲ果スノ期アラン トセラル、ナリ、龍五郎不肖 ト雖モ多年勤王ノ志ヲ懐 麑府ヲ発シテ上京セラル、時ニ龍五郎ハ平山龍助・大 時間ヲ挙ケテ、以テ先君ノ遺志ヲ継キ、王事ニ尽サン

禮平助 松・岩切等ニシテ、 ハ路ヲ陸土ニ取ラレ、 門・吉井幸輔 눓・鈴木勇右衛門・高田十郎右衛門・仁 才蔵ト共ニ薬丸ノ伍長ニシテ、鹿兒島前ノ濱ヨリ発船 範景 永田佐一郎等各什長タリ、 路ヲ海上ニ取ル、 而シテ年長ノ什長ニハ薬丸・ 龍五郎ハ飯牟禮 其十六日久光公 押

即夜浪士鎮撫ノ 会シタルニ、其器宇誠ニ恢宏有為ノ人ニシテ、 急行下坂シテ魚屋太平ノ旅店ニ投ス、時ニ柴山愛次郎 役ニテ江戸ノ藩邸ニ在リ、偶々久光公ノ上京ヲ聞 抽籤ヲ以テ之レヲ定ム、然ルニ吉井幸輔 寒・鈴木勇右 [頭註]「大坂随行組代長」[電高] 坂ニ着セラル、 等随行船ノ到ヲ待テ、其八日兵庫ノ駅ニ達シ、十日大 讃良清蔵等ナリ、久光公ハ四月三日播州室津ニ着シ、吾 津七次
<br />
市<br />
飯牟禮喜之助·山口孝右衛門·是枝萬助 ソ真ノ豪傑ト云フ者ナレ、当時予ニ対シ笑ヲ含テ日ク、 島彌兵衛禰 ヲ或ル水辺ノ神社ニ伴ヒ、時事ヲ談ス、 百人ヲ率ヒテ、大坂ヲ発テ伏見ニ至リ、十六日入京、 久光公其十三日ヲ以テ、当籤ノ什長・伍長及ヒ部下数 衛門・高田十郎右衛門・鳥丸六左衛門随行ノ籤ニ当ル、 ニ弟子丸龍助日ク、予今回始メテ西郷吉之助艦 氏ニ面 ノ藩邸ニ置キ、不虞ニ備へ他ノ四組ヲ率ユルモノトシ、 《チ藩邸ニ来リ久闊面話ヲ為ス、 (ノ親友弟子丸龍助行・伊集院直右衛門第ハ中小姓ノ 橋口壮助講亦同宿タリ、 吾カ部下ノ戦兵ニハ本田堅介門弟・大山彌助巌・野 而シテ兵十二組ノ内八組ヲ分チテ同地 朝命ヲ拝セラル、是レヨリ先キ龍五 龍五郎等ノ着坂ヲ聞キ、 而シテ龍五郎及ヒ三 彼レ 肼 コ

> 江田対テ曰ク、久光公入朝以来献スル処ノ策尽ク採納 二面会シ問フニ、久光公尽力ノ首尾如何ヲ以テス、 テ予等猶安セサル所アリ、私ニ奈良原・海江田 他事ニ介セス、宜ク其職トスル処ヲ守ル可シト、 総テ宜ク天下ノ事万患ナシ、汝等其意ヲ体シ、必ス意ヲ ク、久光公ノ献策 奈良原喜左衛門繁・海江田武次義ヲシテ諭サシメテ日 久光公ハ昨日大坂守衛ノ諸士ヲ藩邸ノ広間ニ招集シ、 ニ及ブ、龍五郎・彌兵衛対テ曰ク、足下等ノ知ル如ク、 敷ト、予大ニ其人トナリヲ羨望セリ、 遠カラス内軍カアル筈ナルガ、 朝廷尽ク採納アリ、尽ス処ノ結果、 其時ハ足下モ行カ 語次又一挙ノ事 ノ両氏 而シ ル

アリ、尽ス処ノ事亦宜敷キヲ得サル者ナシ、吾子等夫

テ国是ヲ定ムベシ、幕府若シ 朝命ニ抗スルアラハ、 凌カレタル、前ノ青蓮院宮ヲ出シ奉リ、其侭御参内ノ <sup>(尊殿製王)</sup> リシ、九條関白及酒井諸司代ヲ襲撃シ、京地ノ相國寺内 (ピセ゚) ●・奈良原喜左衛門 ・ 海江田武次ノ如キハ頃日因循姑 三百諸侯ニ飛檄ヲ馳セ、迅速上京ヲ命セラレ、集会以 在京ノ御命ヲ降シ、悉ク久光公ノ建白ヲ御採用アリテ、 供奉ヲ為シ、吾徒ノ建白且ツ御口上ヲ以テ、久光公ニ ニ於テ、僅ニ一室ノ雪隠臭キ処ニ幽屏サレ、香ヲ焼キ 故ニ吾徒急馳以テ京師ニ入リ、飽マテ | 叡慮ヲ悩シ奉 機ヲ失ハヽ復得可カラス、洵ニ千載ノ遺憾ト云フ可シ、 ヤ、吾徒素ヨリ万死以テ王事ニ尽サント欲ス、一旦其 セサルヲ以テス、今彼レ等ノ言、豈ニ悉ク信ス可ケン 息ニ流レ、啻ニ稽緩ナルノミナラス、諭スニ時機ノ熟 緩ニシテ、恢復ノ大業ハ成シ難カラン、又大久保一蔵 ニ在リテ王政ヲ輔翼セラルヽト雖モ、恐クハ其措置稽 其左右ヲ壅蔽シテ私慾ヲ営マントス、故ニ久光公京師 難キ敷、 人数ニ、上京ノ命無キヲ以テ観レハ、其実未タ行ハレ 日奈良原・海江田ヲ以テ諭示アリト雖モ、今猶在坂ノ 権猖獗ニシテ、効ヲ奏スル事頗ル至難ト想像ス、一昨 想フニ中山中左衛門実育ノ如キ姦物要路ニ在り、

トノ和歌モアリ、此機失フ可ラス、豈ニ遅疑ス可ンヤトノ和歌モアリ、此機失フ可ラス、豈ニ遅疑ス可ンヤ

武夫の矢たけ心の梓弓

セン、但一死以テ上ハ 皇室ヲ中興シ、藩公洪恩ノ万に年、諫テ曰ク、余以為ラク事甚タ過激ニ渉ル、恐ク門ドンハッ2を 抔ト志ヲ同フセラレタリ、故ニ久光公及門ドンハッ2を 抔ト志ヲ同フセラレタリ、故ニ久光公及八太保一蔵・奈良原等ノ意ニ従ヒ、而シテ後ニ去就ヲ大久保一蔵・奈良原等ノ意ニ従ヒ、而シテ後ニ去就ヲト、龍五郎以為ラク然リト、則チ之レニ応ス、龍五郎ト、龍五郎以為ラク然リト、則チ之レニ応ス、龍五郎ト、龍五郎以為ラク然リト、則チ之レニ応ス、龍五郎

アリ、 出テヽ、一挙ノ談ニ及ブ、時ニ龍五郎・彌兵衛ハ年歯 其月十七八日ノ黎明、三島彌兵衛心賢組・柴山龍五郎 薬 武士ノ名ヲ揚ケ、祖先ヨリ世々蒙リシ高恩ニ報ヒ奉ル 抜ンデート際目立チタル無二ノ働ヲ為シ、後世ニ薩摩 シ、余等三人ハ俱ニ白鉢巻ヲ為シ、赤襦袢ヲ着シ、衆ニ 百年来暴威ノ根本ヲ破ルノ光陣ハ、余等任シテ為ス可 モ惜ムニ足ラス、願フ処ノ幸トハ此事ナリ、徳川家三 如キハ、目前 ニ二王ナシ、人ノ有ル限リハ天子ノ人、地ノ有ル限リ 残ストハ、日夜武士ノ嗜ム処ナリ、又天二二日ナク地 アルノ頃ナレハ、虎ハ死シテ皮ヲ残シ人ハ死シテ名ヲ 方ニ二十八、萬助ハ二十二ノ春ニシテ、鬼ヲモ拉ク勢 キナリト、吾豈ニ敢テ軽々ニ為サンヤト、萬助悟ル処 カ処ヲ為サン、語ニ云ハスヤ、義ヲ見テ為サヾルハ勇無 ヲ興起セシメント欲スルノミ、死後ノ如キハ公必ス之 ハ此時ナルゾ、余等此姦賊ヲ討チ捕リテ切死セハ、死後 ハ天子ノ地トハ是迄倶ニ唱ル所ナリ、抑モ此ノ一挙ノ 一二報ヒ、下ハ天下億兆ノ安堵ヲ謀リ、遅疑観望ノ徒 ・弟是枝萬助繁丸總ニ大坂藩邸ノ門外人ナキ処ニ 日ク然リ、弟願クハ奮戦以テ阿兄ニ従ハント、 陛下ノ御為メナレハ、身命ハ塵芥ヨリ

薩藩士柴山龍五郎藤原景綱森山新五左衛門為ノ旅舎ニ至り、則チ筆硯ヲ借リテ、リノ白羽二重ヲ縫ヒ着ケ、之ヲ携ヘテ坂本彦右衛門・裁シ、内ニ薄真綿ヲ入レ、背部ニ縦一尺一二寸横九寸許ハ疑無シ、進ム可キハ此時ナリト、倶ニ緋縮緬ノ襦袢ヲ久光公ガ事ノ成就ヲ為シ、「宸襟ヲ安シ奉ラセラル、

討,賊,安心。皇国,

皇ノ御為ニ死ヌハ滝津勢ノ

水ヨリ早キ我心哉

生,尽,為,"天皇,死,、為,忠義魂,是枝萬助当年二十二歳平快次

大内山ノ塵ヲ払フゾワレヒトリ天カ下ニハ生レキテ

薩藩武臣三島彌兵衛通庸(合作/軸トナシ、伏見大黒寺ニ寄附る)(明治廿七年三月ニ至り、最綱及万助へ)

赤心報"皇国"

皇国ノ御代安ケレト武士ノ

アカキ心ヲ尽ス今日哉

各自和歌ト氏名ヲ記シテ、牛皮ノ腹巻ト共ニ其旅舎

後ヨリ抱キ介抱スルヲ見テ、 兎ヤ角ト苦心セル内、 手ヲ出シ、其人ヲ牽タレトモ、俯向キニ臥シテ動カス、 誰カ夢ミシナラント衾中ヨリ大ニ笑ヒシヲ聞テ、其侭 ケレハ、龍五郎・萬助ト互ニ相笑テ、誰カ夢魔ニ襲ハ 時ニ右ノ方五六間ヲ隔テシ室内ニ当リ、ウナリ声アリ シテ什長薬丸氏ニ告ケ、室ヲ出テ既ニ椽側ヲ下ントス、 魚屋ヲ指シテ馳セ行ケリ、 森山
新
西
左
等
ノ
舎
ニ
至
リ
、 為シケルカ、胸中一挙ノ出船時刻ノ過キンコトヲ恐レ、 什長永田佐一郎ノ割腹セシ所ナレハ、大二驚キ介抱ヲ 故ニ不審ヲ懐キ、起テ之ヲ観ルニ、豈ニ図ンヤ余等ノ ヲ発スル者ト思ヒ、発声スル者ハ誰ゾ、夢ヂャ夢ヂャト セントスル時、 白石休八・岸良俊助等馳セ来リ、語テ曰ク、 藩邸ヲ立出テタリ、 スルヤ、廿三日ノ昧爽弟是枝萬助ト共二、言ヲ朝浴ニ託 レシ者ナラント云ヒケレハ、隊中ノ寝覚メシ人々モ、 枕辺ニテウナリ声アリ、 然ルニ途中永田佐一郎ノ部下ナル 諸士漸々馳セ集リ、 襦袢・腹巻ヲ着シ中ノ島ナル 初メ龍五郎ノ藩邸ヲ出ント 隙ヲ窺ヒ始メテ藩邸ヲ駈 誰カ夢ミテ宙 仁禮平助等 余等出邸

機ヲ失フノ恐レアリ、

速カニ乗船スルニ如カスト、有

ル時ハ藩邸ヨリ捕吏ノ来ルハ必然ナリ、

事爰ニ到

二永田ノ自害及部下脱邸ヲ探知セシコト疑ヒ無シ、

ラク、 ルヤ、 ヲ企ンコトヲ想予シ、 ルヲ恥チ、自害シテ謝セシ者ナラン、憐ム可キノ至ナ トヲ悟リ、 田ヲシテ諭サレシヲ以テ、中途ニシテ其挙ノ非ナル ケ出セリト云フ、 集会セリ、時二柴山愛次郎遵等永田ノ死ヲ聞キ以為 斯クテ龍五郎萬助ノ魚屋ニ到ルヤ、 永田ナリシコトヲ知レリ、 錦玉リ久光公ノ居邸京師錦小路ニ在 永田モ一時ハ与リシカ、久光公ノ奈良原 又我部下ノ士悉ク脱シテ、其職分ノ立タザ 因テ襲キニ椽側ニテ聞キシウナリ声 探吏数人ヲ入レ置キタレハ、直 ニ於テハ、予等時勢ニ迫リ一挙 而シテ有馬等ノ事ヲ企 同盟ノ士多ク 海

IJ,

ハ

シカ、

藩邸ノ

隊ニ帰ル、

廿一日ヲ期シ事ヲ挙ント

故アリ止ミ、廿三日払暁三人産五郎・弥・坂本

以テ殿ス時ニ諸士既ニ亡命シテ厳禁ヲ犯シ、(衆ニఱク) 精算シテ、之レヲ主人ニ与へ、而シテ徐ニ船ニ乗り、 ヲ延へ、之ニニ分金ヲ並へ、諸士ノ宿泊ニ係ル費用ヲ 郎亦登リ見ルニ、座敷ニ魚屋ノ主人ヲ延キ、数葉ノ紙 用ヲ決算ス、当時柴山愛次郎楼上ニ在リシ故ニ、 土原藩士富田孟次郎億・同池上隼之助陳 馬哉・橋口點・田中緑等ヲシテ先ツ発航セ シメ、 等卜旅舎 其身ハ佐 龍五

遅々トシ

ル能ハスト、

奈良原ハ前説ヲ執リ、

誠意懇々諭シテ已

終ニ相互ノ

ス

是ニ於テ満船怒声ヲ発シテ応答シ、

覗ヒヲ着ケ、 練ナレハ、急ニ携フル所ノ拾匁銃ヲ執テ之レヲ狙 者ト為シ、 ヲ顧リミ、 田中謙介ハ奈良原喜左衛門・海江田武次ノ堤上ヲ過 助行・永山萬齋(跡 既ニシテ龍五郎ハ田中謙介畷・橋口傳蔵嫌・弟子丸龍 篠原冬一郎輪・林庄之進・吉原彌次郎豊等乗込ミタリ、 ンデ漕キ出ス、二番船ニ是枝萬助快・吉田清右衛門 (清基) 先ツ一番船ニ橋口壮助津・有馬新七 石雨ノ如ク降リテ尚動カサル、大石良雄ノ度量モ之ニ 次郎ニ至テハ、挙止従容神色自若タル事猶能ク此ノ如 就中年少ノ徒ハ稍々先ヲ争フノ風アルヲ見ル、 ントス、而シテ火縄ヲ忘ル、 二入リ、事ヲ挙ルニ如カストノ意向アルモノヽ 過 龍五郎暫ク傍ニ在リ、其挙動ヲ観テ以為ラク、 ル無シト、 之レニ炉灰ヲ粘シ綯フテ索ト為シ、火ヲ点シテ 而シテ将ニ伏見ニ到ントシテ淀川ヲ遡ル時 我レ之レヲ射撃セント、 以テ彼等ハ余輩ヲ制止スルカ為メニ来リシ 将ニ発ントシテ火忽消ユ、此ノ如クスル 嘆賞之ヲ久クス 等ト三番船ニ乗込ミ、 因テ腰間帯ル処ノ手巾ヲ 予テ砲術 等ノ乗船勇ミ進 勢ヒ頗ル 流野村 如 独リ愛 ノ熟 矢 乜 ル

テ其発セザルヲ観テ心窃ニ之レヲ喜ブ、此人ヲ一丸ノ下ニ斃スハ、誠ニ惜ム可キナリト、而シ善ナリシカ、謙助ノ之ヲ狙撃スルニ方リテ意ラク、今ニシテ、人ニ接スルニ信義ヲ以テス、故ニ龍五郎ト親コト三回、遂ニ果サズ、抑奈良原喜左衛門ハ廉直深切

テ捕吏ノ為メニ大事ヲ敗ランヨリハ、

寧ロ速カニ京師

隠ノ挙動アルハ、国家ノ為メ容易ナラザルノ大事ナリ、奈良原曰ク、予等久光公ノ命ヲ帯ヒ来ル、吾子等今不我等ヲ大呼スル抑何ノ故ゾ、詳カニ其理由ヲ語レト、篠原 咚 ̄・林 雄~・吉原 螂゙、・是枝萬助等答テ曰ク、ヲ回セ、予等将ニ告クル所アラントスト、吉田 瀟・ヲ回セ、予等将ニ告クル所アラントスト、吉田 瀟・

セ来ルヤ、二番船ヲ認メ、大ニ呼テ曰ク、請フ是レヨリ先キ奈良原・海江田ノ伏見方面ヨリ川

請フ姑ク棹

(岸ヲ馳

口 助壮 カ為メ、京師ニ赴ク 聴クモノナク、 テ尽力アルベシト説諭懇到ナリ、 ハ、方今久光公ノ専ラ尽サル、所ナレハ、宜ク公命ニ従 旦大坂ニ帰邸セシメヨト公命此ノ如シ、且天下ノ事 (ノ挙動アルハ、国家ノ為メ容易ナラザルノ大事ナリ、 等ノ人々ト同意ニテ、九條・酒井(忠憲) (忠義) 皆日ク、 ノ途ナリ、 我等ハ有馬ボ・柴山 仮令百諭告アル 然レトモ船中一人ノ ノ奸物ヲ除 郎愛次 モ止 カン

リタリ、アラックを 門ドンナンドト云ハ平時ノ事ナリ、此ノ期ニ臨ミ、 初メ永田佐一 安ニ在ルヤト、 出ントス、時ニ海江田曰ク、柴山 メテ曰ク、是レ大事ノ前ノ小事ナラスヤ、止ムベシ止 ンカ、船中ハ吉田 瀧・篠原 鮗|・林 進~等是枝ヲ止 同氏亦飛ヒ上リシヲ、海江田傍ヨリ之レヲ宥メシナラ 聞ヘサル召シ方ナリト、 ミケレハ、奈良原此状ヲ見テ大ニ怒リ、 刀ヲ引抜キ、岸ニ向ヒテ飛ヒ上リ飛ヒ上リ、力足ヲ蹈 ント、 舌戦ト為ル、時ニ是枝萬助進ンテ日ク、 ムベシト、是枝亦其理ニ服シテ止ム、後チ両士ハ語声ヲ テ我等ノ船ヲ止ムルニ於テハ、此淀川ニ切り捨テ申 ノ返詞ヲ為シ、万事貴命ニ従ハント言ヒ放チテ其船 大二笑フテ漕出セリテ、奈良原喜左衛門等ヨリ剣道薬丸流ノ教授大二笑フテ漕出セリ万助ハ、上坂マデ朝マ江夏仲左衛門ノ宅ニ於 公命ヲ以テ種々説示セラル、 備前長船祐定作ノ二尺七寸アル朱カラカラノ大 郎ノ自殺スルヤ、高崎佐太郎風 萬助等対テ曰ク、彼等今猶大坂ニ在リ 既ニ切テ懸ルベキノ勢ニテ、 鄭次 ・橋口単 等ハ今 船中ノ諸士亦適宜 萬助ドン是ハ 奈良原喜左衛

IJ

衛門・ 則チ高崎佐太郎ナリ、 輿ノ来ルアリ、 食シ居リシガ、先ニ藤井良節乗輿以テ過キ、継テ又一 ニ命シ、 日ク京師ニ之クト、 ハ四番船ヲ待タント淀ニ上陸シ、 Ų 疾病ニ趨ク、嚮ニ此ニ邂逅セリト、 故ニ急遽之レニ赴クト、龍五郎日ク、藤井良節弟 速カニ久光公ニ報セサル可ラスト、 坂元彦右衛門・山本四郎議等ト或ル店頭ニ鰑ヲ 飛轎以テ京師ニ赴ク、 龍五郎誰ナラント馳テ之レヲ窺ヘハ、 日ク何ノ故ゾ、日ク久光公ノ命ア 問テ日ク吾子焉クニ之ク、答テ 、龍五郎ハ森山新五左(永治) (永治) (永治) 其語未タ既ラザ 多人ノ昇夫

レ

此等ノ談ハ曽テ聞カス出ヲ禁セラレシ故ニ、、 郎纔二兒ルヲ得タリ義挙録ニ、兼テ急報ノ者登ラハ道ニ殪ス可半手害ノ 可シ、一人ノ高崎ヲ殺スモ何ノ益カ有ント、因テ佐太 急ナルヲ見ルニ及デヤ、旧情靄然トシテ起リ、之レヲシ 太郎ハ同窓ノ友ニシテ、 又当時大坂藩邸ニーノ閾ヲ隔テ居レリ、故ニ其危 抑モ龍五郎ノ年少造士館ニ出ル 毎日咿唔相和シ交情極メテ深 ヤ、佐

ノ部下漸々出デ、在ラザルヲ看、予テノ事変果シテ起

ノ近室ニ在リ、

直ニ馳セ行キ介抱シケル

カ永田部

等ハ 同邸 永田

佐太郎ヲ殪ス可

シ、

高崎 雌太 ヲ殺ス可シト、

ルニ、橋口壮助慧遥ニ疾呼シテ日ク、

右衛門等ヲ首トシ、

声ニ応シテ刺ントシ、事甚タ急ナ

森山新五左衛門・坂元彦

龍五郎之レヲ止メテ曰ク、止メヨ止メヨ必ス止

リケレ 戸動仕等ハ最ト高声ニテ、 斯クテ高崎佐太郎ハ虎口ノ難ヲ免レテ、其ノ日[[墨] 聞キ居タリ、弟子丸龍助江戸ニニ度ノ動仕・永山萬齋茶坊主 ヲ奉セラレテ、 道ニ守兵ヲ出スト云フ事トナリヌ、久光公ニハ 知ニテ京ノ藩邸ハ大騒キト為リ、 元ニテ騒動スルヲ許ス可キヤト申サレタリ 公説、其報 リ懇ロニ申諭シタルニ聞入レズシテ、此企テニ及ブコ 公ハ以 知ラサル龍五郎ハ詩歌ヲ吟シテ、殊更ラ賑カニシテ遡 三番船ナル我乗船ニハ酒樽ヲ載セ、 テ死ニ至ラシムルニ忍ヒズ、痛ク之レヲ止メタリ、 ニ着手シ、 ソ安カラネ、正シク鎮撫ノ仰ヲ蒙ル身ノ、彼レ等カ膝 四午時後 橋口傳蔵兼 頻リニムヒタリケルサナクシテ設言スルラムフ 両足ヲ船縁ニ出シ、 御前達ハ、アガキヂャナイカ、 ノ外ニ怒リ給ヒ、斯ハ奇怪ノ至リナリ、此程ヨ 許リニ入京シテ、事ノ次第ヲ久光公ニ注進ス、 愈々取押ヘル事ニ決シ、 橋口壮助ハ後ヨリ戯レニ呼ビ掛テ、ヲヽイ 未タ舌モ乾カヌ事故、直ニ近衛家へ小 モ能キ気分トナリ、 巧ニ江戸流行歌ヲ歌ヒ、之ヲ 晏然トシテ諸士ノ讴歌吟詩ヲ 鎮撫或ハ防禦 アガキヂャナイカ 船ヲ横ニ真向ニ寝 愉快ニ酌ミテ進行 或ハ鳥羽伏見ノ街 ペノ 準備 ノ申 勅命

> 松帯刀選 ウダ、小松・中山抔ハ何ト云フカ、 居ラレシカ、 誠ニ怪シカラヌ事デ、高崎 皹木・ 折角話中デ有ツタ処分ノ見込ミハト御尋有リ、中山 其所ニ中山ガ帰リテ直ニ御前ニ出ル、其時仰セニ、今 ヲ遣シテ、成ル丈ケ連レテ来イ、 ルマイ、併シ悪イ考ヘテハ有ルマイカラ、先ツ一応人 セネハ成ラヌ、彼我ノ別ナク適当ニ処分セナクテハ 処デ遣ツテハ違勅ノ罪ハ免レヌ、 光公稍々暫クシテ仰ニ、 久光公ノ前ニ出ケルニ、公ハ侍医朝稲三益ト碁ヲ囲テ レタリ、堀仲左衛門貨幣ハ直ク処分ノ伺ヒヲ致サント、 ・中山中左衛門側 (実養) 堀カ御前ニ出ルト三益ハ其座ヲ退ク、 困タ事タ、 ヲ出シ、 藤井郎 ヨリ委シク承 親ク説諭シャウト 其方共ノ評議ハド 兎角粗暴ナ事ヲ此 朝廷へ内申ヲ致サ 勅命ニ対シテ鎮撫 ナ

申シケルニ、若シ抵抗致ス様ナ事モ御座リマシタラ如ショウ、外ノ者ヲ遣シテハイケマスマイト申シ、堀重テ

夫レテハ七八人カ十人計リモ予テ懇意ノ者共ヲ遣シマ諭ショウト仰セラル、中山ト堀ハ其通リ御諭シ下サイ、テ来ルカ宜イ、多人数遣テハ能クナイ、呼出シテ直ニ説

リマシタ、此上ハ思召次第ニ取扱致マショウト申上ケ

レハ、久光公ノ御考へハ、頭ラダチタル者ヲ此ニ連

ヲ伝聞シテ強テ望ミ、 申ストテ、本街道ト竹田街道ト二手ニ分レテ伏見ニ赴 許リモ差添ラル可カ、否ナ夫レモ無用ニ候得ハ、御断 議シタルニ、八人ノ衆ハ否ナ斯様ナル時ニ人多ケレハ、 少フ候へハ、責テ此上ニ七八人モ増シテ然ル可キ敷ト シテ直ニ立出タリ、近侍ノ人々斯ル大事ニ余リ人数 置ニ及ブ可シト命セラレケレハ、八人ノ衆ハ其命ヲ奉 汝等急キ伏見ニ馳セ向ヒ、彼輩ヲ途中ニ要シ、詳カニ予 見島ニテ、勇敢ニシテ武辺ニモ勝レ、且ツ有馬新七・田 ク、上床源介ハ鈴木勇右衛門ノ部下ナリケルカ、是ノ報 談判モ区々ニ渉リ、却テ目的ヲ達セザルモノナリ、我等 トノ事ニテアラハ、是非無キ次第ナリ、速カニ臨機ノ処 カ趣意ヲ達セヨ、然ルニ猶聴カスシテ、其意ヲ遂グ可シ 中謙介・柴山愛次郎・橋口壮助ノ人々ト相親シキ者ヲ撰 ロフトノ御答へナリ久光公記中山中左衛門記、爰二於テ予テ鹿 八人ニテ必ズ使命ヲ果ス可シト答フ、然ラハ足軽二組 奈良原喜八郎等・大山格之助郷・森岡清左衛門景綱間 鎗提ケテ後レ馳セテ赴キヌ、 却 ij

何致シマシヤウト申シケレハ、其時ハ臨機ノ処分ガ有

シイ 笑ヒナカラ、ヲマイナンタ(汝等ノ薩言)何ニ事ヤ、 双方互ニ言ヒ募リケル、 敷ヒノ薩言)ト云ヒケレハ、傳蔵声ヲ励マシ、ヲロタチ、 声ヲ威地ヲ敷ク、 傳蔵ドンヲラヒヤルナ、アヽ、セカラ 着シ、夫レョリ陸上纔カ四五間ナル予テ田中河内介(縲鮏) イケンアルモンヤ(叫ンテモ構ハヌノ薩言) ト答へケレ ツ高声ヲ発シテ人ヲ呼ビケルニ、弟子丸購 傍ヨリ少シ 蔵大音ニテ、文武兼備ノ兼備ジヤ兼備ジャト答 助ケテ之レヲ記載セシム、時ニ新七橋口ヲ呼ヒ名ヲ問 サルヲ慮リ、伊集院直右衛門第ノ其任ニ適スルヲ以テ、 二記載スルニ、諸士其一人ニテ記載スルノ繁労ニ堪へ シ、有馬新七年自ラ筆ヲ採リ、諸士ノ姓名ヲ一々着帳 手当セシ旅舎、 番船ノ来リケレバ、倶ニ伏見蓬萊橋ノ五六間ノ下流ニ ハ、龍助又声ヲ励マシテワルイト云ヒ、宜シト云ヒ、 フ、傳蔵ナリト答フ、新七又其名乗ハト問ヒシニ、 ハ、七半時五時 説有馬ば以下ノ諸士ハ、淀大橋ノ側ニ於テ待合タル四 (ヲラヒヤルナトハ吐鳴ルナ、又セカラシイトハ八ケ間 過ナリキ、 是ニ 於テ 衆先ツ 晩飯ヲ喫 則チ南濱町寺田屋伊助ノ宅ニ着到セ 龍五郎等遠方ヨリ之レヲ聞キ

城攻ニ掛ルニ、

同志争ヒヲスルチュハヲカシヂャナイ

左衛門 ヲ為 ŀ ヲ以テ有馬 シテ諸 ナ 団 出 ル クテ記帳終 7 飯 或 志 スアリ、 シ互ニ 一御用 成 、是レ敵邸ニ差スガタメナリ、谷元等ハ貫キタルヲ覚ユ、、 純昌 更 Ξ ヲ作ラシ 鎮撫使八人 草鞋 居ラン 面 ij 有馬新七ト云フ者ハ 冮 其 出 新七 夏 寺 相 談 々只今打出ン 7 ^ 統属 リテ、 詐 茁 向 ス ハ手代ト覚シキ者来り、 **籠手脛当ヲ為スア** ヲ穿クアリ、 ノ方御出ニ相成 衛仲 門左 ۲ カ 屋 メナテ ij サリ 用 ス щ ト云ヒケレ Ξ ハ ナ 五人組ノ事ヲ定ム、 屯 森岡 其 腰二纏 ル ť 事 ァ 集 而シ ヲ ケ 夜 ,レハ、江夏仲左衛門・ 「頭註」「江夏、森岡楼三登 又其謁ヲ請フ者ハ誰レ ス 慮 レ t 衛滑 門左 又腰ニ ル ル 而 フアリ、 テ部分定リケレハ、 IJ \_ 此処 /二更頃伏見 [午後十時] ヲ知 気色ニ 八 マ シテ用意各整 階梯 シ 暫時 四氏其家ニ入リ、 ij 帯 傍 タ、 IJ = テ、 或 ヲ 或 ルア 3 登り 居 末座 奈良原 IJ 有馬 間 Ñ ハ蜜柑 蠟燭 ý 総テ五 頗 ラ 橋 対面致度 ニ着シ、 来 ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ 様 頓 ル 3 人上云 雑沓ナ ij プラ串 傳 ラ買 或 ル ハ 郎喜 八 乜 森 ヹヂ 蔵 IJ 諸 人ヲ伍 何 有 ハ 亭主 胴 然 岡 ヤ 声 処 馬 旨 搜 フ 士 道 貫 ヲ 索

> 思 光公ノ

と止

ル

可シト、

力ヲ尽シ ハ候

テ ۲

輸說

サ

ル、

有

馬等猶

力

御尽力

ハ斯ク斯クト

語リテ、

必

ス

挙

1

企

テ

スシテ、

早速罷

出

度

モ、

吾等今前

ノ青蓮院

ァ

力

ヲ帯 誠二静 然ルニ四人ノ衆、 喜八郎繁等四人ニ対シ、 云ヒケレハ、 Ξ 用 談 七 V 郎愛 カ、 力 御 ٤ 談 ァ 殿 シ 前 ۲ )リテ テ此ニ参レ マト 亦続テ出デタリ 偶 アレ ۲ Щ 々 · 立出 竉 御出ア 中 座 申述べ、 八 Ξ 有馬速ニ立出ケル、 出 謙 柴山愛; 助 ケリ宮田通信氏傍二在リテ タ レト ij ÍĮ, 殿 楼上ヨリ降リケレハ、 ۲ 且ツ今 独 語シ 柴山 次郎 諸 ケ 別席ニ於テ御 ノ命ナリ、 君錦 我等ハ久光公ヨ ル I愛次郎 カ 隆道 朝 屋敷ニ於テ御用 1 最ト 其時 廷 在 田 殿 ノ 呉レ呉レ ル 落付 ?愛次郎 中脚線 御様子ハ云 ヲ 談 シ 橋 見テ ij 鎮 申 タ ٠. 無使 態 橋 壮 モ早ク ル体ニテ、 シ  $\Box$ 静 タシ、 Þ 助 ク、 々 IJ ノ使 奈 助壮 力 殿 御 良 有 迅 出 御

山

御

カ

止

X

ャ

く

止

メヤ

イ

(同

志争ス 暫クシテ

iv

シ

止

皆制

シケレ

止 笑フベ

メ

タリ

ケ

新 シ

用

۲

レテモ苦シカラズト対ヘケルヲ、道島兵衞、ドウノ公命ヲ帯ビ来リシガ、苦シカラズヤト云ヒケルニ仮令上憲討チ脱カ)腹抔叶ヒ申ス可キト云ヒケレハ、去レハ上意討 ウシテ チ致

原

之進ハ刀ヲ按シテ、愛次郎障ノ後ロニ立チ、禿 時ノ声ナリシ、是核万助モ同所ニ於テ稽古シタリ左衛門ノ大庭ニ於テ、山口立木長棒槍等ヲ打チシヽ 撫使ニ対シ副刀モ抜カス、 左レハニヤ二階ヲ降ル時、 テ大坂ニ在ル時云ヒケルハ、予ハ上意打チ抔ノ来ル 形チ矢筈ノ如シ 媒撫使及中江直右衛門ノ話、中江ハ脱カ〕、 如クニ刀ヲ抜キ、 ヲ待ツ、 助急所ナレハ、 呼ハリテ、 ト云フ、 レシトゴフ長屋ニ於テノ話レシトゴフ 決シテ手向ヒハ致サズシテ切ラル、考へナリト、 左右ノ肋ニ至ル 夫レテハド 議果シテ協ハス、 道島 眼球脱出シ気絶シテ乃チ斃ル、 兵五 衛郎 叱咤一声、 抜打ニ田中謙助 ウ云フテモ聴カネバ、 打チシ声、後チニ思へハ景綱ノ隣家江夏仲山口精神ヲ込メチエイ、ト柴山ヲ 両段ニ 挙座争闘ス、 聊カ手向ヒヲセ 大刀ヲ態 両段ニ柴山愛次郎ノ肩ヲ 々一 ノ眉間 〔愛次郎乃チ斃レ其 階二 金之進電光 上意 ラ切 ズシテ切ラ 爱次郎 擱 事 ノ成否 山口 ナリ + ル 鎮 時 金置謙

> 創太タ深シ、 行生年二拾五才真先キニ下ル、格之助横ニ其腰ヲ斬ル ケ所負傷シテ、身体自由ナラザリシナラント評シ合へリ橋口錦邸ニ於テ直話、衆モ之レヲ聞ク、此時有馬・道島モ数、 二刺 傳蔵亦下ル、格之助横ニ其足ヲ薙ク、 ۲, 下ノ擾乱ヲ聞キ、 ス縦横奮闘、終ニ鈴木勇右衛門ノ横鬢ヲ切テ耳ヲ落シ ニ伏シ、 三拾八、 火花ヲ散シテ激闘シ、 セト云へハ、 以テ楼ヲ降ル者ヲ斬ントス、 而シテ大山綱良 <sup>略之</sup> ハ太刀ヲ抜テ、 然レトモ尚屈セス、 吉之丞声ニ応シ併セテ之レ 馳テ之レヲ覘ハント 終ニ乱刀ノ下ニ斃 主水正正清 ・ス、 時ニ楼上ノ士楼 傳蔵少シモ撓 新七死スル 弟子丸龍助 階下ノ側 ル ヲ ノ刀ヲ揮 串 ケリ 橋 榯

カヌカトエフニ、

田

中謙助事茲ニ及ビシ上

ハ

聴力

ヌ

助然へ牛皮ノ腹巻ヲ着セ居リシガ、楼下ニ切声ノ懸リ死スト云フ、西田直五郎歴ハ階段近キ辺ニテ、是枝萬合テ鬪ヒケルガ、傳蔵数ケ所ノ深手ヲ負ケレハ、茲ニ闘

ケルヲ聞クト等シク、夫レ成リ刀ヲ携へ、何事ナラント

Jennのプランクル血質ナリシアの上のでは、アルフリンででは、アルフリンででは、アルフリンでは、アルフリンでは、アルフリンでは、アルトリンで、後チニ萬助等彼カ刀ヲ親シク見シニ、其刃上床源助下ヨリ鎗ヲ以テ突キケレハ、転ヒ落テ働キケ上床源助下ヨリ鎗ヲ以テ突キケレハ、転ヒ落テ働キケ

ヲ見テ合稱々止ミシ頃カト万助語レリア 吉之丞何時楼上ヲ隆リシカ、切、

郎兵衛ヲ壁へ抑圧ス、リテ新七刀ヲ折ル、副

新七年ハ之レヲ見テ大ニ怒リ、

直ニ五郎兵衛ヲ斬ント (道島正邦)

階梯

一二段ノ辺へ降リ、

折角下ヲ見卸シ居

ル所ヲ、

ス、五郎兵衛刀ヲ交ヘテ闘フコト三四合、

互

ニ負傷ア

副刀ヲ抜クニ暇無ク、

徒手以テ五

新七偶々橋口吉之丞ノ側ニ来

微カナル声ニテ、我レ

偕ル

其働キ頗ル鋭シ、是ニ於テ男昌之助透サス之レト渡り

キ長鎗ヲ握リ、

木藤市助

西郷新吾遊

両

人ハ常

出ン 階下ノ土地ニ 直ニー尺三寸ノ副刀ヲ揮フテ格闘シ、身数拾創ヲ蒙 ١ スルヤ、 仆 適々有馬等ノ鎮撫使ト 奮 鬬 ス ルヲ見テ、 ij

ト雖トモ、尚卿等ノ在ルアリ、復々遺憾無シ、乃チキäシテﻜヲムマルタカ 来デ傍ニ在リ、壮助欣然一飲シテ曰ク、嗚呼我等死ス東デ傍ニ在リ、壮助之ヲ鄲ミ呼テ曰ク、請マ幸ニ「杯ノ水ヲ腸、ト・喜「郎気息殆ント絶ス、時ニ喜八郎亦肩ニ創ヲ蒙リ流血淋漓、 橋口 右衛門 皆々用心召サレト挙座戒心ス、河野四郎左衛門・坂元彦 萊橋ヲ争フ、 羈客見テ大ニ騒キ、 チ天下ノ 撃火ヲ此屋ニ放ツト云フ、又曰ク既ニ梯子ヲ架ス可シ、 意外ニ起リ、 ij ž 言訖ハリテ乃チ瞑ス、享年二十二、而シテ此事 |壮助|| ル 以テ伏見奉行ノ兵来リ襲フト為シ、 大山彌 カ如シ、 事挙テ卿等ニ嘱ス、卿等夫レ熟ク之レヲ謀 町田六郎左衛門ノ三人ハ白尾家ノ大柄 奮戦シテ深創ヲ負フ、 会マ大牛車発売大ナリハラ牽キ来テ其上ヲ過 | ノ声響音ト相和シテ、 助巌・ 是ヲ以テ衆以為ラク敵兵到ルト、 剣声内ニ響キ、 皆其難ヲ避ント、 篠原冬一郎解 刀光外ニ閃ク、 創肩ヨリ乳ニ ノ両人ハ梅田 轟々恰モ三軍 前ニ在 呼テ敵兵侵 今ヨリ iv 「家ノ柄 所 同舎 1 ,鎗ヲ 美玉 後 タ

滴シ、

山口金之進眉間

リ鮮

血

二染ミ、

大山格之助

良綱

刀

ヲ提ケ・

楼ヲ下

ル

者ヲ待ツカ

如シ

時

二奈良原喜 上床源助等各

草鞋ヲ穿テ地上ニ立チ、

鈴木庄之助・

梯ヲ降ント楼下ヲ見ル

= 3

江夏仲左衛門手ョリ

鮮 ſШ

ヲ

=

龍五郎兼定ノ白鞘

ノ白刀ヲ右手ニ

龍五郎· (景綱) 寛兼 シ、 掛リシ腹巻キヲ着直シ、 又階梯ヲ降ントスルアリ、 ヤ出テ戦ントシ、 休蔵・岸良俊助・ 吉原彌次郎簟・林庄之進・ 山萬齋鄉 • 田代家ノ薙刀ナレト 下ル可ラサルノ状ヲ示シケレハ、 萬助ノ親友上床源助階下ニ在リ、 弟是枝萬助快 松田東園・大脇仲左衛門・指宿三次・ 谷元兵右衛門道 川 森新兵衛・三島彌兵衛庫・ 端通り モ、 階梯ヲ降リ見ント下ヲ見卸 其日ハ持タスシテ刀ナリ、 是枝萬助ハ西田 各刀ヲ提ケ、 美玉三平・白石休八・(親輔) ノ楼窓ヨリ下ヲ覗フアリ、 吉田凊右衛門・岩元勇助(清基) 提 少々猶予セ 頻リニ首ヲ左 ケ挺先シ、 敵何レ 郎直 伊 集院 上来 カ着 シ 所 永 右 ス セ

亦固 光公ノ前ニ出テ、 連呼シテ曰ク、 郎亦肩ニ鮮血ヲ流シテ楼下ニ在リ、 3 ij 同 意ノ事ナレハ、 龍五郎暫ク待テ君命ナリ、 具ニ此状ヲ陳ブ可シ、 更ニ公ニ頼リテ以テ謀ル所 龍 五郎ヲ見テ拍手 而 シ 卿等宜ク久 テ久光

ウゴワンシタト満足シテ話セシハ、万助記憶シテ今猶語レリ 又山口金之進来訪シ、爾来ノ久濶ヲ叙シ、談寺田屋ノ事ニ及ブ、山口君曰ク、当時卯 襖ヲ透シテ能ク闘キ取リシト、今ニ覚ヘテ語リ合ヘリ、果シテ此時ノ事ナル可シ、 時ノ嬉シサハ、今猶忘レ難シト話セシコトアリ、当時マテ森岡ノ妻タリシ景綱ノ妹 **満方左衛門来り訪フ、時ニ喜八郎ハ景綱ニ向ヒ、足下階段ヨリサウダロカト言ヒシ** 院直右衛門亦相踵テ下ル、鎮撫使ハ君命ヲ以テ百方之 意ナリト聞キ、 衆ト議ス可シト、 下ツ給ハンダツタデヨフゴアシタト、景綱モ亦ワシモ三日跡ニ母抔カ妻ヲ持タセ 等二階カラ下り給フト、我々共ハ迚モ助カラントデゴアシタドン、御闖入下サツテ 二向ヒサウダロウカ (左様ナルベキカノ薩言)景綱禁慎中、奈 ク切ナリ、 彼レ素ヨリ勤王ノ士、 チ此ノ如シ、蓋ゾ速カニ和解セサル、龍五郎意ラク、 ト合掌シ モ第へテ直話・ 顧フニ故アラン、忤フ可カラズト、 故ラニ刀ヲハ擱キテ階梯ヲ降ル、 言未タ既ハラサル頃、 卿等猶吾カ言ヲ疑フカ、 而シテ今此挙ヲ止ムル、 西郷新吾ハ上 吾レ今則 奈良原 是ノ如 、当ニ 伊集

移

申陳アル可シ、又不審ノ廉モアラハ、委細ノ事ハ錦屋

敷ニ於テ談話セン、何分早ク出テザレハ、益々時間

我々モ亦賛成ナリ、迅ク久光公ノ前ニ出テ悉ク此状 シニ成ヌレトモ、諸君ニ於テハ罪ハ無シ、且ツ此挙 二決セス、刻頗ル移ル 影響、是ニ於テ喜八郎一人楼上[奈良原案] 幸ヒ久光公同意ナレハ、公ノ前ニ出テ、此状ヲ具シ、 ヲ明カスニ如カスト、其論甚タ盛ナリシカ、或ハ云フ、 ニ此ニ至ル、復タ為スカラス、潔ク屠腹シテ、以赤心(テトートニ) ニ来リ、促シテ日ク、 公ニ頼テ以テ志ヲ果スニ如カスト、 ヲ議スルニ、永山萬齋麟」、谷元兵右衛門等ヲ始メ事 々ハ君命ニ違犯セシ故ニ、已ムヲ得ヌ仔細アリ、 ノ四人ノ外、決シテ諸君ニ抵抗スル者ニ非ス、 諭止 ス、龍五郎ハ衆ト一旦座ニ復シ、喜八郎 卿等暫ク鎮静シ給へ、我々ハ彼 議論紛然トシテ更 ノ言フ所 彼ノ人 討

肌抜キ、双刀ガライト抛チ、止マレ止マレ、

衆後ニ在レトモ肯スルノ色無シ、

喜八郎乃チ押

三宜 、所

頼ム頼

シト、 如何、 弟先ツ下ント、後ョリ其帯ヲ攫ミ引ク、

龍五郎尚依然

トシテ奈良原ニ向ヒ、

問テ田ク、久光公ノ尽サル 御尽シ最中ニシテ計画殊

奈良原答テ日ク、

之ヲ一見シ以為ラク、阿兄意気豪鋭恐クハ過挙アラン、

是レ切ニシテ復タ成ス可ラス、請フ熟図セヨト、

萬助

レ

若シ之レヲ聴カスシテ事ヲ敗ラハ、天下ノ事

降リ、 諭最モ力ム、衆日ク、 謝罪シテ再挙ヲ計ン歟、三ノ境ノ処ナレハ、喜八郎説 二及ヒ、田中河内介ヲ伴ヒ降ル、初メ牧和泉守・[纂献] [真木保臣] ル可シト、今割腹セン敷、切死セン敷、 暫ク之ヲ待テ、喜八郎乃チ階ヲ降リ去ル、 猶又議スル所アリ、 将タ君前 請フ、 楼ヲ 田

河内介等ハ階下ノ奥座敷ニ在リシカ、

河内介ハ楼ニ登

ス 座セヨ、今宵之事ハ久光公素ヨリ之レヲ賛セラル、 果決勇断ノ挙ニ出ルコト頗ル難シ、是ニ於テ有馬新七 目的ト為ス、然レトモ当時ノ幕府ノ威権猶猖獗ニシテ、 干戈ヲ用ヒス、国体ヲ傷ハス、幕府ヲ扶ケ公武合体ヲ 日ヲ待テ議スベシト、衆始メテ之ニ従フ、抑モ久光公 難シ、卿等先ツータヒ錦邸ニ赴キ、 テ倶ニ大挙セントス、然レトモ既ニ日暮ル、公命黙止 両人別階ヨリ登リ来テ、席ノ中央ニ座シ謂テ曰ク、 ヲ悉ク説キタリケン 学録又景綱記録 、 暫クシテ牧・田中 原之レヲ見テ伴ヒ下リ、 カラス、須ク沈着シテ時機ノ至ルヲ待ツベシト、 スルニ在リ、 スベシ、攻略ノ事ノ如キハ、久光公ノ意ヲ伺ヒ、更ニ明 牧和泉守ナリ、 .諸士ニ諭サルヽヤ、吾藩ハ ル 内介等相議シテ日ク、 事ナレハ、第一奸吏ヲ勦絶セザル可ラス、今ノ世 田中謙助照 故ニ吾藩ニ依頼スル者ハ、必ス暴動スベ 諸士ニ告グルコトアリ、乞フ幸ニ静 柴山愛次郎隆 牧・田中両人へ久光公ノ命令 兎ニモ角ニモ尊攘ヲ大主眼ト 朝旨ヲ遵奉シテ、事ヲ処 橋口壮助講 及ヒ田中 久光公ノ前ニ陳謝 其意 私 因

> 沈着シテ時機ヲ待ツハ正兵ノ道ナリ、兵ヲ挙ケテ奸ヲ 故ニ先ツ兵ヲ挙テ、九條関白ト酒井所司代ト [忠義] (忠義) 当り尋常手段ヲ以テ之レヲ為ス、 |全|| ル || 小河弥右衛門私記、弥右衛門ハト 除クハ奇兵ノ法ナリ、 志ヲ遂ケラル、ノ導火線ト為ル可シ、今ヤ諭示ニ従ヒ、 フニ非ラス、啻ニ忤フニアラサルノミナラズ、 レヨリ開ケン、 然ラハ則チ列藩ノ酔夢ヲ覚破シテ、 其議一決シテ、 是レ久光公ノ意ニ忤フニ似テ、 終ニ四月廿三日ヲ以テ事ヲ挙ル 正奇相備ハリテ其事完成ス可シ 豈二至難ナラスヤ、 新ノ端緒 · ヲ 除 其実忤 却テ其 ク可 是

ヲ徘徊シ

居ケル処ニ、

騒動起リテ此ニ在リシカ、

奈良

始終諸士打入仕度

プム間

リ日ノ丸ノ扇ヲ煽キナカラ、

事急ニシテ、 誰ゾ、吉田清右衛門曰、森山新五左衛門ル治森山ハ吉田、ぽ巻。 (清巻) 一様の一様の一様である。 同志ニ問テ曰ク、斃レシ者 左衛門ノ厠ニ行クヤ、 新五左衛門先キニ厠ニ行キ、 ト寺田屋ヲ出テヽ、 揮テ格闘シ、 同志ノ士皆楼ヲ降リ、地上ニ立出テ戸口ニ 時間余、 意ラク、 身数十創ヲ蒙リ斃ルト云フ、 楼二上ルニ暇アラス、 時ニ龍五郎暗中屍ヲ蹈ム、 新五左衛門既ニ死シ、且ツ有馬等等モ亦 京都錦小路ノ藩邸ニ至ラント 諸士ノ鎮撫使ト奮闘ス 尔後登り来ラズト、 一尺三寸ノ副刀ヲ 耳ヲ付テ之レ 一向テ歩 龍五郎諸士 斃レシ者ハ ルヲ見 ス 新五 ム ル コ

喜左衛門此人ニシテ此人ノ実意ハ肝ニ銘シテ今猶忘ズ、 龍五郎ノ在 尽忠ノ事、余大久保蔵・海江田成ト、其命ヲ奉シテ大坂 以テシ、守衛厳然タリ、既ニ門内ニ入リシ時、奈良原 シテ知ルコトヲ得ス、喜八郎乃チ之ヲ導キ、衆ニ先ツ 薩藩ノミナラス、牧・田中等ノ人アリト雖モ、 想ヘシコト幾回ナルヲ知ラス、而シテ同行ノ諸士唯我 等ノ事ニ及ブ、奈良原曰ク、此事無シ、抑久光公報国(竇テ成ク) ル敷、 且ツ聞ク、足下首メ大久保養 等此頃君辺ニ出テ尻ガ煖 士気ヲ風励セント欲スルノミ、奈良原 驚 ヨリ聞キ得タル所謂大姦賊ノ首ヲ刎ネ、以テ満天下ノ 廷ノ為メ、久光公ノ為メ、下ハ諸民ノ為メ、予メ諸 モ何ノ心ゾヤ、龍五郎日ク、卿亦怪ム勿レ、上ハ ルヲ見テ愕然トシテ日ク、吾子ニシテ之ニ与スル コト三四拾間、共ニ藩邸ニ至レハ、門前掲クルニ高燈ヲ タマリ、悉ク因循姑息ノ説ヲ主張セラルト、果シテ然 カ大姦賊ト云フ、曰ク、九條関白・酒井所司代是ナリ、 是二於テ談錦旗ノ賜モノ、及ヒ中山大納言贈歌(忠態) 日ク、余豈二敢テセンヤ、虚構復タ信スルヲ休 日ク、 暗夜ニ 誰ヲ ハ抑

> 極ムルニ至ル、又久光公ノ報国尽忠ノ状、目下此ノ如 動モスレハ婦女ヲ擁シ、或ハ席ヲ乱シテ、以テ無礼ヲ 懇諭既ニ数回ニ及ブト雖モ、彼等頑然固執シテ聴カス、 シテ、江戸ニ赴クニ如カスト、乃チ議ヲ決シ、吉井幸 聞ク所ト齟齬ス、此上ハ罪ヲ謝シ、以テ久光公ニ扈従 去テ藩邸ニ至リ、悉ク之レヲ同志ニ告ク、皆日ク、 シト詳カニ之ヲ説ク、是ニ於テ龍五郎頗ル悟ル所アリ、 ノ死亡、又再挙ノ不実等、彼ヲ想ヒ此ヲ顧フニ、 輔芨ヲ以テ公ニ懇願ス、然レトモ一挙ノ根源且ツ同志 有馬斯 · 田中謙 ・柴山撃で・橋口がニ対シ、

死セシ、

二堪へス、偶々路ノ左傍ニ菜圃アリ、入テ屠腹セント

其他同志ノ死セシ者誰々ナルヤト、

心中憾慨

ニ至リ、

二来テ、其挙動ヲ視察シ、警護暗ニ厳ナリ、然レトモ 伊地知正治書籍ノ師匠タリ゚両人、日夜代ハル代ハル居間 久光公命シテ先ツ謹慎セシメ、 ル/覚^ 一挙ノ列ハ廿三日ノ夜半錦邸ニ着スルヤ、 即時ヨリ吉井幸輔友

優待厚遇、与ルニ嘉羮鮮魚 鯛ヲ ヲ以テシ、器具エッ細亦

且ツ毎日浴湯ヲ賜景綱、

殊ニ出京マデハ国ニ在テ同動セシカ故ニ、同氏カ動 敷後が最近であり隔テ、生ル、為メニ幼少ヨリ親友タリ、 景綱故郷ニ在リ、奈良原鰤パト僅カニ高島某ノ空屋 何トナク鬱々トシテ、動モレハ割腹論ヲ主張スルニ至

四 九三 参考 三島通 庸履歴

〔史談会連記録第六十二輯にて校訂〕

ント 邸ニ先導ヲ為シ、而シテ其使命ヲ全フス、奈良原 光公ノ趣旨ヲ悟ラシメ、衆楼ヲ降ルニ及テヤ、已レ和泉ノ居室ニ於テ脱カ 致ス、 時 傷ヲ負ヒ身体疲労スト雖モ、 王愛国 テ君命ノ黙止難キ所以ヲ説キ、 想へハ、 ツ主家ノ不幸計ルベカラサルシヲ、 元ヨリ人員多ケレハ、双方惜ムベキ人物ノ多ク死ヲ 乜 Х プ君命ノ黙止難キ所以ヲ説キ、終ニ両氏ヤロネロタ ニ久(榛ニ蟄ヴメ君命タ以テロケスヲカ解ジ尋テ囲中タffテ榛ヲฅヴサス賃ホウ仏、衆楼上ニ於テ、割腹恭順等討論ノ最中、猶進ンム、衆楼上ニ於テ、割腹恭順等討論ノ最中、猶進ン 真ニ智勇ノ士ト云フベシ、 二肯セザ ハ自然楼上自尽モ多ク、又切り出ル者モアルベク、 田屋ノ楼上ニ在リ、 - スル 尚能 円滑ナル結果ヲ得ル、 又疑ヲ容レズ、果シテ然ラバ、則チ 事恐ラクハ ノ至情 我帝国ノ至幸ト云ン敷、 ヤ、 ク説ク、 iv ノ気ヲ察シ、 階下ニ喜八郎在リテ之レト応接シ、 ハ 其即智ノ手段、 破壞 飽マデ之レヲ識ル、 下座敷 ス ル 此時ニ当リ若シ他人出会 ャ 腰肌ヲ抜キ双刀ヲ抛 縦横ニ君命ヲ説キ、 £ ノ騒動ヲ聞キ、 知 人ヲシテ喫驚 当時喜八郎肩ニ刀 ル 今ニシテ之レ ベカラス、 襲キニ 朝廷且 龍 楼ヲ降 然ル チ合 乜 五 郎喜八 錦 シ ヲ 郎

> 然 郎

レ

ŀ

ル コト

ナシ、名望自ラ天下ニ重シ、是ニ至テ閣老阿部

١

トモ断

フ

弘将軍家慶ノ旨ヲ奉シ、

単騎水戸邸ニ詣

リ、

起チテ大

ニ参スルヲ請フ、

齊昭病ト辞シテ見ス、

苦請夜ニ

至

乃チ出

ラ・

面シ誚メテ日、

卿等徒ラニ国家ノ政柄

ナシ、 ラ封内ノ武備ヲ張ル、 正弘 テス、聴カス、是ニ於テ氏榮変ヲ江戸ニ報ス、閣老阿部 勢ヲ張リ、殺気凛然海底ヲ測量ス、氏榮諭スニ国禁ヲ以 二江戸ニ将軍ヲ見テ使命ヲ達セントシ、 遣リテ応接セシム、彼理是等卑官ニ接スルヲ肯セス、 嘉永六年ノ夏、 二致仕ヲ命シ、 上表シテ海防 • 今井金右衛門・ 侯福山 国書ヲ致シ隣好通商ヲ乞フ、 是ヨリ先キ徳川齊昭 モ齊昭国ヲ憂フル 宗藩諸曹ト之レヲ議ス、 米使彼理軍艦四艘ヲ帥ヒ、 (Matthew Calbraith Perry) ノ策ヲ建ツ、 下邸ニ謹慎セシム、 藤田虎之助皆禁錮セラル 幕府目シテ異図アリト ノ 念、 老院外虜ノ辺寇ヲ憂ヒ、 用 終食 イラレ 奉行戸 議論紛然統 ノ間 其重臣戸田銀次 (定蔵) ス、 巨砲ヲ発シ声 .田氏榮属吏ヲ 雖 因テ先ツ自 浦賀ニ来リ 年二保ルン 作シ、 \_\_ ス ル 直 屢 所

テ、

ヲ弄シ、 ソ其惰レルヤ、 ハ挙テ之レヲ度外ニ 内民ヲ制圧スル 今ニシテ之レヲ議スル抑 一置ク、 ヲ以テ得策ト為シ、 今日ノ事果シテ如何ン、 々晩シ、 海防 然

為ス、 任セ、 ミト、 府大国ノ使命ヲ重シ、国法ヲ枉ケテ以テ此ニ至レリ、 之レニ介シ、授受ノ式了ハル、氏榮等告テ日ク、 礼セス、直ニ賓位ニ就ク、二童子国書ヲ捧シ、二壮士 學弘 学弘此時遽ニ爵ヲ受ケ、石見守 出テ迎テ揖ス、彼理敢テ答 分チテニトナシ、堂々トシテ岸ニ上ル、氏榮及ビ井戸 以テ意トセス、直ニ四艦ヲ進メ岸近クニ及ヒ、軍隊ヲ 陸ニ備フ、兵士数万旗幟風ニ翻り、兵仗日ニ耀ク、 日ク、今ニシテ貴国ノ要答ヲ獲スンハ、一戦アランノ 長崎ニ来リテ、以テ我答書ヲ受ケヨ、彼理聴カスシテ 然レトモ浦賀ハ外艦ノ進入ヲ禁スル所ナリ、他日更ニ 府大国ノ使命ヲ重シ、特ニ重官ヲ派シテ書ヲ受ケシム、 期ヲ遷延シ、戎備ノ稍々整ヲ待チテ、而シテ後ニ戦 ス、諸曹枉ケテ説ヲ為シテ曰ク、権ニ国書ヲ受ケテ答 ヲ挫カスンハ、国威挫屈復タ為スヘカラスト、意甚決 閣老諸曹ト拒絶ノ方略ヲ議シテ曰ク、一戦以テ彼驕傲 レトモ吾策ナキニアラスト、乃チ病ヲ力メテ入見シ、 時ニ會津・彦根・川越・忍四藩兵ヲ厳ニシテ海 氏榮等変ヲ生センコトヲ恐レ、一ニ其言フ所 乃チ書ヲ受ルニ決ス、因テ彼理ニ告テ曰ク、 乃チ新二館舎ヲ九里濱ニ築キ、是ヲ応接ノ地ト 彼理

> 彬乃チ 書ヲ作リテ 和スヘカラサルノ 十事ヲ論ス、 諾ス、氏榮問フテ曰ク、再ヒ来ルノ日モ兵艦ハ此四艘 侯・鍋島齊正 候前等僉曰ク、外国和スヘカラサルナリ、 川慶恕 侯州・松平慶永 媄前・島津齊彬 鴟虎・毛利慶親 受ケ、 而シテ後諸侯ニ示シテ 意見ヲ 建白セシム、 ランヤ、氏榮又漢土ノ兵乱ヲ問フ、答ヘス、艦ヲ回ラ 商港開クヘカラサルナリ、窺窬ノ情アル独米国ノミナ 朝野愕然出ス所ヲ知ラス、幕府狼狽、已ニ米国ノ書ヲ テ一旦此警アリ、急ニ諸藩ニ命シテ沿海ヲ戍ラシム、 シテ去ル、時ニ我国昇平日久シク将士武ヲ忘ル、 二止ル乎、彼理昂然トシテ曰ク、何ソ止々四艘ノミナ フ五閲月ノ後再ヒ来テ答書ヲ受ケヨ、彼理僅ニ之レ ハル、処ノ各件、 一朝ノ能ク決スル所ニアラス、 請 ヲ

請

徳川家慶薨ス、薨スルノ日諸老ニ遺言シテ日ク、齊昭 伯亦多ク和約通商ノ不利ヲ上表ス、是月二十二日将軍 急ニ海防ノ策ヲ定メテ、一挙ニ攘斥スヘシト、他ノ侯 テシ、以テ彼カ乞ヲ沮ミ、其往復時日ヲ費スニ乗シ、

今ノ計ヲ成ス、彼カ再ヒ来ルノ日尚諭スニ、国典ヲ以 ノ小国ヲ以テ、幾多ノ大国ト利ヲ同フスルハ抑々難シ、 ラス、若シ和ヲ一国ニ許セハ、各国亦並来ラン、

Putyatin) 国事ヲ論シ、天下騒然タリ、七月魯使布恬迁軍艦四艘 柬薩加ニ往来スル、必ス貴国[カムチキツカ] [カムチヤツカ] 野復タ騒然タリ、 江川英龍ニ命シテ大砲ヲ鋳造セシメ、高島秋帆ヲ起シ 国辱ヲ貽ス勿ルヘシト、 婉辞ヲ以テ之レヲ諭サン、 タ完カラス、妄ニ兵端ヲ開クヘカラス、彼再ヒ来ラハ 土ヲ広ムルニ意ナシ、 ニ命シ、往テ応接セシム、 新ニ去り、人心未タ全ク安ンセス、忽チ此警ニ接ス、 サント乞フ、傍近諸藩兵ヲ発シテ之レニ備フ、時ニ ヲ帥イテ長崎ニ来リ、疆界ヲ正シ隣好ヲ通シ、通商ヲ為 テ砲術ヲ授ケシム、是ニ於テ火器流行、 セサルヘカラス、 ニアラスンハ不可ナリ、請フ、貴国使臣ヲ派遣シテ、 ノ疆界ヲ議定シ、 雖トモ、其要ハ和戦ノ二字ニ帰ス、 家定、 宜ク今ヨリ力ヲ実地ニ用ヰ、務メテ 必ス貴国ノ洋海ヲ経、 両国人民ヲシテ各其堵ニ安シ、 唯々人民ニ福スル疆界ヲ劃定ス 筒井政憲時居・ 乃チ七砲台ヲ品川海ニ築キ、 魯ノ書ニ日ク、我国敢テ疆 其肯セサルニ於テハ、 我船艦ノ亜米利加属地及 、儒生・剣客争テ 川路聖謨 請 フ、 顧ニ戎備未 為二 奉勘 行定

ル所ナリ、

ニアラサルナリ、且ツ互市通信ノ如キハ、国法ノ禁ヨリ分劃スヘカラス、是ノ如キハ、一朝能ク弁スル

前日米使来リテ是ノ事ヲ請ヘリ、

今ニシテ

シ、互ニ相通問セス、今ニシテ疆界ヲ定メントセハ、 
ラ得セシメヨ、布氏亦曰ク、魯ノ軍艦唐太久春古丹ニ 
ラ神ル旨ヲ以テ論サントス、布氏時ニ書ヲ留メ、再度 
ラサル旨ヲ以テ論サントス、布氏時ニ書ヲ留メ、再度 
ラサル旨ヲ以テ論サントス、布氏時ニ書ヲ留メ、再度 
ラガシテ去ル、十二月又至ル、筒井・川路之レニ答書 
ヲ終ケテ曰ク、両国古ヨリ其土ヲ土トシ、其民ヲ民ト 
フル、砲ヲ発シテ上陸ス、官吏奔竄兵ヲ発シテ僅ニ宗 
(準)

セヨト尋テ家定嗣ク、

諸侯ニ諭シテ日ク、衆議異同

善ク心ヲ当世ニ用フル者、外事ノ処分挙テ之レニ委

ケンヤ、若シ之レヲ得スンハ直ニ江戸ニ赴キ、大臣ニヲ帯ヒテ而シデ此ニ来ル、要領ヲ得スシテ空ク帰ルヘヲ経テ我ヨリ報答セント、布氏懌ヒスシテ曰ク、臣全権勅裁ヲ仰クニアラスンハ、決スル能ハス、故ニ三四年財力ノ能ク勝フル所ニアラサルナリ、是レ国ノ重事之レヲ許ス、万国ノ請ヒ亦拒ムヲ得ス、事是ニ至ラハ、貴国ニ許セハ、米ノ請亦許サ、ルヘカラス、米ノ請ヒ

面シテ、而シテ論決スルアランノミ、夫レ千島ハ古ヨリ

所

地図ヲ案シ実地ヲ検シ、

確証ヲ得ルニアラスンハ、

タリ、 要地、 ナリ、 守リテ、是ヲ千島ノ東境ト為セリ、 以テ証ト為スニ足ラス、五十年前擇捉モ亦実ニ我属地 日クアリ、政府ノ使臣之レヲ定ムルニアラサルヨリハ、 定スルニ当り、 ヲ経ルニアラスンハ、不可ナリ、 日ク、是レ国ノ重事、 臣ヲ差シ、 邦人ニ侵略セラレンコトヲ恐ル、故ニ之レニ備フルノ シテ今軍艦ヲ率ヒテ唐太ニ入ル、是レ人ノ国土ヲ侵略 ツ書中ニ云フ、我国敢テ疆土ヲ広ムルニ意ナシト、 而ルヲ足下強弁此ニ至ル、使命ニ背無キヲ得ン歟、 遡リテ之レヲ論セハ、柬薩加ト雖トモ、亦我属地タル スルニアラスシテ何ソ、 他心アルニアラス、且ツ事使臣国ヲ発スル 今吾貴国ノ書ヲ見ルニ、一言ノ擇捉ニ及フナシ、 是レ国書ノ此ニ及ハサル所以ナリ、請フ先ツ大 費国ノ民此ニ住スル者僅々二十名、我国深ク他 聖謨詰リテ日ク、 地理ヲ検案シ、 擇捉ヲ以テ間地ト為ス、故ニ我此約ヲ 列藩ニ議シ 布氏日ク、久春古丹ハ唐太ノ 否決シテ然ラス、若シ旧時 以テ疆界ヲ一定セヨ、 後日我ヨリ報答スへ 足下尚ホ説アルカ 朝廷ニ奏シ ノ後 Ħ.

我属地タリ、

聖謨日ク、否々千島ハ古来我ニ属ス、

而

ルヲ貴国近来擅ニ占有セリ、

曽テ貴国ノ臣某国境ヲ論

以テ国威ヲ張ルナケント、時ニ佐久間修理サネー洋学ヲ意ニ曰フ、彼レ固ヨリ我ヲ侮ル、懲ス所ニアラスンハ、ルヤ私言急務・時勢条議・接夷私議ノ三書ヲ著ス、其大ス、藩主ノ器トスル所ナリ、学テ江戸ニ在リ、外事ノ起

之レカ乞ヲ許ス、齊昭慙恚終ニ海防ノ政ニ参スル館・長崎ニ碇泊ヲ許ス、魯使又来リ乞フ、幕府同

ラシタ

ス、長州藩士吉田寅次郎松隆を生レテ英邁、好テ韜略ヲ講

センコト之レ恐レ、終ニ条約十二条ヲ締ヒ、下田・箱〔静貿県〕

忍 違フヲ諫ム、聴レス、高松・彦根・會津・松山・桑名・ ١ 受ケサルヲ欲スルモ得ンヤ、吾将ニ魯艦ニ駕シテ、以 我国外交ヲ禁シ、曽テ外国ノ情状ヲ知ラス、彼ノ侮ヲ ヲ痛論シテ頗ル心ニ会スル所アリ、魯吏ノ長崎ニ来ル ル、 枢要ノ地ニ置キ、 ニ請フ、事幕吏ノ聞ク所トナリ、修理ト共ニ禁錮セラ シテ、又米艦ニ乗シテ素志ヲ果サント欲シ、往テ米人 贈リテ之レヲ勖ム、長崎ニ至ルニ及テ魯艦去ル、 テ外国ノ形勢ヲ探ラント、修理大ニ其志ヲ嘉シ、 ニ及ヒ、奮テ曰ク、彼ヲ知リ己ヲ知ルハ兵家ノ第一義 ソ城下ノ盟ニ異ナラン、寅次郎往テ之レニ会シ、 テ寺院ノ梵鐘ヲ毀チ、大小砲ヲ鋳造シテ、之レヲ沿海 テ攘夷ヲ七社七寺ニ祈ラル、是ニ至テ、家定ニ ル、初メ米艦ノ来ルヤ ノ急務ヲ論ス、 ス、 ス、 米使 姫路七藩亦連署シテ、其不可ヲ条陳ス、省セラレ 徳川齊昭其子慶篤トニ書ヲ出シテ、以テ 四年夏家定米使ノ乞ヲ允シ、終ニ謁見ヲ許 ノ来ルニ当リ、 報セラレス、憤テ日ク、九里濱 以テ不虞ニ備ヘシム、 天皇宸憂浅カラス、屢々 書ヲ阿部閣老ニ上リテ航海学 家定 詔ヲ奉 ノ事何 已二 勅ニ 勅シ 詩ヲ サン 詔シ

> 睦ニ命シテ、新ニ港市ヲ開カシメ、且ツ議シテ曰ク'魚藩主'ヲ振ハント謀ル、成ラスシテ捕ハル、十二月幕府堀田| 撃チ、 憂ヒ人民下ニ怒リ、動モスレハ憤ヲ鋒鏑ニ洩サントス、 〔三〕 蓮田東蔵・信太仁十郎等米使ヲ斬リテ、 〔億成〕 〔義正〕 前関白鷹司政通之レヲ沮シテ日ク、外事ハ重大ナリ、 ンニハ、命シテ林大學頭ヲ京師ニ遣ス、関白九條尚忠・ 是レ憂フヘキナリ、 締約開港本ト止ムヲ得サルニ出ツ、 十月彼理始メテ江戸ニ館ス、水戸ノ浪士堀口克之助・ ス、 遂ニ之レヲ見ル、鍋島齊正幕府ニ上言シテ米艦ヲ 癸丑以降ノ国辱ヲ雪カント乞フ、亦報セラレス、 如カス勅允ヲ乞フテ之レヲ制圧 且ツ議シテ曰ク、 而シテ 神州ノ元 天皇上ニ

修メ砲術ヲ講シテ、

同シク江戸ニ在リ、能ク時務ヲ知

而ルヲ我独リ旧規ヲ守リ、以テ交通ヲ絶タハ、恐クハリニ来リテ互市ヲ乞フ、他ノ外夷等亦踵テ至ラントス、ム、五年正月正睦京師ニ入リ、 奏シテ日ク、米使連レ、堀田正睦ニ命シ、西上シテ、互市ノ允可ヲ請ハシ意見ヲ上ラシム、幕府外夷ノ復タ来リ迫ランコトヲ恐

勅シテ、米国ノ事ヲ議セシメ、更ラニ諸侯ニ

勅シテ

甚シキト、遂ニ報セス、五年春

而ルヲ幕府小吏ヲ遣シテ

奏ス、

何ソ

朝廷ヲ凌ク

天皇公卿三十五人ニ

禍乱ヲ生セン、

因テ国法ヲ変シ、港市ヲ開カントス、

ク三家及諸侯ニ詢リ、後以テ上 奏スヘシト、正睦書ヤ、米使ノ要請事体素ト重大軽易ニ議スヘカラス、宜 敢テ ヲ奏シテ之レヲ幕府ニ致ス、四月 天皇家定ニ シム、尚忠乃チ旨ヲ正睦ニ伝テ曰ク、往歳下田ノ事ス 寺実堅等之レヲ是トシ、権大納言中山忠能首トシテ之 説ク、関白乃チ心動キ、聡長ト謀リテ幕府ノ請ヲ許 宗ヲ恐レ下ハ人心ヲ慮ル、輒ク決ス可カラス、宜ク諸 諸侯皆忠能ノ議ニ左袒ス、伝奏藤原光成ニ依リ上書シ ニ委任スルノ言アリ、公卿皆驚ク、聡長及前内大臣徳大 ントス、適々 ニ頼リ、尚忠ニ啗ハシムルニ利ヲ以テシ、以テ之レヲ シテ彦根藩士長野主膳ニ謀リ、関白尚忠ノ臣島田正辰 復来リ迫ラハ、之ヲ奈何セント、正睦大ニ苦シム、已ニ 侯ノ公議ヲ採リ、後具ニ 奏スヘシト、正睦大ニ愕キ急 ヲ以テ、旨ヲ伝テ曰ク、 レヲ不可トス、議奏萬里小路正房亦大ニ之レヲ非トス、 二幕府二報ス、是二於テ老中連署シテ答へテ曰ク、米使 勅文ヲ改メント云フ、 聖慮二副ハス、况ンヤ諸港ヲ開キ外国ニ通スルヲ 天裁ヲ仰クト、伝奏東坊城、関白九條尚忠ノ命(ト艸言繁長) 勅文成ナル、文中外国ノ事、挙テ関東 「<sup>衙カ</sup>」 奏事極メテ重大、上ハ 天皇嘉納シ 勅シテ改メ 勅シ 祖

諌ス、

天皇云フ、祖宗ノ国ヲ建ショリ此ニ二千五百

有余年、未タ曽テ他ノ侮ヲ受ケス、

朕ノ身ニ迨テ之

|三條實萬其為メニ||玉体ヲ損センコトヲ恐レ、屢々奏||依天臣| 還り米使ヲ私邸ニ召シ、之レニ内情ヲ告テ期ヲ延ント テ、 テ国家ノ康寧ヲ祈ラシメ、幣使ノ帰ル迄供膳ヲ廃シ飲 宮及ヒ石清水・加茂神社ニ奉シ、「気都府」(同上) 特ニ此事アリト、五月 当時老中ノ権諸侯ヲ圧スルニ足ラサルヲ以テノ故ニ、 方之レヲ諭止ス、時ニ井伊直弼大老ト為ル、或ハ云フ、 食ヲ絶ツ、前後七昼夜毎夜清涼殿ノ中庭ニ遥拝セラル、 ス、聴カス、直ニ京師ニ詣リ決ヲ採ラントス、正睦百 伊勢神宮及ヒ京師ノ護衛ヲ増サシム、正睦江戸ニ≘重県 天皇 勅シテ、幣ヲ 宸筆ノ 宣命ヲ以 伊勢神

子トス、慶福後ニ家茂ト改ム、是ョリ先キ徳川慶勝・宸憂益深シ、是月家定徳川齊順 候当ノ子慶福ヲ迎テ世赫トシテ其専断ヲ怒リ、且ツ武威ノ振ハサルヲ慨キ、ミナシト、既ニシテ幕府ノ米使ト条約ヲ締フト聞キ、朕ヲ亡サハ、 朕乃チ祖宗ニ謝スルノ辞アリ、復タ憾朕ヲ亡サハ、 朕乃チ祖宗ニ謝スルノ辞アリ、復タ憾レヲ受ク、其レ將タ何ヲ以テ祖宗ニ謝センヤ、 朕之レヲ受ク、其レ將タ何ヲ以テ祖宗ニ謝センヤ、 朕之

ラハ、 セス、 サス、 議セント乞フ、 大ナルハナシト、 弼秘シテ言ニ発セス、会々米国仮条約成ル、齊昭直弼 旨アリ日ク、賢ニシテ且ツ長スルモノヲ立ヘシト、 定優柔断スル能ハス、乃チ上 逞フスヘシト、乃チ家定ニ勧ムルニ慶福ヲ以テス、 尚幼ナリ、入レテ以テ嗣トナサハ、擁シテ以テ吾私ヲ テ立タシメハ、政権忽チ齊昭ノ手ニ帰シ、禍害即チ我 実ニ其器ニ当ル、 テサルへカラス、一橋慶喜年已ニ長シ、且ツ声望アリ、 日将軍家定薨ス、 ヲ責メテ曰ク、 ニ及ハン、是レ宜シク立ツヘカラサルモノ紀伊慶福年 直弼之レヲ聞テ以為ラク、彼ハ齊昭ノ子タリ、若シ入 初メ 乃チ急ニ議ヲ決シ、慶福ヲ立ツト云フ、七月四 禍ノ我身二及フヤ必セリ、今二及テ之レヲ斥ケ、 彼ノ慶勝・齊昭等ノ正議ヲ以テ朝議ニ参スルア 天皇 直弼謀リテ、将軍病アリト称シ謁ヲ許 卿ノ為ス所 時ニ年三十五、 宜シク立テ、嗣トナスヘシト、井伊 因テ慶勝・慶永ト共ニ、将軍ニ見テ 勅シテ三家及大老ヲ召ス、 勅旨ニ背戻ス、罪焉ヨリ 奏シテ命ヲ乞フ、 直弼等秘シテ喪ヲ発 直弼以 家 直 叡

> ニ参スルニ足ラス、因テ老中間部詮勝ヲシテ西上セ罪アリ、故ニ之レヲ禁錮ス、其嗣闖ヲfk家 尚幼未タ朝 憂ヒ、出テハ攘夷ノ策ヲ建テ、入テハ軍艦兵器ヲ蘭 **曳モ江戸ヲ離ルヘカラス、十六日島津齊彬鹿兒島ニ卒** ヨリ購入シ、以テ自ラ備フ、而シテ幕府 ス、侯常ニ幕吏ノ怯懦ニシテ、外夷ノ侮蔑ヲ受クルヲ ハ請フ、之レニ諮問ヲ賜へ、直弼自ラ外務ニ当リ、 ム、所司代酒井忠義モ亦踵テ西上セントス、 徳川茂徳ヲシテ慶勝ニ、松平茂昭ヲシテ慶永ニ代ラシ 以テ禍根ヲ絶ツニハ如スト、乃チ構シテ三家ヲ斥ケ、 事了リテ後 奏シテ田ク、 慶勝・慶永・齊昭俱ニ 尚幼未タ朝議 勅ヲ奉ス 詮勝至ラ 国

松平慶永等議シテ日ク、将軍子ナク世子未タ定ラス、

而シテ国家方ニ多難、

宜シク長シテ且ツ賢ナル者ヲ立

擅ニセント欲ス、是日将軍ノ命ヲ矯ハリ、将ニ決行セ老侯ヲ他藩ニ幽シテ、己レカ後害ヲ除キ、永ク威福ヲ四条ヲ結ヒ、貿易七則ヲ定ム、八月朔旦、直弼等水戸四条ヲ結ヒ、貿易七則ヲ定ム、八月朔旦、直弼等水戸の条ヲ結ヒ、貿易七則ヲ定ム、八月朔旦、直弼等水戸の条ヲ結ヒ、貿易七則ヲ定ム、乃チ自ラ兵ヲ率テ京師憂憤日ニ深シ、是ニ至テ直弼ノ幼主ヲ挟ミ、三家ヲ斥

ントス、

藩士憤激死ヲ以テ護衛ス、府内為メニ動揺ス、

二意ナク、日二外夷ト親ミ、専横至ラサルナキヲ以**テ** 

シト、 門ヲ致仕セシメ、安島帯刀・尾崎豊後ヲ閑職ニ転セ(信主) (清美) メ詮勝 侯ニ下シテ、其家老岡田信濃守武田修理・大場彌右衛 (憲室) (正生) (景数) シ、 朝紳攘夷ヲ唱フル者ヲ廃黜シ、 此行宜ク務メテ款ヲ九條尚忠・ 晦日直弼等水戸藩ノ朝紳ト陰謀アルヲ疑ヒ、 戸藩ト力ヲ戮セ、 鳥取・ 兒島・名古屋・福井・金澤・熊本・福岡・廣島・萩 幸吉ヲシテ奉シテ江戸ニ之カシム、 下シ、幕府ト相須チテ攘夷ノ典ヲ挙ケシメント欲シ、乃 公卿等之レヲ諌メテ止ム、八月 ルヲ憂ヒ、自ラ カニ家門諸侯ニ示ス、是日直弼等始メテ家定ノ喪ヲ発 チ 勅書ヲ水戸藩邸吏鵜飼吉左衛門ニ授ク、吉左衛門男 九月十七日間部詮勝京師ニ入り、本能寺ニ館ス、初 寛永寺ニ葬ル、嗣子家茂嗣ク、時ニ年甫メテ十三、 勅書ヲ諸侯ニ回示セントス、幕府許サス、因テ僅 岡山・徳島・高知・阿濃津ノ拾三藩ニ諭シ、 詮勝之レヲ諾ス、 天皇外夷ノ猖獗ヲ極メ、国威ノ地ニ墜チントス ノ発スルヤ、 皇位ヲ避ケテ罪ヲ祖宗ニ謝セントス、 国威ヲ挽回セシム、 直弼密ニ之レニ告ケテ日ク、 是二於テ病ト称シテ出テス、 酒井忠義ニ納レ、 天皇 朝議ヲ一 是ニ因テ、水戸 朝廷又其旨ヲ鹿 勅ヲ水戸侯ニ 変セシムへ 命ヲ水戸 卿

五月

信海ト共ニ国家ノ康寧ヲ高野山ニ祈ル、故ヲ以テ幕府「成象院住持、月照第」、照海ニ投シテ死ス、月照性慷慨、前キニ密・勅ヲ奉シ、照海ニ投シテ死ス、月刃性慷慨、前キニ密・勅ヲ奉シ、スル能ハス、請フ、少ク期ヲ緩フセヨト、十一月僧月スル能ハス、請フ、少ク期ヲ緩フセヨト、十一月僧月 然レトモ公武一致スルニアラスンハ、恐ラクハ功ヲ奏 メ 遂ニ、大閻鷹司政通・前内大臣三條實萬ニ髪ヲ削ラシ 詐謀百端利ヲ以テ尚忠・忠義ヲ瞞シ、 途ニ西郷ト俱ニ海ニ投ス、西郷ハ救ハレテ僅カニ蘇ス、 ノ嫌疑スル所トナリ、西郷吉之助ト逃レテ鹿兒島ニ慝 内等数十人亦皆尋テ獄ニ下サル、詮勝乃チ就イテ迫り、 生キテ此日ニアラシメハ、亦当ニ此獄ヲ免レサルヘキ敷此日リ先ツ三日、梁川星巌病テ死ス、星巖ハ憂世ノ士、若シ > 典・頼三樹三郎等数十人縛ニ就キ、江戸ニ檻致セラル 捕ス、梅田源次郎・鵜飼吉左衛門・其子幸吉・小林良 テ吾志ヲ逞フスヘシト、 ル、而シテ国情穏ナラス、為メニ又避ケテ日向ニ赴ク、 ノ事ヲ以テス、尚忠等首肯ス、詮勝喜ンテ謂ラク、 後上 奏シテ日ク、幕府固ヨリ攘夷ノ 乃チ先ツ多ク勤 謀ルニ朝紳廃黜 十一月僧月 其党飯泉喜 王ノ士ヲ逮 勅ヲ奉ス 以

伊達宗城ニ退隠ヲ命ス、

十二月直弼等謀テ家茂ノ命ヲ矯ハリ、尊融親王ヲ幽シ、

六年己未二月老中太田資始、

矯ハリ、

勅書ヲ幕府ニ納メシム事水戸ニ達ス、

正義

頭永井尚志 筆・川路聖謨西島・淺野長祚 老供 テ公卿ニ説カシメ、幕府ノ秕政ヲ暴シ、刑部卿ヲ立テ(鎌川慶喜) 表ス、已ニシテ直弼等齊昭ヲ責メテ曰ク、 司輔熙亦其レニ陥レラレ、 所トナリ、終ニ此ニ及フ、左大臣近衛忠熙・右大臣鷹 資始共二力ヲ戮セテ、慶喜ヲ立テントス、直弼ノ忌 ム、初メ慶勝・慶永ノ継嗣ヲ議スル、宗城・豊信及ヒ〔續三〕[松平] シテ管セシム、 機宜ヲ失ハン、 長鋭鬢所及ヒ齊昭ノ家宰中山信賽等ヲ黜ケ、 二家茂ノ命ヲ矯ハリ、之レヲ水戸ニ幽シ、 ント図ル、 ラレサルヲ憤リ、私ニ京師ニ メ、土佐守山内豊信(策)ヲ黜ケ、尋テ太田資始ノ職ヲ罷 ノ職俸五百苞、采邑一千石ヲ増シ、 家茂之レヲ然リトシ、大ニ講武所ヲ興シ、 且ツ金二万両ヲ親王・公卿ニ頒チ、 奏請シテ金五千両ヲ 豊信ヲ幽シ、 何ソ幕府ノ補佐タルニ背クノ甚シキト、 是月直弼等ト謀リテ粟田宮ヲ謹慎セシ 請フ、彼ノ技ニ泥ミテ我武ヲ屈スル 水戸藩士安嶋帯刀ニ自殺ヲ命 官ヲ辞シ髪ヲ削ル、八月家 朝廷ニ献シ、 奏シ、遂ニ安嶋帯刀ヲシ 以テ尊 以テ供御ニ充 関白九條尚忠 併テ其子慶 卿言ノ納レ 慶勝・ 王ノ意ヲ ・鵜殿 勿 遂

衛門ヲ重追放ニ、伊丹蔵人家臣、www.m.k.県で、処(左腰、宇和島藩士) (重賢)青蓮院以下四人ヲ中追放ニ、処永押込ニ、飯田左馬家臣、外十一人ヲ押込ニ、吉見長左(生産)・(生産)有帳川 ンカ 日下部祐之進、既ニ獄中ニ死ス、故ニ其子此ニ及ブ、伊三次ノ死ス類ナラ、日下部祐之進、在進、龍児島藩日下部伊三次子ナリ、 時ニ伊三次 池田大學ヲ追放シ、 ヲ梟首ニ、 是ヨリ先キ直弼等以為ク、 水戸侯密カニ ト称ス、 致仕謹慎ヲ命セラル、者亦多シ、 二人、妾一人ヲ叱ニ、高知藩小南五郎右衛門外七人ヲ 構ニ、伊十郎等五人ヲ手鎖ニ、 士宇喜多一蕙等四人ヲ所払ニ、若松杢頭を取り落内外(司恵) (司恵) (老権頭永昭) 本左内・吉田寅次郎ヲ死刑ニ処シ せり、疑クハ是レ例ノ一服ノ(編紀) ス、已ニシテ又獄ヲ断シ、飯泉喜内・頼三樹三郎・ スロヲ藉テ、 茅根伊豫之助・鵜飼吉左衛門ヲ死刑ニ、 皆憂世忠実ノ士ヲ構陥セシヲ以テナリ、 小林民部権大輔及ヒ鮎澤伊太夫ヲ遠流ニ、 [g典] 以テ事ヲ挙ケント、 勅書ヲ水戸城内ノ祖 近衛公ノ老女津崎村岡ヲ押込ニ処[準崎短子] 勅書ヲ水戸ニ置 処士故山本貞一郎ノ女(弘素) 世ニ之レヲ戊午ノ難 此他公卿・諸侯 是二至リ 廟二納ム、 カ 鵜飼幸吉 ハ後日 十二月 朝命 是月 Ť

等ト謀ヲ通シ、井伊氏ヲ殪シ、機ニ乗シテ以テ義ヲ近 孝・高橋愛諸奉 テ田ク、幕府拒ムヘカラス、若シ固ク名義ヲ執テ之レ 具シテ罪ヲ謝シ、 者無慮数百人、齊昭之レヲ憂ヒ、 策ヲ決シ、 畿二唱ヘントス、是二至テ返 弼ノ大獄ヲ起スニ及ヒ、密ニ鹿兒島藩士岩下方平衡な ス、夙ニ幕吏ノ専横ヲ見テ、蓄憤スル久シ、既ニシテ直 テ事ヲ挙ケントス、国中騒然タリ、 少壮鋭気ノ輩之レヲ聞キ、 争フニ至ル、既ニシテ有司 執政大場景淑等前議ヲ執テ動カス、遂ニ党ヲ立テヽ相 ヲ拒マハ、必ス禍アラント、 遣シ、之レヲ促ス、益急ナリ、有司辞窮シ更ラニ議シ 司其情ヲ幕府ニ陳シ、少シク延期ヲ請フ、幕府詮勝ヲ 勅ヲ本藩ニ下ス、 ノ党皆憤激シテ謂フ、 衆命ヲ奉セス、遂ニ兵ヲ出シテ之レヲ討ツ、 勅旨ヲ奉セサルヲ怒リテ追収スルアラハ、 将ニ事ヲ挙ケントス、 謹テ之レヲ 豈故ナクシテ奉還スヘケンヤ、 勅 ノ議ヲ主張シ、 聖上深ク天下ヲ憂ヒ、特ニ別 城南長岡駅ニ屯シ、奪テ以 勅書ヲ江戸ニ致サントス、 衆議多ク之レニ従フ、 勅ノ事起ル、乃チ急ニ 闕下ニ納ムヘシト、 有司ニ命シテ鎮撫セ 時ニ衆ノ長岡ニ集 罪ヲ得テ家ニ屏居 是ヨリ先キ金子教

テ、以テ佐野竹之助等ニ授ク 直朔ニ与※シ暴断ヲ以テ罪ニ公卿士有村勇助次左衞門ノ兄 等ト謀リ、井伊氏ヲ殪スノ策ヲ立ニ江戸ニ入リ、金子教孝・髙橋愛諸等ト合ス、教孝因テニ江戸ニ入リ、金子教孝・髙橋愛諸等ト合ス、教孝因テ乃チ逃散ス、佐野竹之助・大關和七郎等十数人乃チ潜

典二処セントス、言行ハレス終ニ罷メラル庶ヲ構ス、既ニシテ悔ユル所アリ、聊為メニ軽、

断ツ、 馘シ、 斬姦状ヲ懐ニシ、大雪ニ乗シテ井伊直弼ヲ櫻田門外ニ 故ニ僕等天下ノ為メニ之レヲ誅スト、時ニ直弼ノ従士 テ条約ヲ結フ、罪五ナリ、此五罪ハ神人ノ共ニ怒ル所、 ヲ誘同シ、青蓮院宮及ヒ諸公卿ヲ幽シ、 サルナシ、罪二ナリ、尾・水・越ヲ黜ケ幕府ノ羽翼ヲ 幼主ヲ挟ミ擅ニ黜陟ヲ行フ、罪一ナリ、苞苴私謁至ラ 罪四ナリ、 前後皆事ニ死ス、其直弼ヲ誚ムルノ状ニ曰ク、 罪三ナリ、 洋夷ニ恫謁セラレ、 間部・酒井等ヲ遣シ、関白九條尚忠 勅裁ヲ請 多ク無辜ヲ殺 ハスシ

等其馘セラレタルヲ愧チ、書ヲ幕府ニ上リテ、

直弼未

欲シ、 IJ 為ニ天誅ニ遭フ・前田鎌助等六名ヲシテ其陰謀ニ参セシム、次郎後ニ歳徒ノ・前田鎌助等六名ヲシテ其陰謀ニ参セシム、 得テ直弼ノ遺権ヲ握リ、 チ書ヲ作リテ其罪ヲ条陳シ、 ニ奉スル者、 我彼ト権力威望同シカラスト雖トモ、均ク是レ職ヲ官 之レヲ聞キ、 ヲ拒ミ、 私邸ニ招キ、 ニ至テ直弼 ツ職ニ在 ヲ賜フ、 歯憤慨事ニ託シテ之レヲ諷ス、 大逆無道是ニ至テ極ル、 ル者之レヲ悼ム 令アリ、 陰二 皇妹考明帝ヲ将軍ニ降嫁シ、 英館ヲ御殿山ニ築カシム、「東京都品川区」 初 時人謂ラク、 ル 家茂後ニ之レヲ聞 信正頼リテ益々専横ヲ極メ、 九條尚忠 ジメ直弼 ノ間私ヲ**挟ミ、** 陰ニ 豈甘シテ之レカ凌辱ヲ受クヘケンヤ、 永明治年間録・明治前記・続日本外史・其外歴然之ヲ載或人云フ、利無ノ是事曽テ無キ所ナリト、然レトモ嘉 天皇ヲ廃センコトヲ謀リ、 信正及ヒ詮勝等名ヲ公武一 酒井忠義ニ謀 直弼生キテ已ニ奸黠死ス 堀利熙諜シテ之レヲ知リ、 ・之レニ戯レシメ、遂ニ (無根/説) 擅ニ贈遺ヲ受ケ、屢々 幕府ヲ矯ハル キ 諫メテ而シテ屠腹ス、 省 時ニ老中安藤 命 シテ其職ヲ奪 セラレス、怒テ日 ル 朝旨ヲ一変 天皇宸怒ス、信正 是ニ ヲ怒リ、 日ニ外夷ト 屢々外人ヲ 信正 至テ降嫁 和 塙次郎 乜 ル 一機ヲ 明年 勅命 E 二仮 ン ク 即 切 亦

タ死

スト

為ス、

家茂為メニ

一其創

ヲ慰問

シ、

人参半斤

家 起

島三郎 知通桓野通桓] 異ナラス、 攘夷ノ命ヲ奉シテ 異ニス、姑ク本書ニ拠続日本外史、各名氏ヲ 夷狄ヲ掃攘セヨト、 以テ外虜ヲ斫ル、 士ト倶ニ之レヲ禦ク、 麻布・高輪・三田等外人ノ旅宿ニ備フ、(東京都港区)同上)同上) 人ヲ斫ル、 藩有賀重信等十四人、英人ヲ高輪東禅寺ニ襲ヒ、 Ļ 所司代酒井忠義ヲシテ公卿正義ノ者ヲ幽セシメ、 遺意ヲ紹キ、 ヤ、 淺田儀助・ 文久元年五月ナリ、 其藩士多ク跡ヲ江戸ニ潜メ、 就テ皆事ニ死ス、 而シテ幕威ヲ張リ下民ヲ圧セント 相見千之丞・内田友之助年雜録、明治前記相見千之丞・内田友之助年雜録、明治前記 豊原邦之助平親忠・細谷忠助・吉野政之(川本惟一)(平山繁義)(黒沢保高) 等窃ニ議シテ曰ク、 洋夷ヲ親昵シ、専ラ御殿山ノ地ヲ貸シ、 苟モ志アル者我為ス所ニ傚テ、 是二於テ英人憤怒、将ニ兵ヲ我ニ 皇妹ヲ降嫁ス、 其趣旨書ニ云フ、 江戸ノ諸橋ヲ扼シ、 是 ョリ先キ水戸返 郡山・西尾二藩、 其実ハ威力横奪 以テ事ヲ謀 安藤信正・井伊氏 我等率先、 是ニ至テ水戸 且ツ横濱 ス、 勅 麾下 陽 以テ 事

死

キニ至テハ、

塙次郎等ヲシテ廃帝ノ故典ヲ搜ラシ

人、自殺スル者大内蔵外二人、錣死スル者横山辰之助外八人、獄死スル者是亦例ノスル者茅根伊予之助外九人、死スル者桜任蔵外五人、闘死スル者佐野竹之助外五 ル者殆ント百人余、分ケテ之レヲ云へハ、自刃セシ者安島帯刀外二十五人、 刑ニ死核田ノ変トナリ、又東禅寺・坂下ノ変トナリ、 水戸一藩ニ於テ忠臣義士ノ非命ニ斃 レタル 撃ス、 者ヲ挙ケタルニ過キス、其他歩卒等ノ斃ル、者亦少トセス一服ノ類、山崎猟蔵外二十五人、是ハ単ニ有名ノ士ノ死スル、一服ノ類、山崎猟蔵外二十五人、是ハ単ニ有名ノ士ノ死スル、 臣死スト、 伏見ノ事起ル、当時子藩ニ鹿兒島ニ在リ、 義真二悪ムヘキモノ 暴永六年ヨリ是歳ニ至ル迄、幕吏ノ専横ナルカ為 忠・酒井忠義ノ上ニ之レヲ援クヲ以テナリ、 テ其職ニ居ル ニ至テ宿志ヲ遂クト云フ、 屠死スルヤ、 トヲ欲シテナリ、三島三郎初メ堀利熙ニ仕フ、 ク士ヲ愛ス、内田憑テ以テ死ス、蓋シ其知ヲ受ケンコ ニ白シ、 信正創ヲ被リ僅カニ身ヲ以テ脱ス、 斬姦状ヲ懐ニシ、潜ニ坂下門外ニ伏シ、以テ信正ヲ要 ヲ悔ヒ、毛利氏ノ邸ニ詣リ、 信正ノ従士力拒、 自裁シテ而シテ死ス、 汝之レヲ記セヨ、三郎深ク之レヲ含ム、 三郎ニ謂テ曰ク、 メテ露ハレ、封二万石ヲ削ラル是年十一月ニ至リ、信正ノ罪跡始 三島以下健闘、皆之レニ死ス、 信正仍ホ悛メス、依然ト 小五郎人トナリ慷慨善 君辱メラル、トキハ 実ヲ其臣桂小五郎 内田萬之助期ニ後 他ナシ、 是ニ於テカ 利熙 九條尚 是 則

> 衛門・高田十郎右衛門・鳥丸六右衛門其籖ニ当ル、[左カ] 門・貴島平八・永田佐一郎・岩切八兵衛等十余人皆什長タリ、門松市兵衛・小野強右衛門・大迫喜右衛等十余人皆什長タリ、 「「大き」と、「「「「「大き」」と、「「「「大き」」と、「「大き」と、「大き」と、「大き」と、「大き」と、「大き」と、「大き」と、「「「「大き」と、「「大き」と、「「「「大き」と、「「「「大き」と、「 不慮ニ備フ、十六日公京師ニ入ル、是夜浪士鎮撫 坂ヲ発シ、伏見ニ至ル、 因テ是ニ扈従ヲ命シ、 二達ス、公乃チ抽籤シテ之レカ倶奉ヲ定ム、 日公路ヲ海上ニ取ル、而シテ子及ヒ西郷新吾・[従遺] 什長一人、伍長二人以テ之レヲ統御ス、命ケテ什長組 ヲ推ス、文久二年和泉公與久光将ニ京師ニ入覲セントス、 藩士争テ扈従ヲ乞フ、 フ毎ニ未タ曽テ痛息セスンハアラス、 田中謙助等数人陸路ョリス、四月十日公ノ船大坂(鰡明) 三什長及徒属数百人ヲ率ヒテ大 藩ノ制十一人ヲ以テ一組 他ハ皆大坂ノ邸ニ在リ、 鈴木勇右 ナ其気節 · 有馬雷 ートシ、

ムル

二至

ル

ヤ必セリ、豈二座視スルニ忍ンヤ、

寧口

天下

メニ兇奸ヲ殪サント、

乃チ是ヲ策ニ書シ、

十五

黎明三島

・豊原・

細谷・吉野・淺田・相見等六人各

勅ヲ蒙ル、時ニ幕吏益々専横ニ外夷陸梁、而シテ

進・ 真刀・酒井伝次郎重威背本国脱走ノ土・長州藩久坂玄瑞・福原乙之鶴田廟司道徳・中桓倹太郎幸雄・荒巻・長州藩久坂玄瑞・福原乙之(元氏) 村寅太郎・〔璽郷〕 勇助 守忠義ノ二兇ヲ殪シ、 谷茂十郎・ 久保清太郎・ 大義ヲ以テス、 ヲ賛ス、 人靡然之レニ応シ、 第田猛次郎・ (通信) 彌(日) 十八日ヲ期シテ事ヲ発セ !ス、其大意ニ日フ、関白九條尚忠及ヒ所司代酒 山某同藩留 致上下同心、 《清太郎・楢崎彌九郎・楢崎忠助・天野清三郎・中(《清) (義清) (伊介)(『貫)・中谷正亮・佐世八十郎・入江九一・寺島忠三郎・中谷正亮・佐世八十郎・入江九一・「集之) (1歳) 清一蔵之ヲ堀真五郎ノ直話ニ聞クニ、二百何十名ナリシト記シテ識者ニ清一蔵、景綱(柴山)云フ、 当時長州ニ於テ三百名ヲ出スト記憶セシカ、今 |郎・香川助蔵・山縣狂介・白井少助・ (素質) 西郷 藩士ニシテ従ハサルモノアレハ、 新吾・ 則田中綏猷父子、 宮地宜蔵武助左衛門・河上鎌三・原道太盾男・古賀簡二磐朝・宮地宜蔵重松緑太郎・久留米藩真木和泉守保臣・真木外記・吉・ス、事四方志士ノ賛スル所トナリ、土州吉 中谷彪次郎・ ニ借ラント 池上隼之助日 (陳敬) 以テ夷狄ヲ攘斥セン ・大山彌助・[巌] 所在ニ潜匿シテ以テ事ニ 併セテ其党ノ奸臣ヲ除キ、 ス 小倉梅三郎・ ント 某其異図アルヲ察シ、 ノ迫ルヲ以テ、 岡藩ニハ小河一敏等数百 篠原冬一郎等皆決然之レ ス 同盟 ト計画略定 伊藤傳之助・ ノ士佐土原藩 則チ説クニ 旅舎ノ費ヲ 堀真五郎 応 1井若狭 IJ ス 公武 ル 将 ヲ

> ヲ腰ニス、富田猛次郎直話、景綱記聴 是ヨリ先キ事和泉公二聞脛宛ヲ為シ、又ハ頭部ヲ巻キ、又飯顆、是ヨリ先キ事和泉公二聞 クル セン テ日 連署シ、以テ其本書ニ副ヒ、 ヲシテ義挙ノ大旨ヲ草セシメ、 及ヒ有馬新七等以下同盟ノ士伏水寺田屋卿(見) 更ニ謝スル所アラント、 チテ焚死セン、 而 ヲ 薩 力 探ラシム、 トス、 , 留守居ニ ク 各々戦略ヲ議 E ノ日ニ及ハシメハ、 事頗 事ノ漏 然レト ル 漏 報 新七等之レ 若シ幸ニ免ヲ得ハ与ニ撃テ、 ス、 ル罪実ニ我等ニ在リ、 ル ス **モ卿等幸ニ生ヲ我ニ** 寺之レヲ覚リ、緩メテ物 (期ヲ脱カ) (期ヲトガロ) 是二於テ富田 新七・ 硝薬火ヲ九條・ 衆乃チ諒ス、 謙助等、 且ツ各々 又自ラ同盟士ノ姓名ヲ ・池上、 結束スシ、或ハ籠手 仮シテ、 伊集院直 四月二十三日子 屠腹シテ以テ 物儀ヲ掩 酒井ノ邸ニ放 二命 ノ楼上ニ会 新七等ニ謂 シテ 而シテ後 右衛 事ヲ挙 虚 フ、 ブ、 実

蔵 モ

柴山

[愛次郎等首トシテ義挙ヲ企ツ、

子并

ナク有馬新七等亦継テ至リ、

乃チ田

[中謙

助

•

岩 橋本記口

作ス 事ヲ務ム、 メテ曰ク、 啻 E 々二 ノアラ 然ラス、 吾今辱クモ内 而 ルニ若シ吾臣下 吾将タ何ノ面目ア 天下ノ事恐ク 勅ヲ蒙リ、 ノ者ニシテ、 )リテ 是 3 専ラ浪士鎮撫 I) 敗レン、 皇室ニ対 人暴挙 汝 七 ヲ

夏仲左衛門・森岡善助・道島五郎兵衛(栄亨) [24] (定邦) (定邦) (東京・大山格之助・鈴・公急ニ奈良原幸五郎・大山格之助・鈴・祭) (綱良)

兵衛・山口金之進・鈴木勇右衛門・江(重高)

冮

鈴木昌之助ヲ召シテ、

之レ

ニ鎮撫ヲ命

旨ヲ伝

下ラントスル者アリ、歴には此の間三行分記載あり 面晤 赴ク 等又踵テ下ル産話、 尋テ楼ニ上リ来リ、 Þ 是事アリト 其レ力メテ鎮撫ノ功ヲ奏セヨト、 二階ヲ下ラントス、時ニ幸五郎右肩ニ創ヲ蒙リテ楼下 声楼上ニ達ス、美玉三平之レヲ聞キ、『僑僑親輔』 々誰ソヤ、江夏仲左衛門・森岡善助其詐ナルヲ察シ、 テロク、 ルニ自ラ来リ加ハル、 若シ諭シテ聴カスンハ、一ニ汝等ノ処置ニ任ス、汝等 鎮使道島五郎兵衛亦焉二死ス即八年八次八年来、內外騷擾 セント請フ、愛次郎諾シテ楼ヲ下ル、新七・謙助 使ヲ以テ面接ヲ新七ニ求ム、 ノ寺田屋ニ会シテ事ヲ挙クルト聞キ、 雑編 録年 謙助等八人之レニ死シ、 且ツ止ム、 新七焉ニ居ラス、 上床敬蔵時ニ鈴木勇右衛門ノ部下ニ在リ、(高島)か) 聞クヤ助クル所アラント欲シ、 是二於テ幸五郎等公命ヲ宣シ、 愛次郎ノ座ニ在ルヲ見テ、楼下 衆従ハス抗論数回、終ニ格闘 子乃チ諸士ト白刃ヲ手ニシ、 兼程伏水ニ達ス質素の 而シテ其面接ヲ請フ者ハ 森岡善助等五人傷ヲ負 傳蔵声ヲ励シ佯リ謂 衆即領承シテ伏水ニ 高ク呼テ日ク、 急ニ来リ至 命ヲ受ケサ 是日適 且 抑

> 待テ、 ニ在リ、 チ衆ト共ニ座ニ復シ、 是ノ如ク切ナリ、 ラク、彼レ素ト勤 フモ、亦溢言ニアラサルナリ 日ク、卿等猶我言ヲ疑フカ、リ、称シテ智勇兼備ノ士ト謂 日ク、卿等猶我言ヲ疑フカ、 諸士ノ生キテ今日ニ在リ、国ニ尽スヲ得ルモノハ、一ニ此抛刀合掌ノ智計ニ因レ死シテ止マントス、死スルヤ是レ「朝廷ノ為メナラス、又公衆ノ為ナラス、而シテ カラス、 セスシテ此事ヲ敗ラハ、天下ノ事画レリ、 状ヲ陳へ、更ニ公ニ頼リテ謀ル所アレ、 幸五郎乃チ両祖双刀ヲ抛チ、合掌シテ ハ、双方僧ニ徒ヲニ鬬 即チ此ノ如シ、盍ソ為メニ和解セサル、 ル 所如何ン、 君命ナリ、 請フ、熟図セヨ、 拍手連呼シテ日ク、 日 ク、 顧フニ故アラン忤フへカラスト、 卿等宜ク先ツ公ノ前ニ往キ、具ニ此 王ノ士、而シテ今此挙ヲ止ムル、 以テ事ヲ議ス、 計画殊ニ善シト、衆未タ信セス 龍五郎問テロク、 龍五郎々 時ニ西郷信吾刀 Þ . 7 若シ夫レ然 龍五郎以謂 復タ成スへ 公ノ尽サ 請 ジフ姑 我今

等善ク諭スニ此意ヲ以テセ

∃,

且ツ特ニ命シテ日

ク

リ、促シテ曰ク、速ニ公ノ前ニ往テ状ヲ具スヘシ、徒如カスト、刻頗ル移ル、是ニ於テ幸五郎復タ楼上ニ来スヘカラス、屠腹螂・谷元兵右衞門ノ語ナリシテ赤心ヲ明スニ

挙ヲ果スニ如スト、

或ハ云、

事已ニ是ニ至ル、

復タ成

セス、

或ハ云フ、速ニ状ヲ公ニ申シ、

鎮使君命ヲ以テ多方之レヲ諭止ス、

、公二頼リテ以テ衆議紛々トシテ決

ヲ帯ヒスシテ階ヲ下ル、伊集院直右衛門亦踵テ下ル、

臓、会々奈良原喜左衛門・吉井幸助・松方正義 然タリ、 五郎ニ遇ヒ、事ノ鎮定ニ帰シタルヲ以テ相俱ニ邸ニ入 フニ、奈良原等カ公命ヲ二氏ニ告ケタルモノカ 衆之レニ従フ、幸五景綱云フ、当時之ヲ聞キタルニアラサレトモ顯 衆之レニ従フ、幸五 ヲ庭上ニ招キ、 器具短細ノ清潔、 然レトモ優待厚遇与フルニ嘉羮鮮魚タタサタ ヲ以テシ、 ル 乃チ之レヲ導キ衆ニ先ッコ・共ニ京都錦小路ノ邸ニ詣 卿等先ツ一タヒ公ノ前ニ往キ、 リ来リ、 スシテ日フ、 良原喜左衛門・松方正義・海江田武次等、子ト龍五郎 平短刀ヲ持シ、夜ニ乗シテ濳ニ逃レ去ル、二十七日奈 知源左衛門・志岐藤九郎後援トシテ馳セ来リ、 ノ如キハ公ノ意ヲ伺ヒ、更ニ明日ヲ待テ議スヘシト、 人々ノ談・景綱記順、門前掲クルニ高灯ヲ以テシ、守衛厳伊地知源左衛門直話、門前掲クルニ高灯ヲ以テシ、守衛厳 藩公乃チ命シテ謹慎セシム、警備暗ニ厳ナリ、 謂テ曰ク、 彼レ素ト勤 具二此状ヲ申シ、更ニ公ニ頼リテ以テ謀 前ニ幸五郎日フ、 告クルニ帰国ノ事ヲ以テス、二人肯セ 且ツ夜々浴湯ヲ給フ、二十六日美玉三 日既ニ暮ル、公命固ト黙止シ難シ、 王ノ士、 故ニ我等信シテ此ニ至 陳謝スヘシ、攻略ノ事 卿等宜シク先ツ公ノ前 途ニ幸 • ル ル 所 地 郎 綱景

> **や断スル能ハス** 果シテ然ルヤ否 シ促サル、云々ノコト、今之レヲ如何スヘキソ、忍ンテ国ニ是言ヲ錦ノ御旗等ニ托、今之レヲ如何スヘキソ、忍ンテ国ニ 今遽カニ還サル、 リテ世ニ立ンヤ、喜左衛門怒テ日ク、卿等既ニ欺 レ ハ 則 チ 大謀 ヲ 乱 ル ト レトモ、其後年ヲ経ル久シキカ故ニ、此記臆ノレ ハ 則 チ 大謀 ヲ 乱ル ト 景綱云フ、正義当日此語引テ論セリト覚フ、然 ス、正義亦諭シテ日、孔子謂ヘルコトアリ、小忍ヒ ルノ外、復タ策ナカルヘシ、武次傍ヨリ多方之レヲ ナシ、心私カニ事ノ成ルアルヲ期シテナリ、 事ノ成ルナク、空シク国ニ還サル、復タ何ノ面目ア . ヲ知ラハ、当ニ寺田屋ニ在リテ屠腹スヘキナリ、 謹慎順従、 、卿等務メテ之レヲ忍フニ如カス、素志ノ成 終ニ公ニ江戸ニ扈スル 抑々何ノ故ソ、 若シ当時今日 ヲ願 IJ 而 「ノ事ア ル カ = 是 ーサ 還 ル

ラニ

時間ヲ移ス勿レ、

下リ去ル、

稍々アリテ真木和泉守・田中河内介別階ョ(保臣) (緩飲)

衆曰ク、姑ク待テ、幸五郎乃

チ

IJ,

森新兵衛 治・深見久蔵・吉原彌次郎等其一船ニ乗ル【タヤシ】 〔タホタ〕 (重愛) ス、子及岩本勇助・西郷信吾道・大山彌助巌・木藤市(元々) 伊集院直右衛門章・篠原冬一 郎幹国 ·坂元彦右衛門 綱景

下リ大坂二達ス、是二於テ衆ヲ分ケテ二船+児婦帆ニ

配

Ŧ

帰ルヘシト、子等痛哭シテ途ニ上リ、即夜船ニ淀川

命ヲ奉シテ令書ヲ授ク、書ニ曰ク、

速ニ海路ヨリ

去ル、頃之シテ召サル、山口彦五郎・海江田武次

ス、喜左衛門等乃チ後日復タ言フ所アラント言訖リテ 否止々此挙ノミナランヤ、然レトモ子等固ク執テ従

此事ハ彼松方氏モ亦之レヲ不可トセラシナリ云々江田ノ談偶々此ニ及ヒ、為ニニ君ノ意ヲ労セリ、抑々、 旨ヲ答フ、喜左衞門大ニ謙シテ曰、是レハ固ヨリロ外スへキ事ニアラサリシヲ、海セント乞フ、時ニ門卒云フ、恰カモ今還レル所ナリト、乃チ之レニ面シ不同意ノ趣 勿い、二人日つ、我等モ固ヨリ然カ思フナリト、払暁奈良原喜左衞門ノ家ニ至リ、面塚等ノ来リテ之レヲ謀ルアリシカ、我レ之レヲ止メ還セリ、卿等決シテ為スコト フ、不可ナリ、今ニシテ彼ヲ斬ラハ、君家ノ難顕ヲ旋サス、且ツ先時高崎・野津・赤リ、然レトモ尚ホ考量セント、帰途高崎五六ヲ訪ヒ、議スルニ此事ヲ以テス、五六日 ス、而シテ復タ是等ノ事ヲ為シ、君家ノ難ヲ引キ出サンハ、為スニ忍ヒサル所ナ愛ノ臣ナリ、之レヲ害スルハ不可ナリ、殊ニ我等謹慎ヲ釈カレテヨリ未タ幾日ナラ ントス、時ニ子及ヒ龍五郎ヲ中山仲左衛門 <sup></sup>郷 (実養) ラレ、十二月ニ至テ宥サル、三年春、 纜ヲ大坂港ニ解ク、 谷三之助・伊集院某三年以及ヒ足軽数人之レヲ警護シ、(値を) 二十二日 巣藩ノ重臣某ヲ切ラント欲ス、如何ン、二人応セスシテ曰ク、彼ハ某侯最二十二日 此際一夜海江田武次・奈良原喜左衛門・子及ヒ竜五郎ニ謀テ曰フ、故アリ 入ル のホ他国制禁ヲ解レサリシナリ、 公智恩院ニ淹滞スル僅 ニ甚シ、五月十二日稍ヤク国ニ達ス、尋テ私邸ニ幽 其弟是枝萬助巖 等其二船ニ乗ル、 国ニ還ル、此時ニ当リ藩公子及ヒ鈴木勇右衛門 什長鈴木勇右衛門ノ部下ニ属シ、 テ日ク、今日ノ事至重ナリ、 他人指シテ言フカニ接スヘカラス 今此二略ス 他人他藩ノ激徒ラニ接スヘカラス 云々ノロ伝アリス 岸良三之助 後h・ (<a>ゑヵ)</a>.<br/>
・有馬休八・町田六郎左衛門 船中皆麻疹ニ罹リ、 橋口吉之丞・柴山龍五郎縣 卿等公事ニアラスン 而シテ横目の類が明 而シテ日州細島 扈従シ 公将ニ京ニ入ラ 病苦衰態亦実 テ京師 既ニシ ノ家ニ 3 力 乜

> 衛門等三十余人ヲ撰抜シ、諸郷兵ヲ添テ京師 野利秋 衆議決セス、子独奮然之レヲ励シテ曰ク、 シテ帰り、 馳セテ国ニ帰り、 利秋・有川勘介等ト相議シテ日、 已二戦端ヲ開クト、 鹿兒嶋湾ニ逼リ、 在番ノ士關太郎馳テ京師ニ来リ、 シム、幾ナラスシテ、子周旋方ト為ル景編、 高嶋鞆之助・野津七次・[昭光] (昭光) 若シ事止ムニ及ハ、、徒為ヲ笑ハレント、 生麥ノ要償ヲ督促シ、議諧ハスシテ 努力防戦スヘシ、或人日ク、 衆大ニ驚ク、 有川 告テ曰ク、 事急ナリ、 鈴木勇右衛門 勘助・ 君ノ急ニ赴 当ニ昼夜 英ノ軍艦 ヲ守衛 大迫喜右 一日江戸 今長駆 桐野

吉田清右衛門

護アリシカ、第一船ハ横目ノ姓名ヲ詳ニセス云フ、第二船ニハ横目両名・足軽数十名ノ警丶

永山彌

郎 •

林庄之進

・谷元平右

会ハヽ、 相共ニ路ニ上リ伏水ニ達ス、 テ後死ヲ偕ニスル、亦甚タ快ナラスヤ、 ン、況ンヤ区々タル笑嘲ヲヤ、 クハ臣ノ道ナリ、 り遣シ、 則長崎ニ赴キ、 報シテ日、英船ト戦フ、二日遂ニ撃テ之レ 縦令徒為ニ属スルモ何ノ恥カ之レ 外夷ノ旅館ヲ焼蕩シテ、 適藩公高崎左京ヲ鹿兒島(正風旧名) 若シ果シテ事ノ止ム 議乃チ決シ、 而 有 シ

仰付ケラル雑録、 三年六月晦、 酒井忠義所司代ヲ免セラレ、 蓋シ在職 ノ間擅ニ 権柄ヲ弄シ、 帝鑑 井伊 間詰 チ公ノ書ヲ齎シテ国ニ赴キ、

其他皆京師ニ帰

ル介直の

ヲ郤クト、

衆頼リテ具ニ事情ヲ知ル

ヲ得タリ、

大迫乃

衛門介稍ク命ヲ奉シテ国ニ帰ル、 将サニ砲戦セントス、 尋テ柳原中納言光愛卿 克ク力ム、 ル 士ニ向 僅々百二十人ニ過キス、 大迫喜右衛門・ 野利秋・ テ京師ニ居ルモノハ、 條西中納言季知· ヲ伝フ、 ۲ 高島鞆之助・ 高嶋・ 揚々ト 長ノ将士等痛ク不懑ヲ抱キ、纔ニ退キ去ル、 永山盛輝等以下諸郷ノ兵ヲ合スルモ、 野津・ ・シテ 東久世少将通禧・ 隊長鈴木勇右衛門ヲ首トシ、 野津七次・肝付十郎・有川勘介 当時公国ニ鹿兒島ニ在リ、 肝付・有川・ 利秋性剛宏、 勅ヲ奉シテ、 朝旨ヲ以テ参 時二三條實美卿及ヒ 壬生修理権大夫 之レヲ諭ス、 大迫・永山等亦 鎗ヲ提ケテ長藩 内 スヘカラサ 其留 桐

> 基修・ 尹ノ宮及ヒ列藩同志ノ者之レヲ聞キ、皆喜ヒ兵気大ニ 声言セシム、其言ニ日ク、本日藩侯已ニ大坂ニ至ル 時ニ子、周旋役ヲ以テ同シク京師ニ在リ、深ク其藩士気 都下騒擾ス綱記職、明治前記 之レカ為メニ益々幕府ノ嫌疑ヲ受クル事不意ニ起リ、 潜ニ京師ヲ脱シ、 分遣シ、翌日ヲ以テ旅装ヲ整ヒ、諸道ヨリ京都ニ入リテ ヲ授ケ、 テ我藩ニ在リテハ、首トシテ之レカ指揮ヲ為ス者ナシ、 振ハサルヲ憂ヒ、即夜見兵及ヒ奴卒ヲ部署シ、一々謀 関白等頗ル恐怖ス、是ニ於テ各藩守備ヲ戒厳ス、而シ 四條侍従錦小路右馬頭頼徳、 深更ニ及テ之レヲ竹田・伏水・山崎本街道ニ 走テ長門ニ至リ、 尹ノ宮・山階ノ宮・近衛前 長藩ニ倚ル、 澤主水正宣 嘉七 長藩 ŀ

益田右衛門介等 〔親應〕

勅ヲ奉セス、其命ヲ将フ者ト争ヒ、

衛ヲ止メ、

守兵ヲ撤セシメ、

且ツ参

内ヲ禁ス、

家老

令セントスト、故ニ此事起ルニ天子ヲ擁シテ、以テ天下ニ号>

是 日

勅シテ長州萩藩界町ノ警

説起ルヤ、

大和国

行幸一云々ノ事アリ ヲ攘夷等ニ托シ、途

等ノ陰謀ニ与セシカ故ナリ録ニ拠、八月十八日、初メ攘夷 務大輔敬直解官落飾、蟄居ヲ命セラル、蓋シ又酒井忠義 リ、尋テ千種権少将有文・岩倉権少将具視・富小路中 終ニ廃帝ノ古典ヲ探ラシムルカ如キ事アリシヲ以テナ 直弼・安藤信正

•

間部詮勝等ト謀リテ奸謀ヲ逞フシ、

之ヲ賛シ、 夫人某氏ノ薨スル、子首トシテ神葬式ノ可ナルコトヲ(神葬式/劇が、戊辰/春ニァリ)之ヲ賛シ、其職務ニ就テ陰ニ助クル所アリ、島津公ノ 藩ノ会計奉行トナル、 會津ノ降ルニ及ヒテ国ニ帰ル 記憶、既ニシテ我 田中頼庸ノ廃仏論ヲ起スヤ、(廃仏論ヲ起シタルハ三島等ニ非ス)

戦ス、

役子、黒田嘉右衛門等ト中国ヨリ越後ニ至り、會津ニ転(清解)

ヤ、故ニ子此策ヲ施セリ、人皆之レニ感ス介直話、

戊辰

策ニ出ツ、凡事気ヲ以テ勝ツ、況ンヤ危急忽卒ノ秋ヲ

振ヒ、変又踵テ止ム、其実公ノ来ルニ非ス、

蓋シ子ノ奇

決行ニ至ラスシテ止マントス、子独リ大ニ此儀ヲ賛シ、 府二附スル旨、 大半焼失ス、是ニ於テ政府防火ノ為メ、罹災者ヲシテ啓 翌二月二十六日、兵部省用地丸ノ内ヨリ出火シ、京橋(東京都千代田区) (同中央 府権参事ニ任シ、五年正月十三日従六位ニ叙セラル、 子ノ職ニ此地ニ在ルヤ、深ク石峯ノ母智尾神ヲ尊崇ス、 明晰復余薀ナシ、諸士皆其豪胆堅忍ニ駭ク雖・景綱記職 内: fi胜 三分シ、先諸氏ノ俸禄ヲ定メ、尽ク其弊害ヲ矯 里、其地頭六万石石は八八万、本郷某之レヲ領スル五百有 明治二年都城ノ地頭トナル、都城ハ鹿兒島ヲ距ル十六 煉化石室ヲ造ラシメント欲シ、特ニ金三百万円ヲ東京 七日、東京府六等出仕ヲ命セラル、同月十五日、東京 而シテ其母智尾神ノ霊験アル一ニシテ足ラス、子其霊 皆其暴激ヲ論ス、子乃チ一夜ニシテ之レヲ批検ス、条理 余年、因襲ノ久シキ政令姑息ニ流ル、子英断部内ヲ Eb 主張シ、市來六左衛門等ト謀リテ、其式ヲ履行ス、今闔に立衛門広貫力) 二感シ、乃チ霊験記一巻ヲ作ル庸遺話、明治四年十一月 ハ暴戻ヲ以テ子ニ加ヘントス、加之上書建白数百通、 ム、是ニ於テ言論一時ニ沸騰シ、弁難攻撃、動モスレ 藩神葬式ヲ以テスル、実ニ子ノ創意ニ出ツト云フ爾直話 応諮問セラル、府知事別ニ意見アリ、

> 子東京府参事ニ任シ、翌月十五日正六位ニ叙セラル、 月由利府知事洋行シ、大久保一翁之レニ代ル、廿五日 サルニ至リシモノ、盍シ子其基ヲ成スト云フ、是年五 多ク煉化石室ト為リ、風雨ニ杇頽セス、火災ニ焼燼 参事ニ在ルノ間、心力ヲ尽シテ以テ施行ス、今日市: 多方之レヲ論破シ、遂ニ自ラ進テ其事務ニ任シ、 由利府知事横濱ノ例ニ傚ヒ、新ニ総長ヲ置ント欲シ、 此際府下各大区長六名、一時ニ総長ノ命ヲ拝ス、

今一時之レヲ浚浄スル可ハ則可ナリ、然レトモ幾ナラ テ之レヲ浚浄スルノ議アリ、子時ニ異見ヲ陳シテ曰フ、 スル所ノ市政権、悉ク之レヲ府庁ノ手ニ収ム、是ニ於 権限ヲ区分シ、単ニ邏卒ノ取締ヲ掌ラシメ、従来委托 多少市政ニ参与ス、而カモ此ニ新ニ総長ヲ置クヤ、 従来各大区長ノ職権タル、独リ羅卒ノ取締リニ止ラス、 之レヲ本省ニ申請ス、是ニ至テ許サル、故ニ此事アリ、 スシテ復腐敗セン、其衛生ノ害ヲ除クハ、 ル、時人議シテ曰フ、衛生ニ害アリト、乃チ府庁ニ於 フ、内郭周囲ノ濠水タル積年流通ヲ欠キ、腐敗既ニ極 テカ東京府庁ノ職制始テ定ル、亦子与リテカアリト云 到底望ムへ

カラス、

如カス水路ヲ開鑿シテ引クニ潮水ヲ以テシ、

大丞ニ、下略

〔三島通庸履歴(東京大学所蔵)により校訂〕

永ク衛生ノ大害ヲ除キ、人民ノ便利ヲ起セシモノ、亦 メニ、一時中止ニ属ス、然レトモ其後議遂ニ行ハレ、 ンニハト、議殆ント決ス、而シテ費用ノ支ヘサルカ為 兼テ舟筏運輸ノ便ヲ開キ、人民ヲシテ公益ヲ享ケシメ 一ニ子ノ卓識ニ起源スト云フ、是歳十一月廿四日教部

白 九 條 尚

忠

公事罷職

後鳥羽天皇寿永五年即チ文治三年)六百七十五年藩祖忠久公薩隅日三州及琉球国受封(人皇八十二代

藩主忠義公第二十九世当時知政安政五年五年第二十二

将軍家茂公四世襲職安政五年五年十二

文久二年壬戌濟曆同治二年(元) 孝明天皇就任第百御即位下未见用十六年三十一神武天皇御即位紀元二千五百二十六年神武天皇御即位紀元二千五百二十六年

義 公 史 料

文久二年

市

來四郎編

忠

|四枚)」の記載あり 表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料

同

近

衛

忠

煕

公

(表紙)

右大臣 左大臣

同

敬

花山院家厚公群職 條 忠 香 公 公

條 條 齊 齊 敬

公

福我 通公落舞 公

同內 內 大臣 力 記 等 総 記 内藤紀伊守信親五月(村上藩主) 安藤對馬守胤統配月「磐城平藩主」(信睦力) 久世大和守廣周六月

井上河内守正直浜松麓 堀出雲守之敏 水野和泉守忠精三月老中

小笠原圖書頭長行衛澤澤世子) (唐澤澤世子) 協 坂 揖 水 安宅

(備中松山藩主) (山形藩主)

板倉周防守勝静

松平豊前守信篤[丹波亀山藩主]

(岡崎藩主)

本多美濃守忠民記別

**—** 706 **—** 

台島

伯 蔵

久福 久徴

津大 津

納駿河

久仰

永井主水正尚志 大久保土佐守忠董

老〇島津豊後久寶(朱〇印以下同ジ)

肥後守忠交

○川上筑後 )樺山主計久要

久封

京都町奉行

原

彌十郎思孝

牧野備前守忠恭[長岡藩主]

所司代

松平伯耆守宗秀於月 酒井修理大夫忠義六月依 田沼玄蕃頭意尊 諏訪因幡守忠誠 一岡丹波守道弘御用取次ヨリ任〕 葉兵部少輔正巳 **耐遠江守久徴** 

信濃守友詳

町

画

内膳

久憲

小 川

松带 上但

:刀清廉

馬久運

桂

右衛門久武

島津左衛門久徴

上式部久美

喜入攝

津

久 高

久光公御上京御首途及ヒ御発駕布告 操練開場式

目録

岩下佐次右衛門方平 新納刑 諏訪伊勢武盛―時島津ノ 部 久齡 久脩

小松帯刀久光公随従ヲ命セラル 久光公御上京御宿割布告 久光公御上京準備布令

- 707 **-**-

谷川次郎兵衛久光公ニ随従ヲ命セラレ タ ノレ 、照会

久光公御上京足軽隊員

伊地知貞馨家記抄芝藩邸焼亡

営中混雑ノ報

営中故ナク騒動 (柴山書中)

芝藩邸焼亡ノ報

琉球使者引率出府ノ費途拝借布告

閣老安藤對馬守刺客

ノ為ニ傷キタル

刺客姓名

以上十五条

四九四 総覧

御病気申立御在国故年首ノ式事略セラル、

久光公御出府稟請、

久光公御出府準備、

安藤對馬守遭難ノ報、

久光公二ノ丸へ御移転、

菊地源吾帰麑及ヒ中山等ト意見ヲ異ニス、ௌ經盛」 〔寒曹〕 久光公和泉ト御改名、

久光公御出府御発途

久光公御上京、

伏見寺田屋ニ於テ暴徒鎮撫 久光公浪士鎮撫ノ勅命ヲ奉セラル、

四九五 操練開 場式

正月六日春、 ョリ伝習シタル欧州式ノ砲術ナリ)操練及ヒ軍神祭典等執月六日な、 先規ノ如ク砲術(西洋式即チ高島秋帆ガ和蘭人

四百二十一石余ヲ領ス)・国老川上但馬逐・其他大番頭・御 行セラレタリ、 御名代島津讃岐 (貴敦、 垂水郷一万五千

小姓組番頭・御側役・御軍役奉行・物頭等数十名出役、

二三名乃至四五名出頭ス、出頭ノ人員多クハ御城下ノ人ナリ) 操練人員総計二千五百三十余名 (諸郷士及ヒ私領ハ毎郷

射擲等ノ演習ヲナセリ、畢テ一同へ酒肴ヲ賜ハリタリ、

小銃隊(乃チゲベール銃隊ナリ)及ビ野戦砲隊或ハ砲台

本年々首ノ式事ハ太守公御病気御申立ニテ、 其式先規ノ如シ、

御参覲御

猶予中ナルカ故、 執行セラレス、

二月廿二日午刻

四九六

久光公御上京御首途及ヒ御発駕布告

<del>- 708 -</del>

四九八

一月廿五日巳刻 右御首途、

右御発駕、

和泉様御出府ニ付、 仰出候条、可承向へ可申渡候、 右之通被

正月比

攝津客系

四九七

久光公御上京準備布令

和泉様御出府付テハ急速之事候付、御手当向之儀、於

向々早々取調得差図候儀ハ其通可有之、左候テ於江戸

御出来之御品ハ勿論、其外可及掛合候儀ハ、其向々ヨ 早便ヨリ可申越候、此旨可承向へ早々可申

リ無手抜、

攝津

正月吐

久光公御上京御宿割布告

御船中日数二日 九州路日数十二日

中国路日数四日

御逗留中二日

枚方二日

伏見

御逗留中五日

伊勢路東海道日数十五日

和泉様御出府付、 右ハ当春 豊前小倉ヨリ御船ニテ、播州室へ御〔室津〕

行旨、

着船、

御上陸被為

在、

別紙御休泊之通可被遊

御通

仰出候条、此旨可承向へ可申渡候、 正月吐

四九九 小松帯刀久光公随従ヲ命セラル

小松帯刀 [清廉]

正月

モ承候様被仰付候条可申候、 (渡脱カ) 和泉様御出府御供被仰付候付、

御旅御側御用人方御用

右当春中

〔小松帯刀日記(東京大学所蔵)にて補註〕 [攝]津

谷川次郎兵衛久光公ニ随従ヲ命セラレタ

ル照会

谷川次郎兵衛

医師

小荷駄

人

人

右当春中

和泉梯御出府御供被仰付候付、 御旅御側御用人方御用

方モ承候様被仰付候条、此段申越候、以上、

江戸詰

正月廿二日

御側御用人衆

五〇 久光公御上京足軽隊員

五〇二

伊地知貞馨家記抄芝藩邸焼亡

小頭

人

戦兵

太鼓役

廿一人

覚

川路正之進剛線

右之通御座候、已上、 正月 都合三十六人

御兵具方隊

九 人

君ニ説キ、縱令君公御出府アルモ、御居住ノ所ナシト、욀 包 二年正月適タマ芝上邸失火、悉ク蕩燼ス、即チ島津登

「昼木保証」 (一般) ニーザン (一般) こうけ、聞召置レ度ト届出タリ、是月橋口壮介君出京来 (熱三) 実趣ヲ記載シテ、忠義 &=トホスキンタ 当春参勤ハ延期致シ候 過セラレ、九州ニ於テ牧和泉君・小河彌右衛門君其他(資本保臣) (1象) 二付、聞召置レ度ト届出タリ、是月橋口壮介君出京来 有志諸君ト同盟シ、京師ニ至リ、田中河内介君ト引合、[緣則] 連合ノ人数百人ニ及ヘリ、是ヨリ水戸ニ赴キ、有志ト

結合シテ江戸城ヲ焼キ、大挙スルノ決策ナリト論セラ

叡聞ニ達候処、 陳言ノ趣内

感悦斜ナラス、

更ニ和泉公光へ忠節ヲ

上り、 <sup>議官</sup>伏見ノ御仮屋守タリ、互ニ往来シテ時事ヲ論セリ、 アリ、 リ明朝復夕参ル 段聞及ヘリ、 陳シ、久光公御上京ノ趣旨ヲ白シ、 戸ヲ発シ、 力ノ趣旨ヲ縷陳ス、両公大ニ悦ヒ玉フ、其夜岩倉公ヨ サニ関東ノ情状ト意見トヲ白シ、 暫クアリテ岩倉具視公ヨリ使者来り、 叡聞ニ達シ置玉ハンコトヲ願フ、 田君ハ去リテ九州ニ行カレ、 シテ至り、 橋口傳蔵モ同ク邸中ニ在リテ、二氏日々来過議論(兼備) 二月末ニ至リテ、 翌朝参殿ス、大原重徳公列座シテ召シ玉フ、具 京師ニ待奉ルヘシトノ報達ス、故ニ三月二日江 鮫洲旅店ニ在リ、[東京都品川区] 十二日着京、 論弁深夜ニ及ヒ、寖クニシテ服セラレ、藺牟 ヘシ 面至シ度トノ内書ヲ賜フ、 ト申来ル、 久光公三月初旬ニ御発程ト定 近衛公ニ謁シテ関東ノ形勢ヲ 橋口君ハ上邸ニ留宿セ 因テ参殿ス、公日ク、 時ニ本田彌右衛門君 久光公御上京、 国事ニ付滞京 即チ答書ヲ 御尽

> 思召ト可申入トノ御内命アリ、 尽シ候様、 ル数十回、 是ヨリ岩倉公ノ邸ニ至

経テ服セラル、

版セラル、且日ク、藺牟田正平中ニ来ラルヲ得ス(馨其成ルヘカラサル条目ヲ挙テ論止シ、w

半日ヲ

ŀ 同

相見テ諭サレヨト、

因テ同行

貞

中旅亭へ入来、 回、答フルニ国元ニ於テ約スル処ノ如クス、 - 胚胎ス、 幾回モ懇切ニ熟論セリ、 坂ノ間ニ於テ数シハ面会談判セリ、 満シ、日々有志諸君旅寓ニ過ラレ、 之諸君出京、 時ニ或ハ大原公ノ邸ニ至ル、是時長藩有志(重徳) 所見如何、 大ニ尽力アリ、 開鎖ノ事方今着目ノ要件ナリ、 国論如何ト消譲セラル 嘗テ大坂ニ居ルヤ、 北條瀬兵衛君等ト京師・大に無り 同藩周布政之助君・ グラレ、激論アリ、此間永 (長) 其内最モ周布 日下君憾 コト三四 日下君夜 万事此 宍戸

#### 五〇三 営中混雑 ノ報

竟ニ互ニ心胆ヲ吐露スルニ至ラス、

マル、所アルカ如シト雖モ、

国論ヲ明示スルヲ得ス、

前略、 迄 知仕候、 御長持・御挟箱有之、 人ノ上へ人重り、少々モ寸間無之、 然ハ去ル朔日、 然処全ク雪故ノ事ニテ、 御城中混雑ノ義御問合被仰下承 大混雑ノ所へ追々迎ノ者参 中 ノロョリ御玄関脇 右之内へ入、

□モ相分リ不申候、右御請書早々如斯御座候、以上、 作力 た力 で六ツ時迄大混雑イタシ、近年稀成儀ニ御座候、乍併 を六ツ時迄大混雑イタシ、近年稀成儀ニ御座候、乍併 を六ツ時迄大混雑イタシ、近年稀成儀ニ御座候、乍併 の大の時を大混雑イタシ、近年稀成儀ニ御座候、乍併

湯川一雲藩邸館スナリ

中ノ口御鈖杭迄倒ス、

正月

西

筑右衛門様

五O四 営中故ナク騒動(柴山書中)

關長三ヨリ左之通同人へ

上候、 之候一条、委細ニ可申上様承知仕候、承込候所左ニ申 前略、然ハ去ル朔日、御城中ノ口辺ニテ殊之外混雑有

御玄関脇ヨリ中ノ口マテ別テ致混雑、

誰様御家来ニ候

はない、 御時服長持并挟箱等数多押コワシ、下供傘桐油等ハシ御時服長持并挟箱等数多押コワシ、下供傘桐油等ハシ出来快相成候由、其外少々ノ怪我人数多有之候、 しくに被路、一人ハ六ケ敷相成候趣、一人ハ追々療治 お、怪キ者両人、当日御拝領ノ時服長持等ニ押サレ倒 哉、怪キ者両人、当日御拝領ノ時服長持等ニ押サレ倒

位ノ事ニテ退出有之、総退出及五ツ時ニ候、関ヨリ退出、供廻混雑ニテ不相分、一人或ハ草履取計付等相鎮トシテ、中ノ口へ出張、色々差図有之、中ノ中之口内ニテ士分刀ヲ抜、是ハ全ク往来イタシ度為ノ中之口内ニテ士分刀ヲ抜、是ハ全ク往来イタシ度為ノ

右承込候丈ケノ処、右之通ニ御座候、文化已来ノ混雑御拝領御時服、御玄関ヨリ出シ方夕刻ニ成ル、

正月九日

ノ由御座候、宜敷御承知可被下候、

西 筑右衛門様

五OA 芝藩邸焼亡ノ報

丑ノ夏日ヨリ、安政二年乙卯ノ秋ニ至リ、凡ソ三年有余後本日迄数回ノ報アリタリ)、○芝本邸ヲ造営ハ嘉永六年癸大奥作事木屋ニ起レリト云フ(十二月十八日ノ夜初報着、其てり、御殿其他焼燼、加之隣近ニ延焼セシ趣、火ノ出所ハリ、御殿其他焼燼、加之隣近ニ延焼セシ趣、火ノ出所ハリ、御殿其他焼燼、加之隣近ニ延焼セシ趣、火ノ出所ハリ、御殿其に戻って、日間十二月正月十二日江戸ヨリノ飛報到来、報ニ日ク、旧臘十二月正月十二日江戸ヨリノ飛報到来、報ニ日ク、旧臘十二月

此段貴答迄申上候、

柄ノ訳ヲ以テ、一斉彬養女 小太郎、次郎、後チ伊地知宗之丞貞馨) 告ケ来レリ、 御一 介·留守居汾陽次郎右衛門·同兼役堀次郎 御予定ナリシニ、火災ニ罹レルヲ以テ、猶予セラレン 覲ノ規則アリ、我藩ハ三月参府四月賜暇ノ定規ナリ)、御参府 ノ 及ハレサル旨、達セラレタル趣モ告ケ来レリ、 謝罪スルヲ差扣ト通唱ス)、○同十五日御用番ヨリ御遠慮(閑老月番) 国公伝ニ詳記ス)、○邸中ヨリノ出火ナルカ故幕府 、法規ニ、江戸府内ニ於テ出火セシ時ハ、不注意恐縮ノ旨ヲ以テ ル者ノ如シ、〇当時在邸国老島津登外 ヲ得ス、 ヲ請願セラレタリト雖モ、 編者日ク、 #士及ヒ我カ藩士有村次左衛門等 (海江田信義カ三弟) 『若曰ク、文久元年辛酉三月三、 『万延ヵ 門家ヲ初メ、大小門葉ノ人々及ヒ諸士登城御機嫌伺 ヲ刺殺シタリ、 不注意ノ趣ヲ以テ、御差扣書ヲ呈セラレタリ(幕府 茲ヲ以テ特別造営費ヲ恵与シ、 ○本年四月中例規ノ如ク(従来諸大名江戸参 再建ノ費用金二万両恵与セラレ 国老ヨリ布告セリ、 故ニ彦根藩士ハ復仇 幕府ハ成規ニ照シテ允許 等力、 外櫻田ニ於テ水戸脱 然シテ天璋院殿御続、徳川家定夫人篤姫、 ノ企ヲナシ、水戸 大老井伊掃部 (旧名仲左衛門、 番頭菱刈杢之(隆徽) 御参覲ヲ促シ タル趣 因テ本日 ノ例規ニ 頭 ス

ノ星霜ヲ積ンテ、

建築セラレタル者ナリ(造営/始末ハ

擾

タリ、 於テハ君仇ヲ報シ、国辱ヲ雪カントスル 而シテ従駕ノ国老川上式部参府、気急 キカ故、 尋常参覲ノ行装ニテ、不虞ノ変ニ応スル ヲ以テ、 タル始末ハ、万延元年ノ記ニ掲載ス)、幕威ノ墜揚ニ関スル タルハ(斬殺連中ニ有村次左衛門及同人実兄雄助加リタル事 赫々タル大老カ、僅々十数名刺客ノ為メニ斬殺セラレ リ ス、 礼ヲナス者アルニ当テハ、至当ノ所分ヲナサ ニ兵ヲ向ントシ、 (当時ノ事実ハ万延元年ノ記ニ詳載ス) 御帰国 アラセラレ ハヤタ 或ハ其後海江田信義・内田政風等カ大久保利通ヲ論責シ 筑後国松崎駅ヨリ御発病ノ御申立ニテ、 然ルトキハ倏チ天下ノ動乱ヲ惹キ起サン ○此変タルヤ二百有余年至治ノ世、 ルカ故、 事変ノ報ヲ聞テ、断然御帰国アラセラレタリ 連類党与ヲ捜索スルコト甚タ厳、 若シ御途中又ハ江戸府内等ニ於テ、 我力藩ニ復讎 ノ謀ヲ旋ス等 其顚末ヲ届出 ノ予備コレナ 且ツ彦藩 然カモ威権 コト 御曳返シ [タリ、 我藩 ル , 説紛 · ヲ慮 ヲ得 Þ

下顰眉声ヲ吞ミ、 シ × 斯ル時情 或 ハ謹慎セラレ ナル 力故、 流血堆屍ノ世ニ変セ タリ、 御帰着ノ後モ応変 尋テ本年正月十五日坂 ンコト ノ警戒ヲナ ヲ恐懼

○此ノ変動ニ就テ、一般動揺、人心恟々物議喧囂、上

下門外ニ於テ、浪士等閣老安藤對馬守殿ヲ傷ケ、連年「信贈、磐城平藩主」 如此ノ時態ニ陥リタルハ、幕府ノ威望存廃ニ罹リ、剰 へ外夷ハ各所ノ開市ヲ迫リ、将来如何ナル世ニ変スル

運ノ傾ケル初トス(旧邦秘録鈔) ナラント、 悉ナ人危懼ヲ懐ケリ、之レヲ乱兆顕レ、

五〇六 琉球使者引率出府ノ費途拝借布告

被 為 到来候、依之明日御一門方并月次云々略、 之候処、 当秋琉球人被 仰付候旨、 召 『候旨、御用番久世大和守様ヨリ被仰渡候段御「は馬、関智書!」(広馬、関智書!」(広幕、若年寄) な 御金一万両御拝借遠山美濃守様御登城之処、御金一万両御拝借職廿六日 太守様為 御名代、御一類様被旧職廿六日 太守様為 召連 御参府ニ付、 御拝借金御願立有

ルモ返上セシコトナシ、全ク名義ノミナリキ 琉球使者参府ニ就キ、 従来同数ノ拝借被 仰付、 名義ハ拝借ナ

正月十四日

閣老安藤對馬守刺客ノ為ニ傷キタル

閣老安藤侯御届書

今朝登城掛ケ坂下御門下馬先ニテ、 七八人計リ抜身ヲ以テ左右ヨリ駕籠へ切掛リ候ニ 狼藉者鉄砲ヲ打掛

> 付一先帰宅仕、供方始手負之者トモ有之候間相糺、 去候、拙者儀捕押方ト指揮致シ候内、少々致怪我候ニ 付、供方之者防戦致シ、狼藉者六人突留、其余之者逃 追

テ御届可申達候、以上、

正月十五日

安藤對馬守

別紙手負之者如左、

山

田

彦

八

大目附

同

小笠原平治郎

供頭 林

塚治郎

同

原 田 荘 兵 衛

大小姓

松

本

諌

治

郎

同

友 田 六 蒧

徒士目附

伊藤杢右衛門

五〇七! 右為検使淺野伊賀守罷越ス、 安藤侯へ狼藉ニ及相果候者共人名

同 同 同 同 同

高

之

助

心事モ可有之ト存、抛身命候及斬害、其後(近縣力) (前殿力) (最度) (元縣力) (元縣力) (元縣力) (元縣力) (元朝夷狄ヲ悪ミ、国家之安侯人心之向背ニ

藤

田

萬

蔵

自然於

幕府御悔心モ被為在、向〔出来カ〕

向後尊

一被為付候御〔衍力〕 | 向後悔心

富 藤 勇 之助 同

右之者ト

ŧ 何

モ姓名書懐中致居、

猶懷中致居候書付

上 杉 大 五 郎

横 山 盛 之 助

高 澤 幸 之 丞

上 秀 治

村

部頭執政以来自己之権威ヲ而已振ヒ、〔屢メเผゐ〕

天朝只管夷狄ヲ致恐怖候心情ヨリ、

慷慨忠直之義士ヲ

候事、毛頭奉対

年三月赤心報国ノ輩、 奸 趣意書

幕府候テハ挟異心候儀ニハ 御大老井伊掃部頭殿ヲ及斬害 奉蔑如 、無之、

馬守殿ハ井伊家執政ノ時ヨリ同腹ニテ、 藤信贈! 第1ノ罪魁ト申スベク銭'対馬守殿脱力! 幕府御役人一同ノ罪ニハ候ヘトモ、畢竟 之御模様モ相見へ不申、弥御暴政之筋而已ニ成行候事、 其奸策詭計ハ、掃部頭殿ニモ超過候様ノ 掃部頭殿死去ノ後モ、強テ悔悟ノ心無之而已ナラ(絶力) 畢竟ハ、御老中對 暴政之手伝被

神国之罪人ニ御座候故、右奸臣ヲ倒シ候ハヽ〔州ク〕 〔斬ウク〕

一己之威力ヲ示サン為ニ専ラ奸謀ヲ廻ラシ候段

天朝ヲ同腹之小人ト已ニ致サン事ヲ謀リ、(ハタメ) (稲焼ク) 万一 尽忠報

可取押トノ心底顕然ニテ、神州ノ賊共可申方ニ候故、[破!脱カ] (衍 カ)国之志烈敷手ニ余リ候族有之候節ハ、夷狄之力ヲ借: 此侭ニ相過候テハ奉悩

ニテハ、近年之内天下ハ夷狄乱臣ノ物ト相成候事、(パカ) 付、臣子等ニ至テモ誠ニ難黙止、 此度微臣トモ申合う (アー 至一情 と) ク對馬守殿奸計邪謀ヲ専ニ被致候処ヨリ差起リ候儀 之如ク、 對馬守殿ヲ斬殺申候、 然ノ勢ニ御座候故、 見ルカ如ク、不容易御儀ト奉存候、其上当時ノ御模様 叡慮候事ハ不及申、於 今其一端ヲ挙テ申候ヘハ、此度(衍カ) 千古迄モ被為請汚名候様ニ相成候事、 因循姑息ノ御政事而已、一年 旁以テ片時モ寝食ヲ難安、 對馬守殿罪状ハー々不堪挙候 (枚脱力) 幕府モ御失体ノ御政事ノミニ 一年送リニ被為過候 鏡二掛テ 右ハ全

以テ奉豪奪候モ同様ノ筋ニ御座候故、〔イテン) リ)、公武御合体之姿ヲ示シ候へ共、 天朝被下 置候様ニ取繕ヒ (降嫁請願ノ事実ハ別冊ニ詳ナ 此後必定 実ハ奸謀威力ヲ

皇妹御縁組

ノ義、

表向

. ハ従

勅諚ヲ押テ申下シ候手段ニ可有之、其義若不叶候節ハ、[権ウ] 皇妹ヲ枢機トシテ、 外夷交易御免之

天子之

一行力 カレ、 様無之候、扠又外夷取扱ノ儀ハ、<sup>[+脱力]</sup> 古ノ北條・足利ニモ相越候逆謀ハ 丁寧ヲ加へ 帝之占例ヲ為取調候始末、 御譲位ヲ奉醸候心底ニテ、 何事モ彼カ申処ニ随 既ニ和学者へ申付ケ、(塙次郎等) E 對馬守殿弥増ニ慇懃 日本周海測量之

儀品々差許シ、

同様ノ儀ニ有之、其上外夷応接ノ後ハ毎々差向ヒニテ山ヲ外夷共ニ貸シ遣シ、(等脱カ) (等脱カ) (等脱カ) (等脱カ) (東京)と野中外東共ニ族シ候類ハカ) (江戸第一ノ要地9外東共ニ族シ候類ハカ) (江戸第一ノ要地御殿皇国之形勢委敷彼等へ知ラシメ、江戸第一ノ要地御殿皇国之形勢委敷彼等へ知ラシメ、江戸第一ノ要地御殿皇国之形勢委敷彼等へ成) (近頃八品川御殿山ヲ彼等に賃遣

天朝ヲ廃シ、

幕府ヲ倒シ、

自然封爵ヲ外夷ニ受ケ諸候

風評モ有之候間、對馬守殿存命ニテハ数年ヲ不過シテ、 様ニ相成候儀明白ノ事ニテ、 ý 申醜夷ニ対シ、 [ト脱ク] 既ニ先達テシイホルト 日本ノ政務ニ携リ呉候様相頼ミ候 言語道断不届 (当時外国奉行等ノ顧問 ノ所業ト 可 御座候、

御所置ノ段ハ、

天朝・ 様禽獣之群ト相成候事無疑、 我国 ヲ防キ候儀ニ御座候、 大倫ヲ忘レ、 無余儀令殺戮、上ハ奉安〔奸邪之小人ヲ脱カ〕 [神聖ノ道 幕府、下ハ国中ノ万民ト 攘奪利欲ヲ尊候筋ニヒニ落入リ、外夷同(gd) (mb) (mb) 毛頭奉対 ノ邪教ヲ奉シテ君臣父子ノ 微臣共痛哭流涕大息ノ余 E 夷狄ト成果候処 公辺ニ異心ヲ存候儀 福

職任被為御勤候様仕度候、 [別被為遊御動力] [紹力] 東照宮以来ノ御主意ニ御基キ、「徳川家康」 御改革無之候ハヽ、 天下ノ大小名各 若モ唯今ノ侭ニテ、弊政ノ 真実ニ征夷大将軍 幕府ヲ見放シ、〔候タ ーン御

所置被遊候ヤ、 夷ノ御扱ヒサへ御手ニ余リ候折柄ニ相成候テ、 自己ノ国ノミ相固メ候様相成候ハ必定ノ事ニ有之、外 如何御

靡キ候事疑無之、実ニ御危急ノ御時節ト奉存候、(心殿力) (おり) 皇国ノ俗ハ君臣上下ノ大儀ヲ弁へ、皇国ノ俗ハ君臣上下ノ大儀ヲ弁へ、」 (風殿z) 悪ミ不申者ハ一人モ無之候間、 (第2) 「(第2) 「 忠烈 節義ヲ守 (ヲ守ル風(守リ候カ)

> 叡慮ニ 夷ヲ疎斥シ、神州ノ御国体モ 〔共脱力〕 リ候事ニ御座候、 [成果被遊、夫故[可脱力][候脱力] 御為ニ身命ヲ抛候者有之間敷、 相反キ候処ヲ見請、忠臣義士ノ輩(倭ベルタ) 夫故此度御改心ノ有無 何卒此儀御勘考被遊、傲謾失礼ノ外(度力) · (テカ) 幕府ノ威光モ相益、 幕府孤立 ハ、御興廃ニ相係(幕府ノ興廃ニカ) ノ勢ヒニ モ

国行家力ト ヲ投 王攘夷ノ大典ヲ正シ、君臣上下ノ誼ヲ明小ノ士民迄モ一心合体仕候ハヽ、尊 (ケ、奸邪ヲ殺戮シテ、要路) [幕府脱カ] 死生ヲ共ニ致候様御所置被成度、「希カ」 ノ諸有司ニ 是則臣等身命 カニシ、 懇願愁訴 天下

処 (ノ徴忠ニ御座候、 恐惶謹言

五〇八 刺 客姓 .修補殉難録前編(宮内省蔵版)・水戸藩史料下編にて補註.

戌正月十五日

五〇八ノー

水府浪人 三河野通

郎

要原邦之助 (川本権二) ツニ入レ付ケ品半切二巻、

布

奸趣意書ト 認有之書付、

中物

內

斬

細谷 忠

懐中物 ッ 麻裹草履 足 西洋短筒

但玉弐通五匁程風呂敷包ニ有之、

吉野政介

斬奸趣意書ト認候書付・手拭一筋 淺田儀助(示田朝後)

斬奸趣意書ト有之書付・西洋短筒一挺、

是ハ例之取落物狐細向集二冊、

相田千之丞

申渡ス、

正月十五日

右之通内櫻田御門持場死骸見分ニ御座候、 木綿胴巻一ツ内ニ斬奸趣意書ト認有之、

一橋附

近習番

山木繁三郎

四十八才

ト通尋候上、揚屋へ遣ス、

戸田越前守家来(忠恕、宇都宮藩主) 大橋順蔵

四十七才

同断

大橋意次

七人之激徒本氏小伝

年廿五歳、

下野国吉田村ノ産、本名河野顯三、字士威、号春雲樓、

欲」留報国尽忠名、 (修補殉難録稱前篇にて補註) (将丸) (将丸) (み) (み) (後手丸) (後手丸) (後手丸) (後手丸) (後ヵ)

しら髪の老を見すてゝ国のため

つくす真心神そしるらん

斃れてもまたおきぬらん我心 しゝのたふれしつくるときあて

豊原邦之助親忠

同断

松本錤太郎 (证養) 戸田越前守家来

右於黒川備中守御役宅、御目付淺野伊賀守立会備中守(盛奏、町奉行)

同断

三島三郎通恒

門人、 越後人、本名河本杜太郎貫以、号正齋、京師岩垣菊苗

かそいろのそたてし身をも君かため すつるハ世~~のめくみと思へハ

細谷忠齋繁義

命、上国ニ赴キ、泉州ニ抵リ、其二人逮捕セラレ、於 常陸人、本名平山兵介、憂国ノ余リ同志二人ヲ伴ヒ亡

是頭髪ヲ剃リ改名ス、死時二十一歳、

土1、精神留欲護 丈夫拠┙義死何悲、成敗在天寧可┙期、 呉竹のうきふししけき棄なれ共マ、〔葉カ〕 皇基、 体骨縱消,武州

吹風にあらねとけふは大君の

ミとりの色はかへすやあらなん

心にかゝるくもやはらわん

淺野 儀 助朝儀

同州人、本名小田彦治郎

辞世

吾妻路のむさしの春はたちにしと

辞世

館へ闌入、逃レテ潜匿中変名ス、死時十九歳、

常州久慈郡之人、本名黒澤五郎、辛酉五月東禅寺夷人

たふれらおきため尽して後々そ本ノマ、

露の命をなとおしむらん 相田千之助胤正

同州人、本名高畠萬蔵、東禅寺徙後潜匿ス、死時三十

七歳、

辞世

村雲ハかゝれと君にさそハれて

浮世はなれし月をなかめん

内田萬之助元善

同州人、本名河邊佐治右衛門、当日其期ニ後レ、因テ

長州邸へ訴へ従容トシテ自尽ス(長州邸吏届書参看)

斬"除奸賊'報"天公!、

五更月落凛風悲、

別母捨児奈此忠、

皇国存亡人不識

辞世

吉野政助保高

雲井にあけよ芦田つるの声

- 719 -

[表紙] 忠義公史料 市來四郎編 文久二年

目録

[参考] 脇坂家々記抄

茂久公御参府御猶予久光公御出府謝恩セント乞フ 刺客連類者内田萬之助長州邸ニ至リ自殺ノ始末

長藩上申(脇坂家々記抄)

坂下門ノ事実留守居西筑右衛門具申書

久光公御参府許可布達

坂下門ノ嫌疑者捕縛セラル

営中騒動ノ詳報 [参証]非蔵人日記抄

擬軍艦打擊操練

汽船購求

坂下門安藤遭難事実再報

寺師宗道安藤對州遭難事件再報

〔参証 非蔵人日記抄〕

茂久公御参府準備品久光公御出府二就キ御道具類其外達

(紙数五十三枚)」の記載あり扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料

井伊掃部頭上京路筋ノ伺〔(江戸邸通報)〕 無名ノ投書(辰ノロニ在リト)

〔参考〕安田助左衛門日記鈔

禁裏奥向御費用増額

輪王寺宮准后宣下

伊勢神宮御造営

安藤對馬守ノ遭難ヲ奏聞ス 春日社神鏡破壊

江戸市中ノ風聞

無名ノ投書云々ノ意見書(京都報) 狼人者懐中所持之斬奸趣意書ノ内 狼藉者戦、 様子ニテ、

暫時二右之者六人討留、

且御家来怪我人手

(参証 青蓮院宮御還俗御内意 非蔵人日記抄〕

白石正一郎日記鈔 以上二十七条

五〇九 参考 脇坂家 Þ 記 抄

對馬殿登城懸狼藉一件 [守殿力]

月次御礼有之候ニ付、

御用番様五時御登城、

但定例之

久世大和守・安藤對馬守・堀出雲守様御登城縣、伝周、関宿藩主〕信牌、磐城平藩主〕乞敏、惟谷藩主〕通四ア下リ 様御裏御門ヨリ御出、 坂下々馬札手前ニテ御駕籠目懸

窓明落候ニ付、對馬守様ニハ御マロヒ落、 陸尺先棒之者驚肩ヲハツシ候故、 直ニ抜刀ヲ以テ六七人御乗物へ附掛参候ニ 御乗物落シ候処 御駕籠脇其

鉄砲打懸、

外警衛供防戦被致、對馬守様ニハ少々御怪我有之候御 坂下御門へ御欠込ニ相成、 跡御供方警衛供

負之者、 |對馬守様坂下御門御番所ニテ御手当有之、 即刻御屋敷へ引取候事、 其内御

屋敷ヨリ乗替御駕籠持参御迎供、其上久世様・

堀

届ニ相成、

右死体莚掛見物立寄不申候様、

入念立番制

右ニ付、

内櫻田御門当番

即 刻

様御警衛供附添御屋敷江御帰ニ相成候事、 御城ョリ對馬守様御宅へ為御見舞被差遣、

奥医師

伊東 長春院

堀

御番外科

外二

弐 人

奥御右筆

弐 人

被討留人狼藉モノ死体六人

坂下々馬札向一人

同所東之方大原ニニ人 同所手前

同所南之方

一人

内藤紀伊守様登城門(信報、村上藩主、老中)内櫻田外腰懸脇

手前ニー人

非番ヨリ御当番所へ早速

御

シ等両家ョリ被差出候事、安藤様ヨリモ御屋敷横北之

方構へ、死体左右へ被差出候事、

分ニ参リ候ニ付、御当番所ヨリ当番・非番・物頭・鍵四時頃、御徒目付・御小人目付・御使方黒鍬召連、見四時頃、御

上ヨリ見分イタシ、坂下ノ方ヨリ一番・二番・三番・役・御徒目付・下座見・小頭附添立合、莚ヲ取候ノミ

御目附方へ持参候事、四番・五番・六番ト紙札ヲ附、封書・懐中物・鉄炮等

付方引取申候事、

呉服橋御門外ニテ立合相改可申趣ニテ、一ト先御目右死体惣身改候義ハ後刻諸家退散相済、検使之義ハ

其後、町方南北之組衆、為見分被参候得共、御番所立

呉服橋御門外へ差出候様被仰下候ニ付、右死体是迄水正月十五日八時過御目付方ョリ検使被遣候間、致手当合等無之事、

ヒニテ御番所役々棒突・制・下座見附添、和田倉御門・死取扱候通、戸板ニ乗、莚ヲ懸、細引ニテ結付、荷ナ

使場地所之義相達候事、但其以前呉服橋外町役人共、御目付方ニテ呼出、呉服橋御門へハ御小人目付相断差出申候事、

検

検使

御徒目付

富永

市造殿

吉川監太郎殿

御小人目付

大谷新之丞

松本金七

外ニ四人

**黒鳅二人** 

内櫻田御門ョリ

者物 頭

Ē I 鍵役

徒目付

書役

棒突立番

下座見

中間

制

相固、 右之通出張、見物不立寄様右廻棒突立番廿五本ニテ 其外下座見・制往来之義、町役人共ヨリ前後

相制、 夫ヨリ中間四人タスキ掛ニテ、死体惣身検使

壱番死骸 前ニテ改之、

惣髪

三島三平 (河野通桓) 〔郎丸〕

三十四五才位

黒二子絹紋沢潟五ケ所、下着紺赤

下ニ紺立縞キツコウ形後掛、隠内ニ封書一通有之、 鞘計・財布銭少々・半切二巻・浅黄手拭、疵所肩ヨリ 絹ノ下帯・真鍮矢立・金皮ノ下ケ物・紺五郎ノ帯・刀 白

三筋縞口・綿之小袖・紺ツムキ背割羽織、裹茶縮緬

惣髪黒山岡頭巾冠、

程、二ノ腕ヒシヘカケ深ク切、皮少々残り、左後七ト 襟へ掛五寸、肩・背中左右何レモ五寸余・深サ四五寸

弐番死骸 通切込、

豊原邦之助

十八九才位

紺浅黄横竪縞紬小袖、下着胴竪絞り縞絹廻り・茶滝縞

疵所右之頬一寸程、ツキ所同肩ヨリ腕へ懸ケ三ケ所、 短刀ヲ帯シ抜刀ヲ持 地半浅黄木綿・鳴海絞リ茶小倉袴・紺小倉帯、刀鞘計

上三寸程・中五寸程・下七寸程、頭筋違ニ四寸程、

左

ノ方後へ三寸程、

細谷忠齋

坊主

三番死骸 卅二三才位

履・脇差・合口・刀鞘計ニクルミノ矢立・抜刀・小鉄 金色ハツチ・博多帯中形・木綿臑半・白足袋・麻裏草(襦袢) 小袖・黒亀綾之羽織紋丸ニ横二ツ引五所・下着小紋絹 坊主黒縮緬宗十郎頭巾冠・御納戸縮緬沢潟紋五所紋之

四番死骸 足軽体 吉野政助 (黒沢保高・元水戸藩士)左り肩四寸程、同所脇五寸程突疵、 右ニ三寸程、左之足膝頭へ二寸程、ヒツカ、ミー寸程、

疵頭三ケ所、但右之耳上二寸程、左ョリ後へ掛六寸程

砲側ニ落有之、

廿二三才位

羽織・帯紺・小倉紺竪縞袴・浅黄手拭・大小鞘計・ 木綿紺竪縞綿入・木綿大絞り筒法地半・木綿御納戸割

肩五寸程 疵所頭ニニケ所、 中ニ喜世留・胴巻ニ封書一通有之、 但左襟際五寸程、深サー寸余、

右之

五番死骸

三十才位

御納戸紬蔭蔦ノ紋付小袖・下着小紋紬中形浅黄木綿地 堀織部正元家来ト云フ風聞之由:[利忠]

半・皮色木綿羽織・帯紺糸織・木綿藍縞単袴・紺足袋、

疵所頭ニ四寸程、左後ニ五寸余・深サ二寸程切下ケ、 懐中二本二冊、風呂敷包中二小鉄炮有之、

背中ニニケ所、肩ニ三ケ所、但上二寸程、次三寸程、 腕へ掛四寸程・腕ニ二寸、背中左右三寸程宛、右ノア

ハラ二寸程、腰ヨリ切下ケ二寸程宛二ケ所有之、腰脇

卅五六才位

帯無之、皮色木綿頭巾冠リ、腹帯ニグ、紺足袋、 木綿茶縞綿入、下ニアヒ横竪縞単物・皮色木綿羽織、

疵所頭左ニ三寸程、右之胸ニ突疵一ケ所、左之二之腕

サ三寸程之深疵有之、 二ケ所、同背中竪ニ六寸程、右之尻之上ニ四寸余、深

様御組与力同心ニ御引渡ニ相成候事、 安藤對馬守様御供方

右之通検使見分済、同夜九ツ時、町御奉行黒川備中守 [ o w を )

両足鉄砲ニテ打抜、 頭切疵深手、 一人討留 連之丞

大小姓

松平

同

齋藤勇之助

頭切疵深手

御徒士

高澤幸之允

同薄手

同

林

録

次

郎

無疵ニテ一人討留

押

藤

田

萬

蔵

右之手切疵浅手

御警固供大目付

Ш

田

彦

八

無疵ニテー人討留 元

原

田

新兵

衛

御徒士目付

伊東藤右衛門

頭ヨリ目ヲ掛深手切疵

無疵ニテ二人討留

頬手カスリ疵二ケ所、壱人討留

中間頭

横

Щ

森之助

頭切疵

御刀番 小 平次郎

### 五〇 茂久公御参府御猶予久光公御出府謝恩 セント乞フ

正月十五日ノ夜、江戸ノ飛報到着、(十二月二十五日江戸発) 太守様御参府被 失ニ付、 月中屹度御参府可被為成卜之趣被仰渡、且御屋敷御焼 五ケ月程御猶予之御願相成候処、御願之通御聞置、 今春御参覲之儀、御屋敷焼失御住居不被為調旨ヲ以テ、 御造営費御拝領旁不容易御訳柄ニ付、 遊迄之内、 報ニ日ク、 当秋 九

出府被成候テモ不苦旨、 御出府御礼被 御親書ヲ以テ布達セラレタリ、其御親書ハ当時ノ記ニ詳載ス) 父ト御尊崇云々之趣ハ、文久元年辛酉四月廿七日、 (即チ国父久光公、 編者ハ以下皆国父公ト記ス、 仰上度御内願被 被 仰渡候段モ申来候、 仰上候処、当春中御 太守公 此旨 玉

正月十六日

可致通達候

攝 津 八喜 (久運、家老) 式 部別

右之如ク布達セラレ、 編者日ク、 太守公御参府ノ向ニ準拠スヘキ旨モ達セラレタリ、 昨年春松崎駅ヨリ御引返シ御帰国ノ後ハ、 而シテ 国父公御出府ノ準備ニ着手セラ 種々ノ

正月十五日

巷説寡ラス、 咸ナ人憂慮スル所ナリシカ、 有志之輩ハ歓喜ノ眉ヲ開キ、 建言御尽力アラセラレムトノ説、誰謂フトモナク唱フルカ故 旨発布セラレシニハ、 一般大ニ怡悦セリ、 (旧邦秘録鈔) 其筋ニ就テ切迫頻請スル者夥シク、 壮年ノ者ハ 扼腕奮起従駕ヲ冀望 実ニ盛ナリト謂フへ 加之大政変革ノ御 国父公御参府

五一 刺客連類者内田萬之助長州邸ニ至リ自 殺ノ始末

シ

田萬之助ト相唱、今日御曲輪内ニ於テ及狼藉候党類ニ(川辺元善) それテモ無之候ニ付、姓名旨趣相尋候処、水戸浪人内者ニテモ無之候ニ付、姓名旨趣相尋候処、水戸浪人内付、夜六半時分小五郎帰宅及相対候、然処是迄識面之付、夜六半時分小五郎帰宅及相対候、然処是迄識面之行中ニ付、其由申聞候へ共、待合相対可致トノ事候ニ 処 候処、 今十五日昼九時分、書生体之者一人、大膳大夫家来柱(毛利慶親、長州藩主) 申上候、以上、 候様申述候付、相宥メ置、其段役筋ノ者へ申達罷帰申候 小五郎ホテティキト申者へ相対ノ儀申入候処、 兼テ姓名承及居候間、死後之作舞ヲモ相願度罷 其場へ書附 機会ヲ失ヒ遺恨不少、於途中致自殺候儀心外ニ 一通残置及自殺候由申遣候、 折柄小五郎他 此段御届

#### 松平大膳大夫内 大和 (資利)

日於御曲輪内及狼藉候党類ニ候処、機会ヲ失ヒ遺憾不

# 長藩上申(脇坂家々記抄)

昨夜御届申上候大膳大夫、於外櫻田屋敷内稽古場及自五二二 テ、格別ノ御僉儀被成下候様奉願候、此後申上候、以上、 儀有之候ニ付、奉恐入候得共、武士之道御引立之筋ヲ以 被下度、右ハ武士道相立度、家来ノ者ョリ重畳ニ申立候 死後仕舞相頼置候儀ニ付、於大膳大夫方取片付被仰付 殺候水戸浪人内田萬之助ト申者、死骸御見分相済候上 ハ、兼テ御大法モ御座候得共、彼者及死期家来之者へ

正月十六日

松平大膳大夫家来

大和彌八郎

御用番本多美濃守様へ差出一 [忠民、老中、岡崎藩主]

付姓名旨趣相尋候処、水戸浪人内田萬之助ト相唱、今 郎罷帰及対面候、然ル処是迄識面ノ者ニテモ無之候ニ 申聞候得共、待合相対可仕トノ事ニテ、夜六半時小五 屋敷内稽古場ニ罷越、家来桂小五郎他行中ニ付其旨為 今十五日昼九時頃、書生体之者一人、大膳大夫外櫻田

> 相宥置、其段役向ノ者へ申達罷帰見候処、其場へ書面 及居候間、死後仕舞ヲモ相頼度罷越候趣申述候ニ付、 少、於途中致自殺候モ心外之義ニ付、兼テ姓名ヲモ承 一通残置及自殺居候由申出候付、御目付神保伯耆守様 御届仕候、依之此段申上候、以上、

正月十五日

松平大膳大夫内 小幡彦七

五三 坂下門ノ嫌疑者捕縛セラル

正月十六日

此一条二付、後日蒙嫌疑候テ被召捕、 入牢或ハ御預

ケ等被仰付候者共左ノ通、

宇都宮町人

兒

島 二十六才 強 助

真岡

六月廿五日、於江戸獄中死

横田藤四郎

同月廿八日、 八月六日、 以上 同断

宇都宮

元

吉

小山

弘

真岡

五

四

坂下門ノ事実留守居西筑右衛門具申書

同断

御老山 安藤對馬守様(信睦、盤城平藩主)

御行列へ致乱妨候者悉御打留ノ由風聞仕候、 昨年来で御挨拶旁取繕申述候上、昨日ハ御登城之時分 右御公用方御用人川島助之丞宅へ今夕差越、面会ノ上 如何ノ御

同

同

同月十一日、

同断

藤太郎

石 黒簡齋 大洲

二十七才

共、不意之義ニテ未熟成者トモ無面目次第、主人ニモ 不相分、六人ハ打留申候、兼テ少々ハ増供モ有之候得 妨人悉打留候ト申様ニモ無之、三四人位ハ打洩候哉モ 乗物ノ外ョリ突候ト相見得、腰へ幅一寸程突疵有之、

申述候処、御懇切ニ早速御尋被下、忝御聞及ノ通、 意被申候事故、御機嫌ノ程奉伺、御国元へ可申上趣旨 事候哉、對馬守様ニハ御怪我モ不為在候哉、兼々御

貇

深ハ左程ニハ有之間敷、面体へ些細ノ疵請候得共、是 ハ誠ノカスリ疵ニテ、小サ成膏薬ニテ相済候、気分等

哉ニモ承申候、如何候哉ト相尋候処、右鉄砲ハ供頭 候程ノ義ニ付、御心易暮可被下候、且又鉄砲ヲ打掛候相替候義モ無之、昨夜モ少々痛ハ有之候得共、致安眠

両股打貫相倒候得共、直ニ起上り両人打留、其身モ諸

所へ疵受、其内後ヨリ頭ヲ切付候、疵深何分死生ノ程 手合モ被成候由、夫ョリ坂下御番所マテ御出被成候得 難計、其外三人重疵ヲ受、数ケ所薄手受候テ、右四人 有之候由承申候、勿論對馬守様ニモ御乗物ヨリ御出御 ハ死生何分無覚束存候旨、其外薄手負候者ハ、多人数

取寄御退散被成候旨、包兼候体無之、万事懇々物語仕

御出血モ致シ候義ニ付御登城ハ不被成、

御迎供御

候義ニ御座候、此段申上候、已上、

西 筑右衛門

登 様 久島津

〔旧記雑録追録巻百六十七にて補註〕

五二五 久光公御参府許可布達

モ可相加旨拝命ス、而シテ同日 番頭御側役動) 二拝シ、御側役勤是迄之通ニテ、御家老方御用吟味事ニ正月十七日、島津大蔵国老職ニ拝ス、小松帯刀濂大番頭五1五/1 布達左ノ通り、 国父公御出府ニ付、従

駕ヲモ命セラレタリ、

仰上云々、 太守公ヨリ国父公へ御直被仰上シヲ云フ) 召列候様被 渡候段、 和泉様御事、当春中御参府可被 遊旨、従 正月十七日 御直被 仰述候、此旨可致通達候(編者云、 仰上、御家老之場ニテ小松帯刀被 但欠 馬運 上川 公辺被仰 御直被

又従駕ノ人員左ノ通り達セラレタリ、五一五ノ二

仰出候、 様御参府御供被 和泉様御出府被為 此旨向々へ可相達候 仰付置候面々、 在候ニ付、御供方之儀ハ、 都テ被 召列候旨被 太守

変アリテヨリ、各藩心ヲ用ヒ警備厳ナルカ故、又モヤ浪

人ノ暴動ナラント頗ル騒擾、凡ソ一時(今ノ二時間許り)

ル

正月十九日

但馬川

右ニ 覲従駕ノ人員ヲ云フ、松崎駅ョリ御曳キ返シ御帰国アラセラレ、 太守様御参府御供被 仰付置候面々トハ、 昨年三月御参

重テ御参覲ノ時モ、 此人員従駕ヲ命セラレシ故、

今回転シテ如

正 万 □ 万 日 此命セラレタル者ナリ、 国父公御出府中、 国老喜入摂津御用部屋へ毎勤ス「気高」

(キ旨ヲ命セラレタリ)

五一六 営中騒動ノ詳報

ナリ、其レカ為各藩邸ヨリハ早馬ヲ飛ハシ、或ハ駈ケ来 シト、人以人ニ伝へ、其出所詳ナラス、真ニ奇怪ノ形況 キニ駭騒起レリト囂々タリ、城外ハ営内ニ非常ノ事アリ 馬何トナク騒擾、各藩扈従ノ輩各刀槍ヲ携へ、刃向フモ 着ケ行粧美観ニシテ登営、嘉慶ノ式アリ)、 年首嘉慶ノ為メ諸大名組登城(二日下馬ト通唱シ、各正服ヲ ノアラハ闘争ニ及ハムノ準備ヲナセリ、城中ニハ下馬前 正月十八日、江戸飛報ニ曰ク、本月二日ハ例規ノ如ク、 モアリテ府下鼎沸セリ、過年外櫻田ノ街ニ井伊大老ノ 朝四ツ時頃大下

リ、二日ノ朝ニ至リテ熄ミ、快晴穏ナルニ実ニ怪異[降リカク] (降リカク) 氏横死ノ先跡モアルカ故、 ナリシトソ、営中ニ於テハ登城ノ大小名或幕吏ハ、 ノ事ヨリシテ騒駭ニ及ヒタルヤ、鎮定ノ後悉人奇怪ヲ覚、 ハ酉ノ刻頃ニ退城セリト云フ(石室秘稿) 、諸門ヲ閉鎖シ、 警衛厳ニシテ往来ヲ停メタリ、 唱へタリシト云フ、元日ノ暁ヨリ雪 同日申ノ刻許リニ下城、 井伊 閣老 シ事

五七 参証 非蔵 (人日記:

文久二年正月二十

徳大寺三位: 中将

月二旺盛、

物価逐日騰貴セリ云々(市来広貫日記抄)

議奏加勢依所労理被 聞食、

野宮宰相中紀 将

同替被 仰出、

五八 擬軍 艦打擊操練

ノ長サニ築キタリ、第一堤ハ距離五丁、第(プレカット艦ヲ∰ス) 、此地ニ三ケ所ノ土堤ヲ築キ之ヲ放撃セリ、 正月廿日、櫻島 !赤水村洗出ニ於テ大砲操練ヲ催サレ<sup>(鹿児島郡)</sup> 第一堤ハ距離五丁、第二堤ハ八丁、 三堤共ニ軍艦 タリ、

> 第三堤ハ十二丁トス、是レ夷艦来港掃撃演習ノ為ニシテ、 而シテ一月二回定日ヲ以テ演習ヲナサシメラレタリ

許リ

Ź 間、

何事モナキニ唯々擾々タリシトソ、

故二内外

何等

室秘稿鈔

五一九 汽船: 購求

帰国ス、出崎セシ所以ハ外国製ノ汽船買入ルヘキ旨、 等ノ軍艦五艘、 今長崎港碇泊ノ外国船二十余艘、其中英・米・ ラル、為メナリ(即チ汽船天祐丸ナリ)、○同人カ説ニ現 臘十二月奉命出崎セリ、 正月廿三日、侍医八木稱平邁昇 及ヒ五代才助厚 商船ハ英米ノ両国多キニ居ル、 此レ 国父公御出府 ノ用ニ充テ 佛 長崎ヨリ 商法日 和 蘭 旧

五〇 坂下門安藤遭難事実再

Ŧ 日安藤殿 銃ヲ放チ討テカヽリ、 殿登営ノ途次、 トヲ得、 正月廿八日江戸報告ニ曰ク、 、出テ登営ノ途次、坂下門ョリ一丁許リノ所ニ、浪人共六 扈従ノ輩防戦ノ為死傷アリシ趣共報シタリ、 ハ朝五ツ時頃西丸下官邸 西丸下ニ於テ浪士等六七名抜刀、 對馬守殿負傷、 本月十五日閣老安藤對馬守(信睦) (閣老ハ官邸ニ居住ス) 辛フシテ遁 ル、 或 短 コ

シ輩懐中ノ名紙左ノ如シ、豊原邦之助・三島三平 (異本登カ長男島津主殿へ送レル書中ニ記スルカ如シ)、浪士討死セ 自ラ任シテ、 井伊カ奸ヲ継紹シタルハ檄文ノ如ク、 実ニ天地ノ 同心一致専ラ井伊カ姦悪ヲ助ケタル 人ニシテ、 井伊横死ノ 後モ 又佐土原藩士某等モ親視ノ趣、大同小異届出ノ趣、在邸国老島津 橋口伝蔵モ下馬見物ニ出テ、親シク目撃シ、其形況ヲ届出タリ、 間ニ容ルヘカラサルハ、 井伊ニ戻ラサルナリ、 〇当日ハ我藩士 ヲ懐中シタリ、其文ハ前ニ記ス(安藤殿ハ井伊直弼在職中 浪士ハ五名ノ死亡、二名ハ遁逃、死屍ヲ験セシニ各檄文 セラレタリト云フ、安藤家ニモ死傷十余人、即死八名、 井伊横死ノ後、閣老其外幕吏ハ殊ニ警衛ヲ厳ニシ、陪従 合セテ三ケ所ノ負傷ナリ、真ニ危カリシコトナリシトソ、 出抜キ合セタル際、右ノ髪ニーケ所、左ノ□ニーケ所、 シ、刀ヲ突キ入レタル時、左ノ肩先ニ疵ヲ受ケ、其侭飛 タリト云フ、初メ浪士輩短銃ヲ打チカケ、直ニ駕ニ近接 ノ者撃剣得達ナルヲ撰ヒタルカ故、防戦ニ力メ命ヲ全フ 直ニ扉ヲ閉タルカ故、追躡ノ賊モ及ハス、辛フシテ遁レ

> 田儀助 (二十二三歳許)田朝儀) 沢・小田・ 高畑皆水戸人皆閾死云々、 ス姓名ハ、変名ナルヤ明カナリ)市米広貫 書云々、又日浪士七名日甲田下野人、 日川本越後人、[編] ニ記ス処ハ、 河辺水戸人詣長藩邸自殺、[河野カ] 吉野政介(三十歳許)・杉見千之助(三十四五歳許)・淺(黒沢保高) 一説ニ長州藩邸ニ走入リ自殺シタリトモ云フ、〈尊攘紀事 ニ三郎ト記ス、何レカ是 ナリヤ)・細谷忠齋(三十二三歳許)(平山繁美) 外一名姓名分明ナラスト云フ、 然レハ檄文又ハ名紙ニ記 桂氏舎検屍得斬姦旨意 日 平 山 黒

リ飛出抜キ合セ、坂下門内ニ逃入ラレシ故、門衛ノ者ハ 抜刀切リカヽリシ故、扈従ノ輩防戦シ、對馬守殿ハ駕籠ョ 七名待伏セ、乗輿三四間ノ所ニテ短銃ヲ打チカケ、

唐突

### 五二 寺師宗道安藤對州遭難事件再報

上巻ニ記シタル、正月十五日閣老安藤對馬守ヲ刺サン ۲ 之、掃部頭殿ハ執政以来自己之権威ヲノミ振ヒ、 セシ輩、各懐中シタル書面左ノ如シ、 ヲ斬殺ニ及候、毛頭奉対 去ル庚申三月、赤心報国之輩、 幕府異心ヲ挟ミ候儀ニ無 御大老井伊掃部頭殿

天朝、 ラシ候体、実ニ ヲ悪ミ、一己之威心ヲ示サンカ為メ、 只管外夷ヲ恐怖之心情ョリ、 右之奸臣ヲ倒シ候ハ、自 慷慨忠直之義士 専ラ奸謀ヲ廻

神州之大罪人ニ御座候故、

蔑如

之事余多有之、兼テ酒井若狭守殿申合、堂上方ニ正(忠義、小兵藩主、京都所司代)ノミナラス、其奸謀詭計ハ掃部頭殿ニモ超過シ候様 得共、畢竟ハ安藤對馬守殿第一之罪魁ト可申候、[信睦] 付候事ニ可有之ト存込、身命ヲ投チ候テ及斬殺候処、 天朝ヲ尊、夷狄ヲ悪ミ、国危人心之向背ニ御心被為 ヲ借リ可取押ト之心底顕然ニテ、 天朝ヲモ同腹之小人而已ニ致サン事ヲ相謀リ、 議之御方有之候得ハ、種々無実之罪ヲ羅織シ、 之手伝被致、 馬守殿ハ井伊掃部頭殿執政之時ヨリ同腹ニテ、 筋ニ而已成行キ候事、幕府之御役人一同之罪ニハ候 其後一向御悔心之御模様モ相見得不申、弥御暴政之 尽忠報国之志烈敷手ニ余リ候族有之節ハ、夷狄之力 掃部頭殿死去之後モ絶テ悔悟之心ナキ 誠ニ 神州之大賊 万一 暴政

幕府ニ於テ御悔心モ被為出来、

ŀ

相成候事ハ、必然之勢ニ御座候故、

旁以寝食ヲ安

微臣 等申合セ對馬守殿ヲ斬殺申候、

對馬守殿罪状

候処ヨリ指起リ候儀ニ付、臣等之至情難黙止、 ンシ難ク、右ハ全ク對馬守殿之奸謀邪計ヲ専ニ被致

此度

皇妹御縁組之儀向ハ、

々枚挙ニ不遑候得共、

今其一端ヲ挙テ申候、

窃ニ 皇妹ヲ枢機ニシテ、外夷交易御免之儀 勅諚申下シ候手段ニ可有之、其儀若シ不相叶節ハ、 筋二御座候、 示シ候得共、実ハ奸謀威力ヲ以テ奉豪奪候モ同様之 天朝ヨリ被下置候様ニ取繕ヒ、 此儀必定 公武御合体之姿ヲ

天子之御譲位ヲ申譲候心底ニテ、 既ニ和学者共へ申

偖又外夷取扱之儀モ、 候逆謀ト、我々共切歯痛憤之至リ可申様モ無之候、 流シ、取計之所行ハ、北條・足利之悪行ニモ相越シ 忠之域ニ曳キ入レ奉リ、 帝之古例ヲ為調候始末、 對馬守殿弥増ニ慇懃丁寧ヲ尽 実ニ 万世之後悪逆無道之御名ヲ 将軍家ヲシテ不義不

何事モ彼等カ申処ニ随ヒ、

日本周海測量之儀早

モ可申御方ニ候、此侭ニ打過候テハ、奉悩

々差許シ、

公辺、

異心ヲ存候儀ニ無之候間、此後之処井伊

安

ハ、数年ヲ出スシテ、我国 ニ携リ呉候様相頼候風説モ有之、對馬守殿存命ニテニ先達テシーボルトト申ス醜夷ニ対シ、日本之政務ニ先達テシーボルトト申ス醜夷ニ対シ、日本之政務ニ相成候儀明白ニテ、言語同断之所業ト可申候、既天朝ヲ廃シ幕府ヲ倒シ、自ラ封爵ヲ外夷ニ請ケ候様

防キ候儀ニ御座候、毛頭モ奉対天朝・幕府、下ハ万民之夷狄ト成リ果候処之禍害ヲ余ニ、無余儀モ奸邪小人ヲ令殺戮、上ハ奉安徐禽獣之群ニ相成候事無疑、微臣 等痛哭流涕大息之倫ヲ妄失シ、利欲ヲ専ニ致候筋ニノミ陥リ、外夷同倫ヲ妄失シ、利欲ヲ専ニ致候筋ニノミ陥リ、外夷同神聖之道ヲ廃シ、耶蘇之邪教ヲ奉シテ君臣父子之大神聖之道ヲ廃シ、耶蘇之邪教ヲ奉シテ君臣父子之大

旗ヲ挙ケ候大名有之候ハ、大半其方ニ心靡キ候事ハ本の事挙ケ候大名有之候ハ、大半其方ニ心靡キ候事ハ本の事ニ有之、外夷之御取扱サへ御手ニ余リ候折柄ニ、自分々々ノ国ヲノミ相固メ候様仕度候、若モ只今之侭ニを御職任ヲ被為遊御勤候様仕度候、若モ只今之侭ニを御職任ヲ被為遊御勤候様仕度候、若モ只今之侭ニ東照宮御以来之御主意ニ御基キ、真実ニ征夷大将軍東照宮御以来之御主意ニ御基キ、真実ニ征夷大将軍東照宮御以来之御主意ニ御基キ、真実ニ征夷大将軍東照宮御以来之御主意ニ御基キ、真実ニ征夷大将軍東照宮御以来之御主意ニの事とのである。

皇国之俗ハ君臣上下之大義ヲ弁シ、忠烈節義ヲ守リ疑無之、実ニ危急之御時節ト奉存候、且

候風習ニ候故、幕府之御処置段々

神国之御国体モ 幕府之御威光モ相立、大小之諸侯神国之御国体モ 幕府之御威無礼之外夷ヲ疎外シ、御勢ニ御成果可被遊候、夫故此度御改心之有無ニ依御勢ニ御成果可被遊候、夫故此度御改心之有無ニ依御勢ニ相反シ候処ヲ見受候ハ、忠臣義士之輩一人モ天朝ニ相反シ候処ヲ見受候ハ、忠臣義士之輩一人モ

道報知書中ニ拠ル)

五三 参証 非蔵 人日記抄

益天下ト生死ヲ倶ニ致シ候様御措置希ハ敷ク、是則 王攘夷之大典ヲ御正シ、君臣上下之誼ヲ明カニシ、 幾多之士民モー心合体仕候テ、

臣等身命ヲ投チ姦邪ヲ斬戮シテ、 幕府要路之諸有 恐惶謹言、

文久二年壬戌正月 日司ニ懇願愁訴スル処之微忠ニ御座候、

各七人之姓名ヲ記ス

死シ、一名遁逃踪跡分明ナラサリシニ、長州藩邸ニ駈 入り屠腹セリトモ云フ(巷説)、這輩記ス処ノ姓名ハ 以上六名ノ輩、屍ヲ検スルニ、各此檄文ヲ懐ニシ、或 ハ日記様ノ者モ携ヘタリト、七名ノ内六名ハ其場ニ闘

水・薩二藩ノ所為ト見定シ捜索甚タ厳ナリ、一般ノ説 ヘリ、或ハ我カ藩士モ交リ居レリト街唱シ、 三月外櫻田ニ於テ井伊家ヲ刺シタル連類ナラントモ云 幕府ハ

果シテ変名ナラント云フ、多クハ水藩士ニシテ、庚申

安藤殿ヲ悪ムノ甚シキ、実ニ糞土ノ如シト(在邸寺師宗 ハ暴徒ノ所為ヲ賞シ、忠憤勇敢ノ人士ト仰望ノ勢ニテ、

文久二年正月二十八日 議奏飛鳥井中納言殿其外総参、

伝奏両卿参侍

正親町大納言(実徳)

関白殿御参

議奏加勢被免

野宮宰相中将(定翌)

被加議奏列、 被 免非蔵人奉行

廣橋左大弁宰相

被加非蔵人奉行

右之通、奉行三候西殿ヨリ申来リ令壁書、

二脱力 工月二十九日 五三二二

議奏加勢被

仰出、 、... 長谷三位信篤卿 (非蔵人日記抄(宮内庁所蔵)にて補註]

茂久公御参府準備品久光公御出府ニ就

五三三

キ御道具類其外達書

当春就

相成居候御品之内ョリ、 御参勤、 御道中為御持御道具並諸看板類**、** 此節 其外御出来

問合混雑之儀無之様、首尾合取計候様被仰付候、 和泉様御出府方へ御振向相成候条、 之場所へ入念致格護置候様被仰付候、尤当秋 テ御出府方御用余之諸看板類、 都テ御出来品夫々受持 於向々取調 左候 互三

此段申達候、以上、 御参勤之節ハ、右品御不足之分御出来方被仰付筈候条.

正月十八日

江戸詰

御側御用人衆

小

· 松帯刀(清廉)

井伊掃部頭上京路筋ノ伺 (江戸邸通報)

五四

今般掃部頭為

様、 意筋ニ付、 寺丁通、北江鞍馬口陣屋旅宿被致、右寺丁通之義ハ初 テ被致通行候義ニ御座候処、同丁ニハ堂上方御邸等 出等之義候、本文不知 夫々被仰達被成下度、尤御当地発足之節モ同断之 在之、自然右方々様御門前江、 被致上京之道筋之義、蹴上ケョリ三條通、[京都市] 難計奉存候間、 右様之義無御座候 御馳走之御使ハ、 初江

申付候事

同様被仰達被成下度、此段御願可申上旨被

#### 五三五 無名 ノ投書 (辰ノロニ在リト)

正月

天下ノ権ヲ任セシ故、 駈通り登城セシハ実ニ卑怯千万、此程惰弱ナル者共 キ旨、注意トスヘキ事ナルニ、安藤カ難ニ逢フヲ不顧 久世・内藤カ大腰抜シメ、ケ様ノ時ハ則円陣ニ備ヲ堅[近恩] 〔信懇] 研究スルハ、人皆安ル所也、此節安藤カ難ニ逢フ時、研究スルハ、人皆安ル所也、此節安藤カ難ニ逢フ時、 ニ違フ時ハ其身ノ恥辱**、**末世ノ汚名互ニ其身ヲ美メテ 患難相救フハ是士道ノ第一 モ無之汚名ヲ蒙事実ニ尤ニシテ、天下ノ不幸タルヘシ、 メ、馬廻ノ者ヲ使トシ、加勢イタシテ互ニ賊ヲ討スへ 夷墨軽蔑ノ恥辱ヲ不顧、 可慎道ニシテ、 毫髪モ此道 和漢

戌二月廿四日誌ス 無名

一文久二年壬戌正月十五日

五二六

参考

安田助左衛門日記鈔

城ノ処、水戸浪人共六人、短銃二発相図ニ打、 桔梗下馬ニ於テ御老中安藤對馬守様御登 へ共、六人共打殺シ、安藤様ニモ御面部ヨリ肩ニ掛御 [石室秘稿安田助左衛門日記(国立国会図書館所蔵)に所載。御供人数モ四人深手、其外手負多人数有之候由、 切入候

候間

正月

其段両卿江御達可申旨、年寄共ヨリ申越候事、

願申上候、其外珍事承知仕度御座候、宮崎ヨリ承リ、何卒御送り被下儀ハ相叶申間敷ヤ、御宮崎ヨリ承リ、何卒御送り被下儀ハ相叶申間敷ヤ、御洞高黒瀬一郎助ト申方江、云々ノ直噺書留御座候由再、去三月三日櫻田云々ニ付、御国様へ駈込候御方々、

## 五二七 禁裏奥向御費用増額

ハ御凶事加之、 勅使御神事其外御有卦入御[\_\_\_] 親王御省略取扱有之候処、春来稀之辛酉ニ付、 御費多ニ付、昨冬金五千両、従関東被進候様被致度旨 御成長被遊候付テハ御費向相増、 関東江相達候、 御入用ハ被成進、廉立候義ハ無之候得バ、前後無何ト 訳柄、夫々於御内儀御取扱方モ被為在、全ク関東ヨリ 自然ト御費方弥増付、奥向於其筋モ精々勘考、 禁裹奥向御用途之事、近比追々無御余義御事共被為在、 金弐千五百両何敷ノ為御用達、此度 本文不知 本文不知 本文不知 本文不知 本文不知 本文不知 本文不知 関白殿被命候由、先達テ議奏衆書付被差越候ニ付、行象尚書 ──無御拠次第二付、被 ★XK知 和宮様御下向御首途御祝御暇乞等之 且近来宮方御降誕式[寅 親王御方ニモ、追々 公卿 可成丈

## 五二八 輪王寺宮准后宣下

御覧候、先例同日ニ宮ヘモ申入有之故、同書認候条是日比所司代可被相達哉、先例之振合ヲ以認試候間、入旧臘御沙汰被為有候(輪王寺宮)准后(宣下之事、明

右等之趣宜言上願入存候也、泉涌寺願書入御覧候、武辺へ可達哉相伺候、

亦入御覧候、

正月七日

五二九 伊勢神宮御造営

### 五三〇 春日社神鏡破壊

二月七日

春日社御前神鐘之内、神護景雲年中之正体、去元日令

落破給之由言上有之、被驚 思召候、千余年之神物到

今年令破損給之儀'

神慮難測深被悩

叡念候、早可有其沙汰由被神前、以今鋳之、新被奉納神庫度

仰出候旨、関白殿被命候事、

| 納神庫旨 | 御沙汰候事、| 但於御破損之神鏡ハ、可被奉

三二 安藤對馬守ノ遭難ヲ奏聞ス

去十五日朝、

對馬守殿登

有之候ニ付、一ト先帰宅被致候、 儀捕押方等指揮被致之内、多少之怪我被致、出血等モ防戦致シ、狼藉者六人打留、其余ハ逃去、尤對馬守殿七八人程抜刀ヲ以左右ヨリ駕籠江切掛候付、供方之者 城掛ケ、坂下御門下馬所手前ニテ狼藉者鉄砲打掛ケ、

對馬殿怪我ハ誠ニ聊之事、

分候得共、水浪残党之者之由相聞候、對馬殿被及狼藉候者共ハ、不残死亡致シ、聢トハ不相

對馬殿家来手疵請者九人、右之内深手ハ五人、浅手之

者四人有之候、

右之通年寄衆ョリ申来候間、

為心得相達候事

正月廿六日

## 五三二 江戸市中ノ風聞

正月十九日、井伊掃部頭様へ旅僧一人相越、不容易筋

五丁目ニテ召捕ニ相成入牢イタシ候ヨシ、郷千代田区)の子代田区、翌日石谷因幡守へ御通達致、麴町へ差遣番人等付置、翌日石谷因幡守へ御通達致、麴町中上度段申聞候ニ、留置段々相尋候由、其夜喰違屋敷

候ヘトモ、是ハ彦根様限ニテ手ニ入不申候、承リ候ニ十人余隠レ居申候、存意并姓名書等ヲ差出候趣ニ御座右僧申聞候ニハ、羽州庄内坂田領正連寺村辺ニ浪人五

五三三 浪人者懐

付申上候

元堀織部正家来 (利忠)

田道育宅ニヲイテ為約条御恨申候

右之書付懐中ニ持居、ヒソカニ或人へ貸、太田道育ハ水府 前老公ノ御医師ト申候、両国横山町一丁目左側ニ居宅、十

願之趣、

何卒

前中納言殿上書之趣御用ニ相成、

夷人

交易御停止ニ相成候ハヽ、三干五百人之者共一同難有

三島三郎兵衛(河野通想)

秀金

正義、 リ、其内對馬守殿申候処、時出来、 外之御挨拶御座候旨ニテ、退出後心外ニ被及切腹仕、 狼藉候義、是異人渡来且米穀高直、御役人佞曲之御方 曲之御方多ク、殊ニ去々申年掃部頭様御登 在、且異人共心外ノ狼乱及ヒ候ニ付、先達テ主人織部 米穀諸物高直二相成候処、動乱之本ト相成候哉ト存罷 五代様迄十八代為 ヲイテ初テ 主人織部正先祖堀藤右衛門泣世、天正十亥年六月府中 臣等へ能々被申付置候、君辱ラルゝ時ハ臣死ストイへ 談被及候処、對馬守殿織部正言ハ御取上ケ無之、 御座候故、右様及乱妨候義ニ付、尚々主人織部正義相 仰付、尚又御奉公専一ニ奉存候処、 当時世上不穏、 對馬守殿二御相談被及候処、当時御役人様方佞 御目見、為御味方参上、夫ョリ 御当家十 公務忠勤無怠、当織部正外国奉行 今戌正月十四日太 城掛ケ及

八日ニ入牢之由

我狄是膺荆舒是懲トカヤ、五三! 守殿へ罷越申立之趣、去ル三日於外櫻田大老家へ及狼 日、常州久能郡高端村郷士宮田瀬兵衛、老中内藤紀伊信義 同ニ罷出御願可申上義ト奉存候へ共、左候へハ 藉候義恐入候へ共、是以不得止事之次第ニ候、且以私 モ徳川家譜代恩顧之士不忍見之、仍之去ル申年三月三 神国蛮夷来テ為冠慮事久シ、四海人民怨歎不少、 一人罷越候義無別義、此度申上候人数凡三千五百人一 赫 マタ ル

苟ク

出申上候、狼藉者共 公義御城下ヲ騒セ候義恐入候間、私一人名代トシテ罷

込屋形へ老中牧野備前守殿御呼寄ニ相成、黄昏ョリ暁(忠雅、景岡藩志) 八ケ度程之 上書、就中嘉永六丑年墨夷渡来之節、駒 迄驚サル事有之間敷由承及候、此度一味之者共一同歎 迄御政務之大要被仰聞、其節ケ様ナル事有之ヲモ、 前中納言殿、天保十四卯年 上書之趣、其後一昨年迄 公儀御定法之 通御仕 置被下 候様奉願候、 其上ニテ

<del>-- 737 --</del>

奉存、早々退散仕山林ニ身ヲ隠シ、

公辺御許無之候へ共、麦万俵・大豆四百俵、是等不下万民之タメ一同会合仕、如何様之義仕出シ候モ難、大下万民之タメ一同会合仕、如何様之義仕出シ候モ難、大りの、全夕交易故ト存候、米穀之義、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難有奉存候趣及愁訴、若又御用ヒ無之時ハ、公辺御政道難

鉛ハ武用之第一、米穀ハ万民之食物、兵粮・鉛等ハ不知顔ニ打過候義如何ニ候、賄賂ニシツミ候義ト奉存候、交易ニ相成、米凡三百万石余ニ及候ヲ、有司之輩全不公辺御許ニ相成候歟、其外油樽四斗樽、或ハ箱ニ相詰公辺御許無之候ヘ共、麦万俵・大豆四百俵、是等

誠忠無二金鉄之人ヲ情ナク非命ニ死セシムル事、驚敷之士ヲ切腹為致、又一ニハ毒殺ニ相成輩三四人、此以義ト奉存候、且又去ル三月以来、堀織部正之如キ智勇日本国中之人民之飢寒ヲモ不顧、自己之私欲ニ走リ侯其外油・炭・絹布・太物以下万民日用之品々ヲ抜シ候事、足ニテハ、何ヲ以異国又ハ本邦ノ警衞何トシテ可相成、

五三四 無名ノ投書云々ノ意見書(京都報)

栄安カラン事ヲ希而已、

(前文欠失)

書翰ヲ被受候箱ニテモ、御当職ニ被設、有志之人々罷付可然存候、且又自今猥ニ所々へ投書不致候様、無名之投書人出頭候ハ夫々御尋被為在、不都合之御咎被(仰候ハ、三藩其他ニテモ投書之人吟味被(仰付可然存候、投書之事、先両卿明白ニ候哉、御糺被為有潔白之義ニ

五三七

文久二年壬戌

腹候由、

残念ノ次第ナリ、

依之此間萩へ行候牟

出可投置被 仰出候テハ、 如何可有之哉奉存候事、

正月廿七日

五三五 青蓮院宮御還俗御内意

正月廿八日、 武伝坊城俊克・野宮定功行向被(武家伝奏)

左之通

別之 方今国事扶助精勤 御満足被 仰出候事、 思食候、 依之以非常格

右二月朔日廣幡大納言殿ヨリ申参、(文久三年々) (まれ) (まれ) (おれ)

非蔵人日記抄 中 Щ

五三六

参証

正親町三條大納言 [実愛]

右正月廿八日 (文) (三年力) (五) (五) (五) (五) 免議奏御役被加近習小番御免例候事

日

白石正一 郎日記鈔

> $\mathcal{F}_{L}$ 日 日

十六日 Œ 大久保君下向、波江野随行シテ大里ニ渡海ス、(朱石瀬門) 月 薩 月 久留米牟田大介・川崎三郎両人入来、 ノ大久保一蔵君上下四人来駕、急ニ上京也、 (判)通)

十七日 郎也、 介ノ下向ヲ相待候故也、 モ変名也、牟田本名淵上丹下、 [謙三] 牟田萩へ行、川崎小倉ニ行ク、「山口県」 川崎本名角照三 京都ヨリ河内(田中桜

両人ト

日 日 入留代を『『唐郎』理》 (東刀) (行脱カ) (常庭・信任) (行脱カ) (常庭・信任) (行脱カ) 久留米藩原道太・荒巻羊三郎両人、[鷹雄](理) 〔真刀〕 平野ョリ

同

為知、正一郎妻カズ・廉作妻ノブ両人ヲシテ、 (資風) (資敏) 添書持参二付、二階二潜伏為致置、 家婢等不

密ヲ主トシ候、時ニ諸藩士多ク訪問シ、 食事・沐浴其他厠ニ行候迄注意セシメ、 加之久 極々秘

二警固連レ帰り候途中、黒崎駅ニテ大鳥居致割テ久藩大鳥居父子被召捕、今日駕籠ニテ久留米 由承リ殊ノ外配意仕候、又昨日十九日、 藩正義ノ士凡廿余人出国致シ、俗論大ニ沸騰 馬關二

飛脚ヲ以テ萩ト小倉ニ報知ス、尤此節ノ事故手田ト、小倉ニ行候川崎ナトノ事無心元ニ付、急

八

紙ハ不遣、両人トモ口上申含マセ遣ス也、飛脚ヲ以テ萩ト小倉ニ報知ス、尤此節ノ事故

申述置侯、是ハ目明シニ作ナトノ差図ニテ、久渡邊ヨリ牟田・川崎ノ事尋方有之ニ付、程々ニ廿一日 久留米盗賊方清末ニ願出候由ニテ、竹崎在番廿一日 久留米盗賊方清末ニ願出候由ニテ、竹崎在番

留米ノ盗賊方凊末ニ願出候事ト見ユル、申述置候、是ハ目明シ仁作ナトノ差図ニテ、久

ル、段々談ノ上、久藩潜伏ノ両士ニ引合セ相済、久坂玄瑞ョリノ書状持来、此節ノ一条聞合ニ来廿三日 萩ヨリ松浦亀太郎来訪、変名松田和助ト云フ、

事相尋候故、形行荒マシ申聞セル、廿六日 新地会所内廻り山本春平来リ、牟田・川崎・

昼ヨリ帰萩、

三月

四

日

萩山本春平来リ、御世帯方竹内正兵衛小生へ

日モ早ク御帰国被遊可然之旨申述置候

セ置キ度旨被申聞候へトモ、終今夜出關無之、 、尚又今夜通シ中村文右衛門出關ニ付、引合 の正兵衛両人ヨリ、此度ノ一条ニ付懇々挨拶有 (編巻) 之、尚又今夜通シ中村文右衛門出關ニ付、引合 と、尚又今夜通シ中村文右衛門出關ニ付、引合 と、尚又今夜通シ中村文右衛門出關ニ付、引合 と、尚又今夜通シ中村文右衛門出關ニ付、引合

夜八ツ過引取候、

十二日 夕方土屋矢之助来關、近日周布政之助出關可委シク被相尋候故、諸事及談話候、下ニ付ラレ、小子ヲ乗セ、船中ニテ此度ノ様子十一日 中村文右衛門、小門ニ遊行トシテ、船ヲ浜門

十四日 新地会所御用達被仰付候段、竹崎町方役所ニ有之旨承ル、萩藩大ニ奮起ノ由承ル、

ス、談話中土屋氏来リ一席ニテ各長談

テ達シ有之、今日久坂君来訪、薩ノ森山ニ引合(羅)

一一一日 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 元 日 一 夕、久坂君来訪、土州ノ吉村虎太郎ト云フ人

士栗原良蔵君薩摩ヨリ帰リカケ入来ニテ、久坂十六日 夕、久坂君来駕今夜止宿、然ル処夜半頃、萩

十七日 久坂君来駕、薩摩ノ事情栗原ヨリ承リ候処モ、

君ヲ連レテ他へ行、

H 日迄潜伏一ケ月ニ及ヒ、正一郎妻カズ・ 候久藩原道太・荒巻羊三郎モ上坂、〔眞刃〕 其便ニ井上彌八郎上下、並ニ先日ヨリ潜伏致シ 其末阿彌陀寺町大早船借り切ニテ松島大坂行、(山口県下関市) 松島剛三来ル、 ノ事ニ付、井上・森山ニ引合セ、又丙辰丸船将 ブ両人ノ配意筆紙ニ陳シ難ク候、 上屋矢之助来訪、山田又介森山ニ相対致シ度 (変) 皆一同座敷ニテユル々々談話 原 ・荒巻今 廉作妻

廿

大体同様ノ由、久坂君昼夜通シ帰萩

崎迄廉作出迎ノ時被申聞候ニ依テ也、夫ヨリ旅

取次ニテ、此節ノ事情書付シテ差出ス、是ハ黒

本助之丞取付ニテ献上相済、(後)

夜ニ入大久保君

廿一日 野次郎同道ナリ、岡藩赤野某大里ニ渡ル、明朝[編臣] [赤座正直] (赤座正直) (赤座正直) (赤座正直) (赤座正直) (赤座正直) (赤座正直) (赤座正直) (赤座正) 豊後岡藩小河彌右衛門氏入来、

多人数迎取ル手筈ナリ

廿二日 諸士へ別盃ス、上下凡二十計ナリ、 氏卜閑談数刻、 昳、 薩ノ大島君、村田新八君同道入来、(西郷隆盛) [経満] 今夜止宿、 今日座敷ニテ岡藩 森山

廿八日 ツ・白木折ニ生鯛二尾・白木折ニ昆布三柱用意 廉作・波江野同道出關、泉州様御向ノ為メナリ、(朱右衞門、薩州商人) 麻上下着用、 旅宿大坂屋勝兵衛方へ着、献上モノ白木酒樽二 早暁、 廉作黒崎ヨリ帰リ来ル、昼ヨリ正 御本陣佐甲へ行、 御用部屋書役四 郎

> + 月

廿

日 條村候 候、土屋ヨリハ在京ノ長藩前田・宍戸、薩ノ北(利彦) [真叢] [時) メ申度、小河ナト赦免相成候様周旋ノ義被相頼 京 六日頃着ノ由、 積リニテ、此十四日発駕ノ由、 ニテハ第一違 早船ノ内一艘ハ三日切櫓益ニシテ、大坂迄仕出 右ニ付直様一筆相認メ、 其訳ハ岡藩小河彌右衛門ノ徒不残厳譴 宿大坂屋ニ至リ休息中、御本陣ョリ急御用ニテ、 .事被申付候、残り七艘モ悉ク三日切室上リノ(窒津港) 沙汰相成候間、 萩士土屋矢之助門人竹下幸吉肥後ョリ来 ノ薩摩人村山ナトへ申込呉候様トノ事ナリ、 申シ参り候趣モ付、 薩ノ御用状ニシテ、 其節薩・長・土三藩ヨリ喰ヒ 勅ノ罪ニ当リ、 其通り取計ヒ候 ミタライヤニ仕出ス、[御手洗屋、下関市] 上封ハ林休左衛門へ頼 猶又正 伏見ニ当月廿五 且ツ岡侯出府 郎ヨリモ、 ノ由、夫

吉井其他上京ノ諸士ト往来シ、時勢ヲ談ス、(友実) 「大久保・大口」京都ニ着、上京ノ工藤・園田・小河・大久保・ 十 日 正一郎上方事情視察ノ為メ上京ス、

十二月

ナリ)上下四人来駕、急ニ御上京ナリ、

六 日

文久二年壬戌

五三八 白石正一郎日記 (抄ヵ)

正 月

五

日

日上京ノ予定ナル趣ナルヲ密 薩州大久保一蔵君(編者日、大久保上京セシハ、久光公不[私] 奏シ、或ハ 勅意奉伺ノ為メ

忠義公史料 市來四郎編 文久二年

(紙数一一二枚)」の記載あり 扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料

四 大久保君下向、波江野御供シテ大里へ渡海セリ、(福岡県北九州市)

肥後藩松田十介ト云フモノ来訪テンゲントミユル、「衆夢」(マーご)

日

薩藩柴山愛次郎君・橋口壮介君(編者日、柴山・橋口ハ(遺隆) (縁三)

江戸在勤ヲ命セラレ、 テ、終ニ伏見寺田屋事件トナリシ原因ナリ)、両人来訪、 出府ノ途次ナリ、其事情複雑多岐ニシ

五 日

+ 出帆上方行、

日

同藩町田直五郎君、江戸ョリ下リ掛ケ来訪、

路費払底

ノ由ニ付、金三円貸ス、

十六日 牟田本名淵上丹下、川崎本名角照三郎ナリ、久留米牟田大介・川崎三郎両人入来、両人共変名ナリ、久留米牟田大介・川崎三郎両人入来、両人共変名ナリ、

(表紙)

十一日

波江野来關、

月

波江野ョリ急飛脚ヲ以テ、米買入レノ事申来ル、(嶐州商人)

| 牟田萩へ行、川崎小倉へ行キ、京師ヨリ河内之介(編|| 〔治□県〕 (福岡県) (田中経飲)|| 十七日

人、父子上方行キトシテ入来、 (種) (種) 人、役子上方行キトシテ入来、 (種) (信度、信任) 人留米藩ナラン敷)大鳥居利兵衛ト云フ久藩(編者曰、久留米藩ナラン敷)大鳥居利兵衛ト云フス (種)、東木保臣弟) 本日、田中河内之助ナルヘシ)下向ヲ相待ツ故ナリ、

## 十八日

ヤト相尋候、マハシモノトミユル、何某ト云フ者来リテ、久藩ヨリ来リ、来客ハコレナキ先達テ目明仁作ノ世話ニテ、当地ニ致開業候モノ池田(医者)

### --E

## 二十一日

是レハ目明仁作ナトノ差図ニテ、久留米ノ盗賊方清末リ牟田・川崎ノコト尋ネ有之ニ付、程々ニ申述置候、久留米盗賊方清末江願出候ヨシニテ、竹崎在留渡邊ヨ

## 二十三日

願出候コト、見ルナリ、

(別断) 大り、段々咄ノ上久藩潜伏ノ両士へ引キ合セ、談示相大り、段々咄ノ上久藩潜伏ノ両士へ引キ合セ、談示相人、久坂玄瑞君ノ書状持参、此節ノ一条聞合セノタメ萩ヨリ松浦亀太郎ト云フ人来ル、変名松田和介ト云フ

## 済ミ昼ヨリ帰萩'

二十六日

候故、形行荒マシ申聞セル、新地会所内廻り山本春平来リ、牟田・川崎ノコト相尋

## 二十九日

君ノ手紙、并ニ返却金三円入組来候分受取ル、参、御買入レ米代ノ引当ナリ、森山君ヨリ町田直五郎夜ニ入リ薩州ヨリ森山新蔵君・波江野休右衛門金子持夜ニ入リ薩州ヨリ森山新蔵君・波江野休右衛門金子持(業團)

## 三月

日

口上申含メ遣スナリ

萩ヨリ松浦亀太郎来ル(原註、松浦亀太郎ハ萩ノ魚屋ノ子

御喜ナリ、

ニテ、 吉田松陰ノ門ニ入リ、 有志ノ士ナリ、 文久二年粟田山

中ニ自殺ス)

四 日

ネテ虚名家ノヨシ承及候故、 萩ヨリ土屋矢之助殿来ル、山本春平同行ナリ、(患) 、実時ハ申聞セスシテ程克 土屋兼

正兵衛君小生へ御逢被成度ノ旨申来ル、早速御旅宿(勝多) 了申述置候、夜ニ入り山本春平父来ル、 「申ヵ」 御世帯方竹内

藩士ヨリ承ル事件申上 (一字不明) 候処、御両殿様御在(宝莉敷製・売隻)夫レヨリ別席ニテ、此節ノ一件御尋有之候故、極密久 罷出候処、他藩人御酒宴中ニテ、小子モ二三杯傾ケ、

江戸宜シカラス、一日モ早ク御帰国被遊候様ト申上置

五.

日

竹内君御滞關ニテ、萩前田君へ御報知ニ相成、〔利善〕

本春平早駕籠ニテ萩へ持帰ル、

此度ノ薩州ノ一条委ク申上候処、

大

委シク被相尋候故、

諸事及談話候

竹内君来訪ニ付、

テ内山萬之助切腹ノ書置持参ニ付一見ス、今日薩摩(三辺音変名、元水戸藩士) 江戸ニ

森山君へ久藩ノ両士引合セ

IJ

八 日

呉レ候様トノ儀ニ付、 夜ニ入り山本春平ヨリ来書、 直様罷出候処、久芳内記君・竹 急ニ新地会所御殿

へ参り

猶

ホ又今夜(一字不明)シ、中村文右衛門出關ノ筈ニ付、 [通力] (紙繁) 内君御両人ョリ此度ノ一条御丁寧ニ御挨拶被仰聞、 然ル処今夜中村氏終出關コレナ

キニ付、夜八ツ時正一郎帰宅ス、引合セ置度トノ御事、然ル処今な

九

H

+ 山本喜平 [春平力] 今夕竹内君帰萩 日

時山清之進来リ、

此節ノ事情相尋候故申聞

十一日

其状山

セル、 ノ下ニ船ヲ付ラル、 中村文右衛門君伊崎ノ小門ニ遊行トシテ、 己レヲ乗セ、 船中ニテ此度ノ様子 当家ノ浜門(百石家)

十二日

夕方土屋来關、 出關可有之旨承リ、 近日周布氏 萩藩大ニ奮起ノヨシ承ル、 (編者日、 政之介ナランカ)

新地会所御用達被申付候段、竹崎町方役所ニテ達シコ レアリ、今日久坂君来訪、薩ノ森山へ引合ス、談話中

土屋氏来、一席ニテ各長談、

## 十五日

今夜吉村止宿 夕久坂君来駕、 土州ノ吉村虎太郎ト云フ人同道ナリ、〔重響〕

## 十六日

夕久坂君来駕、今夜止宿、然ル処夜半頃萩士栗原良蔵(蜜夢) テ、久坂君ヲツレテ他ニ行ク、 (編者日、来原ノ誤リナランカ)薩摩ヨリ帰リ掛ケ入来ニ

十七日

久坂君来駕、薩摩ノ事情栗原ヨリ承リ候処モ、 様ノヨシ御申越、久坂君昼夜通帰萩、 大体同

等ト俱二、馬関ニ於テ公ノ御着ヲ待チ、各藩ノ事情・浪士ノ 発麑凡ソ一週間許り前先発、 浪士鎮撫ノ命ヲ奉シ、 村田新八 有様等ヲ告ケント約シタルナリ) 十六日ニ 御発駕被遊候ヨ 薩ノ井上彌八郎君来駕、泉州様(編者日、泉州トハ和泉 ノコトニシテ、則チ久光公ノ旧称ナリ、コノ井上ハ久光公御

シ、尚ホ又大島(編者日、大島トハ西郷隆盛ノコトナリ)

二十一日 (二十日カ) 二十一二日頃着關トノ儀承ル、

来駕、各一同一席ニテ緩々談話、其末アミダ寺ノ大早で罵っ 船一艘借切ニテ松島君上坂、其便ニ薩ノ井上彌八郎君

上下、久藩人潜伏ノ原・荒巻モ登ル、

## 二十一日

後岡ノ藩小河彌右衛門殿入来、筑ノ平野二郎同道ナリ、(「慜) 薩ノ蒸気船馬關入津(編者日、コノ蒸気船ハ英国製ノ商船 座敷ニテ山田・森山各一席ニテ大会ナリ、同藩赤野 ネテ来ル、曽山ハ蒸気船乗組ノヨシナリ、夜ニ入リ豊 ハ同所ヨリ塔乗センカ為メナリ)、曽山九兵衛殿森山ヲ尋 ケタルモノニシテ、今回久光公上京ニ際シ馬関ニ廻航シ、 エンゲラントト云ヘルヲ、今春長崎ニテ買入レ、天祐丸ト名

## 二十二日

某大里へ渡り、明朝多人数迎取ル手筈ナリ、

暁、薩ノ大島君村田新八君同道入来、森山氏ト閑談数(経満) 酒店ノ二階へ止宿ナリ、

今日平野二郎へ餞別トシテ太刀壱振・金三円遣ス、「両グ」 敷ニテ岡藩へ別盃ス、上下凡ソ二十人許リナリ、

掌尽力スルモ、万事意ノ如クナラス、故ニ此贈アリテ、又五 髙崎ハ一書生、シカモ家資富ナラサレハ、東奔西馳国事ニ鞅 高猪君(編者日、 高猪君トハ高崎猪太郎ニシテ、 則チ五六 ノ旧称ナリ)へ、餞別トシテ十金ヲ呈ス (編者日、当時

六ハ受ケシナラン)、

二十四日 目付役故ニ白石方へ難罷出ニ付、正一郎何卒新地旅宿(無麗之)今日山田又助君ヨリ来書、村田次郎三郎出關ノ処、御 今日山田又助君ョリ来書、村田次郎三郎出關ノ処、(きて) マテ来リ呉レ候様トノ御事故罷出、夜ニ入至及談話候、

山田又介君急ニ上坂故、土矢氏(編者日、〔曜乞ニ来ル脱カ〕 前出ノ土屋ナ

ラン) 急ニ帰萩

同日肥後藩ノ轟武兵衛来訪、廉作逢、彼国モ**裔**候ヨシ (寶屬) - (寶屬)

## 承ル、

二十五日

二十六日 秋月藩海賀宮門来訪、廉作逢取ル、[贏求] 久坂君来駕、 公然ト上京ノヨシニテ、暇乞ヒ御出ナリ、

二十七日

薩州小松帯刀君着關、夜ニ入り同藩奈良原喜八郎(帰)

二十八日 早天、廉作黒崎ヨリ帰ル、薩ノ有馬新七君・田中鎌介- ´リー (証養) (盛明) 兵衛ノ誤リニシテ、 伏見寺田屋ニ於テ閮死ス) 両人来訪、 二昆布三抱用重シ、麻上下着用、御本陣佐甲へ行キ、 \*\*\*
「馬関西の本陣」 着、献上物白木酒樽二ツ、白木折ニ鮮鯛二尾、白木折 迎トシテナリ、馬關ニテ此方ノ旅宿大坂屋勝兵衛方へ 君(編者日、直之進改名ナリ)来訪、 者曰、今ノ繁ナリ)殿・道島五平殿(編者曰、五平ハ五郎(正暦) 一郎、廉作・波江野休右衛門同道ニテ出關、泉州様御 扨テ昼時分ヨリ正

セシニョリ其事情探究ノタメナリ、是レ又西郷ハ後日公ノ譴 先是西郷先発シテ、久光公ノ着関ヲ待ツノ約束ナリシモ、違約 テ、大坂マテ仕出シノ事(編者日、大久保ノ大坂行キハ、 本陣ョリ急御用申来リ、早船ノ内一艘三日切櫓キニシ 出ス、是レハ黒崎へ廉作御出迎ノ時被申付候故ナリ、御 御用部屋ノ書役本田助之丞殿取次ニテ献上相済、夫レ アトノ七艘モ悉ク三日切室上リノ御沙汰相成候、夕方 ョリ夜ニ入リ大久保君ノ旅宿へ行ク、此節ノ事情書差 再ヒ流罪ノ刑ニ処セラレシ源因ナリ)被申付候、

(幸輔) (幸輔) スペニヘリ吉井仲介君・高崎佐太郎君両人御出同断、又夜ニ入リ吉井仲介君・高崎佐太郎君両人御出同断、三雲東殿・大脇祐九郎殿旅宿被相尋候間、一酌差出ス、「鎌」邸2)

ナリ、而シテ久光公ハ汽船ヨリ播州室津ニ回航シ、大久保ノ(編者日、西郷約ヲ違フニヨリ、大久保急匆上坂スルコトヽ

シカ、亡命士五名、則チ森山新五左衛門・大脇仲右衛門・樋渡大脇等モ室津辺ノ事情ヲ探策シ、 或ハ旅館準備ノ為メ先発セ報告ヲ得テ、大坂又ハ兵庫ニ出ントノ策ナリシ故ニ、三雲・

### 三十日

五助・山本四郎等モ同行セリ)

然ル処此上ハ右ノ五人着關次第、密ニ上方へ参候様申見候得共、六ケ敷申スニ付其段高崎佐太郎君ニ返答ス、新地内廻リ山本春平へ薩士亡命ノ五人潜伏ノ事、談示

ラス、較気慨アリト雖モ、吏党方ノ人ナリ)答候、此笘船ナトハ俗吏ト見ル(編者曰、堀ハ俗論者ニア

月

### 四

В

## 日日

萩ヨリ土屋氏来訪、今日在筑ノ工藤君来關、天気次第

## 三日

上坂トノ事、

今日秋月侯モ船ニテ上坂ノ処、風アシク伊崎ニ廻ル、(黒田長徳) という (黒田長徳) 参候トノ儀承リ、早速新地ノ内廻り谷村へ為知遣ワス、参候トノ儀承リ、早速新地ノ内廻り谷村へ為知遣ワス、浦賀行ノヨシニテ、人足百五拾人、馬四拾八疋先触レ(神奈川)

### 四日

秋月瀋時枝作内ト云フ人来訪、廉作逢ヒ此節ノ事情相

十七日

此方下ニ廻ル 尋ラレ候得共、 (編者日、 何モ存セスト返答ス、 御召船トハ天祐丸ナラン) 同日薩ノ御召船

六

秋月船出帆登ル、 薩摩船出帆下ル、

七

日

山本春平出關、 京師ョリ周布政之助君・長井雅楽ノ説(舞り)

リノ手紙来ル、

ナト申来候趣ニテ、

萩二派ニ相成混雑ノョシ、

土屋

3

九

十三日 工藤左門君へ別盃ス、 今日出帆上坂ナリ、

今夜岡藩後藤喜右衛門ト云フ人、廉作逢、(マこ) (米リ脱カ)

十四日 先日宮崎司同道飯田槌兵衛ト云フ人来リ、其日出帆、〔平野国臣〕(小河一敏変名、岡藩士)(東野国臣)(小河一敏変名、岡藩士)(後藤入来、正一郎相対、何角被尋候得共不申聞候、四 但

凡拾四五人卜申置候、

土州人三人来ル、 各変名ノヨシナリ、 北山登・大野武八郎・安藤勇之介、 此節ノ様子相尋候故、存付候丈荒

申聞セ候

二十二日

徳山藩江村彦之進来訪止宿、[厚力] 二十三日帰着

二十五日

乱入、東町奉行切腹ノヨシ、夜ニ入リ萩土屋出關、 大坂相場状ニ申来ル、 京都所司代屋敷へ浪人三十人計

都ノ事為知来ル、

筑前侯馬關ヨリシテ渡海御帰筑、今朝目明仁作来リ、〔黒甲斉溥〕

平野二郎事御道中御供ノ処、馬關ニテウントウ船ヲ見 ヨトノ仰セニテ、船ニ乗リ入り候処、御召捕ニ相成候

由申来ル、

五. 月

H

師ノ様子知ラセ呉候、又大坂ヨリ波江野僕彦介下リ、[離り] 萩土屋氏来訪、 今日萩ヨリ飛脚来候ヨシニテ、 内翰京

八 日

工藤君ノ内翰

勅書写入組来ル、

土屋氏ヨリ来書、

江戸ノ様子知ラセ来ル、

九 日

工藤君ヨリ来書、 四月二十六日出シナリ、 伏水ニテ薩

士奮発、即死九人コレアリショシ(編者日、伏水即死云 々ハ、 是月二十三日寺田屋ニ於ケル有馬新七外七八名ノ閩死

吉永源八郎君へ知ラセノ状入組来ル、翌日菊三差立為 ノコトナリ)、猶鎮静ノ為メ工藤モ被留置候ヨシ、筑前

二十二日

持参、伏水ノコト萩土屋へ知ラセル、

(編者日、泉州様御下向トハ、久光公 勅使随行ノコトナリ)、 大坂ヨリ波江野状来ル、泉州様近日江戸御下向ノヨシ

スコト、至リテ御混雑ノ趣ナリト申来レリ、

勅使大原三位様(編者日、大原重徳卿ナリ) 御一同ト申

二十四日

廉作筑前福岡行、薩ノ御買入レノ若松米受取一件ナリ、

二十七日

ナリ)、掛リ役ニ相成、 大坂ヨリ波江野状着、御買米積取ニ付、林休右衛門殿 (編者曰、休左衛門ノ誤リニシテ、当時大坂藩邸在勤監察役 近日一同ニ下向トノコト申来

六 月

ル

十三日

大坂ヨリ萩土屋氏ノ状着、京攝ノ事情委シク申来ル、

十五日

廉作、庫之進・藤介ヲ召シ連レ、御米船[白石竇繁][白石竇鳳長男] (編者日、 御米

船トハ薩摩買入米ヲ積込ミタル船ナルヘシ)ニテ上坂

秋月藩神木小介ト云フ人春来、滞京ノヨシ、京ノ事情

承ル、

十六日

二十六日

波江野着、林休右衛門殿其外付役等上下六人下向滞在,

月

九 日

ル、木山ノ藤曲リ船へ積入ル、夜ニ入り筑前ヨリ北條〔山 本 簾 回 船 カ〕 産ノ御買入レ米、神宮司蔵ヲ始メ請取方今日ヨリ始マ薩ノ御買入レ米、神宮司蔵ヲ始メ請取方今日ヨリ始マ(長所獲の馬関米倉)

+ 日

右門君入来、

北條氏ヨリ刀一本受取ル、是レハ廉作、 呼子屋某ヨリ

貰ヒ候分ナリ、

十九日

二十七日

笘船堀平太左衛門殿ト及議論侯!

廉作・庫之進上方ヨリ帰ル、井上彌八郎君同船ナリ、

<del>--- 750 -</del>

H 八

月

五

今日モ井上出帆、

野八月 (龍章、北条家家区) (在兵衛権大尉) (北条家家区) (北条家家区) 其返答ニ上方ノ事情、 知セ遣セラレタリ、

B

十三日 薩ノ林休右衛門・廉作其外付役等、(左) 今日ヨリ筑前行、

松島剛藏君来駕、 上方ノ事情承ル、

月

日

気船へ御乗込ノヨシ、 大坂ヨリ波江野来書、 ノ旧名ニシテ、 五月和泉ヲ改メラレタルナリ) 、又本間桂一郎、 三郎様 (編者日、三郎トハ久光公 兵庫ヨリ蒸

首ノヨシ知ラセ来ル、

ノ蒸気今夕通行下ル、

徳山ヨリ遠藤貞(山口県)(徳山藩世医)

事情聞合ニ来リ、

今夜止宿セリ、

治右衛門ナリ、

+日

林休右衛門殿 ・廉作

波江野上坂

長府ヨリ大庭事情聞合セニ来ル[山口県下関市] (伝七、自石正一郎資風の末弟]

島 田

二十一日 長府西太郎三郎ョリ又同断、(運長)

十二日

大庭へ申置候段返答ス、

薩ノ田中新兵衛 [雄平] ニョリ、 屠腹セシモノナリ) (編者日、 下リ来ル、十九日大坂出帆 新兵衛ハ姉ケ小路殿事件ノ嫌疑

承り、 ノ罪状等見テ、今夜田中止宿、 ノヨシ、廉作ノ書翰持参、京師ノ事情田中ヨリ委シク 薩長土三藩ヨリ御願書ノ写、 翌朝帰ル、 并ニ目明文吉誅戮

ス

二十三日

京地ノニケ条、

新地ノ本グ役并ニ長府大庭

へへモ 知 乜

二十六日

ル 薩州行キノヨシ、 土屋矢之助殿ョリ、 萩ノ直横目ト御用所ノ手付ト両人来ル、明日ヨ 談話数刻ニ及ヒ、土屋小七郎・吉田〔萩藩直横目附〕 大坂二十日出シノ廉作書翰送リ来

<del>---</del> 751 -

二十八日

北條右門来書、村山齋介ト改名ナリ、「松思」 薩ノ小松帯刀君上京、馬關へ繋船今暁出帆、「淸廉」 京師ヨリ

同日萩土屋氏入来、大坂ニテ宍戸・前田ノ両士・白石(真徽) (利答) 旨内分ニテ新地都合役林木へ御伝言有之候トノ儀、土(素) 談示有之候ヨシ承リ、弥差ツマリニテ救ヒ遣スヘキノ 殿米ニテ損毛難渋イタシ居候ヨシ、御深切ニ何角ト御

+月 屋氏ヨリ承ル、

日

為メニ長州様ヨリ拝借金ノ事故抔被呉候由承ル、『戦持み』 ノ工藤君下リ来ル、急御用ニテ帰薩ノヨシ、此方ノ

徳山遠藤貞一ヨリ来書、長井雅楽建白書并ニ駁書等ノ(詩麗) [詩麗]

写入組来ル、

十九日 ョシ、此度肥後へ轉法輪三條様ノ御書持チ行キ、(実互) 土州藩谷守郭(原註、十六歳位)ト云フ人、樋口真吉土州藩谷守郭(原註、十六歳位)ト云フ人、樋口真吉(武) (原註、四十歳位)ト云フ人両人来訪、九州ヨリ帰途ノ

ノ藪俊右衛門へ相渡置候ヨシ、肥後ヲ始メ九州諸侯方〔ママ〕

ノコト承ル、

二十日

萩土屋氏ノ門人竹下孝吉ト云フモノ、肥後ヨリ上リ来

ル、其訳ハ岡藩ノ小河彌右衛門ノ徒残ラス厳譴ノヨシ、

夫レニテハ第一違 勅ノ罪ニ当リ、且ツ岡侯出府賦リ(中川久昭)

ノ長藩宍戸・前田・北條へ申参り候ニ付、白石ヨリモラス赦免相成候様、周旋ノ儀申来候、土屋ヨリハ在京 ハツニ付、其節薩長土三藩ヨリ喰ヒ申度、小河ナト残(智泉カ) ニテ、過ル十四日発駕候ヨシ、二十五六日頃伏水着ノ

在京ノ薩藩村山ナトへ申込ミ呉候様申来ル、

右ニ付直様一筆相認メ仕出ス、尤モ上封ヲ林休右衛門〔左ス〕

殿へ頼ミ、薩ノ御用状ニシテ三日切ニテ、同日薩摩ヨ

リ町田助十郎殿(編者日、助十郎ハ大坂藩邸在動金方役ナ

リ)其外来關

二十一日

町田助十郎殿ヨリ大久保君ノ書翰受取ル、御米積下シ

一件ナリ、

二十五日

薩摩ヨリ田中新兵衛登リ来ル、 テ硯一面、 新六郎殿 (編者日、新蔵ハ西郷ト俱ニ譴責ヲ蒙 森山新蔵君ノ形見トシ(紫圏) 四日

リ、五月屠腹セリ、故此贈アリシナリ、新六郎ハ其二男ナリ)

ヨリ送リ来ル、

林休右衛門殿手附トモ上坂出帆、今日薩摩ヨリ藤井良(左丸) 難渋ノ次第荒増大久保ヘモ申述置、内々御聴ヘモ入レ難渋ノ次第荒増大久保ヘモ申述置、内々御聴ヘモ入レ 節(編者日、工藤左門ノ改名ナリ)上リ来ル、此節白石ノ

置候トノ事ナリ、

二十七日

京師萩ノ御役人、 君へ相頼ミ、 藤井出帆 前田君へ二千金拝借願書相認、 藤井

十一月

九

里ヨリ渡海、 原道太ヨリノ添書持参、右両人上京、「盾雄」 大犯

十二日

久藩園田三津二来リ、 止宿、

萩ヨリ山縣小介 (有層) ト被尋候故、 時山直八来訪、 両日已前ニ帰萩申聞候' 九州ノヨ 土屋ノ

「全藩内輪ワレ混雑ノ趣ナリ、島村ト啓二郎主ト説合小倉藩内輪ワレ混雑ノ趣ナリ、島村ト啓二郎主ト説合「忠禅摩、小倉藩重役」 (本禅摩、小倉藩重役)

ハス、不和ノヨシ相聞ヘル、

十八日

宮様御奮激在ラセラレ、岡侯不首尾トノ儀申来ル、(墳々) (中三久昭) 藤ノ井上彌八郎君小倉ヨリ来書、岡藩小河一列御地藤ノ井上彌八郎君小倉ヨリ来書、岡藩小河一列御地 岡藩小河一列御救方

十二日

萩小田村君ヨリ来書、〔希哲、揖取素彦〕 近日来訪ノ積リ、差合ハコレナ

キヤトノ問合セナリ、

二十四日

萩土屋ョリ来書、

二十五日

薩州町田助十郎殿其外一同帰薩

二十七日

萩ヨリ野村和作来訪、直様上京ニ決ス、(賃)

中、薩ノ加藤十兵衛(編者曰、十兵衛ハ大坂藩邸属吏ナリ) 衆人来リ、兼約コレアリトノコトナリ、 屋族井上丹下・磯谷謙三・井上藤蔵・重光盛之助等ノ 小田村君長府ヨリ御出、 大庭御供ナリ、 座敷ニテ酒宴 無程長府藩栗

来訪、各一席

二十九日

(恒)有川常槌来ル、亡命上京ノョシ、有川常槌来ル、亡命上京ノョシ、(紀綱) 応帰萩、直様上京ト申居り候、夜ニ入り長府金子四郎 山縣小介九州ヨリ帰路入来、豊後岡マテ行候ヨシ、

十二月

金子・有川両人ヲ船ニテ三田尻マテ送リ遣ハス、(山口県)

四 Ħ

大庭ョリ申来、長府有志輩十余人上京ニ付、 ニテ御宅ニ参リ候間、 用意ス、 早船一艘十六丁立カリ置キ呉レ 明朝出立

五 日

候様頼来、

一ノ宮ョリ林郡平来リ、又昼過井上・金子其外入来、(当口県)

別盃ヲ出シ程ナク出帆

+ 日

正 郎乗船出帆、 豊介召連、

十五日

日蒸気船ニテ下向ノヨシニ付逢ワス、小松帯刀君同船(清廉) 大坂着宿尼太へ上ル、 林休右衛門殿及ヒ波江野モ一昨〔左丸〕

扨テ長州屋敷へ行キ竹内君ヲ尋候得共、[鹽♥]

ノヨシナリ、

兵庫へ御出張中ニテ逢ワス、

十六日

薩州屋敷御役人方へ廻動、 高田喜兵衛伏水迄送リ来ル、 夜ニ入リ三十石へ乗込ミ、

十七日

走コレアリ、夫レヨリ大黒寺(編者日、大黒寺ハ本年四暁伏水着、薩摩用達北野屋甚吉方へ上ル、高田ヨリ馳

月寺田屋ニ於テ闘死セシ有馬新七等ノ墓所ナリ、同寺保存ニ、

武士の赤き心を紅葉にとへは落そふ我か涙かな、下ノ関白石 正一郎自記ト云フ一首アリ)へ参リ、 薩州ノ義士当四月二

十三日死亡ノ墓所へ香花ヲ手向ケ、大黒寺へ香典金二

百疋差出ス、

シ、東洞院四條上ル藤井良節君宅へ着、扨テ藤井ニテ(甲名工藤経徳) 本領ス、己レハ直様竹田街道ヨリ上京ス、 御所ヲ拝 扨テ伏水ニテ牛一疋雇ヒ、荷物京へ差登ス、 下男豊助

藤井ニ承ル、

長州様へ出願ノ拝借金ノコト、千五百両出来ノヨシ、

小河彌右衛門君其外三人へ逢ヒ、久藩ノ園田へモ逢ヒ、

十八日

テ酒宴、

夕方藤井へ帰ル、

前田君へ行キ懇願ノ次第申上候処、 御詮議可被仰付トノ御事承り、夫レヨリ帰途長 兵庫ヨリ竹内帰京

十九日 府方ノ出張所へ行キ、大庭其外へ逢フ、

江村・大庭等ナリ、「厚」 四條ポント 徳山ノ

二十日

二十三日 田中新兵衛上京、 藤井氏へ同居、

兵衛上リ来リ、 藤井エ備中ノ三宅定太郎尋来ル、今日兵庫ョリ手代久(高美) 米ノ上銀トシテ金九十両受取ル、

意ノ弁当ヲ開ク、折柄佐久間佐兵衛君へ逢ヒ、(養済) 度故、田中新兵衛同道蹴上マテ行キ、弓矢ニテ田中用 <sup>(雑)</sup> 御勅使御帰京、姉小路様ノ御供土州ノ武市半平太へ逢(公別)(小橋)(小橋)) 一席二

一十四日

一十五日 野村和作 吉田榮太郎来訪、 一酌ス、

> 田君・竹内君・佐久間君・前田二郎三郎君へ廻動、「村力」 薩ノ大久保君・吉井君東行ニ付、 暇乞ヒニ付、行力 帰路前、

一十六日

中村九郎君へ行ク、

一十七日 田中新兵衛同道ニテ結城筑後守君ヲ訪フ、其末ハ新宅

一十八日 ニテ結城氏ョリ馳走有之、

藤井氏ニテ土州ノ平井収二郎へ逢フ、(養生)

二十九日

今日モ該家エ廻勤、夜ニ入リ祇園へ参詣ス、

五三九 大原家記鈔

文久二年五月奉 朝廷屡詔ヲ下シ外夷ヲ掃除スヘシト、 テ申渡サル、ニ、近頃幕府 文久二年五月八日、重徳卿ニ アリケレハ、速カニ参 (原註、是ヨリ先キ、 外夷吾邦ニ渡来シ、日々ニ猖獗セリ、 勅使于幕府事詳於伝 内セラル、ニ、議奏衆列座ニ 朝意ヲ遵奉セサルニヨリ 御用アリ、 幕府極メテ奉セス、 **勅紀事本末等、** 参レトノ仰

朝廷ヲ無シ、許可モナキ条約ヲ取結ヒ、僣越ノ事トモ屡

リ先キ、薩州鹿児島ノ城主ノ父島津久光ヨリ、数度ノ建議ア以テ 勅使トシ、幕府へ差遣ハサルヘシト(原註、是ヨノ場合ニ至ラシメントノ御趣意ニヨリ、今度重徳卿ヲノ場合ニ至ラシメントノ御趣意ニヨリ、今度重徳卿ヲノ場合ニ至ラシメントノ御趣意ニヨリ、令度重徳卿ヲルポノ変乱ヲ醸シ出サンモ測リ難シ、之ニヨリテ執政々アリ)、天下ノ人心洶々トシテ穏カナラス、此上如々アリ)、天下ノ人心洶々トシテ穏カナラス、此上如

始テタルユト、今度幕府へ仰下サル「勅詔へ、此ノ一ケ条ヲ差加騰ク此トキ、今度幕府へ仰下サル「東徳卿ノ許ニ来リ謁シ臼ク藩ノ士桂小五郎ナルモノ上京シ、重徳卿ノ許ニ来リ謁シ臼ク事策ハ、初メ島津氏建議セラル、ノ二事ナルニ、当時長州萩勅書ヲ渡サル左ノ如シ、(勅詔三事策略之)(原註、此三

リシトイフ)、

トシ、之ヲシテ速ニ奏上セシメラル、因テ之カ 勅詔案ヲ桂テ、彼ノ大事ヲ談議討論ニ及ヒ、其一事ヲ併セテ即チ三事策ラル、然リ而シテ我茆屋ノ中ニ於テ三名 重徳卿・具視朝 集合シハシ、即時来ラルヘシト、彼朝臣モ何事ナラメト速ニ駕ヲ枉

ヘサセラレ度旨開陳セリ、夫ヨリ岩倉具視朝臣ノ許ニ人ヲ遣

メユメナシカタク、只幕府ヲシテ此討論、非ヲ是ニナシ是ヲ非ニスルナト弁陳スルコトユノ先師ナリ)、重徳卿ニハ素ヨリ正直ナル性質故ニ談議文章ヲ見ル、未タ朝ニ人ナシトセスト、蓋シ宣明卿ハ重徳卿卿数多アリトイへトモ、文章已ニ絶タリト、豈図ラン、今此

勅詔ノ御旨趣ヲ貫徹奉命セシメヨト云ノミナラハ、臣

勅使タラント奉命不肖ナリト雖モ、

申サル、ニヨリ、速ニ

勅使タランヲ奉命セラレス、其翌日口宣下賜フ、曰ク、

下易フ(原注、岩倉具児公ニ聞ケリ、比 助吏タルヤ、岩倉御用勤仕ノ間宥許セラル、且費用トシテ黄金二十枚ヲ左衛門督推任ノコト家例之レナシト雖モ、今度格別ノ

ヲシテ万々一使命ヲ徹達シ能ハサル時ハ、使命ノ件益重事ニ天真謂テ⊟ク、此度ノ使命ノ件容易ノコトニアラス、彼朝臣具視朝臣ヲ遣ハサルニ廟議已ニ決セラル、然ルニ東福寺和尚下賜フ(原註、岩倉具視公ニ聞ケリ、此 勅使タルヤ、岩倉下賜フ(原註、岩倉具視公ニ聞ケリ、此 勅使タルヤ、岩倉

筆端鋭鋒真ニ天工ト云フヘシ、或嘆美シ日ク、

立トコロニ起草シ奏上セラル、

其詞章

勅旨貫徹、利害明弁、

朝廷衰微公

アレバ、次テ奉命スルモノ必アル事ナシ、茲ニ大原重徳卿ア

ヲシテ作ラシム、 成ラス、 伏原宣明卿ヲシテ作ラシム、 少時

小五郎及ヒ堀小太郎ヲシテ作ラシム、 成ラス、 又久我建通卿

ラレ、

同家ノ士吉井仲助・ (を実)

野津七左衛門・鈴木昌之助「鎭雄」

シト、仍リテ重徳卿ヲシテ「勅使トセラレヌ)(第六巻建仁寺ハサレナハ、朝旨必徹底セン、今度ノ人撰廟議熟決セラレタシ、万一彼卿ヲシテ事ヲ過ラシムルモ、再ヒ具視朝臣ヲ差遣リ、正実一片ノ人ニシテ「勅旨徹底ニ至ランコト疑ナカルへ

天章力建言参看)

キノ 仰詞アリ、日京師ヲ発途スヘク、并ニ島津久光ニモ同行周旋スヘハ世大和守上京否ノコトニョルナラン)、然シテ同月廿二然ルニ俄カニ発途延期スヘキノ 仰アリ(原註、蓋老中断)を入り、

廿一日、御暇乞トシテ参 内セラレ、

天顔ヲ拝シ、退下セラル、

従ノモノ素ョリ些少ノコトナレハ、島津久光へ依頼セを行す送ル、此夜大津ノ宿ニヤトラセラル、重徳卿随祖行ヲ行ハセラル、其他同族知ルト知ラサルト、送別祖行ヲ行ハセラル、其他同族知ルト知ラサルト、送別祖行ヲ行ハセラル、其他同族知ルト知ラサルト、送別祖行ヲ行ハセラル、其他同族知ルト知ラサルト、送別祖行ヲ従ハ北川内膳・堀内典膳其他数十人、勇マ敷出立セモノハ北川内膳・堀内典膳其他数十人、勇マ敷出立セモノハ北川内膳・堀内典膳其他数十人、勇マ敷出立セモノハ北川内膳・堀内典膳其他数十人、勇マ敷出立セモノハ北川内膳・堀内典膳其他数十人、勇マ敷出立セ

ル

(第六巻人名参証)、大脇某・山内某・小川某ノ七名、附属左側ニ召遣ハル

覊中尋問トシテ、重徳卿ノ旅館へ入臨セラレ、同シキ廿五日、伊勢ノ国桑名ノ駅ニ於テ、島津(第六巻人名参証)、

、レ、イロイ島津久光氏

ロ御用ノ談事アリ、

就中

勅使ヨリハ書面ヲモチテ、本日到着ノ上幕府へ申送ラ勅使到着ノ儀式例ノ如ク執行ハル、仍テ

セラレ、夫々

将軍上段ノ間上面、 勅使中段ノ間入口トイフ)、セラル、上段ニ於テ将軍家茂公対座ニテ(原註、是迄ハセラル、玄関竪付下乗ニテ、老中出迎ヒ面謁所へ誘引同シキ十日登城スヘキト通知アリ、因テ其日始テ登城

前中将春嶽、次ニ老中列座拝承セリ、家茂公返辞ニ日(慶永)へトモ、日ニ家中セリト、真ニ可惜)、斯テ次ノ間ニハ越前勅詔ノ旨緻密ニ開陳セラル(原註、此演舌備忘アリトモイ

ク、

二モ仰下サレシ件ハ、何分評議整ヒ兼ヌルヨシ陳述セ 東高セント モ申難ク、 猶熟考ノ上奉答スへシト、 重 東高セント モ申難ク、 猶熟考ノ上奉答スへシト、 重 東京ル、猶 和宮御方御安否伺ハレ、其日無事ニテ直 同シキ十三日二重ネテ上城セラレ、老中脇坂中務大輔 同シキ十三日二重ネテ上城セラレ、老中脇坂中務大輔 「優勝 「優勝 同シキ十三日二重ネテ上城セラレ、老中脇坂中務大輔 「優別 「優別 を記 同シキ十三日二重ネテ上域セラレ、老中脇坂中務大輔 「優別 「優別 「と記 「のシキー」 「とい 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシキー」 「のシャー) 「のシキー」 「のシキー」 「のシャー) 「の・カー) 

城セラル(再夢紀事及と紹述編年志参照)、論反覆数刻ニ渉レトモ、此日モ衆議一定セス、空敷下朝廷へ敬信ヲ失スルナリ、速カニ奉命ナルヘシト、議今是ヲ奉命セサレハ、則却テ

明レハ六月十八日登城アリテ、老中脇坂・板倉ノ両氏トニツキ懇談数刻、夜ニ入退散セラル、同シキ十七日辰ノ口ノ旅館へ久光氏来ラレ、前件ノコモ申合サレ度旨アルニョリ、上城止ラレヌ、其翌十四日、又モ上城ノ筈ナレトモ、島津氏モ何辺ニ其翌十四日、又モ上城ノ筈ナレトモ、島津氏モ何辺ニ

ル日長州藩士桂小五郎(原註、後改名シテ木戸準一郎トイノ色ナシ、其日モ又消光空敷下城帰館セラル、茲ニ或慶喜登庸之件ニ至リテハ、種々辞柄ヲ設ケ、更ニ奉命ハ、越前春嶽登庸ノ件ハ奉命スヘシト、然レトモ一橋勅命ノ通リ速ニ奉命アルヘシト言語ヲ尽サレタリケレ

勅詔中ニ、島津家ノ臣士伏見ニテ暴挙ニ及ヒシ者トモ、天朝ヨリ幕府へ渡スヘシトテ、御下付アリシ

会セラル、ニ、昔日藩主長門守儀

フ)晩餐中突然来リ面謁ヲ乞フ、何故ナラント速ニ面

任シ、廃止セルモ亦自分ナリ、今度後見ヲ置ルヽハ、則

勅使演舌ニハ貴下等申陳セラル、所、一応相当ノ様聞

医テ

ユレトモ、顧フニ是レ大儀名分ヲ失却セリ、如何トナレ

ハ、曩キニ田安ヲシテ後見ト為スハ、自分ヨリシテ之ヲ

へ当時ノ形勢イロイロ申諭サレ、

勅書ヲ認カへ、

明日早天旦ヲ待チテ桂小五郎ヲ招キ寄

詔書ヲ持下リシハ、極メテ不都合ナル旨責タツルニヨ カヽル放赦スヘシトノ命令下シ賜ハル道アルナシ、其 鹿兒島藩主ヨリ赦シ遣スヘシトノ条件アリ、 公用人輩云フニ、昔日右暴挙鎮静ノ御賞誉ヲ蒙リ、今又 今更如何センモ詮ナシ、 右 島津家

勅詔 ヨリ下府セラレシ 願セリ、 ヲ 勅使重徳卿ノ権ヲモチテ削除セラレンスト (衍カ) 重徳卿ニ於テ之レヲ推考セラルヽニ、 朝廷 懇

何様 シト、 サル、 テ重徳卿惟ミラルヽニ、京師出途ノ前岩倉具視朝臣申 追カヘサレヌ、同人モ今ハ詮方ナク落胆退散セリ、 勅使ニテ之ヲ削除スルト否サルトノ権理、 詔書ヲ奉戴シ来レルヲ、 ノ件アランモ測リカタシト、 乃チ此時ナラント其夜寝ニモ就カス心ヲ苦シメ 薩長ノ間物議紛々協和ナリカタシ、 イカニ不都合ノ件アリトテ、 極メテ程能処置スへ 更ニ無シト 此末如 斯

夜其 必ス起ラン、之ヲ書カヘ渡サハ事平安ニ期セント、 勅詔中伏見暴挙ノ士赦免ノ一件ヲ削除セサレ 慮ヲ焦シ案シラル 、、ニ、 ハ 物議 其

> 見ル セ、 昨夜京師ヨリ急便到着、 = **豈図ランヤ嚢キニ長州ニ下府セラレ** 何事ナラント速カニ披キ

ノコトア 勅詔中、 ルニョリ、 薩藩士伏見暴挙ノ旨赦免スヘキノ件、 該 因テ別紙付与ス、 御評議

勅書々換渡スヘシトノコトナリ、 シク嚢キニ御下府

宜

勅詔返却スヘシト、 シテ退散セリ、 ノ助クル所ヲ得タリトハ実ニ此事ナラント、 是ョリ先島津氏下向 左アレハ同人モ打驚キ、 ブ節、 欣然踏舞 是全ク天 仰下サレ

シ

京セリ、 詔 利長門守ト之ヲ同心協力周旋スヘシト、島津氏稍江戸 タケレハ、 ニ到着セントスルニ臨ミ、 ハ何カ異議モアリテ、両氏ノ間益紛議起ランモ測リカ ニ、官武ノ間合体ナラサレハ、 是何ノ故ナルヲシラレス、左アレト島津氏ニ 茲ニ及ヒヌ、 然り而シテ急飛脚ヲシテ、 道ヲ木曽街道ニトリ出途上 国家平穏ナラス、毛 京

再ヒ前 都伝奏野宮定功卿ノ許へ、 万一否ラサル 時 八 果シテ重徳 右ノ取計ノ所以ヲ委曲陳書 ノ罪ヲナラサレ、

詔書御下付アレカシト 上申セシメラル、 然ルニ伝奏野

勅詔刪去一件委曲承知、速カニ関白殿下へ申陳シケレ 宮宰相中将定功卿ヨリ返簡来着、披見セラル、ニ、

思召サル旨、懇ニ書シルセリ、重徳卿ニ於テモ図ラス ラル際急報到来、至極好都合ノ結構、 京都二於テモ、右ノ事彼是御評議御心痛モアラセ 誠ニ御満足ニ

御満足ノ詞章閲覧、手ヲ拍テ喜躍セラレヌ、 ノ旅館

同シキ廿五日ニハ老中脇坂・板倉ノ両氏辰ノ口

キ旨再陳、空シク退散セリ、 へ来リ、又モ前日ノ如ク懇諭サレシモ、猶奉命成リ難

考ト云、以テ辞柄トナシ、退散セントスル勢アリ、 テ重ネテ重徳卿申サル、ヤウハ、曽テ御伝達ノ 因

同シキ廿七日ニ又老中両氏来館シ、猶前日ノ如ク尚勘

勅詔奉命斯ノ如ク遅延シ、猶又勘考ヲ辞柄トセラレン ハ、如何ナル故ナラン、委詳弁明アルヘシ、左ナクハ

最前

老中両氏モ右ノ強論ニ恐怖シ、両氏額ヲヨセ、 此席退散サセマシクト、極メテ厳詰セラレケレハ、 密語ア

勅詔奉命ナルヘキ勘考ナサスンハ、貴下両氏共ニ本日

ツテ、然シテ日ク、左スレハ一橋慶喜卿ヲ後見トナス

速カニ奉命ナルヘキ勘考ヲ為サント、漸次陳述ニ

聴セリ、 ラセムハ、両老中ドモ速ニ打果サント、次ノ間ニ談話弁論傍 小松帯刀ナト云ヤウ、 及ヘリ、仍テ其日ハ退散セリ(原註、此/日大久保一蔵 モ測カタケレハ、 重徳卿ノ心中困却茲ニ谷マルト、 然ト雖モ 論判ノ都合ニョリ右両氏ニ通シ、 如何様ノ挙動ニ至ラン 吉井幸輔ニハ重徳卿ノ後座ニ太刀トリ持テ侍ルニョ 今日ニ至リ尚勘考ヲ辞柄トシテ奉命ナ

シト、 毎々嘆笑セラル)、 是ヨリ先島津氏ヨリ左右ノ人

両氏ノ過激論アラサレハ、今日ノ論話茲ニ至ランモ測リカタ

種々尽力スレトモ、可嘆微力ニシテ赤心徹底セス、速 ヲシテ、幕府ヲ軽蔑スルモ亦甚シト云フヘシ、 拙者モ

ツラツラ之ヲ熟考セラル、ニ、島津氏ハ素

カニ上京シ、其旨奏

聞ニ及ハントイハシム、

勅使差遣ハサル、ノ御趣意ヲ輔助スヘシトノ 詔アリ

奉シ来レル 勅使ヲ差置、 ケレハ、 帰京ノ由ヲ奏

聞ニ及ヘル

重徳卿

聞センニ如カスト、右使ノ者ニ答ヘラル、ニハ、久光 ランヨリハ、寧ロ速カニ帰京、 勅旨ハ、ユメユメ遵奉セサルモノ、 事ノ顚末ヲ詳明ニ奏 徒ニ荏苒江戸ニア

殿御帰京ナレハ我等モ同伴帰京スヘシト、夫ヨリシテ

重徳卿

詔ヲ奉セスンハ、夫コソ

肝煎土岐出羽守ヲ招キ寄セラレ、幕府ニ於テ今度 勅使奉命、 斯ク遅延シナハ、我等ニ於テ

朝廷ニ対シ、

日ク、帰京ナサヽルナレハ、御暇乞以下諸儀式等モ〔ルカ〕 通セラル、 ントスルナレハ、速ニ出途ノ手配アルヘシト、厳ニ申 勅命ヲ遵奉セサルニヨリ、 夫々手配ヲ為ラルヘクト申達セラレヌ、 勅使ノ命ヲ奉セサルニ似タリ、因テ明後日此許出発ス、 、ニ、帰京諸儀式モアルヘケレトモ、 命ノ如クニモナリ難シト、 夫ョリ老中ニ申通シ、此ノ如キ場合ニ至リ、 速ニ上京此旨奏 然ルニ重徳卿申述ラル ソハ幕府 同人驚愕シテ 上ニ及ハ

テ 勅意奉行ノコトニ協議決意ニ及ヒシナラン、 然り而シ

同シキ廿九日登城ト定リ、島津氏ニモ深ク思慮ニ渡ラ シャ、 左右ノ人ヲシテ屢重徳卿 ノ許ニ申遣サル 

トモナク、重徳卿ニモ若シ万一

ŀ 朝憲ニモ拘ハラント思考セラレ、 モ、 今日ノ登城ナレハ大切ナリ、 素ヨリ銘心ノ事ナレ 万一奉命遵崇セス

> セラレ、今日ノ登城二於テ彼 ンハ、必帰館セマシト、左右ノ人ヲモ召集シ大ニ戒心

時ハカリ行装已二整ヘリ、威儀堂々出館セラレタリ(原 六名トモ、爰ヲ一大事ナリト決心セショシ也、即チ午(六/五/壽)ス、一同愕然謹承セリ、即チ島津氏公附ノ士吉井氏始ス、一同愕然謹承セリ、即チ島津氏公附ノ士吉井氏始 諭サレヌ、侍史ニモ斯マテノ事ニ至ラントモ思ヒ図ラ 振ナリ)京師ニ持帰ルヘシト、 カラス、此書類ヲ焼捨、遺骸ヲ(原註、 重賢へ相渡サル、若シ事アランモ決シテ何事モ為スへ 括(原註、公事悉皆私事モ書残シアリ)留守心得近士岡本 勅命ヲ奉セスンハ、必帰館セス、 返ス~~ネンコロニ申 因テ此緊要ノ書類 書残ノ件ハ此処置

註 軍公家茂ニハ、面謁所ニ於テ対座陳述セラル、ニ、此 ケレハ、老中ヲ始メ夫々出迎ノ恭敬ヲ尽セリ、 皆島津氏ノ家臣若輩ノ者ニシテ、今日城中ノ模様イカ(吉井・野津等ヲ云) 士数十人ツ、立集レリ、何者ナラント問セラル、ニ、 セラリタリト)、途ニシテ区達ヲミルニ、イカメシキ勇 扇子ナト美麗ニシテ、 若事アリトモ恥ル事ナキ様、 カタキト思ハレタリヤ、着服ヲ始メ、其他烟草入、鼻紙サシ、 ヽアラント、イカメシキ姿ニテアリシト、頓テ登城アリ 聞ク、重徳卿ノ出立ヲ見ルニ、今日ハイカ、アランモ計リ 殊ニ注意 斯テ将

## 程仰下サレシ

表ニ出テ、却テ不審議ノ心ヲ抱ケリト云へリ、勅詔逐一承服、速カニ奉命スへシト、何ノ異議モナクが、此時随従ノ人トモ却テイカ、アラントアヤフミ、疑団ノ、此時随従ノ人トモ却テイカ、アラントアヤフミ、疑団リ、此時随従ノ人トモ却テイカ、アラントアヤフミ、疑団ヲ抱キケリ、然ト雖モ盟言ナレハ、忽チ取カへ上達セリ、此時随従ノ人トモ却テイカ、アラントアヤフミ、疑団ヲ抱キケリ、然ト雖モ盟言ナレハ、忽チ取カへ上達セリ、此時随従ノ人ハ素ヨリ島津ノ家士トモ、薄氷ヲ蹈リ、此時随従ノ人ハ素ヨリ島津ノ家士トモ、薄氷ヲ蹈リ、此時随従ノ人ハ素ヨリ島津ノ家士トモ、薄氷ヲ蹈リ、此時随従ノ人ハ素ヨリ島津ノ家士トモ、薄氷ヲ蹈関ラナセリ、重徳卿ニモ斯ク速ニ奉命ナランモ、事意懐ヲナセリ、重徳卿ニモ斯ク速ニ奉命ナランモ、事意懐ヲナセリ、重徳卿ニモ斯ク速ニ奉命ナランモ、事意を記している。

## 五四〇 明鳥

シ人々ノ覚書ヲ乞得、或暗記ノ物語ヲ録シ、併セテシ、偲フ心ノ切ナレハ、其頃月照カ事蹟ニアツカリ野國臣カ語レルマヽヲ記シ置タルヲ、筐底ヨリ見出異ニ成就院前住月照法師カ薩海ニ投セシサマヲ、平五のノ

諷ヘル今様ノ落句ニヨレルナリ、上下二冊トナシ、明カラスト名ツケタルハ、國臣カ

明治十二年十一月

従六位小河一敏 大分縣元岡藩

ケル事トモ多カリケルニ、午年ノ秋御老中間部下総守(経勝)

ケ来リシトテ、看病ニ事ヨセ江戸ノ御暇ヲ乞ヒ、上方ニ至リ、 俊斎モ力量勝レタル人ナリ、此年在江戸ナリシカ、親ノ病告 ルヲ、人々強テ止テ存命シ、今ハ大島三右衛門ト改名ス、有村 シハ論ヲ待ス、其証ハ彼カ挙動ヲ見テ知ルニ足ル)ニ決シタ 誤レリ、 シナリ、其事ノヨシハ長々シケレハ、爰ニ略ス、西郷吉兵衛 島ニ潜居スル人々ナルカ、此頃ハ勤 王ノ為メニ暫ク在京セ 世嗣ノ事ノタメ大義ヲ計リ、其為メ亡逸シテ福岡ニ入リ、彼 薩摩人北條右門・工藤左門・西郷吉兵衛・有村俊齋ノ(時村) [経憲] [隆盛]ケルトソ、忍向ハイヨイヨ事ノ迫レハ月照ト変名シ、 内命アリテ自然忍向コト薩摩ニ下リナハ、宜シク計ラ 々周旋シケルナリ、先君御他界ノ時殉死(殉死ニ決シタルハ ハ逞勇大胆ノ人ニシテ、先公ノ御内命ヲ受ケ、京都ニ在テ種(済戦公) 上京ス、此山伏ハ兼テヨリ近衛家ニ御館入ナレハ、御 二京都ヲ遁レ出ケル g註「北条右門・工藤左門ハ、往年御 シ仰下サレ、存龍院ハ薩摩へ下リ、其由政府ニ達シ置 ハレン事ヲ薩摩ノ政府ニ申達シテ、其事ヲ調フヘキ (編者曰、海江田信義旧名、当時茶坊主ナリ)四人ト、 共 西郷ハ斎彬公ノ遺志ヲ継キ、 公霊ヲ慰ンノ趣意ナリ

テ、敢テ手ヲ出シ得サリシトナリ、月照ノ歌ニ素ヒ来リ、夫レトハ知レトモ西郷・有村ガ勇威ニ恐レ警衛シケルカ、大坂ヨリ舟ニ乗リタルニ、追捕ノ者附供スルナリ」、 忍向カ乗レル駕ノ前後ハ、 此四人シテ左衛門ノ兄ナリ、今ハ海江田武次ト更名シ、今度モ和泉殿ノタリトソ、去々年桜田ノ一件ニ与カリシ有村雄助・同シク治

道ニシテ、法道修業ノ為メ久シク在京シ、忍向ト懇交ナリ)

難波江ヤ芦ノ障リハ繁クトモ

猶世ノ為メニ身ヲ尽シテン

追風ニ矢ヲ射ル如ク行舟ノ

早クモ事ヲ果シテシ哉

聞クニ、近衛家ヨリ日高存龍院ニ御内托ハ無カリシナニ載ル村山ノ記ス略伝ニ詳ナリ、又言、海江田信義ニ一敏言、月照トハ忍向ノ変名ニハ非ラス、字ナリ、下

カハカリ憂目見ルトモ行末ニ

1

親ノ病癒タル報アリトテ在京シ、 同シクサマサマ周旋シ居り

## 心ツクシノカヒモアリナン

勤

ト芸 多二下リ君公ニモ謁シ、又柳川様ニモ謁シ、(黒田斉溥公) 事ヲモ述へ、遂ニハ薩摩へト志シケル時、月照 郎カ家ニ立寄リ、又舟ニテ筑前黒崎ニ渡リ、 夫レョリ下關所阿彌陀寺村三浦屋(編者日、三浦屋源蔵 従来薩摩問屋ナリ)ニ着キ、又同所竹崎ノ白石正 勤 夫ヨリ博 ジノ歌ニ

白波ノヨセシ昔ヲ今モ猶

追捕 ト聞キ、西郷ハ急キトリテ追付奉リ、 月照ノ事ヲモ申立、猶 義ト改メタリ)ニモ勤 摩ハ君公御逝去シテ、 カ旧名ナリ、 相継ノ式終リテ修理大夫茂久ト改メ、維新后忠 タル旨ウケ引玉ヒ、 與公ヲ指ス) 御下国ノ折柄、 以テ達シタリ)ヲ、 近衛家ヨリ薩摩ヘモ遣ハサレタルニ、薩 キ国ニ帰リヌ、 工藤ハ薩摩へハ行難キ身ナリ、西郷・有村ハ是ヨリサ テ言越シタレハ、直チニ薩摩ニ入ラントスルニ、北條・ (編者日、 ノ者共其跡ヲ慕ヒ来ルヨシ、白石カ許ヨリ早舟ニ 勅書ノ写ハ斉興公カ許ニハ、 国老新納駿河カ手ヲ 忘レハセシナ箱崎 原註「此時関東・水戸へ賜ハリシ勅諚ノ写 御家督又次郎君 御隠居三位殿 王ノ業ヲス、メ玉ハントノ御請アリ 御落手ニテ近衛家ヨリ仰入ラレ ノ神 (編者日、又次郎ハ忠義 (編者日、隠居三位ハ斉

> 乗り、薩ノ米ノ津ニ上陸シ、引返シテ野間ノ関ニ行、「出水市」 (同上) にはでう月照ト其僕重助ニ次郎差添テ、筑後ヨリ舟ニ村俊を) 名ノリ、 醍醐三寶院ヨリ日高存龍院へノ御使僧静渓院鑁水房ト ツキタル時、先タツテ国ニ帰リシナリ」、然レハ北條・工 事モ談シ得ス、心ノ外ニ過キケルトソ、偖有村モ月照カ博多ニ 田ニ謀ラントスルニ、鎌田船中ヨリ吐血、 死ニ向々トシテ何 尽シ申サハヤト、 堅ク御受申タルヨシ聞ヘケレハ、西郷ハ鎌 賜ハリタレハ、 出雲ノ御受ニ全国ヲシテ勤 トハ、己カ力ノ及フ処ニアラサレトモ、 己カ力ノアル限リハ ニモ、近衛家ヨリ同ジ仰アリテ、 御懐紙ヲ(今猶家蔵ス) 人)ノ列ニサヽヘラレテ、 其事行ハレス、 又大目付鎌田出雲 王ノ事ヲ謀ラントスルニ、家老島津豊後 次郎ハ此時モ総髪ナレハ、是レモ山伏ニモテ 王タラシメンコ (新納駿河ノニ

リケルカ、故有テ国ニ下リ、又上ラントスル時、義徒ノ輩有ル キヲ、斯ク御使ヲ下サル、コトハ疑ハシトテ、遂ニ通 龍院ハ先日上京セシニ、御用アラハ上方ニテ事スムへ 場ニテ、御使僧ニ不似合ナル手軽ノ装ヲ不審カリ、存 ルコトヲ許サス、原註「平野次郎ハ是レヨリ先キ上京シテア

ナシ、伴僧胎岳院雲外房ト名ノリ通リケルカ、

麓

役人ニ命シテ、 飲食等一切ノ賄ヲナス例規ナリ、

町役人ハ則

こ、 クアトニ戻り、帰ルフリシテ舟ニ乗リシ時、平野ノ歌 其事ヲ知ヲス、斯ク申シタルニコソ」、夫レヨリセン方ナ ニハ水俣・阿久根ヲ経タリト云フ)ョリ入タレハ、此国ニテ ノ津又ハ阿久根郷、或ハ市来郷へ着スルモアリ、日高モ帰国 のアトニ戻リ、帰ルフリシテ舟ニ乗リシ時、平野ノ歌 といか俣・阿久根の、成の中との、 は編者日、藩人往来へ肥後川尻・ 水俣等ヨリ乗舟、出水郷米 を二入リシトソ、偖存龍院ハ此頃下国シタリト雖トモ、阿久根 ヨシ聞テ国ニ潜居タルカ、北条・工藤ノ申シニ任セテ、

直二

# 野間ノ関許サテ今宵薩摩潟

(編者日、他藩人来国ノ時ハ重立タル人々ニハ、藩庁ヨリ町ス、然レト飲食等ノ手宛ハ、丁寧ニ取ナサレシトナリタルカ、二三日ヲ経テ辨天町ト言フ処ノ、町役人ラシセ、爰ノ改所ニテ前ノ如ク申セハ、爰ニテハ事ナク通セ、爰ノ改所ニテ前ノ如ク申セハ、爰ニテハ事ナク通ト詠シ、偖舟中ニテ水夫ニ頼ミ、直チニ阿久根ニ付サト詠シ、偖舟中ニテ水夫ニ頼ミ、直チニ阿久根ニ付サ

都ニテ誰カアハレト思フラン

ケルトナリ、月照薩摩ニ入シ時ノ歌、

海士小舟人ニハユメナ語リソヨ

偖上方ヨリ来リシ追捕ノ者、博多マテ月照ノ跡ヲツキ 【福聞』 接待掛ノ資格ニテ待遇ス、月照モ其例ニヨリタルモノナリ)、

## 薩摩ノ瀬戸ニ吾レ渡リ来ト

日州路ニ護送スベシ云々ヲ達シタリ、福永親話)ミタル

浦安ク今日ハ薩摩ニツキニケリ

又藩士伊知地龍右衛門カ、月照モシ (編者日、正治旧名) 心ツクシノ人ヲ便リテ ハセスヤトアリケルヲ、平野ヨリアリノ侭ニ伝ヘケレ(国臣) 月照 月照モシモ其心クシケトモ

弓矢トル身ニシアラネト一条ニ

リシトナリ、十月十五日ノ夜半ニ、西郷吉兵衛小袴ヲ ヲハカサセテ来レト言ケルマヽ、次郎ハ立テ勝手ニ入 ス、敢テ一語モ発セス、月照其色ヲ察シ、次第二ハ茶 ルニ、西郷ハ只点頭シタルノミニテ、其眼少シ常ナラ 着シ、旅装シ来レハ、月照モ次郎モ枕ヲ離レテ応待ス ルモノナリ)ハ殊ニ関東方ノ人ニテ、其事ヲ勇決シ得ザ アルヲ知ラサルカ如キ 輩ニシテ、 殊ニ井伊家ノ暴威ヲ恐レタ 日、豊後等ハ俗ニ云フ気転モノニテ、 幕府アルヲ知リテ朝廷 ウマク引受ラレンコトヲ願ヘトモ、 島津豊後等(編者(久宝) ト詠ミ答ヘケルトナリ、偖西郷ノ列ヨリハ、幾重ニモ 立テシ心ノ末ハ変ハラシ

> ヒタリ、西郷ノ言ヘラク、今夜ハ気ノ詰ル語ハ止テ、(話) 是レヲ温メ、 起シテ、四人打ツレ此屋ノ裏門ヲ出レハ、直チニ磯辺 船ニテ語リナン、イザ伴ハントアリレハ、僕重助ヲモ ヲ尽シケルカ、月照ノ歌ニ、 イサ快ク酒ヲ酌ント、 ヨリ舟ニ打乗リ、月ニ棹シ出レハ、酒ノ用意モアリテ ニテ早クモ舟ノ装モ整ヒ、舟役人モ来リ居タリ、夫レ フリニテ、急キ日州へ赴クヘキョシナリ、 精進ト魚類ト両様ノ重詰、丁寧ニシツラ 或ハ歌ヲ諷ヒ、 或ハ詩ヲ吟シ興

舟人ノ心ツクシニ波風

答フヘキ限リハ知ラン不知火ノ 危キ中ヲ漕テ出ニキ

ツクシニツクス人ノ情ニ

懐ニス、頓テ西郷ハ小用ヲ弁ストテ、舷ニ出ケルカ、 出テ、月影ニテ矢立取出シ、畳紙ニ歌ヲ記シ、立戻リ 二、西郷披見テ、イカサマニモト言タルノミニテ是ヲ テ西郷ニ示シ、イマタテニヲハモ整ハス如何有ント言 ナト、吟シ、又歌出来タリトテ、其座ヲ立テ船ノ表ニ

城中ニ呼出シ、監察兼裁許掛梁瀬源之進・筆吏福永直之丞列

続テ月照モ舳サキニ出タリ、其アタリ西ナルハ、磯ト(鷹児皇

ヤ、有テ出ケルニ、用事ノ話モ済(編者日、西郷ヲ

-766 -

ニテハ西郷ノ左ノ手ヲ取リ居リ玉へハ、兼テ思ヒ設ケ(産繁) シ時海ニ入テ救ヒ得サリシハ、潮ヲ泳キ得サルニハ非 実ニ戊午ノ年十月十六日ノ暁ナリ、舟子ノ言、初メ陥[安ড়五年] 火ヲタキ温メタレトモ温マラス、遂ニ空シク成シハ、 リタルヲ、人々寄リアヒ漸クニ引上ケタレハ、西郷ハ 春ハ遊船ノ多ク集フ処ナリナトヽ、指シテ物語スルサ 衣ヲ抜テ著替サセ、磯(編者日、舟ヲ寄セタルハ磯ニアラ 月照ヲ堅ク抱キ居タリケルナリ、飲込シ潮ヲ絞リ介抱 水棹ヲ投シ置テ、過キ行ク舟ヲ押戻セハ、其時浮キ上 ト言へトモ、舟子イラヘテ入ラス、為シ方ナク有アフ 驚キテ取悶へ、次郎ハ急キ舟子ニ、海ニ入テ引上ケヨ 吉野村ナリ、 スレハ、西郷ハ蘇息スレトモ、月照ハカヘラス、人々 マニ聞へタルニ、ハシタナク海ニ陥シ音ノ有レハ、 御船ニ接シタル龍ケ水ト云ヘル一小村ナリ)ニ舟ヨセ、 其サキ方ヨリ僧ハ右ノ手ニテハ西ヲ拝ミ、 シ事ト覚ユ、然レハミタリニ引キ上ケントシテハ、 ○桜樹ハ島津邸ノ眺望尤宜シ、 今ハ半バ伐リ去 左ノ手

> ノ歌、 并セテ、西郷ノ残シ置キタル懐中ヲ披キ見レハ、月照却テ身ヲ過ツヘシ思ヒテ、入リ得サリシト言フニ思ヒ

ナリ、

御船ハ磯ヨリ東ノ方ニ行ク海辺ノ一小村ニシテ、共ニ

離島

(編者日、

離島トハ誤ナリ、磯ハ現今島津邸ノ在ル所

曇ナキ心ノ月ノ薩摩潟 (ギカ)

大君ノ為メニハ何カ惜シカラン沖ノ波間ニ頓テ入ヌル

薩摩ノ瀬戸ニ身ハ沈ムト

ŧ

トノ有ケルニ、此度追捕強ケレハ、一先ツ日向ノ方ニテスラスの 「アレハカ」 「モン追捕者ラス同志ノ撃ノ手ニ舞リノ御煩ヲ引出サンモ覚束ナク、遂サセ玉へト云タルコノ御煩ヲ引出サンモ覚束ナク、遂サセ玉へト云タルコノ御煩ヲ引出サンモ覚東まと同義と関下ヲ云フ)又ハ近衛家ハ青蓮院宮、則今ノ久邇宮朝彦親王殿下ヲ云フ)又ハ近衛家ハ青蓮院宮、則今ノ久邇宮朝彦親王殿下ヲ云フ)又ハ近衛家ハ青蓮院宮、則今ノ久邇宮朝彦親王殿下ヲ云フ、宮(編者日、宮の成事有トモ何様ノ事モ言間敷トハ思へトモ、捕ヘラト有レハ、其心ノ中コソ思ヒ知ラレタリトソ、平野ヲト有レハ、其心ノ中コソ思ヒ知ラレタリトソ、平野ヲト有レハ、其心ノ中コソ思ヒ知ラレタリトソ、平野ヲト

ハ舟ニテ共ニ沈マント約シタルニコソアラメトナリ、シ申セハ、極メテ月照ハ首ヲ延テ介錯ヲ乞ケルヲ、然ヲ成ヲ、西郷其事ヲ頼モシク無ク思ヒ、旅宿ニテ斯ルヨ実際前ニ記シタルカ如シ)カシテ、又引戻サントノタクミ

ノヲ遭リ抜サンノタクミニ非ス、 是ハ跡ニテノ推量説ナリ、

立ノカセ、

彼方ニ追捕ノ者ヲ遣リ抜

(編者日、追捕ノモ

列出迎へ、彼僕ヲ渡(編者日、重助へハ藩庁ョリ旅費モ相 数人ナリ)来リ、駕籠ニテツレ帰リヌ、月照ハ鹿兒島 幹・朋友大久保利通・大山綱良・野津鎮雄・海江田信義等ノ ニ任セテ、其侭サシ置タリトゾ、偖水股ニテ上方ヨリ 当ニ与ヘタリト云フ)シテ、 夫レヨリ大事カ洩レナント ルトナリ、其途中ニテ大久保正助原証「今・有村俊齋 者云ケルニ、其者ハ兼テ尋ネノ者ニアラネハ、イリ用 南林禅寺ニ葬リ、其僕重助ハ追捕ノ者ノ手ニ渡サレタ 入国シタルヲ捕へ、 堺内ニテ命ヲメサレタルトハ、 界目ニテハ命ヲメサレタルナラント答へケルコソ可笑 目明シ云ケルハ、是レハ大口送リニ成リショシナレハ、 有ラント有ルニ、然迄ノコトハ有マシト次郎ノ答ケル 思ハル、コトアラハ、是ヲ奪回ス手段モ有ヘシ、如何 ニ無シト答へケルニ任セテ、大口ノ関通り送り出シケ リ、雲外房ノコトヲ如何ニト云ケレハ、福岡ノ追捕 レハ、其僧ヲモ同シク捕ヘンモノヲト云フニ、福岡 ノ追捕ノ者ニ、福岡ノ目明ショリ雲外房ノコトヲ云ケ (編者曰、大口送リトハ、大口郷ト肥後ノ通路ヲ云フ、 日州去川ノ関門ヲ送リ出シ、高岡郷ト高 或ハ時トシテ幕府ノ秘密探偵

偖西郷ハ一族共

(編者日、 西郷カ実弟吉次郎・叔父椎原国

ナカラヘハトニカク命有ルモノヲ

心遊ハサレキ、御逢ヒアソハス筈ナレトモ、此節殊

ニモイタハシク思召モ、御内書類散失セヌコトハ御安

過ニシ人ノ心短カサ

ナカラフモ死ヌルモ同シ大君ノ

御国ノタメニ尽ス心ハ

山綱良ニ送レル書翰ニ本書ノ如キ意ヲ記セリ)、三ケ年ノ間ヒ越シタルコトモ有リシトソ(編者日、大久保利通・大ラヘタレハ、必ス国ニ報ユル時ヲ待チナト平野ニモ云ト更名シテ、大島ニ潜居シタルニ、恥カシキ命ヲナカトナン記シ添タリトソ、扠西郷ハ蘇息シテ後菊地源吾トナン記シ添タリトソ、扠西郷ハ蘇息シテ後菊地源吾

ニ面会シケルニ、三右衛門ハ果シテ今度、大事ヲ己カ変名セシカ如シ)、今度下ノ關白石ノ家ニテ次郎ハ久々幕府ニ対シ罪アルモノヽ処置、 則堀小太郎ノ伊地知宗之介トシタル旨、幕府へ届出タリ、故ニ内論シテ変名セシム、之レ

島三右衛門ト更名シタリ(編者日、西郷モ月照ト同シク死

大島ニ居テ又城下ニ召出サレ、モトノ勤ニカヘリ、

大

任トシテ、勇決スベキサマ言外ニ思ヒ知ラレタルトソ、

一月廿六日、兵庫ノ沖ヲ過ルトキ是ヲ記ス、キ、

ニ勝レタルサマ、斯ル人ノ今世ニ在ルヘクトハ思ハサ

一敏モ初テ三右衛門ニ面会スルニ、勇威逞シク胆略世

旧製ヲ諷ヘルヲ聞キツ、記ス、此夕我乗レル舟ノ大坂川口ニ入ラントスル時、平野カ五四〇三

下シマセリトゾ、此処ハ昔ハ石畳ミ、畳重ネテ白波タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付ク折柄タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付ク折柄タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付ク折柄タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付ク折柄タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付り折柄タル清水ヤ、落来ル滝ノ音羽山、木ノ葉色付り折柄ないます。 
はいれて、 
はいれていて、 
はいれていて、 
はいれていていはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいはいは

野間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒の寛々、 マイカタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラネトモ、シク、又行カタハ薩摩潟、沖ノ小島ニアラストと、個手ヲハの紫人、一人ノ外ニ打明テ、語ラフテ行先キハ、黒門の間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒門の間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒の間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒の間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒野間ノ関屋ノ関守ニ、セキトメラレテ行先キハ、黒の間ノ関をは、

舟冲、 シカトハ知ラヌ白波ノ、立騒ケトモ甲斐ソナキ、 君ノ為ニトテ、頓テ波間ニ入リヌルヲ、神ナラヌ身 啼音ヲ忍ヒ波風ノ、危キ中ヲ漕出ル、コヽニ一人ノ 出セシ、 薩摩人、イカナル縁ニシヤサキノ世ノ、契ヤ深キ御 メテ潜ミシカ、又木枯シニ驚キテ、 、東雲ノアケ烏、ナクヨリ外ハナカリケリ、 ノ哀レサハ、乗合フ人モ舟人モ、カヒノ滴ノ露程モ、 ノ瀬戸テフ名モ憂シヤ、 傾ク月ト諸共ニ、 日ハ神無月望ノ夜ノ、鳥ノ初音ト諸声ニ、(霜46月カ) (東カ) 今ハ鹿兒島籠ノ鳥、 照耀キテ曇リナキ、身ヲ大 日向トヤラニ舟 翅\_ シチ

ル

筑前国上座郡大庭村ニ寓シ居タル薩摩人、 都重任(編者日、 旧名伴右衛門、 島津兵庫家来)覚書鈔 竹内五百

午年九月十八日ノ朝、北條右門ノ書翰ヲ持チ来テ、(舜政五) テ出立シ、 御道中肥後辺 ト浪花出帆、下關竹崎白石方へ着ノ処、(定|駆) 故、清水寺成就院前住忍向師同伴致シ、 会ヲ乞フ者アリ、其書ヲ披見スレハ、京地云々ノ都合 原註「今ハ東京ニ在テ葛城彦一ト称ス 御途中ニテ成行申上候へハ、早速引返シ来 ノョ シニ付、 西郷ハ御跡ヲ追ヒ、 イマタ宰相公 西郷・有村等 (養興公) 大急 面

> 来ラス、其上京都中座等当地ニ来リ、 内、一人同道致スヘキ筈ナレトモ、我々参候テハ直 助ト両人貴方ニ向テ出発相成候、工藤ト拙者ト両人 地二ハ潜マセ置カタク、止ムヲ得ス夜ニ乗シ、下人重 可取計手段有之候へ共、 索厳ク、盗賊方中以下ノ処ハ御互知音故、 へ立チ寄り、 ト申サレシニ、京地ヨリ追捕ノ人馬關ニ来リ、 トモ迎ニ遣スヘケレハ、忍向師ハ我等方ニ潜マセ置 ノ番平高ノ隠宅ニ潜マセ置トイヘトモ、イマタ迎人モ ヘシ、 若シ其都合ニ至ラサル時ハ、国許ヨリ誰 船ニテ博多へ着候、是マテハ忍向師ヲ中 幕追従ノ殿達多キ故、 其筋へ申出、 如何様ニモ 白石方 迚モ当 ナリ

等ヲ、 下トノ旨ナレハ、忍向師ニ サレ、 花乗船、 京都ハ近衛殿 ルヘク、何モ貴兄ニ御依頼申故、万々可然御取計可被 ルヘキ様頼入候、余ハ忍向師ニ御面会ニテ御聞取下 ラレ候フリニ計ラヒ置へキ間、 手丸付候故、其義ヲ能セス、四五日ハ矢ハリ此辺ニ居 足弱ノコトナレハ、山駕ニテ間道ヨリノ処、 昼ヨリ夜半二及マテ物語シテ、感慨二堪ヘサリ 西郷・有村・吉井等ノ挙動、 ・鷹司殿其余ノ変遷、 面会シ、 薩ノ案内存候者御雇 馬關迄船路ノ成行 同方京地発足、浪 水戸老公ノ一件

任テ、是ニモ面会シ、今夜ハ四人一所ニ寝所ヲ構へ、 行逢ヒ云々ノ由ヲ語レハ、同伴致シ呉ヨト懇ニ請ハル 衛門ト同人ノ子息ノ十三四才許ナルヲモ伴ヒ来リ、 モ其旨ヲ通シテ面会サセタリ、又秋月藩ノ阪田九郎右[諸憲] ケレハ、吾ニ薩州マテ随行致シ呉ヨト、北條君ヨリ頼 此方へ頼越、 日福岡ヨリ平野次郎来テ云、京都清水寺ノ忍向法師ヲ ラレ、生ハ初テニテ一段ノ味ナリト賞セラレタリ、 ルヲ、サマサマニ調理シテ、今日ノサカナニ持出シケ ヲ蒔付シカ大ニ繁茂シケレハ、水泉寺苔ノ如ク製シタ 水ノ処故、五百都往年此処ノ溝川ヲ、肥後ノ水泉寺苔 ヲ携へ、近処ノ小松原ニ同行ス、大庭村ハ名ニ負フ清 有テ罷越筈ナレハ、 ハ次郎懇意ノ人ニテ、今日次郎ヲ訪ント来ル、途中ニテ マレ参リタルヨシナレハ、疑念ナク呼ヒ入テ、忍向師ニ レハ、忍向師ハ水中ニ在ル生苔ヲ見ラレ、取上テ其侭給 ヘシト云ニ忍向師ハ大ニ歓ハレタリ、翌十九日ハ一瓢 ニ任セ伴ヒタリ、 一昨夜発足トイヘトモ、イマタ逗留有 懸念スヘキ人ニ非スト次郎ノ云ニ 御同道申、 同処ヨリ船ニテ御送申

と千歳川ヲ下リ、久留米城手前ノ渡場ヨリ上陸シ、水と千歳川ヲ下リ、久留米城手前ノ渡場ヨリ上陸シ、水ニ言語ヲ慎ミ玉へ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミ玉へ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミ玉へ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミ玉へ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミエへ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミエへ、忍向師ハ御法体、次郎殿ハ総髪故、ニ言語ヲ慎ミエへ、不成の師の道をある。こ十日朝五百都云、今日柳川表へ御同道終夜物語シ、二十日朝五百都云、今日柳川表へ御同道

御心ヲ安シテ緩々休息有ヘシ、明後日ハ柳川表ニ用向[編属県]

此上ハ不肖ナカラ私御引受申、入薩成ラセ申へク、

ク有難ク存申故、 払申付ラレ、 其者歓テ乗舟シ、舟中ニテノ話ニ、私ハ先年故有テ処 サレ帰邑ノ上、目明役ヲ故ノ如ク申付ラレ、 ニ、城下ヨリ御用トテ昨日町役所ニ出タルニ、追放免 云ニ、透タル処モ有レハ拒ミ難ク、其意ニ任セタルニ、 切ノ舟出ルヨシ承リ候、 若津ノ者ニテ帰邑致シ度、只今此処ニ来リタルニ御借 ニ、御蔭ニテ今日ハ早着可仕ト語ルヲ聞テ、 柳川領へ参り居り、 刻モ早ク帰り、 願クハ便舟ニ御乗セ玉リ度 妻子ハ猶若津ニ在シ 家内ニ為歓度存ス 此上モ 初テ目

ノ宿ニ泊ル、翌朝同

処ニテ川舟ヲ雇ヒ、乗舟スル時町人体ノ者来リ、

天宮ニ参詣シ、此夜ハ同社鳥居前

至テ避ケテハ猶怪シマルヘシト、忍向師ニモ其由ヲ私 行ノ路次ナレハ、是非トモ御立寄下サレヨト云、爰ニ 柳川小保ニ御宿リ遊ハサルレハ、私方ヨリハ僅七八町 案内申御茶一ツ指上度故、御荷物モ我家ニ揚ヨ、我等 此御旦那方ノ御蔭ニテ今日早ク帰リタレハ、我家ニ御 入ラセラル、カ、御久シフリニト云フニ、主人不審カ 家内共祝酒ノ都合ニ至候故、一献差上度ト云、折柄茶 招キ、明後日 テ、今夜ハ家内限リニテ祝酒ヲ催シ、明日ハ親類中ヲ 云フ、扨此家ハ娼妓屋ノサマニ見ユルニ、頓テ亭主出 請ヒシ、便船借シタルヨシヲ謝シ、緩々御休ミアレト 語キ、孰モ皆此家ニ至レハ、家内ノ人々出迎ヒ、二階ニ コソアレ、 御供申故、其手宛致シ置ケト云付ルサマナリ、扨申ニ シキ人下部三四人ヲ連テ迎ニ来ル、其者共ニ云フヤウ、 シ方ナク、然アラヌ体ニテ、四方山ノ話シテ舟場ニ着 ヲ撰ミ出シタルニモ有ラント怪シマルレトモ、今更為 ノ給仕ニ出タル女五百都ヲ見テ、何方ハ五百都様ニテ ノ処、其者ハ直ニ己ノ家ニ人ヲ走ラセタルニ、番頭ラ 唯一ツノ河アルノミニテ、我家ノ前ヲ御通 ハ町内中ヲ招キ申配ナリ、御蔭ニテ今夜

十月朔日柳川湊ヲ出帆ス、其前夜忍向師ト枕ヲ双ヘテ、十月朔日柳川湊ヲ出帆ス、其前夜忍向師ト枕ヲ双ヘテ、高橋屋ニテ、先年毎々御目通リ致シ、殿ハ薩摩ノ御方の大ナルカ、私共稚キ時ヨリ御出ナリシ御方ヨト云へハ、次郎の大ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ級ニ治リ、柳川小保町ノ薩摩問屋ハ素ヨリ五百都ノの大ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナレハ、忍向師ト僕重助ヲ爰ニ頼ミ、五百都ハ娘の人ナースルトモ、日コトニ風波ノ荒ク出帆成カタク、漸クに入レトモ、日コトニ風波ノ荒り出帆成カタの、漸クに入レトモ、日コトニ風波ノ荒り、薩摩ノ御方の大力のである。

明ナルヲ知リ、此節柄ノ事故、探索ノ為ニ事馴タル者

合うときことのカースのカースのようである。

臥ナカラ話シ明シキ、其時重任、

埋火ノモトツ思ヒヲカキ起シ

明朝船出ル時ニ、

梓弓柳川海ヲイワタラス

君カ舟路ニ浪立ナユメ

年経トモ忘ルヘシヤハ知ラヌ火ノ忍向ヌシ、

<del>-- 772 --</del>

一五三月河内国高貴寺宗寶法師ヲ訪テ、悉曇ノ伝ヲ授

近衛忠熙公二密議

# クシニ尽ス君カナサケヲ

## 明治十二年五月军

小河一敏

清水寺忍向闍梨略伝

洛東清水寺中成就院 歷 直チニ清水寺ト 称スレハ、 尓後成就院ノ称ハ廃セラレタ 「明治以来成就院ヲ本寺ト定メラ

リ」前住忍向闍梨ハ月照ト字ス、其祖先ヲ詳ニセ 弘賢ニ随テ、 遍照院弘賢阿闍梨ニ就テ入壇潅頂シ、 称ス、十一年戊子三月十七日城州山崎観音寺ニ於テ、 附弟トナリ、同月二十二日薙髪得度シテ中将房忍鎧ト カリシナラム) ノ猶子トナリ、同年四月三日改テ蔵海ノ 日、前記ノ日高存龍院ハ園家ノ猶子ナリ、 故ニ忍向トモ交深 テ久丸ト称ス、 実ニ文政十年丁亥正月十四日ナリ、 是ニ於テ宗久ヲ改 タラシメンコトヲ約シテ、成就院ニ入学セシム、是レ 成就院ノ蔵海師ハ宗江カ家弟ナルヲ以テ、宗久ヲ徒弟 文化十年癸酉某月日ニ生ル、幼名ヲ宗久ト称ス、当時 父ヲ玉井宗江ト称シ、鼎齋ト号ス、大坂ニ住テ医ヲ業 カタハラ茶事ヲ嗜メリ、忍向ハ其嫡子ニシテ、 師ノ蔵海ト共ニ印可伝授ヲ受ク、 同年三月七日権中納言園基茂卿 同年九月八日又 十二年 ス、

> テ介ヲ向ニ改メシニヤ今不詳」、安政元年甲寅二月二日故 相近ケレハ通シ用ヒシニヤ、 カリ、 酉二月二日忍介ヲ改テ忍向ト称ス 原註 「松根按鎧介音 三年十二月九日山内實性院 院ノ住職トナリ、 天保六年乙未五月十二日蔵海ノ譲ヲ受テ、 同月十五日大願職補任ヲ受ク、 何ノ年ニヤ鎧ヲ介ニ改メ、茲 ノ住職ヲ兼ヌ、嘉永二年己

ヲ謀リ、青蓮院尊融親王、に原註)「方今久層宮朝彦親王、に原註)「方今久層宮朝彦親王然トシテ志ヲ励シ、 王室 港ニ因テ、官武其趣旨ヲ異ニシ、海内騒然トシテ、 従テ、 二寓居シ、同年八月十五日、ノロセサナリ」 リ、同四年四月二日ヨリ、 二年乙卯二月二十四日、清水ヲ出テ高臺寺中春光院 川氏ノ政日々ニ非ナルヲ見ルニ至ル、 楽寺中云々亭二移居ス、是ヨリ後ハ岡崎村ニ住シ、 仮居シ、同年三月九日近衛忠熙公ニ謁シテ、歌道 土ヲ観察シ、将ニ大ニ国家ノ為ニ尽ス処アラントス、同 ハ歌ノ中山清閑寺ニ寓シ、或ハ東福寺中霊雲院ニモ在 人ト成ル、同三年丙辰正月二十九日、 弟信海ト共ニ具足戒ヲ受ケ、 王室ヲ與シ、 同山ノ即宗院 南都東大寺恵訓阿闍梨 癸丑以来外舶ノ来 醜虜ヲ攘 茲ニ於テ忍向 春光院ヲ去テ長 ノ山荘採薪亭原註「自然居士 ハンコト ブ門

ム、是ヨリ忍向ハ適意ニ関東北国等ヲ歴遊シ、人情風 有テ寺職ヲ辞シ、実弟信海ヲシテ成就院ノ後住タラシ

ト、其子幸吉ヲシテ、忍向ト機密ノコトヲ謀ラシム、<sup>〔知明〕</sup> 嫌ヲ獲テ、逐次ニ捕縛ニ就キ、禍将ニ忍向ニ及ハント 戊午ノ九月梅田源次郎及ヒ鵜飼・小林・頼等幕吏ノ忌(委覧五年) (雲葉定男) 小林民部大輔、及ヒ処士頼三樹八郎等ト日夜計画スル(§典) (Idwalliam) 郷隆盛等カ師父ト仰キタル人ナリキ)、且ツハ鷹司家 梁川ト密ニ謀ル旨アリテ、 同人ハ鮫島庄介ト云ヘルモノヲシ 坂ヲ下リ、 実愛スヘキ人ナリ」ヲ率ヒ、西郷・有村ノ二士ト共ニ大 現今ハ清水寺観世音ノ祠側ニ茶舗ヲ開キテ生計トス、 温厚樸 前ニ潜ミ、鹿児島ニ従ヒ、 忍向没シテ後幕吏ノ監護スル処ト 槻重助原註「丹波園部ノ人、忍向ノ僕ト成テ大坂ニ蟄シ、 等ニ命シテ忍向ヲ救護セシム、同年九月十日、一僕大 任官ノ後実名隆盛ヲ用ヒ、通称ヲ廃ス」・有村俊齋原註「後 二菊地源吾又大島三右衛門ト改メ、又後ニ西郷吉之助ト称ス、 ス、近衛公大ニ憂慮シ玉ヒ、薩人西郷吉兵衛 原註 「後 (三)、水戸中納言齊昭君モ亦、在京ノ藩士鵜飼吉左衛門 (知信) テ、各藩ノ周旋セシメタリ、関ハ岩下方平・大久保利通・西 ニ海江田武次ト称シ、任官後ハ実名信義ヲ用ヒ、通称ヲ廃ス\_ 京師ノ獄ニ繋カレ後赦ニ遇テ、免サル、コトヲ得タリ、 ノ司

> 又西郷ハ伏水ヨリ帰京シ、大坂マテ月照ヲ伴ヒシハ 信義ノミナリシトソ、下ニ載セタル聞書ニ就テ、其 シハ西郷一人ニシテ、西郷ヨリ信義ニ議セシトソ、 敏云、海江田信義ニ聞クニ、近衛公ヨリ御内托有

詳ナルコトヲ見ルヘシ、

梁川星巌専ラ此議ニ預リ、薩藩関勇助又伝識ノ尊王家ニシテ、

動ム、尊王ノ志厚ク、西郷等ノ親交スル所ナリ)、 原註「後ニ中助ト改メ、ヤカテ又幸輔ト改ム、任官ノ後実名友 実ヲ用ヒ、通称ヲ廃ス」 担当シテ、之ヲ保護セリ 薩邸ノ傍ナル某亭ニ潜匿ス、在坂ノ薩人吉井仁左衛門 吉井ハ当時蔵役人ト云小吏ニシテ、貧困ノ士往々其職ヲ (編者

Ħ

田信義・岩下方平 ・ 伊地知正治・条山泰蔵・樺山三円(久木山) 日、齊彬公密命ヲ奉シテ西郷等ト俱ニ周旋シタルハ、海江 因ニ云、此時薩藩ノ士人、藩主齊彬君ノ内命ヲ奉シ 江戸京都ノ間ニ来往周旋スル者数名アリ(編者

大山綱良等ノ数名、当時国老鎌田出雲ハ其首魁タリ)、西

ニ仕へテ終ル、其一子日下部氏ヲ称シ、 水藩ニ仕ヘシニ、[伊三次脱カ] 死ス』・日下部伊三次 原註「伊三次ハ其父ヲ海江田某ト ル者ハ、有馬新七 原註「壬戌四月伏見寺田屋ノ一挙ニ戦[正義] 郷ハ其巨魁ニシテ、其他江戸ノ邸ヨリ京師ニ来リ留 云薩ノ藩士タリシガ、 故有テ藩ヲ脱シ、 水戸ニ遊ヒ、烈公

公卿 称ス(編者日、木村ハ素ト樺山仲之丞ト称シ、 木村家ヲ襲 江田ト称ス」、大坂ヨリ来ル者ハ吉井仁左衛門、遊学 ト称セシニ、今ハ既ニ病殁ス」、此数名東西ニ奔走シテ 暫時中川宮ニ仕ヘテ下総ト称シ、 後東作ト更メ今ハ松根ト 京シテ共ニ周旋奔走セリ、後本藩ニ復シテ村山齊助ト改メ、 ヲ過リ北条ニ面晤シテ時事ヲ談ス、 故ヲ以テ此時北条モ上 **雲守ハ工藤左門経徳ト改ム、西郷曽テ江戸ニ赴ク時、** 恢復ヲ謀ル、此時ヨリ仲之丞ハ北条右門時村ト改名シ、 諏訪社神官井上出雲守等ト脱走シテ、 筑前侯黒田家ニ依 放逐無数ニシテ、禍将ニ世子ニ及ハントスル時、 威ヲ擅ニシテ忠臣ヲ殺スコト無慮数十人其十人、 其他貶黜 々鹿児島士タリ)、嘉永二己|酉十二月薩藩内訌アリ、 フ、実兄樺山喜衛、二兄樺山某、樺山資紀カ叔父タリ、代 ル者ハ北條右門ニテ 原註 「北條ハモト木村仲之丞時澄ト 生ヲ以テ滞京スル者 リ、有村俊齋其婿ト成テ日下部ヲ承リ、 後ニ本性ニ復シ海 ノ門ニ出入シ、 工藤ハ本藩ニ復シテ藤井良節ト改メ、後良造又宮内 諸名士ト謀リ鞠躬尽力数十日ナ 八伊地知龍右衛門、原註「後ニ正治ト称ス」 筑前ヨリ来 仲之丞ハ 出

> 빗 **爱ヲ以テ近衛公ヨリ西郷等ニ命シテ、** 忍向ヲ救

同年九月二十三日、夜ニ入テ馬關 セシメラレタルナリ、 ノ早船一 艘ヲ雇

得タリ、戊午ノ年江戸ニテ捕縛セラレ獄中ニ死ス、

一女ア

原註

ij

烈公紹介スルコト有テ薩侯是ヲ許シ、 本藩ニ復スルコトヲ

門国赤馬關ニ着船ス、此時ニ当リ薩ノ老侯齊世君江戸(興ノ縣カ) 中忍向和歌ヲ詠ス、難波江ヤ追風、斯テ十月朔日ニ長〔原註〕皆前ニ出ツ」 ヲ北條右門ニ托シテ、暫時筑前ノ博多ニ在ラシメ、其 前ニ入ルノ報ヲ得タルヲ以テ、西郷ハ忍向ト其僕重助 ョリ国ニ下ラントシテ、昨日豊前ノ小倉ヲ発シテ、 帆ヲ挙テ西下ス、兵庫ノ沖ニテ天漸ク明ケタリ、 ヲ伴ヒ、西郷・有村・北條ノ三士ハ同夜川口ヲ離レ、 潜ニ大坂ヲ発シテ九州ニ赴カント、忍向・重助ノ二人 伊地知ハ伏水ニ止リ、吉井ハ猶依然トシテ在坂セリ」、 「二十二日西郷・北条・有村京ヲ発シテ大坂ニ下リシナ

山ノ挙ニ党シテ死ス」カ家ニ至リ一泊シ、同二日小舟ヲ シテ、王陽明ノ学ヲ奉シ詩ニ妙ナリ、 ト交際シテ常ニ時事ヲ論談ス、 舎弟廉作モ亦頗ル有為ノ人ニ ト言、此地ノ豪商ニテ、多年勤 伴ハレテ、下ノ關竹崎ナル白石正一郎原註 ント、 身ハ老侯ノ逆旅ニ踉随シテ時事ヲ陳述シ、再挙ヲ謀ラ 直ニ馬關ヨリ小倉ニ渡ル、忍向ハ北條・有村ニ 王ノ志深ク、北條・工藤等 後ニ癸亥ノ年、但馬銀 実名ヲ資風

雇ヒ、 留シテ、 前ニ出ツ」、 西郷等カ説容レラレス、是レ音信ノ無カリシユエンナリ」、 シ 原註「薩国該時君公卒シテ老公国ニ就キ、俗論蜂起シテ、 南下セリ、 多ナル北條氏カ家ニ着シ、翌日有村ハ西郷カ跡ヲ追テ 人数名ニ遇ヒ、愕然トシテ詠ル歌アリ、 一日箱崎八幡宮ニ参詣シ、懇禱シテ還ル、道ニテ和蘭 筑前国遠賀郡戸畑浦ニ渡リ、陸行シテ同三日博 西郷カ音信ヲ待トモ、関トシテ聞ユルコトナ 是ヨリ忍向ト其僕重助ハ北條氏ノ寓居ニ滞 白波ノ「以下

行末ハ如何ニナルラム不知火

郎

筑紫ノ海ニヨスル白波

テ北條ハ工藤左門ト示談シテ、翌二十七日未明ニ忍向 ントス、 忍向ノ蹤ヲ追テ今日馬關ニ着セリ、不日ニ博多ニ至ラ 察小吏ノ号ナリ、所謂目アカシノ類」甚助・徳蔵ノ両人、 都町奉行ヨリ捕吏ヲ遣ハシテ、其逆旅ヲ捜索シ、伏水 ラレタレハナリ、斯テ同月二十六日ノ夜、白石正一郎 是ハ国侯黒田齊溥君、和蘭人ヲ招キ銃隊ノ操練ヲ演 ヨリ大坂ヲ歴テ、中座 原註「中座トハ町奉行ノ使役スル警 ョリ使人到レリ、其故ハ西郷等カ京師ヲ発スルヤ、京 早ク其処分ヲ成スヘシトノ報知アリ、是ニ於

> 木稲荷ノ祠前マテ送テ別レ、帰路ニ住吉村原註「博多ノ「福岡ヲ鉅ル」里許」 「福岡ヲ鉅ル」里許」 原 並 原 立 京 随行 セシメンコトヲ約シ、北條ハ忍向ヲ一本 頼シテ、随行セシメンコトヲ約シ、北條ハ忍向ヲ一本 原 並 ニ行キ、一両日潜匿スヘシ、而シテ筑人平野次郎ニ依 、レハ、先ツ筑前国上座郡大庭村ナル竹内五百都カ許中薩ハ国境ニ関門アリテ、他邦ノ人叨リニ入ルヲ許サ ノ門ニ遊ヒ、慷慨ノ志アリ、奇男子ナリ、家名ヲ一角ト号ス、 川上半里許ニアリ、武内住吉神社ノ地ナリ」 ナル 楠屋 宗五 ノ地ニ来リ、孤行シテ薩ニ赴クコトヲ得ヘカラス、況 ヲ薩摩ニ遁レシメントス、然レトモ忍向ハ始メテ鎮西 原註「福岡ノ市人ニテ王氏ノ学ヲ奉シ、上京シテ春日讃州

門ト称ス薩人ニテ、工藤・北条等ト共ニ国難ニ罹リ、 平野欣然トシテ領諾シ、直ニ旅装ヲ治メテ上座郡ヲサ シメ病テ没ス」カ別墅ニ平野ヲ招キ、該件ヲ談スルニ、 京ニ在リ」、 旅寓シテ上座郡ニ住居ス、 シテ出発ス原註「前ニノスル竹内五百都ハ、モト竹内伴右衛 後一変シテ藩ノ賞誉ヲ得、 終身禄ヲ拝賜ス、惜カナ明治ノハ 後二葛城彦一重任ト称ス、今ハ東 筑前

始ハ小金丸勇助ト称シ、 因ニ言、平野次郎國臣ハ筑前福岡ノ人、歩卒ニシテ 普請方ノ小吏タリ、二十二

後二同藩ノ混乱ニ係リ、 俗吏ノ忌ム処ト為テ獄ニ下サル、其

惟ヒ、 岡ニ帰 有村・伊地知等ノ附托ヲ受テ、戊午ノ九月初旬ニ福機密ノ件ノ筑侯ニ具申スヘキコトノ有ニ際シ、北條・ ニ慷慨ノ談ヲ成ス、敢テ俗吏ノ態ニ非ラサルヲ以テ、 総髪ト成り古製ノ太刀ヲ佩キ、 書紀ニ所謂中瀛ナリ」、是ニ於テ小金丸ト交誼深ク相 ノ海中三里ニ在リ、 忍向薩海ニ投シ、 テ京ニ上リ、 京師ニ在テ国事ヲ周旋スルヲ聞キ、 太刀組ト呼フニ至レリ、後ニ北條右門カ西郷ト共ニ 意ヲ擅ニシテ同志ト交遊ス、国人此輩ヲ目シテ、 養父ノ家ヲ出テ、実家平野氏ニ還リ平野次郎ト称シ、 妻子親戚モ誹笑スルニ至レリ、勇助コ、ニ於テ断然 ヨリ慨然トシテ憤起シ、 薩ノ姦吏ノ追捕ヲ避テ大島ニ在リ 原証 「大島ハ宗像郡 島ニ在勤ス、此時北條右門ハ黒田家ノ保護ニヨリ、 三歳ノ頃宗像中津宮修繕ノコトヲ奉シテ、仝郡ノ大 帰レト レリ、 日夜国事ヲ論シ、古学文詞ヲ談ス、國臣是レ モ、 藩 北條カ逆旅ニ寓居スルコト数日、 故二今般 ノ有司ハ尊幕ノ徒ノミニシテ、 平野ハ放逐セラレ、 福岡ヲ距ル十五里ノ北洋中ナリ、 ノ南行ヲ托シタルナリ、 藩ノ小吏タルヲ屑トセ 小袴ヲ着用シテ、常 潜カニ藩ヲ脱シ 潜行シテ筑前 平野 サテ ス、 日本

> 尚平ト議り、筑侯ニ播州大蔵谷ノ駅ニ謁シテ、渓時 前後流寓艱辛ヲ嘗ルコト数年、壬戌年筑前侯ノ東上其交最渥ク、其婚 タランコトヲ約スルニ至レリ、 松村大成等ト交ヲ結ヒ、或ハ村田新八ニ従ヒ、薩ニ(舌爻) セントスル時、次郎ハ大坂ニアリシカ、薩人伊牟田 始メ諸藩ノ志士ニ親ミ、久留米ノ真木和泉守保臣ト 入リテ諸有司ニ会議シ、 ハ逮捕ヤ、緩ナルヲ以テ馬關ニ帰リ、又肥後ニ往キ 宅貞太郎カ家ニ転居シテ、茲ニ居ルコト久シ、高幸 縛セントス、白石氏ノ救護ヲ得テ、備中連島ナル三 ニ潜匿スルコト数旬、 カ挙動ヲ嫉ミ、 ノ不可ヲ陳述ス、筑侯遂ニ駕ヲ回シ、次郎ヲ欺キ 獄ニ下シテ幽閉セントス、 筑吏マタ諜シテ是ヲ知 其他佐賀ノ枝吉平左衛門ヲ 故ニ馬關 東上

往テ説ケトモ行ハレス、帰京シ、次郎ハ別ニ処見ア大和五條ノ挙アレハ、是レヲ鎮撫セヨトノ命ヲ奉シ、院ニメサルヽニ際シ、次郎モ學習院ニ出仕セシカ、幽錮ヲ解テ上京セシメシニ、此時諸藩ノ志士ヲ學習

宗家庭田殿ヨリ懇ニ仰入レラル、旨アレハ、二起リ、癸亥年群雄京師ニ蝟集スルニ当リ、

次 筑郎 侯

行セシメ、終ニ是レヲ禁錮ス、其後全国尊攘ノ説大

徒ニ戮セラレシハ、憫然ノ至リナリ、 
では、大政返上ョリハトク先タチテ、何ノ辞モナクニ、遂ニ縛ニ就テ京都ノ獄ニアルコト久シ、年月日 
エ、遂ニ縛ニ就テ京都ノ獄ニアルコト久シ、年月日 
エ、政ニリアシントスルニ、故アリ其事ノ成スベカラテ更ニ事ヲ挙ントスルニ、故アリ其事ノ成スベカラテ更ニ事ヲ厳シ、長州ニ在ル澤殿ヲ延テ、但馬生野ニレハ京ヲ脱シ、長州ニ在ル澤殿ヲ延テ、但馬生野ニ

濱二着船シテ、市 シテ、 野次郎ハ有髪ノ修験ノサマニモテナシ、 多ヲ出テ、 リ小舟ヲ雇フテ出帆ス原駐「此時北条右門モ難ヲ避ケ、 津ニ着シ、是ヨリ陸行シテ柳川ノ榎木津ニ至リ、小保 到着スル ヲ許サス、 レタリ」、 ト云ヘル沿海ノ小村ニ暫時逗留シ、十一月朔日此所ヨ 忍向ハ平野カ来ルニ遇テ大ニカヲ得、翌日大庭村ヲ発 渓院鑁水ト変名シ、 薩摩 竹内・平野等ト共ニ筑後川ヲ下リ、 ノ関門ノ通券無クテハ通リ難キヲ慮リ、 コトヲ得タリ、 ノ市來港ニ着シタレトモ、 柳川ニ潜匿セントテ爰ニ来リ、纜ヲ解クニ当テ別 止コトヲ得スシテ船ヲ漕回シ、 斯テ忍向ハ平野次郎・僕重助ト三人同舟 此地ヨリ上陸シテ、 南都一 始メ忍向ノ筑前ヲ出ルニ臨ン 乗院門跡ノ使僧ト称シ、平 同月八日鹿兒島ニ 薩法厳ニシテ揚陸 雲外房ト名ノ 出水郡黒ノ原外根 久留米領若 白ラ静

鹿兒島ノ港湾ヲ発セシム、是ニ於テ忍向モ西郷モ共ニ

吏二名ニ護送ノコトヲ命シ、十一月十五日夜ニ入テ、セテ、方向ヲ定ムヘシト、阪口某・兒玉某トイヘル・

ヲ日向ノ地マテ送ラシムヘシ、 名分有ルコトナシ、 定セス、重職ノ輩幕威ヲ怕レテ、両人忍向・西郷ヲ保庇 会スルコトヲ得テ、進止ヲ議スルニ、 テ、 IJ ントナラハ、亦汝ノ私事ニシテ藩廷ノ関スル処ニアラ 嫌忌ヲ蒙リ拘引セラレンコトヲ、我藩是ヲ救助スル スルコトヲ憚リ、令ヲ下シテ曰ク、清水寺僧忍向幕府 ノ威名ヲ損スルニ似タリ、因テ小舟ヲシテ、 ス、然レトモ城下ニシテ幕吏ノ捕獲トナルハ、 難ナク鹿兒島城下ニ達シタルナリ、 鑁水ノ弟子ト称シ、 汝西郷交友ノ誼ヲ以テ是ヲ保護 枚 ノ通券ヲ贋造シタルヲ以 而ル後ハ唯汝カ意ニ任 此時薩 斯テ西郷ニ 汝等両 ノ国論 頗

シメ、衆力以テ救療スルニ、少時ニシテ西郷ハ眼ヲ開曳ノホセ、水ヲ吐シメ、火ヲ以テ暖メ、或ハ薬ヲ呑マ愕シテ帆ヲ卸シ、其骸カ浮ヒ出ルヲ俟テ、是ヲ舟中ニ出、相抱合シテ海ニ投ス、平野及ヒ重助ハシメ満船驚出、相を会シテ海ニ投ス、平野及ヒ重助ハシメ満船驚事ノ成スヘカラスシテ、命ノ窮ルヲ知リ、潜カニ相約事ノ成スヘカラスシテ、命ノ窮ルヲ知リ、潜カニ相約

小

明治十三年比、日髙存龍院・椎原国幹其他有志醵金シテ、 福岡 四月伏見ニ於テ浪士ノ暴動アリ、 島津三郎久光上京セントスルニ際シテ、 於テ罪ノ問フニ及ハストノ指令有リタリ、然レトモ幕 府ノ嫌疑甚シトイヘトモ、忍向既ニ没スル上ハ、 国寺内改葬セリ)、平野次郎為ニ墓碑ヲ建テ、 院鑁水清月比丘ト題シタルハ、今猶存セリ、 ルコト凡二町余、 塋ノ側ニ埋葬セリ 寄波江野休右衛門等周旋シテ、南林中ナル西郷氏カ先ノテルルルル 忍向辞世ノ歌二首ヲ得タリ、大君ノ為ニハ、曇リナキ ラス、護送ナリ)、此時西郷カ懐中セル夾袋ノ中ヨリ、 テ終ニ重助ヲ縛シテ去レリ(編者日、縛シテ去リタルニア 「皆前ニ出ツ、但月ト諸共ニ作ル」、扨忍向ノ屍ハ 町年 『鮭/今 ノ捕吏二名鹿兒島ニ来テ在ケルカ、 旅人等ノ目ニ触レサル所ニ葬レリ、 (編者日、 西郷カ先瑩ノ傍ニ非ラス、 西郷是ヲ慫慂シタル旨有ト 西郷ヲ召還ス、同年 忍向ノ死ヲ聞 西郷 自ラ静渓 而シテ 幕二 ハ幕

日々非ナルヲ見テ、慨然トシテ詠ル歌、国事ニ尽力スルノ間、米艦ノ入港以来人心恟々、幕政仏法ヲ興起シ、国教ヲ恢弘センコトヲ念トシテ、夙夜タヒ其志ヲ伸シ始メナリ」、忍向深ク外教ノ蠱惑ヲ嫉ミ、久光系テ再ヒ南島ニ改謫ス、元治元年春藩論紛起、強クテ、久光怒テ再ヒ南島ニ改謫ス、元治元年春藩論紛起、強ク

+

ヤ

ヲ藩ニ具スルニ、此時幕吏ノ小吏ハ薩ノ国境ニアリ、

世寿四十六歳ナリ、是ニ於テ衆船ヲ回シテ、

此状

、蘇スルノ状アリ、忍向ハ終ニ溘然トシテ長逝

君カ為法ノ為ニハ露ノ命

只此時ソ捨処ナル

月照都ニアルトキハ、近衛公不動明王ニ祈リ玉フトシ時ノ歌ト聞ク、按ニ蓋然ラン、又海江田信義言、一敏言、平野ヨリハ都ニテ・海士小舟二首ハ薩ニ入舟人ノ・海士小舟・都ニテ・答フベキ、共ニ前ニ出ス、鹿兒島ヨリ船ニ乗テ立出ケル時ニヨメル歌、数首アリ、鹿兒島ヨリ船ニ乗テ立出ケル時ニヨメル歌、数首アリ、

動キナキ明ラケキ世ヲ一スチニ

今此時ソ尚祈ルナリ

テ、

メサレタレハ、月照

ŀ

ノ為メ君ノ為メニハ露ノ命

玉

・シテコダイ奉リシトナリ、(イク) 只此時ソ捨処ナル

ŀ

一夢場ノ如ク、筆ヲ投シテ嗟歎スルコト久シ、然トシテ是ヲ録ス、爰ニ往事ヲ追憶スレハ、茫トシテヨリ書ヲ寄セテ、余カ筆記ヲ懇請セラルヽニ任セ、慨ヲ、参互錯綜トシテ筆記スル処ナリ、旧友小川翁東京スル処ノ事実ト、方今ノ清水寺忍慶カ編輯スル略伝ト右清水寺成就院前住忍向闍梨ノ略伝ハ、往年余カ経過

明治十二年七月三十一日

在西京

村山松根録ス

日綴り記シ、同月十八日再ヒヌシノ家ニ行、見セ参十一日、又カノ家ニテ語り聞セラレタルヲ、其明ノラセテ、ヌシニモ覚書アラハ見セラレンコトヲ乞フトイヘトモ、筆記セシ物トテハ無ク、只其時ノ事ハトイへトモ、筆記セシ 物トテハ無ク、只其時ノ事ハトイへトモ、筆記セシ物トテハ無ク、只其時ノ事ハトイへトモ、筆記セシ物トテハ無ク、平野ヨリノ聞書海江田信義ヌシ東京ニ住居ナレハ、平野ヨリノ聞書

小川一敏記

四月二十日

ラセ、誤リノ有ランヲ正シ、改メタルニコソ、

然カー~ナレハ、月照ヲ南都ニ潜居セシメラレタシ、忠房公ニ謁セシメ、親シク諭シ玉へリト云フ、中路親話)、ル所アリテ、近衛家ノ別室ニ西郷ヲ招キ事情ヲ告ケ、而シテ者日、中路延年椎右衛門、当時粟田宮及近衛御父子ニ上申ス避ケ、時ヲ待ヘシト宥メ玉ヒ、 西郷吉兵衛ヲ召シ(編カラス、イマタ其時ニハ至ルマシ、暫ク身ヲ潜メ難ヲカラス、イマタ其時ニハ至ルマシ、暫ク身ヲ潜メ難ヲ

人ハ来レリ、薩人ノ守ル月照ヲ捕縛セントナラハ、右有村思フニハ、梅田源次郎ヲ捕縛スルニモ、三四十ノ事ハ承諾ストイヘトモ、道中ニテ心ノ用ヒサハ違ヘリ、是ヲ畏ミ、有村俊齋ヲ招キテ其事ヲ議スルニ、有村其

此事宜シク計ラフヘキ旨ヲ托セラル、ニ任セ、西郷ハ

レト 先タチ行テ、道々辻々四方ヲ見切行ヘシ、西郷ハ駕 切込スシテ叶ハサル時ハ、西郷先ツ切込ヘシ、其時ハ有 ハ遠ク去テ、薩州ニ潜ムニマサルコトハ有ルマシ、然 京都ニ近クシテ、 ニ着シ、八軒屋ニテ西郷ト有村ト熟議スルニ、南都 ミ見ルサマナリトハイヘトモ、一語モ尋ネヲ受ス伏見 居ルト雖トモ、多人数集リタルハナク、又彼ヨリモ怪 シニ、竪付着タル幕吏体ノ者、二三人ツ、其処此処ニ 傍ニ有ヘシト約シ、暁ニ京都ヲ打立、伏見街道ニ掛リ ト云フニ任セ、然ランニハ有村ハ月照ノ駕ヨリ十間計 村モ共ニ力ヲ尽シ、遂ニハ間部ノ旅館ニモ切入ルヘシ 後ルレハ、其詮有ルマシト言へトモ、西郷遂ニ肯セス、 ケレハ、口ヲ鎖シテノミモ居難カルヘシ、切込ムノ期 アレハ、卒爾ノ事ハナスヘカラス、薩ノ僧ナル由ヲ述 へ、談判ニテ免レ方アルヘシト有レトモ、 ノ音韻モ薩ノサマナラス、月照ニ問ハルヽコトモ有へ モ薩州ハ様々其手順ヲ尽シテ後ナラテハ、潜マセ 潜居ヲ遂ケ難カルヘシ、然ランヨリ 有村ハ月照

抜ヘシト思フヘシト言ニ、西郷ハ近衛家ヨリノ御内托

ハ、一モ二モ無ク速ニ切掛リテ、命ノ有ランカキリ切

ニ倍スル人ハ来ルト思フヘシ、然ラハ若シ其色有ン時

行カハヤト又来リ促スニ任セ、月照モ有村モ吉井ニ導計ラヒ来ラントテ帰リ、頓テ其事整ヒタリ、イサ共ニノヨシヲ私語ケレハ、吉井潜居ノコトヲ引受、宜シク方役ニテ詰合シ、吉井仁左衞門ヲ書状ニテ呼ヨセ、事の然ル可カラストテ、大坂ニテモ八軒屋ニテ、殊ニ客ハ然ル可カラストテ、大坂ニテモ八軒屋ニテ、殊ニ客

入ノ町人ニテ、心有ケノ主人ナレハ、此家ニ潜ミ玉ハ

万御心安カレト言ニ任セテ、先ツ心ヲ安ンシ、有村

カレテ行ケルニ、小キ家トハイヘトモ、素ヨリ薩

京都町奉行所ヨリ近藤ヲ呼レ、様々尋問ノ有レハ、近

文中ニハ、四国ヘ下ル心構へト書ヲ遣シケル、扨有村成就院中ノ近藤少進ト云フ者へ其事ヲ云ヤルトテ、其重テ下坂ノ時携ヘラレタシトテ、一通ノ書翰ヲ認メテ、

ハ此状ヲ届ケタルニ、折シモ月照カコトヲ尋ントテ、

ニ任セ衣類ヲモ取寄セント、着替モ手薄ニシテ打立ントスルニ、月照ノ言ヘラク、奈良ハ京ニ近ケレハ、便

ハ西郷ト謀り合スヘキコトノ有レハ、一応又上京セン

ニ、西国へ下ルトナラハ着替ノ衣ヲ取寄セタシ、有村

様ヲ恐レタルニヤ、夜暗ク橋多ク舟漕難シトテ、舟ヲは、北條ト僕重助ト舟ニ乗リテ、イマタ碇ヲ揚ケザルニ、幕吏又来リ、二三人モ其所ノ岸ヲ下リツ上リツ私村・北條ト僕重助ト舟ニ乗リテ、イマタ碇ヲ揚ケザルニ、幕吏又来リ、二三人モ其所ノ岸ヲ下リツ上リツ私門フニ、吉井ハ然ラサルヨシヲ答ヘタリ、扨西郷ト有之レヲ探知シタリシニヤ、来リテ小倉船ハ是ナリヤト

有村モ知リ得サリシトソ、

力 タリ)、 日高ハ親族ノ村田源右衛門・田原与兵衛等へ実情ヲ告クルヤ、 テ、 両人ハ国老島津豊後ト交深ケレハ、 態ヲ恐レテ、 日高存龍院ハ兼テ知音ナレハ爰ニ行シニ、存龍院ハ時 照ヲ工藤・北條ニ托シ置キ、 ヲ伴ヒ此家ニ行ケハ、様々モテナシケルトソ、 ナル白石正一郎ト知音ナレハ、[餐風] ニ達シケレハ、 泊シ、夫レヨリ筑前ニ下リ、 兼々勤 其事ハカハカシク整ハサルニ、月照薩ニ入リ来リ、 有村ハ月照ニ別レテ帰国シタリトソ、扨西郷モ有 皆々来ルヘキョシヲ云越セシニ任セ、 此日正一郎ハ不在トイヘトモ、 謀ラフサマモ有ツランニ、 惜哉此時西郷・有村等、早ク月照ノ来レルヲ聞 鹿兒島ニテ月照潜居ノコトヲ様々計ルトイヘト 王有志ノ人ニテ、全家心ヲ一ニシテ居タレ 其由直チニ薩 西郷ハ是ヨリ直ニ帰国シ、 ノ政府ニ届出タリ 鹿兒島ニ帰リ周旋セント 工藤左門ニ面会シ、 直ニ彼レノ聞ク処トナリ 是レヲ訪フニ、 政府ハ存龍院ヨリ 家内ノ衆ヨリ使ニ 有村ハ月照 北條ハ竹崎 (編者日) 此家ニ Æ 二郎 月

天保山沖ニ出レハ、皆々心ヲ安ンシヌ、日ナラス下關

吉井ハ陸地ヲ天保山マテ見送リ来リシナリ、

暁方

出

シカネタルヲ、

吉井始メ人々厳シク叱シテ舟ヲ出

サ

届

西郷モ月照ト共ニ入水セント 今ニ至リテモ知り難シトイヘトモ、一ト先ツ法華嶽寺 及ヒシトカヤ、 遂ニ捕縛サセントノ遁策ナルヘシトテ、入水ノ事ニモ ハ、存龍院ノ弟子ナリトテ行キタ職ナリ) レ方モ有ツランカト**、** ヘシト有シトソ、 ヲ伴ヒ、 永送ノ意ナルヲ察シタルモノナリト)、 シト雖トモ、 答ユヘシ 猶申サル、ニハ、月照ハ日州口ニ出タリト追捕ノ者 郷ニ政府 遁レ潜き、 サリシトナリ、 ヲ聞キ、 潜ミ居ルコトモアルヘク思ハレタルニヤ、 存龍院ノ弟子ナリトテ行キタレトモ、逢フコト叶 舟路ニテ日向ナル法華嶽寺ニ潜居シテ時ヲ待 ヨリ諭サレシ旨ハ、村山 (編者日、斉興公ハ種子島ニ潜マシムベシト内訓 町役人へ言渡シ、 国老等ハ隠匿シテ日州法華嶽へト令シタレハ、 幕吏モシ爰マテ来ラハ、 然レトモ此時政府ハ、法華嶽寺ハ辺境 西郷ハ是ヲ怪シミ、 扨西郷・有村ノ存意ハ行ハレス、 後日ヨリ惜ミ思フトイヘトモ 7 夫是ヲ手宛シ、 テ思ヒ定メラレシコト 、有村ハ此頃剃髪ナレ(編者日、有村ハ当時茶道坊主/足ヲ手宛シ、存龍院ト ノ筆記ノ如クナルニ、 然シテ西郷ハ月照 法華嶽寺ニテ、 其時カクゴセ 其 西

見セテ、其関係ノコト共ヲ尋ケレハ、十三年二月十三井友實ヌシモ今ハ東京在住ナレハ、明烏ノ草稿ヲ

三日暗記ヲ録シテヨセラレタレハ、左ノ如シ、

リト後ニ聞ケリ、実ニ危キ事ニテ有リシナリ、右幸助所司代付ノ与力同心十三四人モ跡ヲ付テ、下坂シ居レレヨ、若面会ヲ乞フ者有トモ、決シテ引合スルコト勿レヨ、若面会ヲ乞フ者有トモ、決シテ引合スルコト勿仲仕幸助ト申者ニ、此僧ハ本願寺ノ僧ニテ、此度子細仲兄対、大坂ニ来ラレシ時、友實ハ兼テ親シク召仕候上月照ノ大坂ニ来ラレシ時、友實ハ兼テ親シク召仕候上

又吉井氏ト物語ラレタルハ、左ノ如シ、

ハ于今大坂ニ居住罷在候

ニテ無言ナリシカ、其夜二更ノ頃、吉井ニ扶ラレテ尿やい、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノ勢茲ニ至レハ止ムコトシハ、舟ノ甲板上ニシテ、事ノり、吉井ニ扶ラレテ尿

で、墓碑ヲモ藩庁ヨリ建シメタリ、其罪人ハ死後ナカラ仕合其死骸ニ西郷カ家紋ノ付タル衣服ヲ着セ、西郷カ先瑩ニ雑ラ上を養等ノ事モアラン敷ト、在獄人ノ死セルモノ屍ヲ待テ、低検査等ノ事モアラン敷ト、在獄人ノ死セルモノ屍ヲ待テ、任セテ、吉井濡タル紙入レヲ披ケハ、辞世ノ歌アリシトソ(編者日、西郷モ死シタル旨幕府へ届出タレハ、或ハ死任セテ、吉井濡タル紙入レヲ披ケハ、辞世ノ歌アリシトソ(編者日、西郷モ死シタル旨幕府へ届出タレハ、或ハ死任セテ、吉井濡タル紙入レヲ披ケハ、辞世ノ歌アリシ、又元ノ蓐ニ返リテ漸ク言葉ヲ発シ(〔編者日〕久木之、東韓ヲモ藩庁ヨリ建シメタリ、其罪人ハ死後ナカラ仕合其死骸ニ西郷カ家紋ノ付タルを開き、とい何ノを持つといる。

ヲ、一敏ノ誤聞ニコソアラメ、サマニ記シタルハ、國臣カ後日ノ伝聞ヲ語ラレタル又紙入レヲ披キ見タルヲ、西郷ヲ引上タル時ノ事ノコトハ國臣カ臆測ナレハ、吉井ノ談ヲ正トスヘシ、一敏云、平野次郎ヨリノ聞書ニ、旅宿ニテ云々トノ

ラレシナリ、サリシトン、此年ノ十二月晦日、藩命ニテ大島ニ蟄セ西郷ノ蘇息ノ後、三十日計ハ音声ヲ発スルコト、甚稀

能キモノナリシト) (藩庁筆吏福永直之丞カ話)

日上京、

梁川星巌ノ三本木ノ寓居ヲ訪フ、

頼三樹三郎

此頃三樹八郎ト改シトソー敏云、初三樹三郎ト称シ、

ト長州ノ諸生一人来会ス原誌、

二後

月照ニ 実録ナレハ、 3 り録シテヨ 関係セ 爰ニ附記 セラレタルー スト雖トモ、二月二十七日、 通ハ、 当時ノサマヲ見 吉井ヌシ

ス

戊午ノ年友實大坂ニ在リ、夏六月西郷隆盛江戸ヨリ薩(安政王) ニ立ルノ議ニ付、春嶽殿ヨリ齊彬君へノ直書ヲ持テ帰糜ニ帰ルトテ、予カ居ヲ訪ヒ語テ曰ク、一橋家ヲ西城 大坂城代土屋侯ノ公用人大久保要ヲ訪フ、此時始テ烈(寅眞、土浦藩主) 〔親巻〕 正治ニ会ス、是又江戸ヨリ京師ニ入ル者ナリ、 十三日ナリ、伏見ニ着シ、文殊某ノ家ニ宿ス、伊 行ヲ止メ京師ニ入ル、 機入京 セヨト 原註、久光殿兄ノ遺志ヲ継述セラレヽ 勅命ヲ奉シ、大小各藩ノ方向ヲ一定スルニアリ)、 ハ他ニ一策アリ、 発スルノ日、 公始メ有司ノ諸侯禁錮セラレタリト聞ク、 又江戸ニ赴クトテ大坂ニ着ス、一日友實モ同伴シテ、 ル処ナリト、 (編者曰、 斉彬公西郷ニ密命ノ事実深遠、 齊彬君密ニ隆盛ニ謂テ曰ク、 両三日滞坂シテ去ル、 自ラ 友實モ共ニ上京セリ、 闕二詣リテ為ス処アラン、 七月返書ヲ以テ、 爰ニ於テ隆盛 則京師ニ出テ公然 事成ラサ 隆盛麑城 実ニ七月 汝モ又臨 翌十 地知

> 任セラル、頗ル賢明ノ名アリ彬君ハ鹿児島藩主也、薩摩守ニ、 者日、 楽源太郎ナリ 聞ケハ長人ハ大、 柳馬場鍵屋ニ止宿、 スルヲ要セリ、 田ク、然ラハ吾輩モ滞京シテ応分ノ力ヲ尽サント、其夜 而シテ星巌ノ凛然タル大ニ感スル処アリシ、 ト一公フ) 「其書慶城ニ至ルハ、斉彬君既ニ逝去ノ後ナリシトソ、一敏云、斉ト一公フ)」原莊、是則京師云々、切迫故ニ東行ヲ止メ、滿京スル等ノ書簡ナリ、 伏見ニ帰リ、隆盛終夜一封ヲ認メテ齊彬君ニ贈ル 評議最中ナリ、 不日井伊閣老上京、 ハ大久保利通ヲシテ侍医川畑魯水ヲ以カ、 ノ上京、大ニカヲ得タリト、実ニ切迫ノ勢面色ニ顕ル、 確報アリ、 西郷カ此書ハ、小姓役伊藤才蔵ヲ以テ上達スルカ、 幸アルヘキカ、 星巌日 然共没後故不得已事久光公ノ手許ニ出シタリ 猶春日讃州へモ謀ル積ナリ、 主上素ヨリ東遷ヲ不被為好、 ク、 井伊ノ上京ヲ待ツ、 又吉野へ御避アルヘキカ、 同十六日再ヒ上京、錦小路上 主上ヲ要シテ彦根ニ移シ奉ント 兼テ関東へ間諜ヲ出シ置シニ、 イツレ敷速ニ上達 此時隆盛歌 隆盛答テ 此際君等 因テ西国 折角 又

東風吹カハ花ヤ散ルラン橘

IJ

香ヲハ袂ニツ、ミシモノヲ

ト成シニハ非サル乎、追々日下部伊三次・勝野豊作等繼変シデ間部ノ上京、追々日下部伊三次・勝野豊作等(注道) 然ルニ如何ノ 都合ナリケン、 井伊ノ上京モ無ク

除る 「大坂ヲ発シテ帰国セリ、豊前小倉ニテ、正治一首ヲ の始終京坂ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、独リ正治ハ京師ヲ去ルニ忍ヒス、猶京・伏見ノ 置ル、独リ正治ハ京師ヲ去ルニ忍ヒス、猶京・伏見ノ 間ニ潜伏シ、事勢ヲ窺フトイヘトモ、探索益厳ニシテ、 の地終京坂ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、隆盛等継テ が終京坂ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、隆盛等継テ が終京坂ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、隆盛等継テ が終京坂ノ間ニ往来シ、後大坂ニ還ル、隆盛等継テ が見ノ のが、発見の力セリ、然ルニ九月初旬、頼・梅田 でこ

今日マテハカヘリ見テケリ玉敷ノ

都ニツ、ク大和シマ根ヲ

云々ノ故アレハナリ、 島ニ帰着セリ、月照ハ後レテ着セラレタリ、是関門ニ薩摩へ下向セリト、一両日博多ニ滞在、辛フシテ鹿兒北條等ニ面会、月照ノ安否ヲ問シニ、今朝平野ト共ニが去ルニ不忍ノ情アリ、夫ヨリ筑前博多ニ至リ工藤・猫去ルニ不忍ノ情アリ、夫ヨリ筑前博多ニ至リ工藤・

カ君駕ニ従テ国ニ帰ルトキ、三宅ノ家ニ近キ河邊駅継キ、心ヲ王事ニ竭セル人ナリ、壬戌ノ春平野國臣三宅貞太郎ハ兒島高徳ノ裔ニシテ、遠ク高徳ノ志ヲAMO/10

住月照ノ襟巻ナリ、

余月照ト共ニ入薩シ、薩ヨリ日州

り、余其日源次郎ニ語ルヘキコトノ有テ、果サヽリキ、其故ハ西郷隆盛其ノ旅宿ニ在レハ、共ニ語ラン為メナ面ス、其時次郎ハ余ヲ伴ヒ、己レカ旅宿ニ還ラントス、余往昔梅田源次郎ノ家ニ在ルトキ、初テ平野次郎ニ対

乃チ爰ニ附記ス、

ヲ問フ、次郎涙ヲ流シテ曰ク、是レハコレ清水寺ノ前別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜マセテ、仮ニ宮崎司ト称ス、宮崎ハ次郎カ母別業ニ潜でを表す。

十九トゾ、

明ケカラス終

明治十三年五月 涙ニ襟ヲ沾シテ止マス、 涙ヲ流シテ伏拝シヌ、今此明鳥ヲ見テ往事ヲ追想シ、 霊シロニシテ、斯クハ祭リスルトノ物語ヲ聞キ、余モ キコトナリ、是レ前月ノ今日ナレハ、此襟巻ヲ月照ノ スルニ、西郷ハ蘇シテ月照ハカヘラス、イカニモ惨シ 落入リタリ、良有テ舟人共月照ト西郷ヲ引キ上ケ介抱 首ヲ懼ミシニ、此襟巻ノミ手ニ残リテ、其体ハスラリト 乃チ記シテ小河翁ニシメス、

三宅瓦全

或云、平野國臣カ戮死ハ甲子ノ歳七月二十日、享年三(元治元年) 追記ス、当時僕タリシ遠藤兼吉ト云フ者アリ、 ヨリ兼吉ニ密托シテ、首巻ヲ連島ノ西ノ浦村正福寺 ノ墓地ノ中ニ埋メサセタリトソ、 國臣

僧胤康聞書ニ云、月照博多ニテノ歌、 カキ得テ国ノ宝トナルモノハ 人ノ心ノ玉ニゾ有リケル

五四〇ノニー

二赴ク舟中、月照ハ西郷ト舷ニ出テ、

月ヲ見ルサマナ

海二陥ル音ノアレハ、慌忙シ舷二出テ月照カ

信海闍梨ハ忍向闍梨ノ実弟ニシテ、 シ、又長丸ト称ス、生テ三才ニシテ母ヲ喪ヒ、文政十 清水寺成就院信海闍梨小伝 南都東大寺真言院龍肝院阿闍梨ニ随テ潅頂ヲ 幼名ヲ綱五郎ト称

二年丑八月十五日、蔵海師ノ勧化ニョリテ山内ノ光乗 呼ヒ義蔵ト名ク、後ニ信海ト改ム、或ハ信介トス、得 居ルコト三年、 十四年癸卯九月二日高野山火アリ、伽藍尽ク焦土トナ 受、素ヨリ遊学ノ志有ヲ以テ同年九月寺ヲ辞、高野山 月樓ト号ス、天保九年光乗院ノ住職トナリ、六年三月 院ニ投シ、同年十月薙髪ス、年甫九歳ナリ、左少弁ト 与フルコトヲ約ス、 トモ、肯セスシテ去リ、又タ高野ニ上リ留学数年、 藤其才ヲ愛シテ、己レカ養子トシテ家ヲ譲ラントスレ ニ上リ、 廿三日、 総持院ニ移ス、 信海衆ニ超へ、挺身シテ大師ノ御影ヲ火中ヨリ出 嘗テ師トスル処ノ霊明前官、 同七年讃岐ニ遊ヒ、儒学ヲ後藤某ニ学フ、 又高野ニ上ル、 其後京都下寺町太子堂ニ留錫シ、 衆徒其偉功ヲ賞シテ、終身学俸ヲ 此時弘化四年丁未八月 病ニ嬰テ殁スルニ

年忍向ノ譲ヲ受ケ、成就院ノ後住トナル、癸丑亜船入 院ニ転住ス、同六年京ニ帰リ光乗院ニ再住ス、安政元 遺命シテ修學院ニ住持タラシム、嘉永元年萬勝

港スルニ当リ、内・勅ヲ受ケ国家安鎮ノ祈禱ヲ修スル

動キナキ誓ト君カ真心ヲ

歌ヲ詠シテ田ク、

玉ノ緒ニコソヨリテ祈ラメ

深クシテ、自ラ免ルヘカラザルヲ知リ、 叡旨ノ貫徹ヲ希望シ、周旋奔走スルニョリ幕吏ノ嫌忌 兄忍向ト共ニ、青蓮院親王近衛藤公ニ屢拝謁シテ、 歌ヲ詠シテ日

真心ヲ尽サン時ト思フニソ

翌年正月京師ニ還ルニ及ンテ、西町奉行所ノ逮捕スル 戊午ノ難ニ忍向師カ西海ニ下リシ時ハ、江戸ニ在リ、(安宮五年) 憂キニ遇フ身ノ嬉シカリケル

月二十三日江戸ニ檻送セラル、幕吏シバシバ栲掠ヲ加 二在ルニ遇テ、始テ忍向ノ死セルヲ聞キ慟哭セリ、二 ヘテ、鞠問苛酷ヲ極ムトイヘトモ、挺然トシテ屈セス、

処ト為テ獄ニ繋カル、是ヨリ先キ忍向ノ僕重助カ同獄

大義ヲ述へ却テ幕吏ヲ呵責スルニ至ル、同年三月十八

日獄中ニ死ス、終ニ臨ミ歌ヲ詠テ曰ク、 西

[ノ海東ノ空トカハレトモ

心ハ同シ君カ代ノ為メ

時ニ三十九歳ナリ、其囚ニ就ニ及テ、高野山寶性院海 詩歌ヲ能シ横笛ヲ吹キ、一絃琴ヲ弾ス、著ス処心ノ行 信海幼ニシテ母ヲ喪ヒ、継母ニ仕ヘテ孝養ヲ尽セリ、 雄・正智院良基・増福院常賢等数十人連座拘留セラル、

方二冊ト、雑文一冊アリ、 記スルナリ、一敏嘗テ是ヲ聞ク、信海ハ獄中ニテ毒 置タルヲ、村山ヌシノ写ショセラレタレハ、爰ニ附 コハ清水寺ノ現住園部忍慶カ遺忘ニ備ヘシトテ記シ

其志操ノ撓マサル気象ノ同シキコト、符節ヲ合セタ テ、殺サレタルニコソアラメ、兄弟相謀ラサレトモ 廷ニ臨ミテハ、忍向ノ近衛公ニ申上シサマヲ実践シ 薬ヲ服セシメラレタリトソ(編者日、幕府ノ所為ニ、往 々薬殺スル事アリ、則日下部モ獄中薬殺セラレタリ)、其幕

明鳥附録終 カ如キヲ思フヘキナリ、

(野史台維新史料・月照物語にて補註)

歴史編纂及材料収集ニ関スル注意附七節

ザアスルガ、

歴史編纂及史料収集ニ関スル希望附三節

薩摩ニテ寺院ヲ廃シ神社ヲ合祭セシ事実附六節

落合君国事鞅掌ニ関スル来歴附十七節

嶋津久光公朝廷ニ米壱万石ヲ献納アリシ事実附十三節

山内豊信侯朝廷へ献金ニ及バントセシ事実附三節

目

録

以上六条

忠 義 公 史料 市來四郎編 文久二年

(紙数七十四枚)」の記載あり、 扉に、表紙の文字の外に「元国事鞅掌史料

五四一 山内豊信侯朝廷へ献金ニ及バ ン

۲

乜 シ

〔表紙〕

実附三節

細川潤次郎談話速記

明治二十六年八月十二日午後三時一同着席、 細川潤次

吉木竹次郎

速記

郎君臨席

シテ、 ヌノデゴザリマス、然ルニ只今澤渡君ノオ話モゴザリ 今日ハ一向オ話ヲ致シマス様ナ準備ハ、 薩州ヨリシテ献米ニナリマシタ一条デゴザアスル 何モゴザリマ 乜

誠ニ結構千万感佩ヲ致シツヽ、オ話ヲ承リマシタ次

立スル様ナ結果ヲ見ル様ナ事ニ至ラズシテ済ミマシテゴ ゴザリマスガ、残念ナルカナ其事柄ガ、 オ話ヲ致シマスガ、 御同様ナ事デアリタレドモ、 第デゴザリマス、薩州ノミナラズ長州ニ於キマシテモ、 ノ旧藩ニ於キマシテモ、丁度是レト相類シマスコト 一本当ニ簡単デアリマス、 是ニ就キマシテ甚ダ簡単ナ 薩州 ノオ話ト 即 チ、 我

ガ

デアツタト存ジマスガ、 ハ旧主人容堂ノ、土佐守ニナラレマシテ間モナイ事(山内豊信、前土州藩主)[嘉永五年]へルガ、唯々其事ノミヲオ話ヲ致サウト存ジマス、 コハ今空ニ年ハ覚ヘテ居リマセ

<del>--- 789</del>

事モアルマイカラ、夫レ丈ケヲ献ジテ、 方へ通信為ス事サへ憚ル様ノ世ノ中デゴザリマスカラ、 致シマシテゴザアスレドモ、緩ク考へマスト、其頃ハ堂上 聞ケラレマシテ、其重役モ一応ハ尤モノ事ナリト、 助ケ奉リタイモノデアルト云フコトヲ、其時ノ重役ニ申 バカリノ金ヲ御差出シニナル事デアルカト申スト、 致シテ宜イカト云フ事ヲ、 モ宜シクナイ事デアリマセウニ依ツテ、予メ左様ナ事ヲ ナケレバ、此事ヲ御行ヒニナツテモ、矢張リ藩ノ為メニ 直様献金ヲ致シマスナドハ、存ジガケナイ事デゴザリマ カ朝廷二献金ヲ致シタイ、夫レカラ其重役ノ者ガ、 マスマイカラ、 スカラ、 一万両、夫レ位ナ事ナラバ、格別他ニ影響ヲ及ボス様ナ 此儀ハ 矢張リ幕府ノ方へ願立テ、、 朝廷へ直キニ申立テニナル事ニハ参リ 幕府ノ御老中ノ方ト内談ヲ致 朝廷ノ費用ヲ 其許諾ヲ得 承知 先ヅ 如何

一ニモ旧例、二ニモ旧例、三ニモ旧例ト言ツテ、何様ニ致シテ見タレドモ、何分旧例ノ無イ事ハ、幕府ノ時代ハ野呼寄セラレマシテ、偖テ予ネテ御願立ノ事ハ、詮議ヲ以事であり、間違ツタ事ヲ申シテモ相済ミマセヌ故ニ差思ヒマスガ、間違ツタ事ヲ申シテモ相済ミマセヌ故ニ差思ヒマスガ、間違ツタ事ヲ申シテモ相済ミマセヌ故ニ差以の願ノ筋ヲ申立テマスト、日ナラズ老中ノ方カラ其重役力願ノ筋ヲ申立テマスト、日ナラズ老中ノ方カラ其重役力願ノ筋ヲ申立テマスト、日ナラズ老中ノ方カラ其重役力解ノ筋ヲ申立テマスト、日ナラズ老中ノ方カラ其重役力の所のが、其時江戸表ニ於キマシテ、其事ヲ申立テフカリテ、其手続キヲツケテ見ルガ宜カラウトスフコトヲ言ヒマシテ、夫レハ尤モシタ方が宜カラウト云フコトヲ言ヒマシテ、夫レハ尤モシタ方が宜カラウト云フコトヲ言ヒマシテ、夫レハ尤モシタ方が宜カラウト云フコトヲ言ヒマシテ、夫レハ尤モシタ方が宜カラウトコトラ

家督ヲ取ラレテ間モナク重役ノ者ニ申付ケルニハ、

ドウ

位ナ事ハ能ク承知シテ居ラル、コトデアリマスカラ、夫

レ等ノ事柄ニ感触ヲ為サレタ事デアラウト思ヒマスガ、

固ヨリ予ネテ

ト見エマスガ、

ヌガ、

予テヨリ尊王ノ事モ充分脳裏ニハ蓄ヘテアツタ事

ドウイフ事柄デ感触ヲ為サレマシタカ、

朝廷ノ御財政ニ御困難ト云フ事ハ、夫レ

是ハ其只今才話ノ島津公ヨリ献米ニナリマシタヨリ、時黙止スルト云フ事ヲ言出ス由モナクシテ、唯々残念ナガラタ様子デゴザリマシタケレドモ、既ニ斯ノ如ク内伺ヒヲタ様子デゴザリマシタケレドモ、既ニ斯ノ如ク内伺ヒヲシリ無旧例ノ三字ヲ以テ、拒絶ヲ致サレマシタ、夫レヨリシリ無口のハニニア・旧例ノ無イ事ハ行ハレヌデ、是レモ矢張道理アル事モ、旧例ノ無イ事ハ行ハレヌデ、是レモ矢張

代ハ前デアツタト見ヘマスガ、其時代ハ余程六ケシイ事

早過ギタト見ヘテ、再度ノ運動ヲセズシテ止ムニ至ツタ 増額ニナリマシテ、今日ハ先ヅ三百万円ト云フコトニナ カ ラ、 拘泥スル時デアルカラ、其意思ヲ貫徹セズシテ已ンダ方 御方ハ沢山アルコトデゴザリマセウガ、サウイフ先例ニ ジマス、是レハ旧主人ニ限ツタ事デナク、 デゴザリマシテ、諸君ノ中ニモ斯ウイフ事ガアラウト存 シテモ、年月ヲ経テナラバ言出ス機会モアツタラウガ、 新後ニナリマシテ後チ、 用度ノ向キハ段々御不自由ノ無イ様ナコトニナツテ居り リ致シテ見マスト、 抱キテ、 ガ他ニモアラウト思ヒマス、従ツテハサウイフ其意思ヲ レデ年々ノ御用度ヲ御弁ジニナツタト思ヒマス、其後御 マスデゴザリマスガ、其中私共覚へマシテ、余程此御一 甚ダ残念ナ事デアツタト思ヒマス、斯クノ如キ時代 想像スルニ堪ヘタルコトデゴザリマス、偖テ夫レ 朝廷ノ御暮ラシノ御不自由ハ如何バカリデアツタ 貫徹スル事モ出来ヌト云フ時代デゴザリマスカ 段々此維新ノ朝廷トナリマシテ、 朝廷ノ御費用ハ三十六万円、是 王室ヲ尊ブ

> ハ難有イ事ト存ジマス(一同立礼) 朝廷ノ御用度ノ事ハ、我々安心致シテ宜イ事ニ相成ツタ 今澤渡君ノ御話ノ通リ、幕府時代ニ比スレバ、今日 追々収人ニ成ル様ニ設計最中ノ事ト拝聴致シマスガ、只 ツテ居ル、其上ニ御料ト云フモノヲ設置致サレマシテ、 (史談会速記録第十三輯)

様ナ機会デゴザリマシタナラバ、一度左様ナ事ガアリマ

微弱ニ相成リ、又

朝廷ノ御勢ハ益々御興隆ニ相成ツタ

柄デアツタト見ヘマス、夫レ故ニモウ少シ後幕府

()ノ勢モ

## 事実附十三節

五四二

島津久光公朝廷ニ米壱万石ヲ献納

アリシ

澤渡廣孝談話速記

澤渡君(広孝) 君臨席、 明治二十六年八月十二日午後二時一同着席、 イ調ベモゴザリマセヌガ、 私モ今日ハ突然デゴザリマシテ、一向精 何カオ話ヲセヨト云フ事デ 澤渡廣孝

エー、 リマスル筈デゴザリマシタガ、俄カニオ差支ニナリマ 津家ヨリ京都へ献米ニナリマシタ始末ヲバ、 其オ積リデオ聞キヲ願ヒマ 本日ハ本田親雄サンガオ出デニナリマシテ、 ス

オ話ニナ

ゴザリマスカラ、

飛ビー~ニオ話ヲ致シマス、ドウゾ

シテ、

御出席ガゴザリマセヌデゴザリマスデ、其嶋津

吉木竹次郎

速記

其頃ハ斟酌ガゴザリマシタカラ、御請ケニナリマセヌ リマシテ、色々御経歴ノ方モゴザリマス故ニ、私共ガ バ、其話ヲバ、一ツ大略デモシタラバ宜カラウト云フ 配分ヲ頂戴致シタ事ガアルト云フ話ヲバ仕リマシタレ 納ニナリマスノハ、例モ一向ゴザリマセズ、又京都デモ 承ツテ居リマシテ、京都ヘサウイフ角立ツタ物ヲ御献 デ、当時ノ留主居本田彌右衛門トーホスアト云フ人ガ其事ヲ 手薄デアルカラ、一万石献納ヲバ致サレタイト云フ事 シタ、サウシテ国へオ帰リニナリマスル際ニ、京都ハ御 東ノ御用ヲ済マセラレマシテ、京都ニオ帰リニナリマ ス、京都へオ出デニナリマシテ、三郎ト云フ名ニオ替 夫レハ文久二年四月ニ嶋津久光公、其時和泉ト申シマ サウイフ事ナラバ前ニ調ベテ置クノデゴザリマスガ、 マスガ、話シヲバ一ツシタラバドウダト云フコトデ、 オ話ヲ致シマシテモ、格別オ為メニモナラヌデゴザリ コトデゴザリマシテ、併シ今日ハ皆ナサンオ出デニナ ヘニナツテ、関東へ御用デ大原卿ノ御供ヲ致シテ、関 ノオ話ヲ申シマス覚悟デゴザリマス、 向調べモ届キマセヌデゴザリマスガ、先ヅ一寸大略

只今二遺ツテ居ル所ガアルガ、其一万石ハ誠ニ割合ガロのニュリマシテ、其御分チ方ニナリマシタ書類モ、ゴザリマス、其一万石ト云フモノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマス、其一万石ト云フモノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマス、其一万石ト云フモノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマス、其一万石ト云フモノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマス、其一万石ト云フモノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマンタ、其一万石ト云フェノハ、宮方始メ摂家・ゴザリマンタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ゴザリマシタ、ナレドモ三郎君ガ京都ヲ辞シテ帰リス・ロッシュを対している。

家ヨリ致シテ京都へ献米ニナリマシタ節ニ、私共モ御

正ウシテ、御手許ニ留メラレズ、官人一同ニ賜ツテ、

嘉永六年甲寅六月、浦賀へ異国船ガ参ル様ニナリマシ〔癸丑7〕

覬覦致シ、ソコデ段々多事ニナツテ参リマシテ、遂ニ

ラレマシテカラハ、外国ト云フモノガソロソロ

日本ヲ

経テ代ヲ逐フ中

即チ

孝明天皇ノ御時代ニナラセ

テ見レバ先規通リデ追々済ム、夫レカラ一年・二年ヲ

計画ノ事モ措キマシテ、

時弊ノ極ニナリマシテ、

ナツ

テゴザリマス、夫レニ就キマシテハ、先ヅ平日ニ変ツ

不自由ノ無イ様ニ段々歩ヲ進メテ、御尊崇ヲ致シマシ 夫レカラ織田氏、夫レカラ後豊臣氏・徳川氏追々先ヅ御 附ノ御鳳輦デゴザリマス、是レガ其後チ一遍焼ケマシ ゴザリマス御鳳輦ガゴザリマス、是レガ即チ信長ノ寄 其事柄ノ一班ヲ申セバ、只今博覧会ノ場所ニ具ハツテ 程御手薄ナモノニテ、御承知ノ歴史ナドニ載ツテアリ トデゴザリマス、先ヅ京都ハ、足利時代ヨリ致シテ余 ガラ京都ノ御手薄ナ所ノ御模様ヲバ申シテ置キタイコ タモノデゴザリマス、其以前ニ立上リマシテ、恐レナ テゴザリマス、 タ通リノ形デ、御製造ニナリマシタモノデゴザリマス テ、其図面ガ残ツテ居リマシテ、其信長ノ寄附シマシ 様ニナツテカラ、一時力ヲ尽シタル事ガゴザリマス、 入某ト云フ者両人ガ、織田信長ノ所ニ尋ネテ来テ、信長 マス通り、実ニ恐入ツタ事デゴザリマス、其中先ヅ立 ニ京都ニ上ル事ヲ請ヒマシテ、織田ガ京都ニ参リマス ノ者ガ、教育ノ学資、其他ニ差支ノ無イ様ニナリマシ ザリマス、 ナレドモ又其上ニハ御思召ガアリマシ 左様致シマシテカラ、 漸ク公卿方以下

バ、先ヅ夫レデ事ガ済ミマスル、ナレドモ徳川氏代々に外ヅレタ事ハ出来ヌト云フ事ヲ、長イ中ニハ会計ノニ外ヅレタ事ハ出来ヌト云フ事ヲ、長イ中ニハ会計ノを払テ追々弊ガ起リマシテ、遂ニ御充分ノ事モ出来マセズ、会計ノ事ニ就テハ恐入ツタ事デゴザリマス、今年ノズ、会計ノ事ニ就テハ恐入ツタ事デゴザリマス、今年ノズ、会計ノ事ニ就テハ恐入ツタ事デゴザリマス、今年ノボア・追々弊ガ起リマシテ、遂ニの充分ノ事モ出来マセカフェスカラ、会計更ハ会計専務デ心配シテ、箇様ニ御使払ヒニナツテハ済マヌト云フ・会計一片デ彼是申上ルモノデアリマスカラ、遂ニハ恐レ入リマシタ御不自由ナコトニナリマシタ、御平日ノ折デゴザリマスレートルモノデアリマスカラ、遂ニハ恐レ入リマシタ御不使払ヒニナツテハ済マヌト云フ・会計一片デ彼是申上ルモノデアリマスカラ、遂ニハ恐レ入リマシタ御不自由ナコトニナリマシタ、御平日ノボアツテ段々前々ノ仕を出ている。

マシタ、是レモ宮以下地下ノ官人等ニ分配ニナリマシ

幕府カラ年々十五万俵ヲ

朝廷ニ献ゼラル、事ニナリ

ラセラレテハ相済マヌ、ドウカ一旦御不自由ヲ在ラセ 勝チノモノデゴザリマス、 キマス、又京都デハ臨時ノ事故、 ミマスレドモ、又会計吏ノ方デハ前々ノ例ヲ押シテ行 御時節ニ御宇ニナリマシタモノ故、 ゴザリマス、夫レニ就キマシテハ、先ヅ是レモ並 倉公モ岩倉家へ御出デニナリマシテカラ、御祖父ニ当 即チ竇暦年間ノ御所騒動ノ事、其時ニハ岩倉家ノ中デ デゴザリマス、此又御心配致サル、所ノ事ト云フモノ セウガ、 心配ヲ致サレマシタノハ、ドナタモ御承知デゴザリ コトモ非常デゴザリマス、夫レニ就テ色々御入費モ嵩 ケレドモ、 方デゴザリマスレバ、先ヅ先例通り推シテ致サレマス 二人御謹慎ニナツテ居ラル ハ、是レハ則チ一朝一夕ノオ考へデハゴザリマセヌ、 ヌ様二致シタイモノデアルト言ツテ、 岩倉贈太政大臣殿[真視] 先帝様ニ於カレマシテハ、恐レ入リマシタ 夫レヲ箇様ニ御不自由ニ在 、方ガゴザリマス、丁度岩 八、其御人数 兎角致シテ御不自由 御配慮遊バサル イノ中 ソウイフ御 ノ御一人

> モ出来ズ、其具視ト云フ名ヲ附ケタハ、 石位ノ小イ御公卿サンガ、京都ノ大経済ヲ取廻ハス事 心配ナサル、ケレドモ、如何トモ其事ハ中々二百五十 具視公ガ、祖父君ノ話ヲ朝ナタナ始終聴聞アリテ、 リマス、周丸即チ後ニハ名ヲ具視ト改ラレマシタ、 夕ナ話ナサレテ、始終御心配在ラセラレタモノデゴザ ハ十四歳ノ時デ、其節ヨリ其祖父君ガ寶曆話ヲバ朝 服サレテ、岩倉家ノ相続人ト云フ事ニ極メラレマシ レテ、 ル 御人ガ御在世デ、寶暦ノ頃岩倉家ニ二人御謹慎ナサ 夫レデ今度周丸贈太政大ヲ家ニ迎カヘテ、 御心配ヲ為サレタ事ヲ能ク御承知デゴザリマ チカ(カネマル 伏原 夫レヲ元 がノ宣明ト 其

セラレマシタ、夫レナドハ別段ニ御用度ガ調ヒマシテ

ノヲ臨時ニ仰出サレマシテ、七社七寺ニ御祈禱ヲ在ラ

タコトモゴザリマセヌガ、

国家安寧ノ御祈禱ト云フモ

年ノペルリノ来タ時ハ、マダ御幼少デゴザリマシタ、(Commodore Matthew Calbraith Perry) 始終家ヲ興サネバナラヌ、 其時ノ関白ハ鷹司政通ト云フ人デゴザリマシタ、此方 Þ サネバナラヌト云フ御精神デゴザリマシタ、 矢張り開港論ノ人デゴザリマス、ドウモ日本ト云ツ 物々ニ心ヲ留メラレマシテゴザリマス、丁度嘉永六 夫故ニ

フコトデ、伝奏デ充分ト心得テ居リマシテ、

具視公子

家ヨリモ君ヲ輔ケ、

国ヲ雕

乏デアレドモ、此子ナラバ後ニハ伝奏ニモナラウト云

云フ人デ、此人ガ岩倉家ニ来リテ云フ、

御前

ノ家ハ貧

ガ盛ンニナツテ、 出来ヌ、 ニ御心配アラセラレ ノ方ニ追々赴キ、 ク出来マシテゴザリマス、 ラト云ツテ、御祈禱料モ出シ、御祭事ハ追々御差支ナ ケレドモ宜イ塩梅ニ、 ドハ先例ニ依ラネバ、一銭モ動カスコトガ出来マセヌ、 齊昭公アリ、水戸ハ挙ツテ余程外国ノ事、及ビ又蝦 アーナケレバナラヌト、 拓 ノ事、露西亜ノ事、 箸ノ転ケタコトモ先例々々ト云ツテ、会計ナ 一ツ言フ事デモ、 嘉永四年ニモ和氣清麿ノ神号ノ事ガ 其追々赴イテ来ル源ト云フノハ、徳 ル方デ、 其時所司代ガ臨時ノ事デアルカ 外夷ガ日本ヲ覬覦スル トコロデ一体ノ人気ハ勤王 ペルリノ来ヌ時デモ皇運 是レハ斯ウナケレバ 自然ニ其恩徳ガ全体ニ及 ナラ コト

> 帰ツテ岩倉公ノ御心配ノ所ヲ一段オ話ヲ致シマス、 議所ノ様ナモノデ、 習所ト云フガ出来テ、漸ク公卿方ガ御学問ノ道ガ出来 モ追々サウイフコトガ出来ル様ニ運ンデ参リマシタ、 社ノ格式ニ正一位ヲ授ツタ丈ケデゴザリマス、ケレ 派ナモノデゴザリマス、 出来マシテゴザリマス、 夫レカラ後チ學習院ト改称シテ、是レハ当時ノ国事会 モ、今ハマダ一段ノ事ニモ参リマセズ、夫レデ先ヅ壆 京都ノ御威光モ盛ンニナリサウニナツテ来マスケレ ケレドモ、ドウモ仕方ガナイ、其中ニハドウカ其追々、 由デハナラヌト云フコトデ、 夫レカラ外交ガ盛ンニナリマシテ、 追々盛ンニナツテ参リマス、本 是レモ神号ヲ賜 今日ノ歴史デ見レバ大変ナ立 種々御心配モ為サレマス 京都ノ方モ御不自 ハリマシテ、 何 ĸ

スルニ

江戸ニハ老中ト云フモノモアリ、夫レニ打合ハサネバ

ハ順ガアツデ、伝奏アリ、関白アリ、所司代アリ、

ノ思

ヲ出シテ物ヲ仕ヤウト云フコトハ出来マセヌ、 リ先例ヲ追フテ物事ヲ為シテ居ラルヽコトデ、 云フ精神ノアル方デゴザリマスケレドモ、

岩倉公 一事ヲ

ハク通リニ仕ヤウト云フ事ハ出来マセヌ、

ヌ、万国ヨリ出テ来レバ、万国ニ交際ヲセネバナラヌト テ一方ニ僻在シテハナラヌ、万国ニ交際ヲセネバ

是レモ

矢張

ナラ

ザリ ンニ為ス方便ガツカヌ、トコロガ和宮様降嫁ノ事デゴ マシテ、 将軍家ニ於カレマシテモ段々御都合モア

者ガ出来マシテ居リマスケレドモ、

۲

シテモ、

阿部伊勢守モ死シテ仕舞ヒ、

後二大老ト云ラ ウモ京都ヲ御盛

条約ト云フコトモ起り、

将軍家ハ段々其老中ニ於キマ

ル中ニ、

条約調印ト云フコトモ起リ、

又或ハ其五ケ国

ガナ京都モ御盛ンニナラセラレネバナラヌト思ツテ居

ザリマス、夫レデ先ヅ幕府ヲ助ケテ公武合体シテ、京 ラ後ノ歴史ハ色々ゴザリマスケレドモ、先ツ今日ハ ト云フ所カラ御発心ニナリマシテゴザリマス、夫レカ 維持スルハ、箇様ナ所カラ維持スル様ニセネバナラヌ ト云フ事ニナリマシタ、其時ノ壮士連ハ、岩倉ハ奸物 テゴザリマス、ケレドモ夫レヲ排斥シテ、関東御入輿 ケレドモ御差支ガアツテ、 都ヲバ御盛ンニナル様ニ仕ヤウト云フ思召デ、岩倉公 シテ、実ニ岩倉公ノ御決断デアノ御話ガ調ヒマシテゴ 配アラセラレマシタコトガゴザリマス、其時ニ岩倉公 ヤリ通サネバ済ミマセヌ、 強イテデモ遣フト云フ事デ、関東デー遍斯フト云へバ、 デモ御決心ニナリマセズ、関東デモ一旦言出シタレバ、 リマシテゴザリマスケレドモ、其事モ中々容易ニ京都 デ幕府ニ附イタ、幕府ノ宜イ事ヲ仕タト云ツテ、三奸 ノ汚名ヲ蒙リマシタ事モアルガ、公武合体デ 、御一言デ、御結婚ノ事ガ定マリマシテゴザリマス、 近習役ヲ御勤メデゴザリマシテ、其時御尋ニナリマ 異議ヲ唱フル人ガアリマシ 先帝モ此事ニハ余程御心 皇国ヲ

盛ンニシタイト云フ議ガ起リマシテ、遂ニ御婚嫁ニナ

リマシテ、ドウカ

皇統ニ御結婚ヲ為シテ、徳川家ヲバ

追々物ガ自由ニナリマシタケレドモ、矢張リ始終先例

々々デ致シテ居リマシテ、誠ニ御手薄ナモノデゴザリ

マス、ナレドモサウイフ時デモ、決シテ寸毫モ私ニ遊

サレズシテ、島津ヨリ献上ノ物ハ一体ニ末々マデオ

代ノ組立テヾ、誠ニ手薄イモノデゴザリマス、夫レデ恐入ツタモノデアルガ、穿鑿ヲシテ見レバ昔ノ安永時

モウ其様ナ事ハ、追々其後和宮御結婚ニナリ致シテ、

ヅ大略ノオ話ヲ申シマス、ドウゾオ聞キ訳ヲ、マス、エラウ話ガゴチヤツキテ居リマスケレドモ、先分チニナリマシテ、私共モ難有頂戴致シマシテゴザリ

ハ、所司代ハ誰デアリマス、池田正二位(茂政) 其時所司代カラ御用度ヲ致シタト云

澤渡君 酒井デゴザリマス、

馬デ参勤ヲシマス、其一日ニ限ツテ、若干ノ禄物ヲ賜テ生活ヲ致シテ居リマス、年々賀茂ノ御祭ノ節ニハ、澤渡君 私ハ内蔵寮ニ居リマシタ、常ハ一粒モナイモノ池田正二位 アナタハ其時ハ、ドコニ居ラレマシタ、

池田正二位 関白ハ誰デアリマシタカ、、所ハ、宜シウゴザリマスネー、細川君(潤二郎) 岩倉公ノ祖父様ガ具視公ニ申聞ケラル

リマシタモノデ、

五四三 落合君国事鞅掌ニ関スル来歴附十七節 (史談会連記録第十三群)

落合直亮談話速記

吉木竹次郎 速記

様デゴザリマス、其後寺師君ニ承リマスト、九月ノ様 を策ヲシタコト、又集リマシタ人数ノ中、一番ノ先着 を策ヲシタコト、又集リマシタ人数ノ中、一番ノ先着 を策デュザリマンス、実後寺師君ニ承リマスト、九月ノ様 がアニコトデゴザリマシタが、十月デハ月ガ合ヒマセヌ シタ、且ツ先般市來君ョリ承リマスト、計幕ノ内勅ガ十 シタ、且ツ先般市來君ョリ承リマスト、計幕ノ内勅ガ十 シタ、且ツ先般市來君ョリ承リマスト、計幕ノ内勅ガ十 シタ、エコトデゴザリマシタが、上月デハ月ガ合ヒマセヌ 様デゴザリマス、其後寺師君ニ承リマスト、九月ノ様 様デゴザリマス、其後寺師君ニ承リマスト、九月ノ様 夫レニモ関ハラズシテ、未ダ距離ガ遠イト云ツテ、夫 田尚平ト云フ人デゴザリマシテ、実ニ此人ノ胆力ト云(浅時) 蝶丸ノ大砲ヲ引受ケテ居リマシタハ、鹿兒嶋藩ノ伊牟 テ退 スクライ、 来マス丸ガ当ラヌノモ、此方ノ船ヲ越シテ海ニ沈ミマ タノガ二十発以上デゴザリマス、 十発カ分ラヌ程デゴザリマシタガ、其中ニ三本 リマシタ船ハ、先日承リマスト、胡蝶丸ト云フ汽船デ 返ヘシマシタ事ハ、何故ゾト云フニ、此時ノ私共ノ乗 リマス、 モ打折ラレ、士官部屋モ砕カレ、 アリマスガ、追撃ノ回陽丸ヨリ撃ツタ大砲ノ数ハ、何 シテゴザリマスガ、事故アツテ此人ハ途中ニシテ断ツ 谷川鐵之進ト云フ人ガ参リ、屯集人数ノ中ニ加 タト云フコトデゴザリマスガ、 其振舞ト云ヒアツパレデ、当時戦争ノ世ノ中ナレ 実ニ場数功者ノ侍トイフベキ人デ、 ケマシタ事ガゴザリマス、先ヅ先ニ其回陽丸ノ引 其他ニ長州ノ奇兵隊ノ一方ノ隊長ヲシテ居ツ 段々寄セテ参リマシタノデゴザリマスガ、 越後ノ糸魚川 帆柱ヨリ船腹ニ当ツ トコロ 向フノ船カラ ガコチラノ胡 ノ藩デ長 ラ帆柱 ハリマ

卜

||一発当ツタト||云ツテ躍ツテ喜ビマシタコトハ、先日申 テ撃出シマシタ砲ハ、僅カ五六発ト覚ヘマスガ、其中 ザリマシタ、 ヲ待ツテ居ツタ胆力ト云フモノハ、 レ程コチラノ船ニ当ルヲ忍ンデ、 トコロガ最早ヤ距離ガ適度ニ来タト云ツ 向ウノ船ノ寄スル 実ニ凄イコトデゴ

符節ヲ合シタルガ如ク、

事情ガ判明シマスコトデゴザ

覚エテ居ルト云フコトデゴザリマシタガ、サナレ

中二、 者ガアリマシタノト、 機械ニ当レバ夫レ切リデアリマシタトコロガ、 テ立ツテ居リマシタガ、 蔵ト云フ者ガ、士官部屋ノ入口ノ所ニ、 様ナ事デ、此砲先キヲ免カレテ、一人少々怪我ヲシタ ハ下ニ当り、人数ガ船ノ底ニ居ル時ハ上ニ当ルト云フ 丸ノ中ニ、不思議ナ事ハ、上ニ人数ノ出テ居リマス時 機械ニ当リマセズ、又一ツニハ左程ニ多ク当リマシ ガナイ、帆柱ハナシ機械ノミデ走リマスコトデ、 キコトデ、若シ是レガ機械ニーツモ中レバ シマシタガ、コチラノ船ノ方ニハ左程ニ多ク中リマス コロデハゴザリマセヌ、天助トカ、 蒸気ノ機械ニ中ラヌノハ、 又私ニ附属シテ居マシタ宮林亀 船ノ縁ヲ打抜キテ其丸ガ当リ 迚モ人間ノ力ノ及ブ 神助トカ云フベ 小銃ヲ杖ニシ 何トモ仕方 一発モ 若シ

足ハ落チ、片足ハ半分打砕カレテ倒レマシタガ、是レ

マシテ、持ツテ居ツタ小銃

ノ握リヲ打砕キマシテ、片

タノデ有タト云事デ有マシタ、是レハ左モアリサウナ ŀ ツタ四五人ノ者ガ、其湯ヲアビテ火傷ヲシタト云フコ シタ、トコロガ其時分ニアノ船ニテ追駈ケラレテハ、 ダ者ハ唯々此一人ノミデ、其外ニハ当ラヌト云フノモ クテ、遂ニ其晩ニナツテ死ニマシテゴザリマス、 ナレバ、此方ノ船ノ引返シタル為メニハアラデ、 船ガ引返シ、 マシタガ、船ノ大小ト云ヒ、砲ノ大小ト云ヒ、此方ノ 逃ケノビル訳ニハ行カヌカラ、 モ片足ハ落チ、 原因ガアラウト思ヒマシタガ、果シテ後々ニ聞キマス ヲ食ムノ勢ニ恐レテ、引返ヘシタモノデアラウト思ヒ トデアリマス、トコロガ速カニ一夜ノ中二修覆シテ、 向ツテ乗附ケテ、 通リノ事トハ思ハレヌ、不思議ナ助リ方デゴザリマ デゴザリマス、故ニ其湯釜ヲ修繕ノ為メニ引返ヘシ カノ当リタル一発ノ玉ハ湯釜ニ当リ、 向ウノ船モ引返ヘシマシタ、其時ニハ一時窮鼠 向ヒタリトテ、決シテ恐ル、ニ足ラヌ筈 片足ハ半分砕カレ、手ノ着ケヤウモ 切死ニ仕ヤウト云ツテ振向キ 迚モ死ヌナラバアノ船 其近辺ニ居 他二 死ン ・マス 猫

アリマセヌデ有マシタガ、其暴風ニ逢ツタ為メニ此回 ハドノ位ノ力ガアルト云フコトハ、前日ノ手並ミデ覚 ハドノ位ノ力ガアルト云フコトハ、前日ノ手並ミデ覚 エテ居リマスカラ、コチラノ砲ノ届ク所ニハ寄ラズシテ、撃ツニ違ヒハナイ、然ラバ微塵ニナツテ沈没スルテ、撃ツニ違ヒハナイ、然ラバ微塵ニナツテ沈没スル ハ知レテ居ル、然ルニカノ暴風ニ逢フテ吹流サレテ、八対レテ居ル、然ルニカノ暴風ニ逢フテ吹流サレテ、八対レ東南マデ吹流サレテ、翌日遠州灘カラ段々探索シテ見ルガ、ドウシテモ海上ニ居ラヌモノデゴザリマ シタ、其時ニ其難風ニ逢ツタハ、東三此位ノ艱難ハシタ、其時ニ其難風ニ逢ツタカメニ出立の表メニ過カニ吹流サレタ為メニ出逢ハス・気風ノ シタ、其時ニ其難風ニ逢ツタクリア・ゴザリマスガ、今度 翌早朝ハ出帆シテ追駈ケタサウデゴザリマスガ、今度 翌早朝ハ出帆シテ追駈ケタサウデゴザリマスガ、今度

ウカ療治シテ遣リタイト思ヒマシタガ、何ト言ツテ

気象ノ確カナ者デ、直グニハ斃レヌデアリマシタ、

ノハ人間ノ力ノ及バヌトコロデ有マシタ、夫レカラ回

沖ニ於テ、回陽丸ニ撃タレマシタケレトモ、全ウシタハ全ク此暴風ノ為メデゴザリマス、

マセス、翌日ハ暴風ニ逢ツテ追撃ヲ免レテ、

助カツタ

陽丸ニ出逢ハヌノハ、天ノ助ケカ、

神

ノ助ケデ、

実ニ品語

ヨリ 云ヒ、我知行ハ、鎗先デ取タル国トイヒテ、 下デアリシニ、鎌倉以来武家ガ横領シテ、 云フ事ノ達シガ出タコトガアリマス、其時デゴザリマ 第デアリマス、次ニ私ガ討幕ト云フ念ヲ起シテ決心シ タカ、又翌日見失ツタ事柄ヲオ聞キニナツテ置キタイ ドナタカ榎本氏ニ御会ヒノ時ニ、回陽丸カラ何発撃ツ 話ヲ聞キタイト思ヒマスガ、今ニ聞テ見マセヌ、若シ ヲ名誉トシテ、ホコリ居リマシタホドノ暗黒世界トナ 封シタル国トテハーケ国モナク、切取劫盗武士ノ常ト 皇大神ヨリ御授ケニナリマシテ以来、 助ケテ勤王シタイト云フ精神デシタ、固ヨリ此天下ハ、 マシタ事ハ、慶応元年比ノ事デゴザリマスガ、旧幕府 モノト考へマス、先ヅ回陽丸ノ引返ヘシタハ、右ノ次 コノ時ノ船将ハ榎本武揚氏デゴザリマスカラ、此時ノ タト云フコトデアリマス、是レハサウデゴザリマセウ、 ス、夫レマデハ始終建言等ヲシテ、ドコマデモ幕府ヲ 朝廷ノ天下ヲ我物顔ニ掌握シテ居リ、 朝廷ニ対シマシテ、山城国一箇国ヲ献上致スト 皇統連綿ノ天 劫奪セ 山城国一 朝廷ヨリ シ

転していた人出デ、十人斬レバ百人出ルト云フ様ニ、続いたが、
一人数ヲ繰出シマシタ原因ハ、先日御咄申シマシタコトでゴザリマス、ソコデ最早や此天下ヲ横領シテ居ル中ヲガネマシタ、サウシテ殺シ尽クセバ済ムト云フ見込デ、此メハ矢鱈ニ斬リマシタ原因ハ、先日御咄申シマシタコト人数ヲ繰出シマシタ原因ハ、先日御咄申シマシタコトスが、
一箇国ヲ献上スルト云フ様ナ失敬ナ事ガアルがメハ矢鱈ニ斬リマシタ原因ハ、先日御咄申シマシタコトがメハ矢鱈ニ斬リマシタをしてが済ムト云フ見込デ、此メハ矢鱈ニ斬リマシタをしてが済ムト云フ様ニ、続端レバ十人出デ、十人斬レバ百人出ルト云フ様ニ、続続レバ十人出デ、十人斬レバ百人出ルト云フ様ニ、続続レバ十人出デ、十人斬レバ百人出ルト云フ様ニ、続続レバ十人出デ、十人斬レバ百人出ルト云フ様ニ、続続している。

底ニ沈没シタモノトシテ、ソノ旨ノ届ケヲ政府ニ出シ全ク其数発ノ砲丸ノ当ツタ為メニ、浦賀沖アタリデ海

ノガ、新徴組ト申シタモノデアリマス、其新徴組ヲ集

ソコデ有志ノ者ヲ集ムルト云フ命令ガ出マシタ

シテ、

是レハ身方ニ靡カスルヨリ他ハナイト云フ論ニ変リマ

テ志ヲ継ギテ有志ノ者ガ出マシタ故ニ、最早ヤ斬リ尽

クス事ガ出来ヌ様ニナツテ参リマシタ、夫レガ為メニ、

時有志ノ者ト云フ積リデ出マシタ悪イ贋者バカリガ残 者ハ、其事ガ分リマスト段々退イテ仕舞ヒマシテ、其 フコトヲ、 多額ノ金ヲ持ツテ参ツテ、屋敷ノ中ニ填メテ置クト云 此人達ガ大分募金策ヲシマシタコトガゴザリマシテ、 生ト云フ者ノ中ニ、盛ンナ血気ナ人ガゴザリマシテ、 悪イ事ガ沢山アルノデゴザリマス、次ニ佐土原藩ノ書 ザリマス、右ノ次第デアリマス故ニ、新徴組ト云フモ ニ言フベカラザルモノデアリマシタ、夫レデ頭ニシマ 達スル有様デハ更ニゴザリマセヌ故ニ、是レハ一番欺 ノ丶所業ノ事ハ、追々穿鑿シテ見マスト、 ニ預ケラレテ、市中取締ト云フ事ヲ命ゼラレタノデゴ シタ其頭ノ手ニモ余ル様ニナツテ、遂ニ庄内ノ酒井家 カレタト云フ所ヨリシテ、真ニ国家ヲ思ヒマス赤心 コロガ、集マツテ見マスト、決シテ其有志ノ者ノ志ヲ 喜ンテ、始メハ志ヲ達シマス積リデ集ツテ見マシタト フ三人デアリマシタ、 出サスト云ツテ居リマシタ、 善イ者ハ帰ツテ仕舞フタモノ故ニ、其所行ハ実 益満休之助・伊牟田尚平抔ト云フ人ガー(行武) 然ルニ諸国ヨリシテ、有志者ガ 次二第一番先着 容易ナラヌ 聞出

ヌ為メニ可事モ出来ヌ、北金竜ナへ出来ノヾ、一廉ノ国事ノ為メニ運動仕タウアリマスガ、何分金策ノ立タ居附添役ノ關太郎ト云フ人ニ逢ヒマシテ、有志ノ者ガ小島四朗ト云フ者ハ、未タコ、ニ入ラヌ先キニ、留主「譬り

ナツタノハ、鵜殿鳩翁・高橋伊勢守・中條金之助ト云(髪)

伊牟田両人ガ組シテ、 夜中砲発シマシタノハ、佐土原藩ノ壮士ニ例 スルノデ有マスト言ハレテ、大二窮シタサウデゴザリ 為サル、モノナラバ論ハナイガ、千金デドウイフ事ヲ ケサヲ云フタ積リデ、凡ソ千金バカリアレバヨイト言 關太郎ト云フ人ノ言ハレマスニ、其金ハドノ位アレ 事カ成リマスト云フ話ヲシタサウデゴザリマスガ、此 ゴザリマシタ、此人名モ調ベテ置キタイモノト考ヘマ マス、次二町ノ取締ヲシテ居リマシタ酒井家ノ屯所ニ シテ居ル、其為メニサウイフ失言ヲ致シタノデ、浪士 トデゴザリマス、是レモ其時ノ浪士ノ金策ニ甚ダ困難 デゴザリマスガ、其質問ヲ受ケテ大ニ窮シタト云フコ マスガ、小島ハ千金ト言へバ大金ノ積リデ申シタサウ ツタトコロガ、關太郎氏ハ、千金位ヲ以テ天下ノ事ヲ ヨイカト言ハレマシタ時ニ、此小島ト云フ人ハ余程大 ヌ為メニ何事モ出来ヌ、此金策サへ出来レバ、一廉 ノ情ノ知レルコト、思ツテ、記臆シテ居ルノデゴザリ 其人数ハ七八人モアツタ様子デ

デゴザリマシタ、次ニ私ガ其集マリマシタ時カラ始メ リマス、次ニ私共ノ彼ノ屋敷ノ中ニ集マツテ居リマシ テ居ラル、方二、承ツテ置キタイト思ヒマスノデゴザ 死ニマシタサウデゴザリマスガ、此人ノ伝ヲ能ク知ツ 旅費ヲ与ヘテ退イテ貰ヒマシテゴザリマス、併シ此人 惜イ人デゴザリマシタガ、此人ハ半途ニシテ断ツテ、 置イテハ、何事ヲ仕出スカモ知レヌ様デゴザリマス故、 シマスノガ癖デゴザリマシテ、何分多勢ノ中ニ加ヘテ 廻ハリマスト、聊カノ事ヨリ大議論ヲ発シテ、抜刀ヲ フハ、盛ンナ人デゴザリマシタガ、大酒家デ少シ酔ガ ノ騎兵隊ノ隊長ヲシテ居ツタト云フ長谷川鐵之進ト云ー騎兵隊ノ隊長ヲシテ居ツタト云フ長谷川鐵之 シノ一ツデアリマス、次ニ越後ノ糸魚川ノ傑士、 此ノ一ツヲ推シテモ分ル事デゴザリマス、是レモオ話 リマシタコトデゴザリマス、難風ニ逢ヒマシタ有様ハ、 ヲ切ルコトハ、大層重イ事ト思ツテ居ル時分デゴザリ 早ヤ実ニ取附ク島モゴザリマセズ、其頃ハマダ人ガ髪 ハ明治ノ世マデ存命シテ居リマシタガ、近来ニナツテ マシタガ、船人ノ類ヒハ、残ラズ髪ヲ切ツテ、神ヲ祈 ハ、糺合所ト申シマス学校ノ明イテ居ツタ所

ス、次ニ遠州灘ニ於テ難風ニ逢ヒマシタ時分ニハ、

嶋邸ニ出マシテ、西郷氏ニ逢ヒマシタ後、始メ集リマ シタガ、高輪ヲ経テ品川マデ行ク間ニ、其紐ガ切レテ(東京都港区)(同上) シタ人数ノ中ニ、権田直助ト云フ老人ガー人ゴザリマ 時ニ、紙入レニ入レテ置キマシタガ、其懐中ニハ紐ヲ ガ権田直助ガ居合セマシテ、始メテ互ニ不思議ニ再会 氏ニ別レマシテ、即日五條家ニ尋ネテ参リマシタ、 ハ、予ネテ知ツテ居リマシタ故ニ、鹿兒嶋邸ニテ西郷 ゴサリマスガ、是レハ五條家ニ寄留シテ居リマスコト カニ人数ノ中カラ、焼討前ニ京都へ上ボセマシタノデ ツテハ危イト云フコトデ、其門人ナドガ申合セテ、窃 シタ、是レハ老人ノ事デハゴザリマスシ、コチラニア ナ事デゴザリマス、次ニ慶応四年ノ正月四日ノ朝鹿兒 落シテ仕舞ヒマシタ、是レハ今日ニナツテ、遺憾至極 ク事ガ分リマスガ、惜イコトニハ、焼撃ニ逢ヒマシタ 中シテ居マシタ手帳ガアリマシタガ、夫レガアレバ マシテ、焼撃二逢ヒマスマデノ間ヲ、 段々筆記シテ

奉行ヲ命セラレテ、直クニ御所ヨリ東寺ニ御出張ニナ

於テモ参内サレタ侭ニ、昨夜ハ御帰館ナシニ錦

シタト云ツテ喜ビマシタ、其時権田ノ話ニ、昨日御殿ニ

コト ニナリ、夫ョリ四條・五條ノ両卿ガ四国・中国ノ鎮撫御巡見ニナツテ、大坂ニ下ラレテ、大坂ニ暫ク御滞陣 人ト三日バ 大山格之助ト云フ人デゴザリマシテ、其格之助ト云フ 数ガ一所デゴザリマシテ、 ニ姫路マデ出張ノ間、 リマシテ、其席ニ私共モ連ナリマシテゴザリマス、 高松ノ奸太夫ノ首ヲ刎ネタト云フ事デ、首実検ガゴザ 使ニナツテ、播州姫路ニ下ラレマシタ、 レヨリ其時ノ征討大将軍仁和寺宮ノ御旗奉行、 ノ附属トナリテ供奉シマシテ、伏見・鳥羽等ノ戦場ヲ デゴザリマシタ、此姫路ニ於テ、四国・中国悉皆 カリ一所ニ道中シテ、 因州・薩州・土州・藝州等ノ人 殊ニ鹿兒嶋ハ其時ノ隊長 種々話ヲ聞キマシタ 姫路御滞陣中 五條家

云事デ、

アチラ、

コチラニ分配シテ入レマシタガ、

死ヲ決シテ出テタモノ故、 議ガ変ツテ、御親兵ヲ募ルト云フコトハ、御見合セニ 伴ナヒ京都ニ上リマシタ、トコロガ上ツテ見レバ御評 ザリマシテ、僅カノ人数デゴザリマシタガ、其人数ヲ リデ、同志ヲ集メテ居リマシタ中ニ、御親兵ヲ御募リ 事故ニ、無事ナル京都ニ帰ル事ハ望ミマセズ、 ナリシト云フコトデ、其時ハ艱難シマシタ、其人数 有ル丈ケノ有志ノ者ヲ率ヒテ上ル様ニト云フコトデゴ ニナルト云フ事ヲ、京都ノ同志ノ者ョリ通知ガアツテ シタ人数ト共ニ、関東討入リノ先鋒ノ人数ニ加ハル テ御暇ヲ願ツテ、追々同志ヲ募ツテ、前ニ一所ニ出 カト考へテ居ル内、一旦京都ニ御引戻シニナルト云フ ナリマシタ、カクテ大坂ヨリ関東御討入ニナリマセ 諸藩共帰順 ノ事ニナリ、 夫レヨリ大坂表ニ御引返シニ 無事ニ国ニハ帰リカヌル 爰ニ於 積 ゥ

ラノ手ニ附属スル様ニト云フ返事ガゴザリマシテ、夫関東ニ於テ事ヲ為シタモノデアルナラバ、直グニコチ夫レヨリ直グニ御出陣先へ伺ツタトコロガ、サウイフデ、始メテ身ヲ寄セマシタノハ此五條家デゴザリマス、使ヲ遺ツテ伺フコトデアルカラ、上ル様ニト云フコト数モ御入用ノ事デアル故、兎ニ角各方ノ参ラレタ事ヲ、

リテアルト云フコトデゴザリマシタ、

トコロガ此非常

ノ際ニ当ツテ、

御殿モ甚タ御無人デハアルシ、旁々人

旅費ノ御手当等ヲ戴キテ、関東ニ下リマシタ、其途中権田直助ヲ相手ニシマシテ、親シク公ニ拝謁ヲシテ、テ、誰レゾ相手ヲ一人見立テ、行ク様ニト云フコトデ、密御用ヲ命ゼラレマシタ、其時ハ私ヲ召サレテノオ話中ニ岩倉家ヨリ、関東ノ探偵ヲシテ来ル様ニト云フ機

ナ事ニモ逢ヒマシタガ、ドウヤラカウヤラソコヲ免カ テ艱難ヲシマシタコトモ少ナカラズ、東京徘徊中危険

ガ其頃英人デゴザリマシタガ、参内ガゴザリマシテ、 レテ、無事ニ京都へ引返シテ復命ヲシマシタ、トコロ

意外ナ事ニ存ジマシタ、是レハ一ツ大勢ヲ引返シテ、 誠ニ私共ハ例ノ攘夷論ノ精神デアツタモノ故ニ、大層

本意ヲ達スルコトニシタイト云フ精神デ、内々目論見

ナドハ行ハレヌコトデ、大藩ノ有志者ト堂上方ノ有志 ノ方ヲ語ラツテ、内外ヨリ一時ニ論ヲ発シテ、復古ノ マシタ事ガゴザリマシダガ、此頃ハ浪士ガ建言ヲ致ス

制度ニ返シタイト云フコトヲ目論見マシタ、其為メニ

中原君(邦平) 長谷川鐵之進ハ仕舞ニハドウナリマシタ、 シタオ話ガアリマスガ、一寸一息シテ申上ゲマス、 マシテ、一夜岩倉家ヨリ召サレテ、至難ナ事ニ逢ヒマ 内々機密ニ奔走シテ居ル中ニ其事ガ岩倉家ノ耳ニ入リ

落合君 タコトモアリマシタガ、後トハ分リマセヌ、 越後口ニ兵隊ヲ連レテ出タマデハ分リマシタガ、其時 私ハ京都ニ居テ、太政官へ建言ヲシテ、其取次ヲシ ドウナリマシタカ能ク分ラヌデアリマシタガ、

中原君

元治甲子ノ七月ノ変動ノ時、国ノ方デ働イタ男

デゴザリマス、

落合君 リマシタ、 アノ時書イタモノデ、 職掌夢談ト云フモノガア

中原君 色々書残シタモノガアリマス

岡谷君 (繁実)

異人ノ参内ガ気ニ入ラヌト云フコトデ、

異人ヲ斬ツテ仕舞フトカ、

夫レハ済ンダ後二聞キマシタノデ、旧幕府

落合君

岡谷君 分ニハ外国人ノ参内ト云フコトハゴザリマセヌデシタ ガ、夫レ故ニサウイフ事ガ気ニ入ラヌノデアリマシタ、 其時ハ岩倉公ヲ斬リニ来ラレタト云フ様ナコト

モ聞キマシタガ、

落合君 サウイフ嫌疑ヲ受ケテ、---・其時ハ岩倉公ハ補

ニ気が附カレタモノト見ヘテ、私ト外一人ヲ召サレテ、 カラ、論ヲ詰メレバサウイフ事ニナル、岩倉公ハソコ 相ト云フ職デ、其政事ガ気ニ入ラヌト云フモノデアル

モ起キテモ、是レヨリ他ハ聊カモナイ、ケレドモ其方 ヲ思ヒ国家ヲ思ヒ、其赤心ハ一歩モ人ニ譲ラヌ、 人払ヒデ広間デ会ハレマシタ、サウシテ我々モ

云フ事ト見エル、為サウト云フ事ガアルナラバ、サウ 共モ国家ヲ思ヒ、 朝廷ヲ思フ念ヨリシテ、 斯ウイフ人ガアツテコソ維持ガ出来ルノデアレ、然ラ

其方共ハ国ノ柱デアル、此方モ其方共五人ヤ六人ヲ

之ヲ其方共カラ見レバ不平モアラウケレドモ、此征伐

斬レト云フコトデアリマシタ、 イフ有志 白無垢ヲ召シテ、我ヲ斬ルト云フコトデアルナラバ、 ノ者ノ手ニ掛ルハ本望デアルカラトテ、其時

落合君 ラハ一刀ヲ帯シテ居ルニ、無刀デ逢ハレテノ事故、 全クサウナラバ其主意ヲ聞テ、全ク国家ノ為メニナラ スガ、 フ其主意ハ、之ヲ御覧下サレト申シテ、御覧ニ入レマ ヲ懐中シテ居リマシタ故、先ヅ私ノ目論見マシタト云 訳分リマシテ、能ク道理ガ分ツテ、其時主意書ノ草稿 ト思ヒマシテ、存ジヨリヲ申述ベマシタ、 スルカラハ、腹ニ貯ヘテ居ル事ヲ充分ニ申シテ死ナウ ウ今日限リノ命デアルト覚悟シタノデ、 ルカラ、斬ツテ賛ヒタイト云フコトデ、人払ヒデコチ 二此方ハサウイフ人ノ手ニ掛ツテ死ヌナラバ本望デア (広孝) 其方共ハ此方ヺ暗殺スルト云フコトデアル 成程ト云フコトデ、其主意ハ解ケテ、日本ニモ 其悉シキ御談判ハ如何デアリマシタ、 朝廷ノ為メニナラヌト云フコトデアラバ、速カ 斬リニ来タト云フノハ、 世間ニ聞テ居マ 死ヌト覚悟 トコロガ其 ガ、 モ ヲ

> 輪ノ事情ヲ話仕ヤウト云フコトデ御話シガアリマシ 輪ノ事情ト云フモノヲ知ラネバナラヌデアルカラ、 タ、トコロガ其方共ノ知ツテ居ル通り、 尽クスベキ時ハ幾ラモアルデアラウ、一旦其方共ガ内 右ノ様ナル訳デアルナラバ、何時デモ是レカラ先キ ヲ失ツテハナラヌト思フカラ呼ンダノデアル、就テハ 処分スルコトハ容易イ事デアルガ、 ノハ、鎌倉以来御衰頽ヲ極メサセラレテ、今日ノ所デ 無惨ニサウイフ人 朝廷ト云フモ

サルニ就テハ、動王諸藩ノ力ヲ仮ラネバナラヌ、 テ居ル、此大業ヲ為スニ、 モ、 ハ先ツ旧幕府ヲ朝敵トシテ、征伐ト云フモノガ始マツ 軍器モ、兵粮モ、用金モナイノデアル、此中デ為 朝廷ニ夫レニ向ケル人数

デ勤王諸藩ノ力ヲ以テ、此大業ヲ為サウト云フノデア

ヌ事モ沢山アルケレドモ、今日ハサウイフ小事ヲ言フ ガアツテ、日々ノ処分上ニ対シテモ、我々ノ心ニ適 使ハネバナラヌ、諸藩ノ人ヲ集メテ見レバ、種々ノ論 ヌ、夫レマデハ勤王諸藩ノ人ノ手ニ任カセネバナラヌ、 時デナイ、此大業ヲ為シタル上ニ、処分モセネバナラ ル、勤王諸藩ノ力ヲ仮ル以上ハ、諸藩ノ人々ヲ入レテ

先キ、改革ノ時モ死ヌベキ時モアラウカラ、死ヌモ宜ヲ果タスマデノ所ハ忍ビテ貰ハネバナラヌ、是レカラノ大事業ノ治ルマデノ間ハドコマデモ忍ビテ、此事業

貰ヒタイト云フコトデアリマシタ、ソレマデノ間ハ、イガ、暫ク此朝敵征伐ノ済ムマデハ、何事モ延バシテ

デ、此蕨ノ代リト云フ事ハ味アル言葉デ、――始メテ蕨ノ代リニ米ヲ遺ルカラ、忍ヒテ居テ呉レト云フコト

出タ時ニ、今宵ハ他ノ用デハナイ、皇国男児ノ交リヲ

宜(ト云フコトデアリマンス、仕ヤウト思ツテ呼ンダノデアル、腹一杯ノ事ヲ言フガ

澤渡君 其無腰デ御会ヒノ所ナドハ、味アリト思ヒマス、宜イト云フコトデアリマシタ、

澤渡君 其蕨ノ代リト云フ金ハ、如何デアリマシタカ、デアリマセウ、其振舞ガ真ニ妙ナノデ感心シマシタ、落合君 前ニ話ガ分ルト云フ見通シガ附イテ居ツタモノ

院ノ里坊ニ滞在シテ――同志ノ者モアラウカラ、窃カデ、其時ニ金百円賜ハリマシタ、夫レカラ京都ノ実相夫レデ何レ明日デモ明後日 デモ 出ル 様ニト云フコトナドデ、御自身ニ御酌デタント飲メト云フコトデ――、落合君 其晩ニ話が解ケテ、御酒抔カ出マシテ、銀ノ盃

ニ滞在シテ居ル様ニト云フコトデアリマシタ、

ヲ県ニ預カツテ置マシタノガアツタノデゴザリマ

カナサリマシタ、 澤渡君 夫レカラ実相院ニ御逗留ニナツテ、其後ハ如

司ト云フカ立ツテ、始メニソコノ知事試補ト云フモノ落合君 其後ハ刑法官ト云フモノガ出来テ、ソコニ監察

ヲ命ゼラレテ勤メマシタ、

澤渡君

権田直助ト一緒ニ出デラレマシタカ、

落合君 サウデアリマス、夫レカラ刑法官デ、間モナク澤渡君 大学へ出タノガ始メティゴザリマスネー、落合君 是レハ大学ガ出来マシテ、夫レニ出テマシタ、

、ままで、ミント 1月、シーコ・スリンフン・さま、未ダ通用セヌノデアル、シカルニ賜ハツタ金子ハ残ラシタ、夫レカラ信州ハ辺僻デゴザリマスカラ、金札カレマシテ、其地方ニ赴任シマシタハ、十月デゴザリマ

マシテ、旧幕へ納メ残りノ租税金ガゴザリマシテ、夫ニ知ツテ騒ギニナツテ、大沸騰ヲスルトコロデゴザリラ、早ク飛脚ガ来テ、県デハ知ラヌ中ニ下ノ者ガ先キ札ニ相場が附キテ、東京ヨリ当地ニ取引ノ有ルモノカニハ漸ク通用スル様ニナリマシタ、シカルニ東京デ金ス金札デ、夫レヲ通用スルニ色々尽力シマシテ、其暮

監察司知事ニナリマシテ、信州伊那県ノ判事ヲ命ゼラ

預リ、又金ヲ借タイト云フモノハ貸ス法ヲ立テヽ、貸 説諭シテ、ソコデ租税ニ受取ツテ見レバ、贋金ハ刎ラ 治メマスコトニ力ヲ尽シテ働キマシタ、其中段々租税 幕府ノ時ノ一分銀ノ様ナモノヲ、価ヲ高ク買フト云フ 人ナドガ持ツテ来テ、 テ、夫レモ施スコトガ出来ヌ様ニナツテ参リマシタ故 者ニハ、十円証拾枚ヲ遣ル法ニシテ、 スル様ニシテ、百円ノ金ヲ十枚ニシテ貰ヒタイト云フ ヲ償フ見込ヲ立テマシタ、其中預リ金ノ法ト云フモノ ス方ハ利ヲ高クシテ、預ル金ノ利ヲ少クシテ、其不足 艱難ヲシマシテ、商社ヲ組立テ、預ケ金ヲ乞フモノハ レマスノデ、其不足ヲ償フ道ガナイ、夫レカラ非常ノ ハ治マラヌ故ニ、 コトデ喜ンデ売ツタ、トコロガ二分金ハ贋物デ通用 ロへ、京アタリデ通用セヌ二分金ノ贋物ヲ、江州 ノ期節ニナツテ来マスノデ、二分金ヲ取ラヌトナツテ サウイフ紙幣メキタ物ハナラヌト云フコトニナツ 又騒ギデ今度ハ国中残ラズ騒動ニナツテ、夫レヲ 百円預リマシテ其証書ヲ遣リマス、其証書 租税金ニ受取ツテヤルカラト言ツテ 産物ヲ買フタリ、紙幣ヤ或ハ旧 漸ク治リマシタト 施行シテ居ル中 「八通用

ス、

其金ヲ与ヘテ説諭シマシテ、

Ė

中ニ段々迫ツテ、 失レナリデ何ノ事モナク、前年ノ七月ヨリ翌年ノ春迄 デナクテ、尽クシマシタ事ガ分ツタモノデアルカラ、 受ケテ、其時ハ十三ケ条ホド詰問ヲ受ケマシタ、 私丈ケ残ツテ国中人民ノ為メニ死ヌ積リデヤツテ居 ニ其年ノ十一月下旬ニ、復籍ヲ命セラレマシタ、 リマシタガ、是レモ嫌疑丈ケデ糺問モナク、遂ニ其侭 ノ下旬ニ河州藩へ預ケラレテ、四月ノ始メニ免職ニナ 遊ンデ居リマシタ、其中国事犯ノ嫌疑ヲ受ケテ、 三ケ条ヲ弁明シマシテ、一体ノ事ヲ聞クト嫌疑シタ様 マシタ、其中ニ県ガ改革ニナリマシテ、私共モ嫌疑ヲ コチラノ事ガ達セヌモノデアルカラ、此人モ辞職シ、 ヌト云ツテ上リマシタデアリマス、トコロガ思フ様ニ 同僚ノ白井トイフハ尾張ノ人ニテ、 知事ハ東京へ行ツテ建言セネバ 病気デ辞職シ、 其十 ナラ 其 IJ

岡谷君 落合君 左様デアリマス、 澤渡君

夫レカラ、

静岡ノ方ニ帰ラレタモノデアリマス

カ、

(一同立礼) 今日ハ色々ドウモ、 御苦労デアリマシタ………

## (th) (th) (せか) 東四四 薩摩ニテ寺院ヲ廃シ神社ヲ合祭セシ事実

## 市來四郎談話速記

吉木竹次郎 速記

市來君 或ハ僧侶モ夫々国ノ為メ尽クサセナクテハナラヌ時勢 至ツテ、寺院又ハ僧侶ト云フモノハ不用ナモノデアル、 聞イテ居リマシタ、ソコデ慶応元年乙丑ノ春デゴザリ ナカツタサウデス、其辺ノコトハ、私共ハ秘カニ漏 何分一大事ノコトデゴザリマスカラ、容易ニロヲ開カ 当国用ニ立タセヨウト云フ議論デゴザリマシタ、 テ居リマシタ、寺院ヲ廃シ、僧侶ヲ還俗セシメ、 其他廃寺論家ハ沢山ゴザリマシタ、其中ニ私共モ交ツ セナンダ、其ノ様ナツタ原因ハ、岩下サン或ハ桂久武 ト云フモノハ一ツモナク、 マシタ、私共友達中壮年輩ノ所論ニ、斯フ云フ時勢ニ立 ニ於テモ其主意ハ有ツタサウデゴザリマスケレデモ、 (四郎) 薩隅日ニ明治九年ノ半バ頃マデハ、寺院 僧侶ハ固ヨリ一人モ居リマ 時勢相

尽サシメ、或ハ寺院ニ与へテアル禄高ハ軍用ニ充テ、真ニ英断デアル、皆ナ人感賞スル処デアル、此ノ時ニリマシタ、其人々ノ只今存生ノモノハ黒田清綱・橋口リマシタ、其人々ノ只今存生ノモノハ黒田清綱・橋口シタ、家老ノ桂右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家老ノ桂右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家老ノ桂右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家老ノ桂右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家老ノ桂右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家老ノ柱右衛門ト云フ者ニ対シテ、時勢切迫ノシタ、家子(大変)

借ルニ及バヌナド、ノ説モ云ハレタサウデス、即日桂断致シマシタ、我国ハ皇道デアルカラ、仏法ノ力ヲシテ直グニ忠義・久光ニ披露シタトコロガ、即日ニ決桂モ兼テ同論ノ事デモアルシ、大ニ賛成致シテ、サウザリマシカラ、夫等ノ宅地耕地ニ与フルナド、ノ論デゴリマスカラ、夫等ノ宅地耕地ニ与フルナド、ノ論デゴリマスカラ、夫等ノ宅地耕地ニ与フルナド、ノ論デゴ

久武ヲ始メ、皆ナ取調ベノ命令ヲ受ケマシタ、誠ニ愉

仏具ハ武器ニ充テ、地所ノ如キハ、貧乏ナル士族モ居

永山直次郎、学校助教後醍院彦次郎、家老右筆田畑平 休之進、寺社方取次市來正右衛門、コレハ私ノ旧名デ 大目付兼寺社奉行島津主殿、大目付兼勘定奉行關山刹、(金里) リマシタ、其調査員ノ組織ハ、家老一名、寺社奉行一 快ナコトデゴザリマシタ、サウシテ直クニ調査ニ取掛 申シマスレバ、左ノ如シ(此時書面ヲ披テ読マル) 之丞、其他数名調査員トナリマシタ、其調査ノ概略ト アリマス、大脇彌五右衛門、勘定方小頭相良八兵衛・ 記録奉行橋口與一郎・小森新之丞・千田傳一郎・上村 各三四名宛ヲ以テ調査員ニ命ジマシタ、家老桂右衛門、 勘定方小頭二名、郡奉行二名、学館助教一名、其他筆吏 勘定奉行一名、記録奉行四名、寺社方取次二名、

大小寺院総数千〇六十六ケ寺

三百十八箇所 三百九十箇所 百十八箇所 大隅国各郡郷村及ヒ諸島ニ 薩摩国各郡郷村ニ在ル者 鹿兒嶋城下各町ニ在ル者

在ル者

一百四十箇所 日向国諸縣郡ニ在ル者

寺社所領石高壱万五千百十八石余

三千三百七十二石余 大小神社別当寺等所領 壱万千七百四十六石余 二百七十三筒寺所領

神社数大小四千四百七十社

二千二百八十社 六十五社 薩摩国各郡郷村ニ在ル者 鹿見島城下各所ニ在ル者

千七十九社

八百九十八社

日向国諸縣郡郷村ニ在ル者 大隅国各郡郷村ニ在 ル者

堂字総数四千二百八十六字

百五十四字

四千百三十二字 薩隅日各郡郷村ニ在ル者 鹿兒嶋城下各所ニ在ル者

各寺ノ僧侶藩主目見以上ノ資格アル者九百七十七箇

寺社堂宇藩庫負担ノ総数二百三十三箇所

薩隅日三州及ヒ琉球諸島ニ在ル各宗ハ左ノ如シ、 天台宗 曹洞宗 臨濟宗 真言宗 時宗

黄檗宗

僧侶惣数二千九百六十四人 浄土宗 法華宗

六百八十六人 十八歳以上四十歳迄ノ壮者

兵員ニ充ツヘキ者

学識アリテ教員等ニ充ツへ

六百八十六人

キ者

六百八十六人 老年ニシテ養料ヲ与フヘキ

百余石、神社祭料等ニ年々出ス処ノ米穀凡ソ二千余 右外寺社ニ宛行藩庫ヨリ年々出ス処ノ玄米凡ソ三千 六百八十六人 農工商各所好ニ任スヘキ者

及ヘリ、此外ニ寺院或ハ堂宇ノ敷地、或ハ田畑山林 印地或ハ無免地トモ唱ヘタリ、是レト石高其他ヲ合 等ノ地所巨大ニシテ、皆ナ免租ノ地ナリ、之ヲ御朱

敵セリ、夫是合計スレハ、凡ソ六万五千余ノ草高額ニ

ハ寺社堂宇修繕費、米金銀銭等支出高三万余石ニ匹

石、或ハ寺社ノ用途ニ支出ノ金銀銭凡ソ壱万余両、或

ノ料ニ充テ、銅ノ分ヲ代価ニ算シテ凡ソ十余万両ノ ハ仏像仏具ノ類モ許多ノ斤高ニシテ、之ヲ武器製造 一寺院ヲ廃シテ、各寺院ニ在ル処ノ大小ノ梵鐘、或 計スレハ、凡ソ十万余石ノ巨額ニ及ヘリ、

数ナリキ

右調査ノ予算デアリマス、凡ソ寺院ニ宛行テアル所ノ 石高、其他藩庁ノ耗ス処ハ、前述通リノ巨額デゴザリ

シタ、或ハ梵鐘仏具モ夥シイ貫目ニ及フ予算デゴザリ セマスレハ、殆ント十万石ニ相当スル概算デゴザリマ マシタ、中ニモ地所ガ沢山デゴザリマシタ、之レヲ合

ト云フコトデアリマシタ、当時ノ形勢上誰レモ異論者 ニ、僧侶ハ勿論信仏者ガ種々苦情ヲ申シタコトモ伝聞 ハアリマセナンダ、然レドモ先年水戸様ガナサツタ時

マシタ、是ヲ以テ軍費ニ宛テマスレハ、余程ノ力ニナル

ツテ終ナイト云フコトニナツテハ、遺憾デアルカラ、 シテ居リマシタカラ、念入レテ取扱ヒマシタ、始メア

ナクテハナラヌ、無理ナルコトヲ為シテハ、終リヲ善 随分厚ク調査シマシタ、中ニモ僧侶ノ始末ヲ能ク着ケ

クセヌコトニナル、僧侶ハ元来鰥寡孤独或ハ貧困者デ

喜ビマシタモノガ沢山デアリマシタ、身体ノ健康ナル 出家シタモノガ十ノ八九デアル、真ニ仏法ニ帰依シテ 出家シタ者ハ、尤モ少イデゴザリマシタ、ソコデ帰俗ヲ

族ハ士族ニ、卒族ハ卒族ニ、百姓ハ百姓ニ、 商工ハ商工

者年齢四十五未満ノ者ハ、各帰俗サセテ本身分ニ、十

是レ リ与ヘマシタ、又大寺ノ僧デ僧位アル者ハ、終身養ヒ 出来ル様ニシテヤリマシタ、或ハ家宅所等モ相応ニ割 役ニ使イ、四十五以上ノ者ハ到底兵役ニ堪ヘヌデアラ 器アル者ハ、一郡一村ノ学校ノ教員ヲ申付ケ、 勅願所デゴザリマス、其支坊末寺ガ、郭内ニ十余モゴ 城下ニ或ル 身分ノ資格ヲ高メテ、帰俗致サセマシタ、第一着手ハ、 ト云フコトニナリマシテ、夫レカラ僧正トカ権僧正ト シテ廃スルニ及ハズ、皆ナ夫レカラ出テ来ル訳デア 云フコトモ出来ル様ニナツテ来ル、故ニ別段金米ヲ耗 領ノ石高モ出デ、 料ヲ与ヘマシタ、夫レヲ養フモ禄ヲ与フルモ、寺院所 ウカラ、是レニハ郡村学校ノ教員等ニ致シテ、 取扱ヲナシマシタ、サウシテ兵役ニ充テ、或ハ教員ノ カ云フ資格アル者モアリマシタカラ、夫レ等ノ者ニハ Ŧ ,リマシタ、其本寺二千石程ノ高ト一村モ附イテ居り シタ、支坊ニモ多少ノ石高地所モゴザリマシタ、之 ハ僧正 一着手ニ致シテ皆ナ廃シマシタ、 大乗院ト云フ真言ノ大寺ガゴザリマシタ、(鹿児島市清水町) ノ官位モ貰フタ寺格デゴザリマシテ、 地所モ出デ、夫々分割シテ与フルト 夫レカラ漸次城 活計 或ハ兵 殊二

> 服ナ者モアツタデゴザリマシタラウケレドモ、勢ハ押 下本末寺マテ、悉ク廃シテ仕舞ヒマシタ、今御話シ申 ド致シテ藩庁ニ引上ゲマシタ、城下ヲ仕舞ヒマシテ、各 仕舞フタデゴザリマス、 今日困ラヌ様ニ取扱ヒマシタカラ、 シマシタカラ、続々帰俗シテ、 スコトモ出来ズ、且ツ取扱ヒハ困マラヌ様ニ致シテ遣 シマシタ、或ハ懇論致シタモアリマシタ、其中ニハ不 シタ通り、 後ハ皆ナ小僧共ヲ処分スル位デ、小僧共ノ処分ハ、皆 シタカラ、後ノ寺院ハ皆ナ空ニナツテ仕舞ヒマシタ、 フモノハ、皆帰俗シテ仕舞ヒタイト云フ請願ヲ致シマ フ立派ナ書面ヲ出シタデゴザリマシタ、 当人ヨリ願ツテ帰俗シタイト云フコトニナ ソコデ仏具及ヒ地所ノ点検ナ 国事ニ尽クシタイト云 全ク空寺ニナツテ 和尚サント云

二本ノ身分ニ帰シテ、夫々今日ノ活計ニ充テル丈ケノ

丸デ仏像ヲ神主トシタ社モアリマシ

寺

ハ廃シマシタガ、

神社神仏混淆ノ処分ガ又面倒デゴ

取り除ケマシタ、

ザリマシタ、方々巡回シテ、神社毎ニ検査シテ仏像ヲ

郡村ニ及ビマシタ、中々手数ガ掛リマシタ、悉皆ノ仕

、ハ三四年程ノ月日ヲ耗シマシタ、偖テソコニ至ツテ

ザリマシタ、三箇国中大小四千余ノ中ニ、ソコ丈ケデ ガアリマス、古歌ニモ名所ニ詠シタ所デアリマス、是 出見尊デゴザリマスガ、是レ以テ仏体デゴザリマシタ、 申スハ石体デゴザリマス、立派ナ石ヲ崇メテ、其傍ニ 恐レ多クモ、 為メニ地所モ出デ、石高モ余程出マシタ、是レ等ヲ算シ ゴザリマシタ、其外ハ皆ナ神仏混淆デゴザリマシタ、 除ケマシタ、大隅国々分郷ニ、ナケキノ社ト云フ名勝 ハ阿弥陀抔デゴザリマシタ、其他鹿見島神社ハ彦火々 イカト調ベマシタ、三箇国中大小ノ神社ヲ一々調ベ モアリ、 タ、就中八幡宮・諏訪社・天満宮抔ハ一村ニニツ三ツ 夫レカラ致シテ、神社ノ中ニ由緒ナキハ合祭致シマシ ハ古イ御鏡デ仏体ハ全クナイ、混淆セヌハ此一社デゴ レハ蛭兒乃神ヲ祠ツタ小サナ社デゴザリマス、其神体 ソンナ社ハ後日御鏡ニ祭リ替ヘマシテ、仏体ハ皆ナ取 ニハ、余程ノ日数デゴザリマシタ、中ニモ霧島神社 ツ二ツニ定メマシテ、 一郡ニハ何十箇所モアリマシタカラ、 混淆デハアリマシタケレドモ、御本体ト 其他ハ合併シマシタ、夫レガ 一村ニ

> テ崇敬ヲ一層厚フシ、寺院ハ丸潰シニ潰シマス、国中 モノデアツタトイフ人気ニナリマシタ、神社モ合併シ マシタハ、仏ト云フモノハ何事モナイ、 三国中ハ皆無ニ致シテ仕舞ヒマシタ、此ノ時一般唱 カラ、是レモ軍事方ニ充テマシタ、此ノ如ク致シテ、 堂宇ノ建築修繕等ノ支出ハ、全クナイ様ニナリマシタ 髙ハ皆ナ軍事方ニ充テマシタ、或ハ年々祭祀又ハ家屋 此地所或ハ家屋等ハ、皆ナ貧乏士族ニ与ヘマシタ、石 テ合算シマスルト、十万石バカリノ出高ニ及ビマシタ、 ヨリ年々出ス処ヲ、彼此レ地所ト合セテ、草高ニ作 スルト過分ノ出方デゴザリマシタ、現石高或ハ藩庫 弄物見タ様ナ

デゴザリマシタ、サウシテ始メ神体ノ混淆ガ有ルカ無

鹿兒嶋神社ナドモ甚シクモ仏像デ、千手観音ナド

マ

モゴザリマシタ、信仏家ヤ美術家ハ痛惜スルデアラウ ト唱へマス、 アル甲突川ト申ス川ノ、水当リノ所ニ沈メタ所ヲ仏渕 川々ノ水除ケナドニ沈メマシタ、今ニ鹿兒島ノ西南 ト存ジマス、或ハ大寺ノ山門ヲ崩ストカ、樓閣ヲ崩ス 木像ハ悉ク焼キ棄テマシタ、 中ニハ古製

ノ、始末ニ付イテハ、石仏ハ取除ケマシテ、打毀シテ コトモアリマシタ、夫レカラ仏ノ像トカ何トカ云フモ 尚サン抔ガ髪ヲ延シ、小刀ヲ插シ抔イタシテ、 ニハ、円頭ノ者ハ一人モナイ様ニナリマシテ、

可笑 遽ニ和 タ、サウイフ面倒ナコトデゴザリマシタケレトモ、出家 祭ノ式ハ悉ク仏法デ致シマシタカラ、差支ガ起ツタカ 者モナク、浮説流言モ起ラスシテ済ミマシタ、 モノト思ツタガ、今日毀ハシテ見レバ何ノ事モナイ、昔 ダ、其時ノ巷説ニ昔ノ人ハ仏堂ナドヲ取立ツルニハ、 ヲ以テヤリマシタガ、夫レニモ怪我ハゴザリマセナン ラヌカラ怪我デモ致シテ、罰ガ当ツタトカ云フ説ガ起 因循ナ事ヲ言ツテ貰フテハナラヌトカ云フコトデ、 ノ人ハ大分損ナ事ヲナサレタト云ヒマシタ、怪我シタ 金モ遣ヒ丹精ヲ凝シタモノデ、夫レ丈ケノ効験ガアル ナク毀ハシマシタ、或ハ石仏ヲ毀ハスニハ、夫々器械 ハスニ就イテ心配致シタハ、大工・人足ヲ使ハネバナ 神儒葬祭ヲ初メマシタ、田中頼庸ナドカ調ベマシ 怪我シタ者モ屋根カラ落チタ者モナク、無事滞り 障礙ヲ生シマスカラ、検査役ガ注意致シマシタ 一遍ニ帰シマシタ、祝祠モ作ツテ内訓致シマシ 其時葬

マシタ、斯ク立派ニ出来タハ全ク世ノ形勢ト、或ハ取扱ハ好クシテ貰ヒ、一家ヲ立ツルシ、喜ンデ兵隊ニナルリマシタカラ、不承知ナ者モアリマシタラウガ、生計シタ、元来貧乏者ノ寄合トモ云フベキ坊主ドモデゴザタ、還俗シタモノハ各々女房デモ持ツテ一家ヲ立テマ等ノ取扱ハ今申シタ通リ、生計モ豊カニシテヤリマシ等ノ取扱ハ今申シタ通リ、生計モ豊カニシテヤリマシ

ドハ毀ハシマシテ、広間ナドハ兵隊ノ屯所ニ致シ、

響キマスカラ、念入レテ指揮致サセマシタ、

山門ナ

カスルニハ随分工夫、職人等ガ怪我デモスルト人気

ハ学校ニモナシマシタ、然ルニ人気ガ盛ニナリマシテ、

使フニハ、初メノ見込ョリ多数デゴザリマシタ、初メけ来ニ至ツテ第一二入込ンダノハ、東西本願寺デゴザリマシタ、ケレドモ従来ノ習慣ヲ以テ、明治十年ノ戦リマシタ、ケレドモ従来ノ習慣ヲ以テ、明治十年ノ戦リマシタ、ケレドモ従来ノ習慣ヲ以テ、明治十年ノ戦リマシタ、ケレドモ従来ノ習慣ヲ以テ、明治十年ノ戦ノ末ニ至ツテ第一二入込ンダノハ、東西本願寺デゴザノ末ニ至ツテ 仕舞へト云フ コトデヤリマシタ、 サウイフニヤツテ 仕舞へト云フ コトデヤリマシタ、 サウイフ

人気ノ盛ンナ時

シタ、永年ニ渡ル様デハ行カヌカラ、

キマシタ、其間関係ノ者ハ昼夜眠食ヲ安ンセズ働キマ

元年ノ春ヨリ同三年ノ末比ニ至ツテ、

可ナリ結局ガ附

ガ宜イカラデ、障礙モ起ラナカツタト思ヒマス、

朝廷ノ為メニモ余程益ニナツタ、古へヨリ大小ノ寺院 リデ、物好キナ事ノヤウデゴザリマシタケレドモ、 キテ居ルハ、未タ七八人ハ居リマス、田中頼庸・山内 略ハ此通リデゴザリマス、其事ヲ専ラ取扱ツタ者ノ生 ヲ拵ヘテ、貯蓄シテ王政復古ノ資本ニ充テタトモ申 誣言デナイト思ヒマス、其中デ多少ノ困難ハアリ 時勢ガ能クテ存外甘ク出来キマシタ、 先概

鴻業ニハ夫レガ大ニ助ケトナリマシタ、人民ノ苦シミ シタ、此ノ如キコトデ大ニ国益トナリマシタ、維新

ノ主意デアルカラ、己レガ形像ヲ以テ実際目前

モナラズ、都合ガ宜シウゴザリマシタ、是レハ一藩限

益トナリマシタ、梵鐘・仏像・仏具ノ類ヲ天保銭ニ鋳 料ニ用ユルトカ、或ハ天保銭ノ料ニ用ユル等、大ニ国 ヲ救フハ、本意デアラウナド、云フコトマデモ諭シマ 訓諭ノ言ナドヲ引用シテシマシタ、即チ仏ハ衆生済度 換スルニハ、松平越中守殿ガ寛永通寶ヲ鋳ラレタ時 シタ、其他経済上ニハ、彼此レ十万余石ノ出方ニナリ マシタ、夫レカラ梵鐘・仏具・仏像ハ、是レモ兵器ノ シタケレドモ、増シテ三分一少シ足ラヌ兵士ヲ作リマ 五分一カトノ見込ミデゴザリマ ノ餓鬼 市來君 岡谷君(繁実) 結局ヲ見タノデアリマシヤウ、 シタ、皆還俗シマシテ、妻帯等致シテ立派ナコトニナ 格デゴザリマスカラ、 リマシタ、是レ等ハ ゴザリマシタ、其上大小僧正ノ僧位ノ資格ノモノモア ハ七八百石モ与ヘテアリマシタ、其他ニー村モ与ヘテ メル等ニハ、其功多イ人デゴザリマス 一郎ナト申ス輩ハ、神仏混淆ノ分離、或ハ神葬祭ヲ初 勅願所或ハ藩主ノ菩提寺等ニハ、草高デ千石或 取扱ノ寛大ト御処分ノ宜イノデ、無事ノ 尚ホ其分ニ応シタ取扱ヒヲシマ 朝廷ニ於テ御取扱ノ軽カラヌ資

ハ総出家ノ四分一カ、

トデアリマスカラ、許可ヲ得ルニ及バス、 シムル所デ、先年水戸様ニハ御心配遊バシタト云フコ 云フ様ナコトハ丸デナカツタデス、是レカ時勢ノ然ラ 棄ニ致シマシタ、坊主共ガ本寺・本山等訴ヘルナド 幕府ニ届ケマシテ、斯様々々デ時勢切迫云々ノ訳ヲ届 ニシテヤリマシタ、サウイフ取扱ヲスル前ニ、 ハ農ニ、商ハ商ニ還俗サセマシタ、食フコト丈ハ豊カ 至ツテモ無理ナ取扱ヲ為サズ、士族ハ士族ニ返シ、農 リマシタ、其辺ノ都合ハ宜フゴザリマシタ、其末々ニ 届ケ放シテ 朝廷

宜イト云フコトニ致シマシタトコロガ、

何ノ障礙モナ

リナガラ、

内実ハ幕府ノ方へ人ヲ遣ツテ讒誣シタコト

デス、

ク運ビマシタ、 面倒ナリシハ神仏混淆・分離デアリマ

スガ、

岡谷君 朝廷カラ喧シク論ガ出デ、ハ済マヌ訳デアリマ ソンナコトハ全クナイデアリマスカ、

市來君 ナタデモ、時勢其機ヲ得マセヌケレバ、果シテ困難ナ 夫レハ時勢ノ然ラシムルトコロデアリマス、 ĸ

ガ出来ルニ相違ナイト思ヒマス

水戸ハアレハドウイフ訳デ困難イタシタモノデア 何ノ障礙モナク、実ニ立派ニ行キマシタデスネ

リマス、

服部君(敏) ツテ、 ラ本山ニ訴ヘタコトデス、結城ナドモ激シクヤツテ居 足デ飛バスト云フ様ニシタモノデアルカラ、人気ニ障 程激クシマシテ、仏像抔ヲ取扱フモノハ首ヲ抜ヒテ、 ナル者ハ、自分デヤツテ人ノ咎ニシタノデ、下ニナル 人ハ憂ヒマシタノデゴザリマス、彼ノ反対ノ結城寅壽 殊二江戸二詰メテ、江戸ノ感情モ伺イ、夫レカ アレハ過激過ギテノコトデ、先キノ見ヘル

> 光モ其心ガアツテ、誰レゾ建言者ガ有レバ宜イト云フ コトヲ、思ツテ居ツタトコロデアツタサウデス、時機 勢デゴザリマス、私共建言致シタ即日採用シマシタ、久 ラ、 随分念入レマシタ、 然レドモ能ク出来タハ全ク時

至レリト喜ンデヤリマシタ、ケレドモ水戸様ノ事ヲ聞 イテ居リマシタカラ、命令シタ時家老ノ桂ニ申聞ケマ

シタハ、寺院廃合ノ事ハ国家ノ一大事デ、数百年来今

日ニ至ツテ信仰ノコトダカラ、此ノ事ニ関スル者ハ、

ノ者へ桂ヨリ申聞ケマシタカラ、各々厚ク注意致シマ 深ク注意シテ調査セヨト誡メタサウデス、其趣ヲ関係

シタ、ソコデ又此ノ大事ガ立派ニ出来タ原因ガゴザリ マス、是レハ故齊彬ニ起ツタコト、考ヘマス、安政五

年ノ夏丁度死去少シ前ニ、

朝廷ヨリ其前仰渡サレ

大小ノ寺院ニ在ル梵鐘・報時鐘ヲ除クノ外、悉ク藩庁 シタ梵鐘ヲ以テ大小砲鋳換云々ノ詔ニ対シ、齊彬ハ、

河・島津豊後抔ガ事蹟ヲ毀チマシテ、親キ者ハ他ニ遣兜」(※3)、八番ク罷メテ仕舞ヒマシタ、其事ハ岩下ノ叔父新納駿(※ シテ、未ダ潰サベル中ニ死ニマシタ、御承知ノ通り、 二収メサセマシテ、武器製造局ニ皆ナ集メテゴザリマ 齊彬ガ死後ハ 奸物共ガ ハビコリ マシテ、 齊彬ノ事蹟

非トモ一掃シテヤラネバナラヌト云フ考へハ、胸ニ溢 ス、私ハ岩下ノ面前デゴザリマスカラ、直言致シマス、 専ラヤツテ、夫レガ為メニ人望ヲ失ツタ人デゴザリマ 出タコト、申シテ宜シイト考へマス、今日ハ是レ丈ケ アラウト申シタコトデス、故ニ廃寺ノ原因ハ、齊彬ニ ケル丈ケハ致シマシタ、齊彬モ必ス廃寺ハヤラル、デ 醸シタモノデゴザリマス、私共モサウイフ所カラ、是 ウイフ事ヲシタモノデアリマスカラ、大ニ憤激ノ状ヲ 情デ、少シモ障礙ガナカツタデス、齊彬ノ徳望ハ今日 御病気ニナツテ、無クナラレタト云ヒ囃シマシタ、夫 殿様ハ寺ノ鐘マデモ御取上ゲナサレタカラ、其祟リデ リマス梵鐘モ本ノ寺々へ返シマシタ、其時ノ巷説ニ、 ガ、齊彬カ事蹟ヲ廃メルナドノコトハ、伯父ノ新納ガ レテ居リマシタ、齊彬ハ詔ニ対シ、幕令ニ従ツテ引上 ニ至ルマデ同様デゴザリマス、夫レニ奸吏ガ居テ、サ 彬公ノ存意デ、殊ニ詔ニ出タコトデアルカラト云フ人 後デ齊彬ガ致シタ事ハ、国民ハ悉ク善イ事ト思ヒ、齊 レ等ノ事ヲ有志者ハ憤激シテ激昂シマシタ、サウ云フ ノ御話デ置キマス、岩下モ出ラレマシタカラ申シマス

> 所トナリマシタ……(一同立礼) ザリマシタケレドモ、齊彬死後ノ仕方デ、一般ノ悪ム 彼ノ島津豊後・新納駿河ハ、齊彬ガ厚ク用イタ人デゴ [史談会速記録第十三輯]

ルトカ、免シタトカ致シマシタ、ソコデ取上ゲテゴザ

歴史編纂及材料収集ニ関スル

注意附七節

五四五

西澤之助談話速記

明治二十六年九月九日午後三時一同着席、

西澤之助

吉木竹次郎

デゴザリマシテ、一向何モ調ベテモ参リマセズ、考へ エー、オ話ヲ致シマス覚悟デ参リマセ - 816 **—** 

テモ参りマセズ、何モ御為メニナル様ナ話モ出来マセ

西君(沢之助)

君臨席、

厭ハセラレズ、皆様方ガ御尽力為サレテ下サレ、敬服 歴史材料ノ蒐集ノ事ニ就テハ、夏ノ暑サモ冬ノ寒サモ ヌ、却テオ煩ハシヲ掛ケ、オ耳ヲ汚スバカリデアラウ 誠ニ恐縮ヲ致シマス、年来此歴史編纂、即チ近世

ニナリタイト云フ事ヲ、之ヲ希望スルノハ学者モ無学 ス、善悪共ニ世ノ中ニ在ル所ノ事柄ハ、真直ニ其明白 頭徹尾相貫キマス様ニナリマス事ヲ、偏ニ希望致シマ

致シテ居ル訳デゴザリマス、就テハドウゾ其目的ガ徹

テ居 図 · 幾ツモアルケレドモ、余所ノ国ハ皆ナ優勝劣敗ノ結果) 極言スル 喋々スルマデモナイ、 テアル、 サン御承知ノ通り、 明細ナモノデ、仏蘭西ノ僅カノ間ノ革命史、是レモ皆 フモノハ中々明白ナモノデ、其他欧羅巴ノ強国トナツ 其年数誠ニ近イ国、其近イ国デアルガ、 二違ヒナイ、夫レデ国ト数フル中デ、亜米利加 是レモ沢之助一人貴重ト思フニアラズ、皆サン御同 テ不明瞭ナ事ガアラウ筈ハナイガ、其中ニモ一家ノ系 約マル所材料ニ富マナイ、材料ニ富ミテ居レバ、決シ クツ附イテ居ル、 形チヲ成シテカラ、 名目ハ帝国ト附テアリ、 ル国ハ、何レノ国デモ其国ノ歴史ハ綿密ナモノデ、 国ノ歴史、 ŧ 然ルニ日本ノ国柄ト云フモノハ、是レハ今更 弱肉強食ノ結果、 是レ位貴重ナモノハ世ノ中ニ無イ、 誰が読ンデ見テモ能ク分ル様ニシ 然ルニ日本ノ帝国ト云フモノハ決 全ク地球上ニ類ノナキ帝国デア 今日マデノ亜米利加ノ歴史ト云 帝国・王国・君主国ト名 君主国ト附イテアル 亜米利加ガ国 ナド 国

> 柄デアルガ、歴史ハドウデアルカト云フト、 上ニハドレ程捜シテモナイ、 フ様ナ国柄ハ、星ノ世界ニ行ツテ見レバ兎モ角、 族相集ツテ一国ヲ為シテ居ルノデアル、夫レデ斯ウイ モ、 帝室カラ血統カ分レテ居ル、直接ニ其血統ガ分レヌ者 方一系デ億兆ヲ統御為サレテ居ル、一国人民ハ悉ク其 年数ハ詳カニ数フルコトハ出来ヌガ、 シテサウデナイ、国ノ形チヲ成シテカラ何万年在ル モノデアル、夫レデ歴史ガサウナラバ、 カラ君主ニオ成リナサレ 皆ナ近族近親デアル、一国ハ即チ一族デアル、 ル理由ガ存ジテ、夫レカラ此 サウイフ立派ナ結構ナ国 全ク開国 事実ハサウデ 誠ニ粗ナ 地球 カ

分ラヌ、其分ラヌノハ何デ分ラヌノデアルカト云フト、

ヌ、トコロガ是レガソノ明瞭ニ世ノ中ニ容易ニ

賢者モ不賢者モ、

皆同一ニ希望スル所ニ違

シヒア

スルコト 事柄デ、 ヲ極メテ居ル、 ナイ、 ノデ、 又此御宇カラ此方殆ンド二千六百年、 テ居ツタトコロガ、 アルカト云フト決シテサウデナイ、事実ハ誠ニ密ナモ 書イテアル事ガ粗漏ナノデ、是レハ今更ドウ慨嘆ヲシ 是レハ誠ニ残念ナモノデアル、 一寸モ暗ヒ事カナイ、 今更磨滅シテ仕舞フタコトハ、今更如何トモ ガ出来ヌガ、日本ニモ此 皆サンモサウデアリマセウ、 記シテアル限リナモノヨリ出テ来 明カナルモノデアル 神武天皇御宇マデ、 其間ニ度々改革 是レハ我々遺 古イ所 ガ、

ツテ、大切ナ方ガ今日ハ已ニ居ナイ人ガ沢山アル、夫 年遡リテ明治十五年頃スレバマダマダ易ヒ、此事ニ与 其時ニシタラドウダ、マダ今日ヨリ事ガ易イ、今十箇 年ト云フ頃ニ、皆サン御熱心為サレテ居ラル、丈ケ、 又タ今日デナク、五箇年遡ツテ明治ノ二十年・二十一 今ヨリ二十箇年後ニシテモ出来ルカト云ヲト、 集メテ置キタイ、是レハ今日ニスレバ期シテ出来ル、 ニ編纂スルマデニ行カヌ時ハ、其材料丈ケハシツカリ テ立派ニ編纂ガ出来タラ是レハ此上モナイ、若シ立派 ヲ穿鑿スルト、矢張リ同ジ事ニナル、之ヲ明ニスルニ 年、或ハ三百年・五百年ノ後ニ分ルカト云ヘバ、夫レ アルガ、今日ハ能ク分ツテ居ルガ、今カラ百年・二百 今言フマデモナク能ク分ツテ居ル、皆サンモ御承知デ ハ決シテサウハ行カヌ、今日ヨリ千年・千五百年ノ前 トモ中々難ヒ、僅カ十箇年・二十箇年ノ後ハ弥々難ヒ、 ハ、ドウシテモ此事実ヲ一纒メニシテ纒メテ、サウシ 出来ル

始メテ成ツタノデハナク、本ガアルノデアル、其本ハ居ラレマセウ、夫レデ此維新ノ改革ハ、其成ルノ日ニ

ハ澤之助一人ソウ思フノデナク、皆サンモサウ思ツテ

ハ有ツタガ、

御維新ノ改革ガ一番大キナ改革ダ、是レ

来タ人ガアリマス、色々此世ノ中ノ話ヲシテ、サウシ

ニ就テ國光社

ンナ事ガアルカモ知レヌ、昨日モ國光社へ、教育ノ事

ノ所論ヲ聞キタイト云ツテ、

東北ノ人デ

居ル、 ル 問フテ見ルト、世ノ中ノ事ハ能ク承知シテ居ル人デア 云フハ善キモノデアル、悪ト云フハ善クナイモノデア ノデアル、名目ガアツテ後ニ実ガアルノデナイ、 タ様ニ考ヘマスガ、実物ガアツテ符牒ヲクツ附ケタモ 配ヲ致シマシタ、此考ト云フモノハ、イツゾヤモ申シ ト云フモノヲ消滅サス様ニナルデアラウト、私共ハ心 サウイフ様ナコトニナツタラ、夫レデハドウモ日本国 居ル所ノ道徳ノ考、澤之助ノ年来心配シテ居ル所デハ、 オ考デゴザリマスカデゴザリマスガ、 全フシテ行クト云フコトハ出来ヌト云フコトヲ言ツテ ソコデ道徳モ世界ノ道徳ノ長ヲ採リテ、我国ノ短ヲ補 テ、各国ノ長ヲ採ツテ我国ノ短ヲ補フト云フ時デアル、 ハネバナラヌ、道徳ハ進歩主義ヲ執ラネバ、日本国ヲ ガ、是レハ御当会ニ御出デ為サル、方ハ、ドウイフ 甲ノ善ト乙ノ善ト、其善トスル処ノ実体・実物 無学者カト云フト決シテサウデナイ、段々事ヲ 國光社ノ持ツテ

高クコチラハ低イ、是レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好善真美ト唱へル所ノモノデアツテモ、日本デハ之ヲ不善真美ト唱へル所ノモノデアツテモ、日本デハ之ヲ不がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、斯ウ(真似)物ガニツアル、コチラガ重がテ見ルト、明ノ善には、いて、大概分ツテ居ルが、人ノ好のコチラハ低イ、是レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコチラハ低イ、是レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコチラハ低イ、足レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好き真美のコチラハ低イ、足レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコチラハ低イ、足レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコデラハ低イ、足レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコチラハ低イ、足レハ大概分ツテ居ルガ、人ノ好のコデールが、カールを対対である。

思ツテ居ツタトコロガ駄目デアル、国ハ次第ニ進歩シ

ニ唱へテ居ツタ事ナリ、思ツテ居ツタ様ナ事ヲ矢張リヘデアルカト私ガ尋ネマシタラ、憲法ノ出来ナイ先キ

テ此道徳談ニ及ビマシタ、

道徳ノ考へハドウイフオ考

ツテ居ル、況ンヤー国ト一国ノ国王トニツ並ベテ、ドケル、徹頭徹尾同一ノモノデアルト云フコトハ出来ヌ、人ノ好ミニ依ツテ軽重ガ附ク、誠ニコノ恐ロシイモノハ、君臣ト云ツテモ、其臣タル者ガ飽クマデモ君ノ為ハ、君臣ト云ツテモ、其臣タル者ガ飽クマデモ君ノ為ハ、君臣ト云ツテモ、其臣タル者ガ飽クマデモ君ノ為ハ、君臣ト云ツテモ、其臣タル者ガ飽クマデモ君ノ為ハ、君臣ト云ツテモ、其臣タル者ガ飽クマデモ君ノ為ハ、君臣ト云ツテモ、其臣タルトコロノ方法手段、決シテ同一ノモノデナイ、皆ナ違い、別シア居ル、況ンヤー国ト一国ノ国王トニツ並ベテ、ドツテ居ル、況ンヤー国トー国ノ国王トニツ並ベテ、ドツテ居ル、況ンヤー国トー国ノ国王トニツ並ベテ、ド

テ居ツタラ、 範ニハ採レヌ、是レハ明々白々デ、火ヲ観ル 是レハ明カナルコトデアル、ソコデ道徳ノ焼点ト云フ 精神丈ケガ立派デモ賊子デアル、決シテ忠臣デハナイ、 人ガ、若シ陛下ノ聖意ヲ外ニシ、 重イカ、国ガ重イカ、一所ニ重イ、国ヲ愛スルト云フ 日本ハドツチガ重イカ、 王ヲ置イタモノデ、 ナラヌ、是レガ標準デナクテ、 ナルコトデアル、日本ノ道徳ハ日本ノ歴史ニ依ラネバ アツタラ、是レハ乱臣賊子、 ルト云フ論ハ、日本ヲ除キテハドコニモ勢力ガナイ、 ト云フ時ハ、 モノハ、日本国デハドウーシテモ余所 国ノ為メニスルノデアル、 歴史ヲ読ンダ人ナラバコンナ事ハ言ハナイ、 ルガ、二三年前モ巴西国ノ様ニ追ツ払フ事モアル、 君ヲ思フト云フ人ガ、国ヲ余所ニスル人ナラバ、 亜米利加ノ様ナ国ニスルカ、佛蘭西ノ様 断頭場裏ニモ掛ケケルガ、死刑ノ宣告モ 一国ノ王ト我々ガ意見ヲ異ニスル コツチガ重イト、是レハ日本 決シテ国ヲ愛スル人デナ 国ト帝室ト一ツモノデア 道徳, 勅命ヲ外ニスル人デ ノ焼点ガ側カラ出 ノ国ノモノヲ模 ヨリ明カ 帝室ガ

> ル、 仕舞フ様ナ事ガ起ツテ来ルハ、是レハ明ナルコトデア 依ルカ、 決シテ出来ナイ、デアルカラ一国中君民ト共ニ安心ス 差構ナイモノデアルケレドモ、法律ヲ以テ夫デ安心 渡リヲスル様ニ、能ク渡ツテ脱ケテ、夫レデ差構ナイ 密ニスレバスル程奸智ニ長ケテ、 モノハ、 ナ国ニスルカモ知レヌ、 ルト云フハ何デアルカ、即チ道徳デアル、道徳ハ何 余所ノ国ノ宗教ナドヲ全体開クニ、貴重ノ人命ヲ 一国ノ歴史ニ依ラネバナラヌ、一国ヲ覆シテ 法律ヲ以テ維持出来ルノデハナイ、 ソコデー国ヲ維持スルト云フ 徳教ヲ開ク為メデアル、夫 奸智ニ長ケテ猿 法律ハ緻

チラガ貴イカ、

ヘテ、国王ガ軽イト云フ、一国ノ為メニドチラガ重イカト云フト、日本ヲ除ク

ノ外ハ国ガ重クテ、

事実ヲ調ベテ見レバ、朝敵ノ名ヲ受ケテ居ル者モ、受ケタル人モアリ、動王ノ名ヲ受ケタル人モアル、其精神ノ在ル所ハ徹頭徹尾規則的デナク、其事実ヲ明ニやデ思フテ見マスルト、明治ノ改革ト云フモノハ、其断ツハ何ガ為メデアルカ、徳教ヲ開ク為メデアル、夫断ツハ何ガ為メデアルカ、徳教ヲ開ク為メデアル、夫

夫レデ今日ハ、有形的ノ事業ニハ沢山皆ナ熱心ニ骨ヲ

所ノ朝敵ノ様ナモノデナイ、

明々白々事実ヲ明ニ記シ

テ置キタイモノデアル、

朝廷ヲ亡ボシテ、己レガ天子ト為ラフト云フ様ナ、

実ヲ明ニ纒メテ、之ヲ後世ニ伝フルト云フノハ、石碑 路ヲ直ストカ、実ニ宜イ事ニ相違ナイ、 デナイカラ、 モ丸デ段階ノ違フモノデアルト思フ(演壇ヲ打ツ)、ソ ヲ立ツルト云フ様ナ騒ギニ比ベテ行クト、 違ナイ、 界ニ比類ナキ帝国デアル、其帝国ハ何カラ起ツテ来 望シテ止マヌコトデアリマス、夫レデ私共明治十年頃 方法ヲ充分御研究ニナツテ、 コデ是レハ唯々頭ヲ痛メタバカリデ、仕方ノアルモノ イフ物ヲ築クトカ、コヽニ石碑ヲ立ツルトカ、コ テ日本国ガ此一系不易ノ国体ヲ為シテ居ルノデナイ、 テ、今日マデ来タノデアルカラ、決シテ支那 日本人ノ特性ハ一種言フベカラサル所ノ味ノ特性ヲ以 カト云へバ、決シテ法律ノ為メデナイ、日本人ノ特性、 ニシテ居ル、他ニ望ム所ハナイ、ドーゾ此日本国ガ世 ラ皆様ノ御蔭ヲ受ケテ、其主意ヲ記シテ、之ヲ分ツ様 カラ十数年、 欧羅巴ノ徳教ノ為メニ日本国ガ出来テ、 結構ナ事ニ相違ナイガ、此維新ノ際前後 四方ニ奔走シテ居リマシタガ、 夫レヲ発達スル様ニ、之ヲ貫徹スル様 一日モ速カニ成ル様ニ切 結構ナ事ニ相 百倍モ千倍 十二年 サウシ 、ノ道

> 尤千万、 ハ國光ニ ガ一昨年モ國光社へ論文ヲ下サレタコトガアル、夫 云フモノヲ極言スルト、 ドウデアルカト云フト、 ウイフ様ナ国柄デ、 日本ニハ此日本ノ歴史ヲ見ル事ト、 掲載シテ置イタ事デアルガ、 今日ニズーット 未タ至ラヌ有様デアル、 其国情ト云フモノ、 其勝伯 来タガ、 其歴史ト 余所 今日 (ブ)国 モ

折ル時デアツテ、アスコニ堤防ヲ築クトカ、コヽニ斯

ゥ

サ

思ツテ居ルコトヲ想像シテ言フノデナク、日本ノ国デ 歴史ヲ、マダ低イ〈\ト見テ居ル、 上等デアルガ、中々サウデナイ、 云フ各学校-ノ歴史ヲ見ルト同ジ様ニシテ居ルト云フナレバ**、** ――上ハ大学校ヨリ日本ノ歴史デアルト云 余所ノ国ヨリ日本 唯々世 ラ中 ・ノ者ガ 余程

モ緻密ニ見レハ、徹頭徹尾頭ニ這入ルマデハ、余所 ウシテアルカト云フニ、自国ノ歴史ハ最モ鄭重ニ、最 ツテ、立派ニ之ヲ特別ニ教テハナイ、余所ノ国ニハ ド

国ノ歴史ヲ読マセナイト云フ程ニ学校デ教ヘタ、

ソ

デ佛蘭西ニアツテハ、

小イ時カラ小学校デ我国ノ貴キ

学校ニハナイガ、大学校ガ出来テカラ日本ノ教育ハド 模範ニシタモノデアルト云フ様ナ事ハ言ハヌ、 ヲ教フルノニハ、佛蘭西ハ結構ナ国デアルガ、 ノ教科書ニ、佛蘭西程宜イ所ハナイト云フ、日本ニハ小 獨逸ヲ 佛蘭西

云フコトハ六ケシイモノデゴザリマスカラ、御考へニ 是レ丈ケノ事ヲスルト云フ様ニ、権利・義務ノ道徳デ 義務ノ道徳デ、君ガ是レ丈ケノ事ヲスレバ、己レハ是 テモ、方法モ手段ヲ得ナイト、中々其事ヲ貫徹スルト 西洋ノ風ガ余リ吹イテ来タモノデアルカラ、サウナツ アル、又分リ易イ事デ分ラヌコトガアル、是レハ全ク ナツタリ、 モー〜此事ノ進ムヲ祈ツテ居リマス、ドウゾ此志アツ デアルト切望スルコトデアリマス、切望ノ余リ、何時 尾明カニ、是レハ命ヲ懸ケテ、サウシテ出来タイモノ タノデアル、呉々モ維新ニナルマデノ事柄ハ、徹頭徹 レ丈ケノ事ヲスル、親ガ是レ丈ケノ事ヲスレバ、子ハ 御協議ニナツテ、方法ニ手段ヲ過マラヌ様

> ツテ止マヌコトデアリマス………(一同座礼 ニシテ、御志望ヲ貫徹致シマス様ニ、国家ノ為メニ祈 (史談会速記録第十三輯)

シテ居ル、当局者モ日本ノ道徳ハ、是レガ焼点デアル

日本

日本ノ道徳ノ焼点ハ何デアルカト云へバ、冷淡ニ

勝伯ノ論ノ通リ、道徳ヲ貴重ニ取扱ツテナ

ハ闇デアツタモノデアル、明治二十三年ノ教育ノ勅語 ト云フコトヲ明言シテ無カツタ、言ツテ見レバ、 ウデアル、

五四六 歴史編纂及史料収集ニ関スル希望附三 節

佐田白茅談話速記

君臨席、 明治二十六年九月九日午後四時一同着席、 佐田白茅

吉木竹次郎

速記

佐田君(白茅) 段々此史談会デ、

学校モ、西洋ノ倫理学ヲ以テ道徳ヲ教ヘテ居ル、権利 ガ、今日地方ノ学校へ行ツテ見レバ、アノ中学校モ此 デ、是レデ始メテ日本国ノ道徳ハ明ニ分ツタ筈デアル

事、次二ハ編纂ノ事ニナリマシテモ、明治二十一年ヨ テモ、急ニ捌ケルコトモアリマスマイ、依テ此事ヲ極 内省へ願上ケモゴザリマシタ、トコロガドウモ予テ考 シ、夫レカラ旧藩事蹟取調所ョリモ、一度ナラズ再三宮 過キ又慇懃ナル品川子ノ建白、其他度々建白モ出マス 始メ宮内省ヨリ四家ニ編纂ノ事ヲ仰付ケラレ、一両年 り今日ニ至リマシテ、彼ノ事業録ニモゴザリマス通り、 助君モオ話ニナツタ様ナ訳デ、 ク広イ事ニ致シテ、<br />
国庫ノ力ヲ以テ、<br />
挙行スルト<br />
云フ ヘマス所ガ充分行キマセヌ、此ノ上宮内省ニ嘆願致シ 此取調上ノ事、 採集

歴史ノ事ヲ先刻西澤之

夫レニ就キマシテ、右ノ是マデ段々速記録ニモゴザリ

シマス所ノ事ハ、追々書面ヲ作リ、諸君ニオ廻ハシ申 議会ヨリ政府ニ願ツテ貰フコトニ致シタラバドウシタ シマス積リデアリマス、其節ハ充分御尽力ヲ下サレマ 動キガツクデアラウト云フ思込デアリマス、其請願致 ラノ請願ト云フ訳ニナリマスナラバ、ドウトカ其間 モノデアラウカ、左様ニ致シタラバ、日本全国総体カ 云フ事ヲ、 ヲオ附ケ下サル様ニ願ツテ置キマス、 シテ諸君ニオ廻シ申シマ テ政府ニ建議スルト云フコトデゴザリマス、遠カラズ テ、其上デ始メテ議会へ出シ、其主意ヲ以テ決ヲ採ツ 夫レ故ニ一通リノ書附ヲ作リマシテ、諸君ノ賛成ヲ得 ヲスル、夫レデ区々ニナツテモ都合ガ悪ウゴザリマス、 置キマシテ、一体ノ所ハ代議士ニ頼ミテ、 ス様願ヒマス、此書附ハ会員及ビ同志ノ人へ配布シテ マスマイニ依リテ、当年ノ議会ニ持出シテ、サウシテ カリ空ニ考へテ居テモ、 トデゴザリマス、其評議ト云ツテモ、 取調委員其他ニテ昨今評議ヲナシテ居ル スカラ、其節ハ充分ニ御高案 到底要領ヲ得ルコトデゴザリ 唯々広ク会員バ 政府へ請願

事ニ致シタラバ、

或ハ此歴史編纂ノ事ガ出来ヤウカト

ノニハ、一時ノ誤リデアラウトカ云フ事ヲ書イテ、証バナラヌ、採集ナラバ事蹟ヲ採リ集メテ、不確ナルモルト思フ、編纂トナルト其事ニ就テ褒貶黜陟ヲ附ケネヌ、今国史編纂ト云フモノト史料採集トハ、差別カアヌ、今国史編纂ト云フモノト史料採集トハ、差別カアス、山田東の東の東の東の東の東京が、東アレバ名ガナケレバナラスガ、高級の上のでは、一つのでは、正のでは、一つのでは、

柄ハ事柄デアレバ、必ズ是レハ許可セラル、コトデア本全国ノ総代ヨリ政府ニ願フト云フコトニナレバ、事

蹟ヲ集メ置ケハ、褒貶黜陟ハ其中ニ含ムデ居ル事ナレ 唯々採集ト云フコトニシテ、取調所デ材料ノ確カナ事 判決ニ任ス様ニセネバナラヌ、当時ハ何分判決ノ附ケ ヲ挙ゲマス、 キ事ト申サレタ事デアリマシタ、今取調ノ史料採集ニ ネバナラヌト云フ演説ガアツタ通リ、又其後蜂須賀侯 事デ、今ノ所ハ夜ヲ昼ニ継イデ、早ク取調ノ法ヲ附ケ リ、彼是レ致シテ居レバ、先輩モ死亡シテ仕舞フ様ナ 実行シタ事、目撃シタ事ヲ集メテ置ケバ、間違ヒガ無 黜陟ヲ附ケルト云フコトハナイ、一方デハ褒貶出来テ バ、後日公明正大ノ人ガ出テヤレバ宜イ、今強テ褒貶 ラレヌ事情ガ其間ニ在ル、然ラバ編纂ト云ハズシテ、 ナイト云フ二説アル様子、是等モ二様挙ゲテ、後世ノ アル、夫レヲ二説共挙ケ、又堀田家ニハ違勅ト違勅デ カラウト思フ、既ニ先回蜂須賀侯ガ柳光亭デオ話 ハ褒貶ヲ入レヌト云フコトニスレバ、彼此酙酌モ入ラ へ品々伺ヒノ内ニ、歴史ノ草稿ヲ作リテ置クハ、宜シ 一方ニハサウデナイト云フ論ガ起ルユへ、自分デ 我レモ材料ヲ出サウカ、己レモ材料ヲ出サウト云 先年伏見寺田屋ノ事ノ如キ、是レモ二説 ブ通

タイ事デアリマス、一寸其事ヲ申シマス(一同座礼)藩事蹟取調所ニオ出デニナツテ、充分御討論ニモナリル、手寄々々ニテ、議員方ニオ説キヲ願ヒマス、又旧廻シマスデアリマセウカラ、其節ハ能ク御考ヘモ下サ廻シマスデアリマセウカラ、其節ハ能ク御考ヘモ下サのデアリマスカ、史談会ノ本旨モ又茲ニ在リト思ヒマスデアリマスカ、史談会ノ本旨モ又茲ニ在リト思ヒマスがアリマスが、

拠物ヲ挙ゲ、

事毎褒貶黜陟ヲ加へズ、可成在来

ノ事実

、年紀違いにより、文久三年(刊本第二巻)へ移ス」、玉里邸御所蔵書類(文久二年ノ部)など一冊は、]

〔史談会速記録第十三輯〕